## 平成 26 年度 岩手県立大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程学位論文

ドクター・バーナードホームの児童養護実践と 英国 1891 年児童監護法の成立 —1880 年代後半の裁判事例を中心として—

平成 27 年 1 月 19 日

岩手県立大学大学院社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士後期課程 2262010001

高 松 誠

# 平成 26 年度 岩手県立大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程学位論文

# ドクター・バーナードホームの児童養護実践と 英国 1891 年児童監護法の成立 —1880 年代後半の裁判事例を中心として—

## 目 次

序章	: 7	研究0	り目	的	及て	肾	景	Į																			,
								•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	Ć
		究の目																									
1.		研究																									
1.	2																										
1.	2 .	1		里的																							14
1.	2 .	2		究の																							15
1.	3																										17
1.	4	本論	文(	カ構	成			•	•	•	•	•	•	•	•							•	•	•	•		19
1.	5	補遺	( *	末き	資丬	纠に	= =	しし	17	(	•	•	•	•	•	•						•	•	•	•		21
		È··																									23
序章	乽	多考文	献		•					•			•		•								•		•		27
第 1	章	バー	ーナ	_	ドオ	<del>-</del> -	- <i>L</i>	ς σ.	り児	己重	揰	護	実	践	ع	そ	· 0)	같	딁	ŧ							
第 1	章			— 世糸					-							_		-		1							
第 1	章								-							_	事	業	_	-							31
		_	19	世系	己後	:半	英	国	115	お	け	る	博	愛	慈	善	事 ·	業	_								
	バー	- -ナー	19 ドァ	世糸 t —	<b>己後</b> ム1	<b>半</b> こま	<b>英</b>	国	lに 児	お 童	け 救	る 済	<b>博</b> の ネ	<b>愛</b>	慈	善	事 ·	<b>業</b>	-								31
1.	バー	_	19 ドァ 世紀	世系 トー  後 <sup> </sup>	2後 ム1 半の	: <b>半</b> こま 英	英 id 国	国	にり、児お	お は	け 救 る	る 済( 記重	<b>博</b> の神 重教	<b>愛</b> 児児 ス済	慈	<b>善</b> 動	事	業 ·	-							•	31 31
1.	バー 1 2	- -ナー 19 † ラギ	19 ドァ 世紀	<b>世糸</b> ト/後/シ	となり	: <b>半</b> こま 英 一	英は国ルジ	国に国	に 児 り り り お 動	<b>お</b> ・	け数る。	る済の	博 の 神 重 教	<b>愛</b> 児児 ス済	<b>慈</b>	<b>善</b> 動	事 .	業	-		•						31 31 32
1. 1. 1.	バー 1 2 3	- ナー 19 † ラギ愛	19 ドルッ 慈	世・大後ト善	2後 ムドク業	<b>半</b> こ 英 一 (F	英 id 国 u hi	国 ト る に 軍 la	に 児 お 動 nt	お 童 t hr	け 救る。 op	る 済 え ・ y)	<b>博</b> の 教	<b>愛</b>	<b>慈</b> 、	善 動 • •	事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業	-								31 31 32 33
1. 1. 1.	バー 1 2 3 4	- ナー 19 † ラ博 東 東	19 ド紀ツ慈救	世 ト後ト善年	26 ムドク業動	<b>半</b> ま英一(Fラ	英 id 国 id id id id id id id id id id	国とは軍しずの	に 児 お 動 n t ト	お 童け hrス	け 救る opク	る 済 注 ・ ソ ー	<b>博</b> の 型 ・ レ	<b>愛</b>	慈、運	* 善	事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業									31 31 32 33 34
1. 1. 1. 1.	バー 1 2 3 4 5	- ナ19 す見ラー サイフ サイフ サイフ サイフ サイフ サイフ サイフ アイ・カー・ アイ・アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・アー・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・アー・アー・アー・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・カー・ アイ・	19 ド	世 ト後ト善等ト	26 ムドク業動ク	:半 こ 英 一 (ドラル	英 は 国 ル い に も と	国 るに重しずい	に 児お動いトー	お 童け hrスナ	け 救る のクー	る済・リンプ・ド	<b>博</b> の 彰・・ レ の **	<b>愛</b> 児 済	慈、運・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*善	事	業・・・・・									31 32 33 34 36
1. 1. 1. 1. 1.	バー 1 2 3 4 5 6	- 19   博児ラ救-   14   愛童ギ済	19 ド紀ッ慈救ッ事	世 ト後ト善各ト業 一半ス事運スの	2後 ムドク業動ク世	2半 よ英一(と一論)	英 は 国 ル い に も と の	国 るに重しずこの	に 児お動い ド表	お 童け hrスナブ	け 救る のクー法	る済電・ソード・	博 の 割・ ・ レ の !	愛見済	慈 点 運 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	*	事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-							 	31 32 33 34 36 38
1. 1. 1. 1. 1.	バー 1 2 3 4 5 6 7	− 19 ラ博児ラ救バー サギ愛童ギ済ー	19 ド紀 ツ慈教 ツ事ナ	世 ト後ト善客ト業一系 一 兰 ス事運スのド	26 ム半ク業動ク世ホ	** こ 英一(と一論)	英 は 国 以 に は に に に に に に に に に に に に に	国 るに重してこのの	に 児お動い、 で表実	お 童け hrスナブと	け 救る opクー注意	る 済電・)」ド・善	博 の類 レの 事	愛見済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	慈 気運・・・	* 善. 動・・・・お	事・・・・・・・け	業・・・・・・・る		割	・・・・・・ ・・・・	· · · · · · 变	••••				31 31 32 33 34 36 38 39
1. 1. 1. 1. 1. 1.	バー 1 2 3 4 5 6 7 8	− 19 博児ラ救ババー 14 学愛童ギ済ーー	19 ド 世 ツ 慈 救 ツ 事 ナ ナ	世  お後ト善斉ト業ーー	26 ムドク業動ク世ホホ	半の英一(と一論一一	英 は 国 ル い に に に に に に に に に に に に に	国 るに重しずこのの「	1 児お動い、 で表実年	お 童け トスナブと幸	け 救る op クー注 発生	る 済見・ソード・善書	博 か刻・しの・事」	愛、児済・・・実・業が	慈 点運・・ 浅・に伝	善動・・・・おえ	事・・・・・・ける	業・・・・・・る「		割童	· · · · · · の救	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····································				31 31 32 33 34 36 38 39 40
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	バー 1 2 3 4 5 6 7 8 9	− 19博児ラ救バババー 11年愛童ギ済ーーー	19 ド世 ッ 慈救 ッ 事 ナ ナナ	世	26 ムドク業動ク世ホホの	半の英一(と一論一一児	英 は国ぶらせへムム童	国 とに軍していの「牧国 るに 重 a ツノ 羽写な ※	1 児お動い、 、 表実年斉に 児お動 1 トー 耳 異 2 選	お 童け・h スナブと幸重	け 救る ロクーラ 1 1 最前	る 済電・) ノド・善書・	博 か製・・レの・事」・	愛、児済・・・実・業が・	慈 気運・・ 浅・に伝・	善動・・・・・おえ・	事・・・・・・・ける・	業・・・・・・る「・	一	· · · · · · · · · 割童·	・・・・・の救・	••• • • • • • • • • • • • • • • • • •	・・・・・・化」・				31 31 32 33 34 36 38 39 40 44
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	バー 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	− 19 博児ラ救ババー 14 学愛童ギ済ーー	19 ド 世 ツ 慈 救 ツ 事 ナ ナ ナ 救	世 ト後ト善斉ト業ーー一斉 一 当 ス事運スのドドド連	26 ム半ク業動ク世ホホの動	半の英一(ユー論一一児か	英 け国気におとてなる する	国 るに重し、このの「数み」	11 児お動い、 、 表実年斉た	お 童け・h スナブと幸重孔	け 救引 ロクー注意告観児	るの済見のソードに禁言見り	博 か敷・・レの・事」・済	愛、児済・・・実・業が・・	慈 気運・・・ 桟・に伝・・	善動・・・・おえ・・	事 ・・・・・・ける・・	業・・・・・・る「・・	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・割童・・	・・・・・の救・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	化」				31 31 32 33 34 36 38 39 40 44 46

2		_	ハー	,		Γ,	/ \ -	_	4	+	火	FIX T	百 f	青 ().	) 1고	旦	11	1)	•	•	•	-	-	-		_	-	•	-	4 /	
2	. ;	3	バー	ナ	_	ド	木-	—,	ム	に	おり	け・	る	渚旅	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48	,
2	. 4	4	第 4	0 [	可名	丰	欠幸	设台	告	書(	り	焸县	要		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	• 54	
2	. !	5	バー	ナ	_	ド	木-	—,	ム	に	おり	け・	る	実践	È :	諸	機	能(	<b>の</b>	分	類			•	•	•	•	•		60	į
2	. (	6	バー	ナ	_	ド	木-	—,	ム	児:	童	養	護:	実践	きの	全	体	像	•	•				•	•	•	•	•		61	
3	. /	<b>у</b> ў—	ナー	ド	木-	—.	ム†	博:	愛	慈	善	事 :	業(	の特	<b>}</b> 徵	•	•		•	•				•	•	•	•	•		63	,
3		1	自助	( ·	セノ	ル	フィ	^,	ル	プ)	)						•	•						•		•	•	•		• 63	į
3	. :	2	博愛	慈	善	事:	業。	ع	し	て	の <i>i</i>	バ.		ナー	- ド	ホ	—	ᄉ;	運	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64	
4	. /	バー	ナー	・ド	木	—	ム	実	践	の	宗	教	的	背爿	롲 –	プ	IJ,	₹ ;	ス	•	ブ	レ	ズ	レ	ン	_			•	- 65	)
5	. /	<b>у</b> ў—	ナー	ド	木-	—.	إك	児:	童	養	護:	実	践。	と福	音	主	義	の	関	係				•	•	•	•	•		66	į
6	. /	バー	ナー	ド	ホ-	—.	ム۱	= ;	お	け・	るけ	専	愛系	慈善	事	業	~ (	208	3 6	بے ر	のが	讨」	七九	<b>5</b> \	ら	•	•		•	• 68	,
6		1	COS	ا ع	Ì٢.	Ва	arn	nar	rdo	o'	s		Но	mes	<i>(</i> )	対	立	-A	rb	it	ra	ti	on	C	as	e-	•	•		- 70	)
6	. :	2	バー	ナ	_	ド	ホ-	—,	ム	博	愛	慈:	善	事業	きの	特	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71	
7		第 1	章ま	٤	め	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	72	
			注·																												
第	1 🗓	章	参考	文i	献		•	•	•	•								•		•	-		•	•		•		•	•	82	
第	2	章	バー	ーナ		- H	ドオ	<b>ķ</b> -	—,	ム		お	け	る-	子 &	<u> </u>	0 ر	) 親	見札	霍 :	を	め	<b>(</b> *	る	裁	半	亅事	移	ij		
																														• 87	!
1.			サ・																												
			サ・ 考察																												
1 .		1		上	の ł	留	意,	点		•	•														•			•		88	;
1 . 1 .	•	1 2	考察	上 の	の 概 顕	留記	意 / •	点 •			•							•	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	•	•	•	•	•	88 88	
1 . 1 .		1 2 3	考察 裁判	上のタ	の l 概 i イ l	留まし	意, • 関 <sup>-</sup>	点 • す	・ ・ る	· · 訴	· 公	経	· · ·	 	•		· ·	•		•	•			· ·				•	•	88 88 89	3
1. 1. 1.	. ; . ;	1 2 3 4 5	考裁女裁タ祭判児判イ	上のタのケ	の概える	留要に響え	意・関うの	点・す博ま	・・る愛と	・訴慈め	· 訟 善	経 事:	· 過 業							· .	· ·	· · ·	· · ·		· · ·	· · ·	· · ·			88 88 89 92 96	()
1. 1. 1.	. ; . ;	1 2 3 4 5	考裁 女裁	上のタのケ	の概える	留要に響え	意・関うの	点・す博ま	・・る愛と	・訴慈め	· 訟 善	経 事:	· 過 業							· .	· ·	· · ·	· · ·		· · ·	· · ·	· · ·			88 88 89 92 96	()
1 . 1 . 1 . 1 . 2 .		1 2 3 4 5 ジョ	考裁女裁タ祭判児判イ	上のタのケロ	の概イ影ーデ	留要に響スィ	意・関とのケー	点・ す 博 ま 一	・・る愛とス	・ 訴 慈 め・	・・・訟・善・・・	経事:	· 過 業 ·									· .			· · ·	·	·			88 88 89 92 96	3 3 ) )
1 . 1 . 1 . 1 . 2 .		1 2 3 4 5 ジョ 1	考裁女裁タン考ジ察判児判イ・察ョ	上のタのケロのン	の概イ影ーデた・	留要に響スィめ口	意・関とのケのデ	点・す博ま一史ィ	・・る愛とス料ケ	・・訴慈め・と一	・・訟善・・方ス	・・経事・・法の	• . 過業 • . • 背	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·														·		88 89 92 96 97 97	
1 . 1 . 1 . 1 . 2 .		1 2 3 4 5 ジョ 1	考裁女裁タン考察判児判イ・察	上のタのケロのン	の概イ影ーデた・	留要に響スィめ口	意・関とのケのデ	点・す博ま一史ィ	・・る愛とス料ケ	・・訴慈め・と一	・・訟善・・方ス	・・経事・・法の	• . 過業 • . • 背	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·														·		88 89 92 96 97 97	
1 . 1 . 1 . 1 . 2 . 2 . 2 .		1 2 3 4 5 ョ 1 2	考裁女裁タン考ジ察判児判イ・察ョ	上のタのケロのンン	の概イ影ーデた・・	留要に響スィめロロ	意・関とのケのデデ	点・す博ま一史ィィ	・・る愛とス料ケケ	・・訴慈め・と一一	・・訟善・・方スス	・・経事・・法のの	. 過業 背経	景過																88 89 92 96 - 97 97 - 98	3 3 ) 2 3
1. 1. 1. 2. 2. 2.		1 2 3 4 5 1 2 3 4	考裁女裁タン考ジジ察判児判イ・察ョョ	上のタのケロのンンに	の概イ影ーデた・・お	留要に響スィめロロけ	意・関とのケのデデる	点・す博ま一史ィイ親	・・る愛とス料ケケの	・・訴慈め・と一一親	・・訟善・・方スス権	・・経事・・法のの優	•過業• • • 背経位	・・・・・・景過の																88 89 92 96 97 97 97 101	
1 . 1 . 1 . 1 . 2 . 2 . 2 . 2 . 2 .		1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 5 7 1 2 3 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	考裁女裁タン考ジジ英察判児判イ・察ョョ国	上のタのケロのンンにナ	の概イ影ーデた・・おー	留要に響スィめロロけド	意・関とのケのデデるの	点・す博ま一史ィイ親争	・・る愛とス料ケケの点	・・訴慈め・と一一親「	・・訟善・・方スス権を	・・経事・・法のの優り	・・過業・・・背経位で	・・・・・・景過のおけ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	要									888 899 92 966 97 97 97 101 103	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2		1 2 3 4 5 5 1 2 3 4 5 6 7	考裁女裁タン考ジジ英バ院口察判児判イ・察ョョ国ー児デ	上のタのケロのンンにナのィ	の概イ影ーデた・・お一監ケ	留要に響スィめロロけド護一	意・関とのケのデデるの権ス	点・す博ま一史ィィ親争をの	・・る愛とス料ケケの点巡ま	・・訴慈め・と一一親「ると	・・訟善・・方スス権も裁め	・・経事・・法のの優殳判・	・・過業・・・背経位この・	・・・・・・景過の分影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			· · · · · · · · · 権 · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		要									888 889 922 966 - 97 977 - 98 1011 1031 1041 1077	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2		1 2 3 4 5 5 1 2 3 4 5 6 7	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー察判児判イ・察ョョ国ー児デ・	上のタのケロのンンにナのィゴ	の概イ影ーデた・・お一監ケセ	留要に響スィめロロけド護一一	意・関とのケのデデるの権スジ	点・す博ま一史ィイ親争をのケ	・・る愛とス料ケケの点巡まー	・・訴慈め・と一一親「るとス	・・訟善・・方スス権包裁め・	・・経事・・法のの優殳判・・	・・過業・・・背経位にの・・	・・・・・・景過のお影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・権・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		要	・・・・・・・・性・・・								888 899 92 96 97 97 97 101 103 104 107 110	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2		1 2 3 4 5 5 1 2 3 4 5 6 7 リリ	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー背察判児判イ・察ョョ国ー児デ・景	上のタのケロのンンにナのィゴ・	の概イ影ーデた・・お一監ケセ・	留要に響スイめロロけド護一一・	意・関とのケのデデるの権スジ・	点・す博ま一史ィイ親争をのケ・	・・る愛とス料ケケの点巡まー・	・・訴慈め・と一一親「るとス・	・・訟善・・方スス権包裁め・・	・・経事・・法のの優殳判・・・	・・過業・・・背経位この・・・	・・・・・・景過のお影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			・・・・・・・ 権・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			・・・・・・・・性・・・・								888 899 9296 96-97 97-98 101 103 104 110 110	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 3		1 2 3 4 5 ジ 1 2 3 4 5 6 7 ハ 1 2	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー背史察判児判イ・察ョョ国ー児デ・景料	上のタのケロのンンにナのィゴ・・	の概イ影ーデた・・お一監ケセ・・	留要に響スイめロロけド護一一・・	意・関とのケのデデるの権スジ・・	点・す博ま一史ィイ親争をのケ・・	・・る愛とス料ケケの点巡まー・・	・・訴慈め・と一一親「るとス・・	・・訟善・・方スス権包裁め・・・	・・経事・・法のの優殳判・・・・	・・過業・・・背経位にの・・・	・・・・・・景過のお影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・ 監・・・・			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											888 899 9296 96-97 97-98 101 103 110 110 110	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 3 3 3		1 2 3 4 5 ジ 1 2 3 4 5 6 7 ハ 1 2	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー背察判児判イ・察ョョ国ー児デ・景	上のタのケロのンンにナのィゴ・・	の概イ影ーデた・・お一監ケセ・・	留要に響スイめロロけド護一一・・	意・関とのケのデデるの権スジ・・	点・す博ま一史ィイ親争をのケ・・	・・る愛とス料ケケの点巡まー・・	・・訴慈め・と一一親「るとス・・	・・訟善・・方スス権包裁め・・・	・・経事・・法のの優殳判・・・・	・・過業・・・背経位にの・・・	・・・・・・景過のお影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・ 監・・・・			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											888 899 9296 96-97 97-98 101 103 110 110 110	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 3 3		1 2 3 4 5 5 1 2 3 4 5 6 7 ハ 1 2 3	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー背史察判児判イ・察ョョ国ー児デ・景料	上のタのケロのンンにナのィゴ・・ゴ	の概イ影ーデた・・お一監ケセ・・セー	留要に響スイめロロけド護一一・・一	意・関とのケのデデるの権スジ・・ジ	点・す博ま一史ィイ親争をのケ・・か	・・る愛とス料ケケの点巡まー・・生	・・訴慈め・と一一親「るとス・・い	・・訟善・・方スス権を裁め・・・立	・・経事・・法のの優殳判・・・ち	・・過業・・・背経位この・・・・	・・・・・・景過のお影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・ 監・・・・・		•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										888 899 9296 96-97 97-98 101 103 104 110 110 1110 1111	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3		1 2 3 4 5 5 1 2 3 4 5 6 7 ハ 1 2 3 4	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー背史院察判児判イ・察ョョ国ー児デ・景料児	上のタのケロのンンにナのィゴ・・ゴの	の概イ影ーデた・・お一監ケセ・・セ経	留要に響スイめロロけド護一一・・一過	意・関とのケのデデるの権スジ・・ジ・	点・す博ま一史ィイ親争をのケ・・の・	・・る愛とス料ケケの点巡まー・・生・	・・訴慈め・と一一親「るとス・・い・	・・訟善・・方スス権も裁め・・・立・	・・経事・・法のの優殳判・・・ち・	・・過業・・・背経位この・・・・・	・・・・・・景過のお影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	・ . ・・・・・・・権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											888 899 9296 96-97 97-98 101 103 104 110 1110 1111 1112	
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3		12345ジ1234567ハ12345	考裁女裁タン考ジジ英バ院ロー背史院裁察判児判イ・察ョョ国ー児デ・景料児判	上のタのケロのンンにナのィゴ・・ゴの紅	の概イ影ーデた・・お一監ケセ・・セ経典	留要に響スイめロロけド護一一・・一過国	意・関とのケのデデるの権スジ・・ジ・ロ	点・す博ま一史ィイ親争をのケ・・の・よ	・・る愛とス料ケケの点巡まー・・生・ご	・・訴慈め・と一一親「るとス・・い・そ	・・訟善・・方スス権包裁め・・・立・親	・・経事・・法のの優殳判・・・ち・槍	・・過業・・・背経位この・・・・・の	・・・・・・景過のお影・・・・・歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											888 899 9296 96-97 97-98 101 103 110 1110 1111 1112 117	

	章まとめ																	
4. 1	博愛的誘拐	3					•	•		•			•		 •	•		121
4. 2	子ども観の	変遷と	バー	ナー	ード	ホー	-ム	•		•					 •	•		123
	第3章への																	
	注・・・・																	
	参考文献•																	
第3章	1891 年児	皇監護	隻法σ	)成.	立と	: そ	のす											
																		136
	の目的・・																	
	年児童監																	
2. 1	法制化への																	
	キリスト教																	
	法と権利の																	
	年児童監																	
	子どもの権																	
3. 2	議会におけ																	
3.3	3つの裁判																	
4. 1891	年児童監																	
4. 1	各条文の特	・ ・ ・					•	•		•			•		 •	•	•	149
4. 2	条文の宗教	め 的 な 側	画・				•	•		•		•	•		 •	•	•	155
4.3	児童救済と	子ども	の権	利扬	旌護			•		•			•		 •	•	•	157
5. トラ	クト「王た	<b>こる神</b> σ	) 本 務	は	急を	要す	トる	J						•	 •	•		158
6. 第3	章まとめ	法制度	きの進	展	: 子	どŧ	の	福礼	业•						 •	•		162
	注・・・・																	
	参考文献•																	
第4章	1908 年児																	
		バ	ーナ	<b>-</b>	ドホ									-				
	. <b>-</b>			<del></del>	- <b>-</b> -++	·												172
	3年児童法。																	
	の視点・・																	
	3 年児童法																	
	1908 年児																	
5. 1891	年児童監	護法と	1908	年!	児童	法多	文	の.	比軟	文•	•	•	•	•	 •	•	•	187
6. 第4	章まとめ・ 注・・・・			•			•	•		•	•	•	•		 •	•	٠	190
第 4 章	注・・・・			•			•	•		•	•	•	•		 •	•	•	193
第 4 章	参考文献·						•	•		•			•		 •	•		195

終章	Ē	1	<b>'</b> '-	- 7	<del> -</del> -	_	۲	木	_	ム	児	童	養	話	刨	里	銭(	D	歴.	史	的	意	義										
																						•		•	•				•				196
1.	バ		ナ	_	۲	木	: —	ک-	児	, 童	養	護	実	: 践	ŧσ.	) 歴	吏	的	)用	く けいしゅう けいしゅう はいし とうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう					•			•	•	•	•	•	197
1.	1		歴	史	研	究	ع ;	社	:会	: 福	祉	•	•	•											•					•	•		197
1.	2		バ	_	ナ	—	ド	木	_	ム	児	童	養	護	実	践	か	ら	得	ら	れ	た	知	見	•	•	•	•	•				198
1.	3																																201
1.	4		児	童	養	護	実	践	ع	法					•							•											204
1.	5		慈	善	事	業	の	過	渡	期	に	お	け	る	実	践																	207
2.	バ	_	ナ	_	ド	木	_	厶	の	実	践	ع	施	設	に	お	け	る	子	۲	ŧ	の	監	護	権	•				•	•		208
2.																																	208
2.	2																																
2.																																	
3.																																	
	1																																215
3.	2																																216
4.	結																																219
5.	本	研	究	に	お	ゖ	る	限	界	ع	今	後	の	課	題																		223
	1																																224
5.	2																																
6.																																	
終章																																	
終章		参	考	文	献.																												231
参考	文	献	<del>:</del> —	覧	•																												233
補	遺	ξ.								•																							243
参考	資	料	1																														
18	91	年	= 児	直	豆靨	該	養法	<u></u> 5	4	۷i	ct	C	นร	to	dy	0	f	Ch	iΙ	dr	en	A	ct	:, 1	89	91	С	h.	3.				243
参考																																	
	た				本	務	は	急	を	要	す																						
Th	ıe	Κi	ng	,	s	Bu	s i	ne	SS	Re	equ	ıiı	et	h	На	st	e:	Α	Υ	ea	r'	s	W	or	k	in	D	r.	Ва	rn	ar	do	's
Home																																	
参考			_																														
19					三注	=	爭	等 1	9_	<b>—</b> 2	25	条:	条:	文	(	英	文	)															253
T. J																																	
謝																																	

## 序章 研究の目的及び背景

### 1 研究の目的と意義

### 1. 1 研究の背景

子どもの虐待に関する事件は、過去も現在においても存在し、それはこれからも発生し続ける出来事であるように思われる。わが国においては、「児童福祉」という言葉が定着し、近年では「子ども家庭福祉」という側面も強調され、「子ども家庭福祉」に関する著作も数多く見受けられる。こうした、子どもの幸福を追求するための、制度施策的な取り組みやそのあるべき姿を理論的に構築していこうとする道程は、一朝一夕に作りあげられてきたというわけではない。制度を構築していくために、海外の福祉国家としての取り組みを参照し、それらに対する検証が数多く行われてきたのである。そうした我が国が歴史的に福祉の先進国として参考にしてきた国々の一つに英国での福祉実践がある。本研究では、これまでの我が国が、歴史的に、その制度を参照してきた欧米諸国の一つである英国¹)における子どもの福祉実践に目を向ける。そしてその中でも19世紀後半の実践に注目する。

この点について、本研究における研究対象となる 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけての英国においては、児童の福祉行政の重要性が認識され、特に個人の事業家、篤志家といった人々による博愛慈善事業 (用語については後述)が進展していた。この背景には、1834 年の新救貧法の成立があると思われる(参照、金子 2005:44·45、川村・米山編 2005:10)。19 世紀の英国において、保護が必要とされる子どもは、浮浪者や犯罪者、アルコール中毒者、売春婦などとともに「ワークハウス」(Work House)<sup>2)</sup>に収容された。しかし、救貧法行政や産業革命への批判、政治・社会情勢の変化の中で、子どもを、問題を抱えた大人とともに収容する混合収容では、同施設内で生活する親子関係に悪影響が生じるのではないか、という声が次第に出始めた。1840 年代からは、子どもの教育・訓練機能の改善が強調され始め、分離・独立機関として「ワークハウス学校」<sup>3)</sup>の改善施策が始まった。また、当時は、工場における児童の労働問題が指摘され、社会問題となっていた。そして、生活問題を抱えた子どもの救済は限定的なものとなっており、これに対し、国家としてではなく、博愛慈善の立場から、私的な団体による救済活動が展開されていた。

19世紀後半の英国においては、1889年に「児童虐待防止法ならびに保護法」が制定され、親権の乱用の規制や、児童保護のため、国家による家庭介入が行われていた(川村・米山編 2005:10)。この法制度確立の背景には、民間団体である児童虐待防止協会(Society for Prevention of Cruelty to Children-SPCC)の積極的な議会への働き掛けがあった(堀・栄留 2009:83)。当時、親から子どもへの懲罰は子どもが死に至るほどのものではない限りコモンロー(慣習法)によって認められており、子どもの遺棄も親権の

範囲内であると考えられていた(堀・栄留 2009:83-84)。児童虐待防止協会の「児童虐待防止法ならびに保護法」成立のための議会への働き掛けの背景には、子どもを守るためには法による介入が必要であり、そのための法制度の整備が急務であるとする考え方があった。児童虐待防止協会は、19世紀後半の英国において、国家としてではなく、民間団体の立場として児童虐待問題の法制化に尽力したのである。

ところで、子どもの福祉を考える際に、子どもの権利擁護の問題がある。 そして、子どもの権利擁護に関連する問題の一つとして、「児童虐待」が挙 げられる。この児童虐待の問題に対する取り組みは、20世紀に突発的に起こ り、あるいは問題解決のための、国による施策が短期間で検討されたわけで はなく、100年以上も前から取り組みが行われてきたものである。そして、 我が国においても、諸外国の事例を参考にしながら、取り組みが行われてき たのである。

英国の子どもの福祉に関する歴史において、19世紀後半から 20世紀初頭は、児童虐待が、子どもの存在を脅かす社会問題として認識され始め、その法制化の動きが起こった時代である。実際にはまだ「社会福祉」という用語が存在しない 19世紀後半の時代において、こうした動きがみられたことは興味深いことである。つまり、19世紀後半から 20世紀初頭にかけての、子どもの福祉に関する歴史的な展開を研究することは、現代の「児童福祉」および「子ども家庭福祉」が抱える問題の共通基盤となる出来事を同時に学ぶことにもなるのではないかと考えるのである。

わが国での現在の児童養護施設、すなわち、貧困・家庭での問題等により、生活問題を抱えた子どもたちを保護した施設(かつては「孤児院」・Orphanageと呼ばれた)の存在は古くからあった。本研究で対象とする子どものための施設、ドクター・バーナードホーム(Dr. Barnardo's Homes、以下「バーナードホーム」と表記)は、このような施設に該当する。バーナードホームがその実践を開始した 19 世紀後半の英国は、後述するように、市民による博愛慈善的な活動が高揚した時代でもあった。その高まりの背景には、産業革命により露呈した資本主義社会の矛盾がある。すなわち、社会構造の変化により、1830-40年代には、ラッダイト(機械打ちこわし)運動や選挙改正を求めるチャーチスト運動が起こり、失業問題、貧困が社会的問題となることにより、多くの慈善組織が設立され、そのボランタリーな活動が展開されることとなっていたのである。特に、乱立する慈善組織をまとめ、一定の支援を行うことを目的とした、1869年の慈善組織協会(以下 COS と表記、Charity Organization Society)の設立は、後の社会福祉援助技術の科学化への先駆的な道を拓いた。

また中産階級の知識人あるいは学生、教会関係者を中心として、都市の貧民街(スラム)に定住し、労働者階級の人々の中でも特に貧困に苦しむ人々に対して生活改良を促していくセツルメント運動もこの時代に登場した。エドワード・デニスン(Edward Denison,1840-1870)は1867年から、ロンドンの貧民街として知られたイーストエンド地区に定住し、労働者階級の人々の子弟の教育及び地域の生活改善などの活動を行った。デニスンの活動は多くの人々に影

響を与え、世界初のセツルメントハウスである、トインビーホール館長であるサムエル・バーネット(Samuel Augustus Barnett 1844 - 1913)らが彼の遺志を受け継いだ(山口 2004: 133-149)。

トーマス・ジョン・バーナード<sup>4)</sup> (Thomas John Barnardo 1845-1905 以下、「バーナード」と表記)によるバーナードホームの最初の男子ホームが設立されたのも、デニスンとほぼ同時代の 1870 年のことである。また廃娼運動・禁酒運動を進めたウィリアム・ブース (William Booth, 1829 - 1912) の活動もこの時代のものである。このように、19世紀後半の英国においては、特に民間の博愛慈善団体が社会改良に大きな役割を果たし、公的な救済とは別の形で、その活動が展開されていたのである。

バーナードホームは、1880年代後半から1890年代前半にかけて、3人の施設に入所していた院児の親への引き渡しを巡り、虐待の危険性という観点から彼らの引き渡しを拒否し、その親権を巡って裁判闘争に巻き込まれた。これら一連の裁判において、バーナードは一貫して院児の引き渡しを拒否した。それは、当時の「子どもの権利」や「児童虐待」に関する法制が、現代ほどには確立してはいない時代の出来事であった。バーナードホームは、後述するように、英国(イングランド)のほぼ全域において、あらゆる形態の子どもに関する事業を展開した民間福祉団体である。そして、現代においてもその遺産は、チャリティ団体 Barnardo's として受け継がれている。

現代においてもなお、英国で、社会福祉の場面において大きな影響を及ぼし、活動を展開しているチャリティ団体 Barnardo's の出発点となった、今から 100 年以上前のバーナードによる実践は、現代の子ども家庭福祉の実践から見れば、欠点や問題点は数多くみられるように思われる。しかし、バーナードが経験した子どもの生活問題、福祉に関する問題は、その時代背景や文脈は異なるものの、現代社会においても、子どもの福祉の問題として、形を変えて同様に存在し続けている。こうした現代における子ども家庭福祉の諸問題を「児童養護実践史」「子どもの権利擁護」等の側面から、1880 年代後半からのバーナードホームにおける一連の裁判闘争を主題として本研究は考察していくことは、現代の子どものための社会福祉実践に光を当てることにつながるのではないかと考える。

バーナードホームの実践に本研究が取り組む背景の一つとして、岩手県立大学大学院「修士論文」として提出した、修士論文(高松 2010)でのテーマがあった。修士論文では、我が国の児童養護実践の先駆的な役割を果たした岡山孤児院(1887年、石井十次創設)の実践内容と、岡山孤児院がその実践の参考としたバーナードホームの実践内容をそれぞれ明らかにし、それぞれの類似点と相違点を確認し、児童養護実践のあり方について「国際比較研究」の視座から考察を加えた<sup>5)</sup>。研究の結果、岡山孤児院におけるバーナードホームにおける実践の受容は、本来のバーナードホームの実践における全体像や思想的な側面をそのまま理解したうえで、同内容の実践を取り入れたものであるとはいえないという点が理解された。実際、石井十次は、岡山孤児院に「バーナード式」を導入するにあたり、山室軍平がイギリスより持ち

帰った、バーナードホームの報告書や、一部の書物が伝えるバーナードホームの実践を参考にしたのみであり、石井十次本人が渡英して、バーナードホームの実践を自ら視察したということはなかった。石井十次がバーナードの実践を受容したのは、その全体像というよりはむしろ、家庭的児童養護実践の一断面を、当時の日本の実情に合わせて、模倣したものだったといえる。そのように考えると、岡山孤児院研究とバーナードホーム研究の比較には限界が当然のことながら生じることになった。それゆえ、修士論文で取り上げたバーナードホームの実践を、更に具体的に研究し、その内容について明らかにしたいという新たな研究テーマが筆者の中で生じることとなった。

また、バーナードホームの実践は、上記で述べたような 19 世紀後半の英国 における、現代の子どもの福祉の成立の先駆けとなるような実践や考える思想の中で行われていたものであった。岡山孤児院研究の中ではいまだ実践されていない側面がバーナードホームの実践にはあり、これを明らかにしていくことの意義も同時に筆者は考えるようになった。

このような研究の関心から、本研究では、1880年代後半に始まる、バーナードが受けた、①子どもの親権を巡る裁判闘争の歴史展開とその結果について、②子どもの権利擁護、児童養護実践史という2つの観点に注目し、歴史的研究を行うことを構想した。そしてこれらの研究から、その時代背景の違いを考慮したうえで、社会福祉が、過去の実践に学ぶことの重要性を再確認してみたいとも考えた。バーナードホームの実践は、19世紀後半の、社会福祉という概念が未だ現れていない時代のものである。児童についての問題意識や解決への道程は20世紀になってから具体的に社会福祉法制の整備の中で進展してきたが、そうした取り組みの基礎は19世紀の段階から存在していたと言える。こうした理解の下で、子どもの権利に関する福祉的な萌芽的実践の一つとして、バーナードの法廷闘争の意味を問うことは、意義ある研究となり得るのではないかと本研究は考えたのである。

19世紀以来の、バーナードホーム等の民間福祉団体の実践も含めた、子どもの権利概念の醸成へとつながる歴史的な展開は、「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」(1924年9月26日国際連盟総会第5会期採択)等の出来事も含めながら、社会福祉の分野に定着し、英国の児童家庭福祉分野に影響を与えてきた。その英国の子ども家庭福祉の発展に大きな役割を果たしてきた、バーナードホームの実践に注目し、その中でも、1880年代後半から1890年代前半にかけて争われた3人の院児の施設における監護権を巡る裁判事例を当時の史料を用いながら明らかにし、その後の制定法とのかかわりについても言及する。序章に続く第1章では、まずバーナードホームの事業がいかなる概要のものであり、どのような特徴を有していたのかについて、バーナードの生涯の概略と子どものための実践活動の全体像について言及する。更に、バーナードホームの実践を支える思想的な背景として、バーナードの信仰するプロテスタント・キリスト教を土台とした児童救済運動ならびに初期のバーナードが実践した、ラギットスクール(ぼろ学校 Ragged School)の運営とその意義についても述べる。第1章においてバーナードホームにおける実践の全体像を確認した上で、

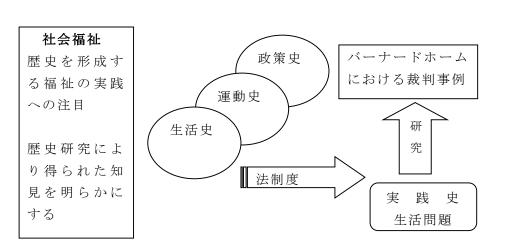
第2章では、子どもの親権をめぐる3つの裁判事例についての歴史的な経過と その意義について考察を行う。一連の裁判を通じてバーナードが主張した院児 たちの施設における監護権は、当時の英国における親権の絶対的な強さから、 虐待を受ける可能性を有していた院児たちを施設が護ることができないとい う問題を明らかにすることとなった。この問題について、博愛慈善団体が運営 する、貧孤児たちのための施設において、子どもの監護権を認めるための命令 を裁判所が下すことのできないという点について、バーナードホームの支援者 達は議会制定法成立のための運動を展開することになる。第3章では、このバ ーナードの裁判がきっかけとなり、施設における子どもの監護権を限定された 形で認めた英国 1891 年児童監護法の概要とその意義についての考察が行われ る。また、第3章では、第2章でも言及される、裁判の背景にある、カトリッ ク勢力とバーナードホームとの関連についても言及し、バーナードホームの実 践が果たした役割について述べる。そして第 4 章では、第 3 章で扱った 1891 年児童監護法と、英国初の総合的な児童法である 1908 年児童法との関連につ いて補足的に述べ、現代の基礎となるような社会福祉法制が展開されていく 20 世紀初期の英国において、バーナードホームの実践がどのような形で反映され ているかが検証される。そして終章では、裁判を通じてのバーナードホームに おける実践の意義についてのまとめを行い、子どもの権利擁護の視点も含めた 児童養護実践史研究の意義と本研究の結論を述べていく。本研究では、バーナ ードホームおよびバーナードの直面した裁判事例を、社会福祉における子ども の権利を保障するための先駆的な児童養護実践<sup>6)</sup>の一つと仮定し、そのことを 論証していくために、上記のような構成で研究を行う。

こうした児童養護実践展開の過程は、人間のより望ましい状態(福祉)に向けての「社会福祉発達史」の文脈としても用いられる。朴(2004:14-15)は社会福祉の歴史研究が、しばしば、「社会福祉発達史研究」と表現される点について言及し、この中に含まれる「発達」という用語の意味について、Romanyshyn(1971: Chap2)の見解を紹介する。それによれば、福祉のための実践が、社会問題解決のための糸口となり、その結果、新たな解決方法が提供され、改善のためのきっかけを生みだすという意味で「社会福祉は発展」し、社会福祉の歴史が記述されるのだという。

「ある段階からより望ましいある段階への変化」を意味する「発達」は、ロマニシンによれば、①残余的な概念から制度的概念へ、②慈善の思想から市民の権利の思想へ、③貧民に対する特別なプログラムから、国民全体の普遍的ニーズに対する関心へ、④最低限の給付やサービスから最大限の適切な給付やサービスへ、⑤個人の治療から社会の改革へ、⑥民間の後援から政府の後援へ、貧民のための福祉から福祉社会の概念へと漸進的に進化してきた過程である。もちろん、これらの「発達」のすべてが必ずしも歴史の中での発達過程に当てはまるものであると厳密には定めることはできないであろうが、社会福祉の歴史が発展・発達するということをロマニシンは進歩的に捉えているように見える。しかし、歴史のある一点の出来事が生じ、その出来事を教訓として全ての出来事が進歩し段階的に発展することが歴史の展開のすべてであるとは言え

ないであろう。時として、発展したものが衰退し、発展以前の状態へ戻る場合も考えられる。それゆえ、本研究においては、社会福祉の歴史研究を行うに当たり、歴史が発展するのと同様、社会福祉の歴史においても段階的に発展が遂げられていく、という考えに一定の理解を示しつつも、対象とする実践の当時の史料(一次史料)に着目し、その史料が伝える姿を明らかにしつつ、同時代の社会背景や政治経済を考慮に入れながら批判的に検証を行う。以下に示す図序-1は本研究が考える歴史研究の方法を示したものである。本研究においては1880年代後半から1890年代前半にかけて起こったバーナードホームにおける子どもの施設における監護権をめぐる3つの裁判事例を検証するに当たり、その具体的実践内容に注目する。そして、図序-1はそのためにバーナードホームにおける上記の裁判事例に関する一次史料を参照し、この背景となる生活史、運動史、政策史の側面にも注目しつつ(英国ヴィクトリア朝後期の代背景、当時の法制度の枠組みを参照する)、バーナードホームが体験した裁判闘争が社会福祉の歴史上いかなる重要性を持ち、そのことを研究対象として行くことの意義を概念図としてまとめたものである。

図序-1 本研究が考える社会福祉の歴史研究概念図 (筆者作成)



研究の方法 時代状況・背景 (英ヴィクトリ ア朝後期の時代) ↑ 対象とする時代 の史料の検証 (バーナードホ ーム関連史料)

つまり、本研究は児童養護の実践史研究として、19世紀後半の英国におけるバーナードホームー事例を用い、歴史を形成する福祉の実践に注目し、その歴史研究によって得られた知見を明らかにする。その際に、当時の政策史、生活史、福祉の発展のための運動史等についても着目していく。このように、本研究においては、バーナードホームの児童養護実践史を、1880年代後半から 1890年代前半の出来事に注目し研究を行うものである。以上の研究手順について序章では説明してきたが、序章の残りの部分では、本研究における史料の所在とその意義、先行研究の位置付けを確認し、研究上の倫理的配慮、研究の対象・目的・対象について言及していく。そして最後に、上記で述べた、本研究全体の構成をフロー図で示し、その概要を視覚的に明らかにした上で、序章のまとめを述べ、第1章の考察へと進んでいきたい。

#### 1. 2 史料の区分と意図

本研究は、19世紀後半における、バーナードホームの実践に関する、一次史料をもとにした文献研究である。その際に用いる史料は以下の表序-1の形で区分される。これらは、第1章以降において用いられるバーナードホームに関する史資料を分類したものである。また、同時代の関連資料としては、当時の新聞記事、雑誌等を用いた。

本研究が重点を置く史料は、①に当たるバーナードホーム側の実践史料である。具体的な一次史料としては、機関誌の Night & Day、年次報告書等がある。またバーナードホームがその実践を当時の社会に明文化していくために、小冊子の形として街頭で配布したトラクトと呼ばれる配布物も存在する。また、一連の裁判経過を記した資料が存在し、本研究はこれらの史料を用いた。

本研究ではバーナードホームにおける一連の裁判事例をバーナードホーム 側の史料に焦点をあて、その経過・内容を明らかにしていく。しかし、バーナ ード側の主張を把握しただけでは、史実の客観性があいまいなものとなる可能 性が生じる。このため本研究では②として、公的な刊行物に記述されている裁 判の経過や客観的な記述にも注目した。ただし、それらすべての記述を網羅す るには、本研究では限界があり、対象とする裁判事例に関する一部の記事を扱 うことに留める。このような史料の扱いに関する限界を踏まえた上で、裁判の 具体的な経過に関しては③の新聞記事等も参照し、時間的経過を把握する。言 及する3つの裁判の相互の関連、判決等の新聞記事についても言及する。新聞 記事の検索先に関しては、大英図書館がその資料収集を進めた、Web 資料の British News Paper Archives から当時の新聞記事を検索し、特にバーナード の裁判に関する記事を用いた7)。また、英国でも最大規模の発行部数を誇った The Times 誌の記事にも注目し、バーナードホームの裁判について、The Times Digital Archive, 1785-2006 を用いて検索を行った。The Times 誌は 1785年 に創刊され、1850年代半ばには 5万部の発行部数を超え、ロンドンの日刊紙 の総発行部数の4分の3を占めるまでに発展した当時としては英国最大級の新 聞であった(小林 2011: 92-93) 8)。

④の二次史料に関しては、これまで、本研究で扱う裁判事例について、先行研究で取り上げられてきた概要を確認し、先行研究における知見の指標とするために用いる。更に、英国 19 世紀の親権法については、近代英米法文献データベース $^{9}$ )(The Making of Modern Law)、British Periodicals(17 世紀 から 20 世紀初期に刊行された 500 件ほどの英国定期刊行物のデータベース)に「Baranardo's」「Custody」や院児の名前などのキーワードを入力して、関連する史料の調査・収集に努めた。また、バーナードの評伝等の先行研究が示す、本研究と関連する記事も参照した。加えて⑤で示したように、裁判におけるバーナードホームとの対立勢力についての史料も、関連史料として本研究では意識した。これは、バーナードに反論する立場にも目を向けることにより、問題の所在を客観的に検証し、子どもの親権に関する 19 世紀後半の英国における

問題点とバーナードホームにおける実践との関連を明確に示すためである。具体的には英国カトリック教会の定期刊行物である The Tablet 誌に記載された記事を本研究では参照した。The Tablet 誌のテキストは 19 世紀に刊行されたものがデータベース化されており、それらを本研究では用いた10)。これら 5 つの史料区分を意識し、本研究では考察を進めていく。

表序-1 本研究で用いる史料の区分とその意図

	史料の区分	史料を用いる意図
1	バーナードホーム側の	バーナードの実践内容を具体的に明らかにするため
	史料(定期刊行物・バー	に、定期刊行物や著作物でのバーナードの見解、立場
	ナード自身の著作)	を明らかにするために用いる。
2		バーナードの見解が、当時の英国における、司法的な
	公的な刊行物(特に本	立場に対してどのような異議を唱え、どのような問題
	研究で取り上げる裁判	意識を喚起したかを明らかにするために、公的な文書
	事例に関する公的な文	での裁判の評価にも触れる。バーナードの立場に偏重
	書)	しないように客観性をもって論じていくため。
3	新聞記事(The British	複数にわたる裁判の正確な日時を、バーナードホーム
	Newspaper Archive を	に関する一次史料で確定していくことに加え、当時の
	用いた web 検索、 The	裁判に関する時間的経過を客観的に知るための指標と
	Times 紙等)	して、新聞記事により裁判の経過を確認していくため。
4	二次史料·英国法制史	先行研究が示す、バーナードホームの、子どもの親権
	(先行研究あるいは同	に関する裁判事例に対する一定の評価を確認し、そう
	時代のバーナードホー	した先行研究の評価に対して新しい光を当てていくた
	ムに関する言及)	めに二次史料での評価に注目する。
(5)		裁判ではバーナード側と対立勢力の存在があったよう
	バーナードの意見と対	に、バーナードの実践は全面的に支持されたわけでは
	立関係にある見解を述	なかった。そうした反対勢力が問題にした点を明らか
	べる史料	にすることで、当時の社会が抱えていた子どもの親権
		に関する問題点を明らかにする。

バーナードホームおよびバーナードに関する史料を保管・管理するのは、バーナードホームの後継団体である英国のチャリティ団体 Barnardo's のアーカイブ部門である。本研究で用いる史料は、この Barnardo's に保存されている史料を主に用いている。これは、Barnardo's に保管されている史料は、バーナードホームの直接の後継団体が責任を管理した公式の史料であるということを意味する。それゆえ、史料の歴史的な意義と史料の妥当性の保証に関しては、最も信頼に値する場からの史料収集を行うことができたと本研究では考えている。そして、バーナードホームおよびバーナードに関する研究を行う際に、Barnardo's のアーカイブにアクセスし利用許可を得た上で史料の収集にあたることは、バーナードホームに関する研究を行う研究者が、その出発点として

最低限要求される史料とのかかわり方であると考える。それゆえ次項で述べるように、本研究は、研究のための史料の収集を Barnardo's の Archive において行った。以上、本研究においては、5 つの形態の史料および資料を用いながら考察を進めていく。そして次項では、その具体的な Barnardo's のアーカイブでの史料の所在と、それらの史料に関する倫理的配慮についても言及する。

## 1. 2. 1 倫理的配慮と史料の所在

本研究は「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」(平成19年11月8日) に基づき、研究倫理指針で示された内容を遵守する。本研究で引用・参考とし た文献は本研究での使用目的以外の場所では用いないことを誓約する。本研究 は児童養護実践史に基づく歴史研究であるため、史料の収集の際、第6条第1 項「研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供 を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法についてわか りやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない」に関して配慮し た。この点に関し、本研究で扱うバーナードホームに関する一次史料を収集す る際には、当該団体に対し説明を行い、理解を得た。史料収集は2011年、2012 年、2013年の3月に、バーナードホームの実践を受け継ぐ、英国のチャリテ ィ団体 Barnardo's の本部(ロンドン市郊外、エセックス、バーキングサイド) のアーカイブ部門 (Barnardo's Archive) を訪問し、史料調査した際に得られ た史料を用いている11)。なお、本研究の裁判事例で登場する3院児、マーサ・ アン・タイ、ジョン・ジェームス・ロディ、ハリー(ヘンリー)・ゴセージの 個人名は、事後100年以上が経過しているものであり、先行研究においても名 前が既に用いられており、既知のものとなっている。それゆえ、名前の直接使 用に関しては問題がないとの回答を Barnardo's Archive から受けている。そ うしたこれまでの先行研究における使用例を踏まえて本研究では、一次史料や 二次史料において用いられている3院児の名称をそのまま用いている。また、 史料調査で収集した史料に登場するその他の人物名も、既知のものであり、100 年以上が経過しているという理由で、使用の許可をいただいた。その許可は倫 理的配慮等について記載されている契約書の取り交わしによってなされた<sup>12)</sup>。 しかし、本研究を進めていくうえで、歴史研究の史料として過去の記録である がゆえに、その使用に関しては慎重に行い、研究において、その中立性、客観 性を意識しながら本研究を進めていくことをこの場で確認しておきたい。

加えて、本研究で用いる、Barnardo's Archives の一次史料の裁判資料位置づけについても本項において説明を述べておきたい。Barnardo' Archive の歴史的な史料は、その史料目録、Barnardo's(1982)において、その全体像を確認することができる。本研究における3つの裁判事例を確認するために、Barnardo's(1982)によりその所在を確認したところ、Barnardo's の史料の概要に関しては、分類番号 B2-3、B2-5、B2-6,B2-7がそれに該当した<sup>13)</sup>。Bの分類は史料目録の中では「Council Paper」の分類に含まれ、バーナードホームの評議会関連の文書を意味する。本研究においては Barnardo's Archives の許

可を得た上で、これらの史料にあたり、その概要について研究を行った。こう した当該団体が保持する史料を確認した上で、その史料を研究に当たっての史 料とみなし、研究を進めることは重要であると考える。

史料目録の A は「Dr.Barnardo's Paper」の分類に属し、バーナード生存時のバーナード自身に関連する文書である。この A3 の分類に当たるものが「Publication」すなわち出版物に関する項目である。この中には、本研究で用いるバーナードホームの Annual Report (「年次報告書」)が <math>A3-1 として、機関紙 Night & Day が A3-2 として、そして、バーナードホームの冊子 (トラクト)として刊行され、本研究においては第 3 章において言及される The Kings business Requireth Hast が <math>A3-6, Leaflet by TJB として記載されている。このように、本研究においては、Barnardo's (1982) が示す史料目録を、Barnardo's が、バーナードホームの歴史を知るうえで重要な史料であるとみなしているものと位置づけ、その中に記載されている史料を重要なものと考え、それらを中心として研究を進めていく。

#### 1. 2. 2 研究の対象・目的・方法(研究の範囲と記述方法)

上述の、研究の背景をもとに、上述した内容も含め、本研究の対象・目的・方法を、この項では明確にしておきたい。それは以下に示す、表序―2の通りのものとなる。本研究の対象は、19世紀後半、英国における貧孤児救済活動を行ったドクター・バーナードホームの実践である。そして、バーナードによる実践の中から、本研究では特に、院児の施設における監護権が問題となり起こったバーナードホーム院児に関する3つの裁判事例とその後の展開を研究の対象とする(それぞれの裁判事例は、マーサ・タイ院児のケース、ジョン・ロディ院児のケース、ハリー・ゴセージ院児のケース)。研究が対象とする時代は具体的には1880年代後半から1890年代前半にかけての、英国ヴィクトリア朝後期の時代であり、バーナードホーム実践の史的展開を説明するために、その前後の時代についても言及する。研究の目的に関しては、本研究で扱う3つの裁判事例が、子どもの権利保障に根ざしたものであることについて考察を行い、バーナードホームでの施設における監護権をめぐる裁判を、一次史料を用いながら明らかにする。明らかにされた内容が、現代の子どもの福祉においていかなる先駆的役割を果たし意義を有するかに関しても言及していく。

研究の目的の背景には、現在の我が国における社会的養護が抱える問題の一つに、親権や虐待の問題があり、それらを再考していく際にも、我が国の社会福祉の歴史のみならず、我が国が過去において参考の一つとしてきた英国の社会福祉の歴史を振り返り、その中から選んだ内容に関する研究を進めることが重要ではないかと考えたからである<sup>14)</sup>。

本研究における「研究の方法」に関しては、研究対象とする、院児の監護権をめぐるバーナードホームの出来事を、バーナードホームに関する一次史料を中心とした歴史研究を行い、加えて、当時の新聞史料あるいは二次史料、先行研究も視野に入れてその具体的な実践内容を明らかにする方法を採用する。そ

して、19世紀後半の英国における政治的状況、社会的な背景も視野に入れた上で考察を進めていく。そして、本研究は、1.1項で示したように、「児童養護実践史」の観点から研究を進めるものである。

表序-2 本研究の「対象・目的・方法」

研究の対象	19 世紀後半、英国における貧孤児救済活動を行ったドクター・バ
	ーナードホームの実践から、特に、院児の親権が問題となり起こ
	った3つの裁判事例を研究の対象とする(マーサ・タイ院児のケ
	ース、ジョン・ロディ院児のケース、ハリー・ゴセージ院児のケ
	ース)。具体的には 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけての
	バーナードホームの実践が研究の対象となる。
研究の目的	一連の3つの裁判が、子どもの権利保障に根ざしたものであり、
	バーナードホームが裁判を通じて、子どもの権利を守ろうとした
	具体的な内容を当時の裁判経過、社会的背景を考慮に入れながら
	その概要を明らかにする。そして明らかにされた内容が、現代の
	子どもの福祉においていかなる先駆的役割を果たし意義を有する
	かを考察する。
研究の方法	バーナードホームに関する一次史料を中心とし、加えて、当時
	の新聞史料あるいは二次史料も視野に入れてその具体的な実践内
	容を明らかにする。19世紀後半英国における政治的社会的な背景
	を視野に入れた上で、バーナードホームの実践に対立する当時の
	諸団体の立場も考慮に入れながら考察を進める。本研究は、子ど
	もの福祉に関する歴史的な研究であり、「児童養護実践史」的な
	観点から研究を進める。

そのような方法を採用しつつ本研究では、1880年代後半からの、子どもの親権をめぐる3つの裁判におけるバーナードホームの実践を社会福祉制度の変化と結びつけながら論じていくことになるが、制度中心の考察ではなく、一次史料から読み取ることのできる、バーナードームの実践の側に立った考察を行う。つまり、本研究においては、その研究の内容が、一連の裁判に端を発する、英国における1891年児童監護法の成立と1908年児童法への影響という点に着目するが、法制度と福祉の関連を歴史的に論ずるのではなく、あくまでもバーナードホームの実践、そして、その実践に見られた子ども家庭福祉の歴史的進展を児童養護実践史的な研究を試みる。それゆえ、本研究の内容は社会福祉研究の範疇にある研究であり、社会福祉の実践史研究の方法を意識したものとなっている。

それゆえ、本研究においては、対象とするバーナードホームの実践の中心となった、T.J.バーナードの人物像、児童観についても言及する。対象とする時代の英国は産業革命の成熟期に入り、ドイツやアメリカなどの後続の資本主義国家の経済力の伸展に押され、不況・失業を経験するなど、資本主義経済にお

ける矛盾が具体的な形で現れ始めていた。1872 年に 2 億 5600 ポンドに達していた輸出は、1879 年の時点で、1 億 9200 万ポンドにまで落ち込んでいた(朴 2004:138)。それまでも存在した子どもをめぐる生活問題が更に表面化する中で、バーナードホームの実践は開始されたのである。子どもは家庭並びに社会の労働力として、特に低所得者層の子どもたちは過酷な労働を強いられることとなっていた $^{15}$ )。本研究においては、ヴィクトリア朝後期の英国において生じていた資本主義社会の矛盾にも目を向け、19 世紀後半の英国における社会的な背景とバーナードホームにおける実践との関連も考慮に入れながら研究を進めていく。

## 1. 3 先行研究

次に本研究における先行研究について言及しておきたい。まず、邦語文件に関して、バーナードホームに関する研究を国立情報学研究所(GeNii 学術コンテンツ・ポータブル)で「バーナードホーム」「Barnardo」をキーワードとして検索したところ、我が国に於けるバーナードホームに焦点を当てた研究は、小宮山(1957,1961ab)、訳書では『評伝バーナード博士』(半田訳 1982=Wymer 1962) および概説および人物史として津崎(1980)、半田(1984,1985ab)が見受けられる。2000年以降は三上(2012ab)、高松(2011,2012)、細井(2013)等での研究が行われている。

小宮山による研究は我が国におけるバーナードおよびバーナードホーム研究の先駆的な論文である。小宮山(1957)においては、バーナードホームが設立された 19 世紀後半の英国、特にロンドンにおける子どもの貧困等の社会的問題の背景と、それらの改良に取り組んだ同時代の慈善家たちの活動を紹介し、バーナードが貧孤児救済活動を開始するきっかけとなったジム・ジャービス少年との出会いについて言及している。小宮山(1957a)はバーナードホームの実践の中でも特にバーナードホームが行った英国植民地への児童移民について言及し、多くの貧孤児を抱える中で、院児たちの退所後の人生をバーナードホームがいかにして担保しようとしていったのかという課題について議論がしている。そして小宮山(1957b)においては、施設養護の観点から、歴史的にバーナードホームがどのような形態を保ちながら施設運営を行っていったのかを、各施設の業務内容と実践内容を紹介し、同時にバーナードの人物史的研究を行っている。

半田訳(1982=Wymer 1962)は、バーナードに関する英語文献の数少ない邦訳である。バーナードの生涯を時系列に記述し、その生涯と実践について紹介するワイマーの著作を邦訳している。この著作においては、「夜も昼も」(Night & Day)貧孤児の救済のために奔走し、広範囲にわたる事業を展開したバーナードの姿が紹介されている。また、バーナードが最初に直面した、英国国教会牧師レイノルズとの仲裁裁判について頁の多くが割かれており、バーナードの実践が周囲の理解を得るまでの道筋がその苦難とともに描かれている。半田(1984,1985ab)はこうした知見を元にして雑誌『月刊福祉』におい

て3回にわたってバーナードの実践を、①バーナードの評伝、②明治時代の岡山孤児院の実践との関連、③現代におけるバーナードホームの実践に分けて紹介している。

本研究に直接かかわる邦語先行文献としては、津崎(1980)において、院児ハリー・ゴセージの裁判事例の概要が紹介されている。津崎(1980)はバーナードの生涯をダブリンにおける回心から紹介し、ロンドンでの貧孤児救済事業開始、レイノルズ牧師との仲裁裁判、移民の実践、各施設の実践内容等、バーナードの生涯を網羅できる形で、その略伝を記述している。その中の第5項(津崎1980:35)においてゴセージケースにおけるバーナードとカトリック側との対立が紹介されている。

先行研究の中で示されてきたバーナードホームの現代にいたるまでの実践や具体的な施設の概要について紹介しているのが、三上(2012a)と細井(2013)である。両論文は、バーナードホームにおける児童ケアという観点から、バーナードホームの実践を紹介している $^{16}$ )。また、バーナード関連の代表的な著作について三上(2012b)は言及し、それらから得られるバーナードの実践の全体像について言及している。三上(2012b)は主に英語圏で刊行されたバーナードに関する先行研究を①バーナード自身が著した書籍、②バーナードホームに関わった職員による書籍、③バーナードホーム施設入所経験者による書籍、④伝記作家、ジャーナリストによって著された書籍、⑤研究者により著された書籍の5つに分類し、紹介している。バーナードホームの事業を知るための史料としては、財政報告や施設の概要について記した年次報告書(Annual Report)、バーナードホームの見解をバーナード自身の見解も含めて世間へと発信した機関紙 Night & Day が代表的なものとしてあり、バーナードホームの実践を知るための基礎資料となっている $^{17}$ )。

また、英国児童福祉史邦訳文献における詳しい言及としてはヘイウッド(内田訳 1971=Heywood1959)があり、この中では、本研究で扱われるハリー・ゴセージケースにおける裁判の概要が紹介されている(内田訳 1971: 80-89)。ヘイウッド(=1971)は 19 世紀後半の英国における子どもの福祉の進展の文脈の中にバーナードホームの実践を位置づけ、その実践の中で種々の法制度が確立していく過程を記述し、その一つとしてバーナードホームと 1891 年児童監護法の成立について言及する。

これらの邦語による先行研究においては、本研究で扱う、裁判事例のうち、院児ゴセージのケースにおいては津崎(1980)とヘイウッド(=1971)にその概要を確かめることができるが、詳細までは論じておらず、詳しい研究を進めることは、他の2つの裁判事例も含めて、新規性を持つものであると理解することができた。また、我が国におけるバーナードホームに関する先行研究の多くは、バーナードの人物像およびバーナードホームの児童養護時実践を概説するものが多く、各論にまで踏み込んだものは少数である。そのことから、1880年代後半から1890年代初めにかけての、バーナードホームが直面した裁判に焦点を当て、子どもの権利擁護および児童養護実践史の観点から歴史研究を行うことは、社会福祉の歴史研究として意義を持つものとなりうると考える。

この他、欧文(主として英語)文献として、バーナードの人物史的な著作の 形をとりながら、バーナードの事業と生涯について言及した著作に、Wagner (1979)、Rose (1987) がある。Wagner (1979: 214-236) では第 13 章"Custody of Children"において、本研究が取り組む3つの裁判事例についての概要およ び、当時の新聞記事や雑誌での記録等についての言及がなされており、裁判と 関わりのある院児 Tye,Gossage,Roddy の 3 名の名前を見出すことができる。 Rose (1987:97-99) では一連の裁判をバーナードの生涯において重大な出来事 として位置づけ、その裁判の経過について概説している。また、Williams,A.E. (1943:142-176) では当時の子どもの保護に関する法制度や子どもの宗教の 問題等に焦点を当てながら一連の裁判の経過についての説明がなされている。 バーナードと子どもの福祉に関する法制度の関係については Bready(1930: 186-211) が 1891 年児童監護法を中心主題として裁判の経過の概略を説明し ている18)。こうした先行研究の取り組みから、本研究が扱うバーナードホー ムの裁判事例に関して一次史料を中心として歴史研究を行うことは、先行研究 を更に深め、子どもの権利擁護の先駆的な実践という形でバーナードの実践を 理解することへと通じるのではないかと考える。

#### 1.4 本論文の構成

1. 4項では、本研究における論文構成について述べる。そして、本研究の全体像を提示した上で、第1章からの議論を展開する。研究の対象である、1880年代後半から 1890年代前半の英国において、バーナードホームが直面した子どもの監護権(親権)をめぐる3つの裁判に関しては、第2章において具体的にその概要と意義が論ぜられる。そして第3章、第4章では、第2章で検討された、バーナードホームにおける3つの裁判事例での実践が、子どもの権利擁護へと関連する法制度とどのように結びついているかについて言及する。

図序-2のフロー図は、本研究の構成を示したものである。第1章では本研究で扱う裁判事例を理解するうえでの前提となる、19世紀後半の英国におけるバーナードホームの児童養護実践が、プロテスタント・キリスト教における児童救済運動の流れを汲むものであることを確認し、その流れに中でバーナードホームがいかなる事業を展開していったのかを明らかにする。続いて第1章では、バーナードホームの実践の全体像を明らかにするために、バーナードホームにおける児童救済事業の具体的実践内容について、年次報告書等の記述を参考にしながら言及する。そして、それらの事業が、当時の英国における書業を書業において、どのような位置づけにあったと言えるのかを、福音主義・リスト教の観点と、慈善組織協会(COS)との関連から明らかにする。第2章では、バーナードホームにおける1890年代後半からの具体的な裁判事例の内容についての研究を行う。第1項では、マーサ・タイケースが、第2項ではジョン・ロディケースが、第3項では、これらの裁判の歴史的意義を包含する1891年児童監護法成立の大きなきっかけとなったハリー・ゴセージについてそれぞれ裁判の背景と経過が述べられる。3つの裁判は、その家族関係や関連

する人物を図式化し、人間関係を示し、問題の所在を明らかにすることに努めた。それにより、バーナードホームが施設における院児の監護権に関して、どのような実践を行っていったかについて言及する。

図序-2 本論の構成 (フロー図)

序章 研究の目的(方法・史料の所在・先行研究

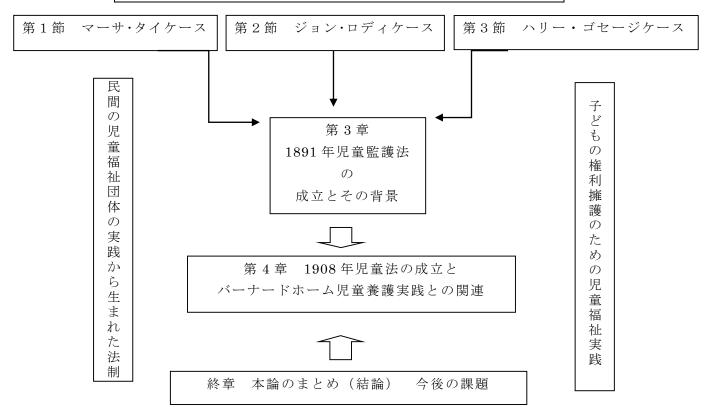


第1章 バーナードホームの児童養護実践とその背景 19世紀後半英国における博愛慈善事業 →児童救済運動 子どもの親権をめぐる史的展開

(第1章でバナードホーム事業の全体像とその歴史的背景を概観した上で 具体的に子どもの監護権をめぐる代表的な3つの裁判事例の検討)



第2章 バーナードホームにおける子どもの親権をめぐる裁判事例



第2章で得られた知見をもとに、バーナードホームで意識化された博愛慈善 事業団体運営施設における子どもの監護権の問題が法の制定へと結びついて いく過程について考察を進めていくのが第3章以降である。第3章では、裁判の結果を受けて成立した1891年児童監護法の内容とその成立過程および、19世紀後半の英国における議会制定法の歴史的な意義について触れ、バーナードホームとカトリック勢力との関係、児童監護法の宗教的な側面についての考察も述べる。また、バーナードホームの理念であるプロテスタントのキリスト教(福音主義)が、果たした役割について、バーナードホームから刊行された冊子(トラクト)の内容を参照しながら、その理解を深めていく。

そして、1891年児童監護法成立が、英国初の総合的な児童福祉法である 1908年児童法の中でどのような形で反映されているのかについて第4章では補足を行い、終章での結論へとつなげていく。第3章と第4章を通じて、裁判闘争の開始から、1891年児童監護法に至るまでのバーナードホームの実践が世論に対して問題意識を提起し、法の制定に至った経過を 1891年児童監護法と 1908年児童法の関連条文を参照しながら、明らかにする。第1-4章までの考察を受けて、終章第1項では、本研究のまとめとして、バーナードホームの実践の意義について要約し、第2項では、結論として、本研究における児童養護実践史研究の意義、子どもの権利擁護とバーナードホームの実践の関連について論じ、研究のまとめとする。

以上の構成により、「ドクター・バーナードホームの児童養護実践と英国 1891 年児童監護法の成立」について、子どもの権利擁護の視点に着目しつつ、バーナードホームの裁判事例を通じての児童養護実践史的研究を進めていくこととする。

#### 1. 5 補遺(巻末資料について)

本研究における考察のための補足的資料として、「補遺」として巻末に、3つの参考資料とバーナードの年譜を掲載した。ここでは、それらの資料を掲載した意味について若干触れておきたい。本研究は 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけてのバーナードホームにおける 3 つの裁判事例が、施設における子どもの監護権に関して裁判所が命令を下すことを可能にした 1891 年児童監護法の成立へとつながっていく過程について言及するが、その際に実際の 1891年児童監護法の条文を本文中で提示することが望ましいと考えた。そこで、補遺では、参考資料①として、1891年児童監護法の抄訳と本文(英文)を掲載することとした。また、第3章において、バーナードの児童救済観が、いかなるものであったかを示すために用いたバーナードホームの小冊子(トラクト)「王たる神の本務は急を要する」を参考資料②として掲載した。この資料を巻末に掲載した理由は、バーナードが子どもの救済事業を神の急務であると捉え、自身をその代行者になぞらえて実践を行っているという点を明らかにしたいと考えたからである。

また、第4章においては、裁判事例と1891年児童監護法との関連を受けて、 この1891年児童監護法が、英国最初の総合的な児童法である、1908年児童法 の関連法として位置づけられているという点に注目して、1891年児童監護法 で制定された条文の内容と類似性を持つ 1908 年児童法の条文について考察を加えた。このため、第 4 章で用いた 1908 年児童法の条文を、その具体的な内容を明確にするために、参考資料③として、掲載する必要が生じた。ゆえに、第 4 章で用いた 1908 年児童法第 19 条から第 25 条までの条文(英文)を補遺として掲載することとした。このように、本研究で用いた 2 つの法律の条文を補遺の中で確認できるようにした。

3つの参考資料に加えて補遺では、バーナードの年譜を作成し掲載した。バーナードの生涯に関しては第1章でその概要を紹介し、バーナードの大まかな生涯並びに人物像を明らかにした。しかし、本研究において、完全に言及できなかったバーナードの生涯や事業も数多く存在する。そうした、本研究において補足することができなかったバーナードの人物像や事業に関して、年譜という形で補足するために、掲載することとした。年譜はバーナードの誕生から死に至るまでの主なライフイベントや事業内容について、主に Mrs.Barnardo and James Marchant (1907) の記載を参照しながら作成した。なお、本研究で用いた歴史研究の方法論の限界と、バーナードホーム関連史料を用いた歴史研究の限界については、それぞれ、再度終章において言及し、それらを受けての今後の研究課題についても同時に論じていく。

## 序章 注

- 1) 英国は、英語では United Kingdom (連合王国) と呼ばれ、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドからなる。それらの総称が「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国」ということになる。本研究で「英国」と表記する場合は、この国家としての「連合王国」をさすが、その法制度、史的背景については主にイングランドでのものを指している。
- 2) ワークハウスは労働能力のある貧民を収容し、強制的に働かせるために設立された施設である。19世紀後半以降は、貧民の属性の如何を問わずあらゆる貧民を収容する一般混合ワークハウス(General Mixed Workhouse)となった。
- 3) ワークハウス学校はワークハウスにおける子どもの教育・訓練を目的として、ワークハウス内の一室に設置された学校である。18世紀以降、貧困家庭が増加し、ワークハウスの財政難が顕在化する中で、救貧児童の不道徳さや社会生活への不適応が問題となり、それを解消するために設置が奨励されていた(三時 2011: 128)。ワークハウスの子どもの多くは13歳になると自立することとなっていた。しかし、不十分な教育と職業教育の不備により、ワークハウスへの出入り(Ins and outs)を繰り返す子どもが多くいた(晝間 2011: 77)。
- 4) Thomas John Barnardo の日本語表記について、先行研究および関連資料は、そのほとんどが「Barnardo」の表記を「バーナード」としている。本研究もそれらの前例に従って「バーナード」「バーナードホーム」で表記しているが、英語の発音としては、津崎(1980)が表記しているように「バナード」が、あるいは「バナードー」の方がより、実際の発音に近い。
- 5)修士論文においては、石井十次(1865-1914)が、バーナードの実践を知り、現代の我が国の児童養護実践にも通じる、小舎制、職業支援および自立支援、里親制度等の実践を明治時代にすでに実践していたという点を確認することができた。具体的にはバーナードホームと岡山孤児院との関連について、以下の 6 点を提示することができた。里預児制度(里親制度)においては:①里預児の預け年齢は、当初、バーナードホームが実践した 5-9 歳とは異なり、岡山孤児院においては乳幼児から 6 歳以下が対象とされた。乳幼児期に、施設ではなく、里親のもとで養育を行うことが養育にふさわしいと岡山孤児院は判断した。②バーナードホームが一家庭への委託を2-4人と考えたのに対し、岡山孤児院は一戸一人とした。一人一戸が実現しない場合は預替も模索され、この原則が守られようとした。家庭制度においては:③バーナードホームの家族制度は基本的に Girl's Village Home で実践され、女子ホームの児童のためのものであった。これに対し岡山孤児院は、当初は女子部のみにおいて家族制度を実施したが、後に男子部においても家族制度が実施された。このように、バーナードホームとは異なり、岡山孤児院は男子部と

女子部、すなわち、施設全体において家族制度が導入された。④岡山孤児院では、15人程度での生活が家庭舎で営まれた。また、院児の減少に伴い、岡山孤児院が明治38年の『日誌』で想定した10人程度と云う一家庭舎の児童数が次第に実現されていった。殖民においては:⑤岡山孤児院は、殖民に関して、バーナードホームの実践を模倣することによって宮崎での茶臼原農林部での活動を開始したというわけではなかった。明治20年代後半から30年代前半にかけての日向孤児院事業において、すなわち「バーナード式」の導入以前から岡山孤児院では殖民は既に行われていた。日向での事業は一端挫折し、明治37年から再開されることとなるが、これらは、ブースの「海外植民」、あるいはスペンサー、ペスタロッチ、ルソーの思想が根底にある。⑥バーナードホームにおける児童移民は、国家の植民地における殖民事業との関係から導入されたものである。これに対し岡山孤児院の宮崎県、茶臼原における殖民は、石井十次の故郷における地域振興と結びついたものである(以上、高松2010:131-132)。

- 6) ここで用いる「児童養護」は Child Care の訳語であり、施設における児童養護 (Child Residential Care) の側面も含むものと考える。伊藤 (2007) では「Residential Care」について、英国キャムデン市の条例を用いた、リーとピサーズ (Lee and Pithers 1980) の先行研究を意識した上で、「子ども自身の成長や自立の支援とミクロレベルの実践にとどまらず、社会正義の実践というソーシャルアクションに関する内容が含まれ」「施設実践が単に施設内で完結するものとしてではなく、施設が持つ機能を社会資源として地域に還元し、すべての人が住みやすい地域を創造していくべきだという信念が鮮明に打ち出されたもの」と理解している。「実践」に関して、秋山 (2000: 7-8) は「一定の社会体制内にある社会福祉制度の下で、社会生活上の基本的ニーズの充足に欠けることにより社会福祉サービスの利用を必要とする人 (国民大衆=労働者) の問題解決を目的として、その個人・家族とそれを取りまく環境に対して、社会福祉の専門的な知識と方法と価値観を持った社会福祉従事者が働きかけて行く行為」と定義した。「実践」を本研究の中で用いる時は、研究対象とする時代の人物や施設等の具体的な取り組みや内容そのものを指す。
- 7)参照、http://www.britishnewspaperarchive.co.uk/ 同アーカイブは 18 世紀 初頭から 20 世紀に至るまでの英国の新聞記事をほぼ網羅し、キーワード検索により記事を抽出できるように整備されている。アーカイブは英国図書館 (The British Library) が、オンライン出版の Brightsolid 社と協力し、18 世紀以降に英国・アイルランドで発行された 200 タイトル/400 万ページの新聞をデジタル化したものである。
- 8) タイムズ誌は 8ページ構成のうち、3ページは広告、5ページはニュース、特集記事、読者からの手紙、解説・意見、海外からの記事等で構成されていた。News Paper of record、すなわち、政府の公的な記録や法的通知を行う新聞として、タイムズ誌はその役割を獲得していった。しかし同時にタイムズ誌は、公的な役割を

- 担う新聞としてだけではなく、「政府や新聞の所有者の意見に左右されない独自の 見解で社説を出し」「発行部数や報道の質で他紙を圧」倒していったという特徴を 持つ(小林 2011: 96)。
- 9) 近代英米法文献データベースは、マイクロフィッシュ版『Nineteenth-Century Legal Treatises』および『Twentieth-Century Legal Treatises』よりスキャニングされたページ画像、OCR テキスト、メタデータを含むものである。
- 10)参照、http://archive.thetablet.co.uk/ このデジタルアーカイブでは 1840 年の創刊号から 2000 年代までのバックナンバーのキーワード検索が可能である。
- 1 1) Barnardo's Archive の史料は 2013 年までそのほとんどが、英国リバプール大学の図書館(Sydney Jones Library)に保管されていたが、2014 年からは、ロンドン、イーストエンド地区プレイストーにある、Barnardo's Making connection部門のアーカイブへとその全てが移管されている。所在地は 140 Balaam Street, Plaistow, London, E13 8RD である。
- 1 2) Barnardo's アーカイブの史料の使用に関しては、Barnardo's アーカイブが求める倫理規定を記した契約書にサインした上で、史料の調査、収集を行った。契約書の内容は以下のとおりである: CONFIDENTIALITY OF INFORMATION STATEMENT Re: Access to Archive Material and Library Resources-2011-2012. Makoto Takamatsu hereby declare that will not remove, divulge or discuss private or personal information to which we have access for research purpose without prior reference to the Archive Manager, Making Connection, Barnardo's. This cooperation is sought with particular regard to outside publication of any material provide. Making Connections, Barnardo's.
- 13) 法律関連文書(Legal documents)の分類の中で、B2-3の「Transcript of Judgment, case of Harry Gossage,1889,15pp」及び B2-5の「Transcript of judgment in Barnardo v. Mary Ford, Appeal in House of Lord re Harry Gossage, Annotated in MS, chronological list of events at back bound volume,114pp」はゴセージケースに関して、B2-6の「Case of Marry Ann Tye, Report of Master Mellor, affidavits, interrogatories and answers, notice of appeal, brief, transcript MS and printed paper,c50pp」はタイケースに関して、B2-7の「Case of T.T.Jones; judgement papers, appellants' case, list of documents, respondent' case, petition of appeal MS and printed paper,100pp」はロディケースに関する裁判記録である。
- 14)被虐待児を、親から分離し、安全とその権利を守るための行為が制限される背景の一つに「親権」の問題がある。親の義務および権利として、民法に規定された「親権」には子どもの養育や教育、居住場所、子どもの財産管理等が含まれる。

我が国においては平成 24 年 4 月より民法の親権制限制度、未成年後見制度が改正 されているが、こうした親権と子どもの保護のあり方については現代にいたるま で、英国においても議論が重ねられてきた。

- 15) ヴィクトリア朝期の児童労働の問題に関して、社会経済史の観点から Humphries (2010: 15) は、児童労働を経験した 617人の自伝を 4 期に分けて研究を行った。評伝を参考にしながら、更には戸籍台帳や当時の人口動態調査も参考にしながら下からの歴史 (history from below) を描き出すことを試みている。本研究においても、バーナードホームにおける子どもの裁判事例を通じて、その具体的な児童養護実践を明らかにし、それらの現代の社会福祉法制との連続性に着目していきたいと考えている。なお、ハンフリーズの論考については、原 (2013) の書評が詳しい。
- 16)児童ケアの観点からは、Barnardo's (1998=永岡正巳訳)において、現代に至るまでのバーナードホームの歴史が紹介されている。
- 17)この他に、バーナード編集による関連誌として、カナダへの移民事業について伝える「Ups and Downs」、募金を支援する青少年たちの雑誌「Young Helpers League」などがある。バーナードは機関紙を通じて募金の呼びかけや施設の立場を表明していった。バーナードホームの事業を知るための一次史料としては、「Something Attempted Something Done」(1890)が詳しい。これは 280ページ、34 章からなる書物で、バーナード自身に手によって書かれ、バーナードホームの各施設の概要、施設運営の目的や機能について説明がなされた。
- 18) Murdoch (2006:92-119) では、施設入所した子どもたちとその親との関係を明らかにし、当時子どもを収容していたバーナードホーム諸施設の概要を説明した上で、その文脈の中でのバーナードホームの位置づけと、裁判事例との関連について述べている。Murdoch (2006) は、19世紀後半の英国における、市民性(シチズンシップ)に注目し、子どもと国家との関係からバーナードの実践を理解しようとしている点に特徴がある。また、最新のバーナードの評伝である、Levy (2013:161-199) では、子どもの監護権を巡っての法廷闘争という側面に注目しながら3つの裁判事例について論じている。

#### 序章 参考文献

- 秋山智久 (2000) 『社会福祉実践論〔方法原理・専門職・価値観〕』 ミネルヴァ書房
- Barnardo, T.J. (1890) <u>Something Attempted Something done</u>, London: John F.Shaw & Co.
- Barnardo's (1982) <u>Records of Dr.Barnardos</u>, volume2, Records of the organization, the first century, classA2-D1.
- Barnardo'=永岡正巳訳(1998)「イギリスにおける児童ケアの発展 -1739-1970年」『梅花女子大学文学部紀要,人間福祉編』32、117-142 頁
- Beveridge, William. (2000) Voluntary action: a report on methods of social advance, London: Routledge (=Reprint. Originally published: London: G. Allen & Unwin, 1948, Origins of the welfare state / selected and with a new introduction by Nicholas Deakin; v. 7).
- Bready, J. Wesley (1930) <u>Doctor Barnardo: Physician, Pioneer, Prophet</u>, London: G. Allen and Unwin.
- Fletcher, Winston (2005) <u>Keeping the Vision Alive: The Story of Barnardo's</u> 1905-2005, London: Barnardo's.
- 古川孝順(1982)『子どもの権利-イギリス・アメリカ・日本の 福祉政策史から-』、有斐閣選書
- 古川孝順(2013)「一番ヶ瀬社会福祉学の成立と意義」岩田正美・田端光美・古川孝順編『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討-生活権保障の視点とその広がり』、ミネルヴァ書房、25-63頁
- 半田香代 (1984) 「バーナードホームズ上」『月刊福祉』67 (12) 180-182 頁 半田香代 (1985a) 「バーナードホームズ中」『月刊福祉』68 (1) 82-86 頁 半田香代 (1985b) 「バーナードホームズ下」『月刊福祉』68 (2) 78-85 頁
- 原伸子(2010)「書評」(Jane Humphries(2010) <u>Childhood and Child Labor in the British Industrial Revolution</u>, Cambridge: Cambridge University Press)『大原社会問題研究所雑誌』651 号、2013 年 1 月号(12 月 25 日発行)、65-71 頁
- ヘイウッド J. S, (1971)『イギリス児童福祉発達史』(内田守訳) ミネルヴァ書房、(= Heywood, Jean S. <u>Children in care, the development</u> <u>of the service for the deprived child</u>, Routledge and Kegan Paul, London, 1959)
- Himmelfarb, G. (1994) <u>The De-Moralization of Society-from Victorian</u> <u>Virtues to Modern Values</u>, New York: Vintage Books.
- 晝間文子 (2011) 「19 世紀の貧民教育に関する考察--ワークハウス内学校 (Workhouse School)の意義」『大阪人間科学大学紀要』10、75-84 頁
- 堀正嗣・栄留里美(2009) 『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』、明石書房

- 細井勇(2005)「石井十次と岡山孤児院の養護実践の基礎的研究・研究の経緯、研究の視点と目的・」『石井十次と岡山孤児院の養護実践の基礎的研究』(平成13~16年度科学研究費補助金〔基盤研究(B)—(1)〕)
- 細井勇(2013) 「児童ケアの目的と方法:アイデンティティの観点から バーナードズと岡山孤児院の比較検討を通じて」『キリスト教社会福祉学研究』 第45号、16—30頁
- Humphries, J. (2010) <u>Childhood and Child Labour in the British Industrial</u>
  <u>Revolution</u>, Cambridge: Cambridge University Press.
- 一番ヶ瀬康子(1967)『アメリカ社会福祉発達史』(第4刷)、光生館
- 一番ヶ瀬康子(1992)「"子どもの権利条約"の画期的意義」『別冊発達 12』、 ミネルヴァ書房、18-23 頁
- 一番ヶ瀬康子(2005)「社会福祉学(研究·教育)における歴史研究の役割と課題」 『社会事業史研究』第 32 号、1-4 頁
- 井村圭荘・相澤譲治編(2013)『児童家庭福祉の成立と課題』、頸草書房
- 伊藤文人(2012)「宮田和明教授の研究を振り返って:第 1 期と第 2 期を中心に」『日本福祉大学社会福祉論集』追悼号、59-83 頁
- 伊藤嘉余子(2007)「施設養護におけるレジデンシャルワークの再考-児童養護施設実践に焦点をあてて-」『埼玉大学紀要 教育学部』56(1)、83-94 頁
- 岩田正美・田端光美・古川孝順編(2013)『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討・生活権保障の視点とその広がり』、ミネルヴァ書房
- 小林恭子(2011)『英国メディア史』、中央公論新社(中公選書 004)
- 小宮山 主計 (1957) 「バルナルドに関する一考察: バルナルドホーム設立への社会的背景」『社會事業の諸問題』日本社會事業短期大學研究紀要 5,24-33 頁
- 小宮山 主計 (1961a) 「ドクター・バルナルドの児童移民計画:養護施設の一課題」『社會事業の諸問題』日本社會事業短期大學研究紀 8, 1-8 頁
- 小宮山 主計 (1961b) 「バルナルドホームとその創設者の思想」『社會事業の 諸問題』日本社會事業短期大學研究紀 9, 114-128 頁
- 川村匡由・米山岳廣編(2005) 『児童福祉論』(シリーズ・21 世紀の社会福祉 ⑤)、ミネルヴァ書房
- 許斐有(1996)『子どもの権利と児童福祉法-社会的子育てシステムを 考える-』、信山社
- 厚生省児童家庭局(1993)「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさ に満ちた地域社会をめざす 21 プラン研究会報告書」 (平成 5 年 7 月 29 日)
- Lee, P. and Pithers, D. (1980) <u>Radical residential child care: Trojan horse</u> or non-runner? In Brake, M. and Bailey.R (Eds), <u>Radical Social Work and Practice</u> (London: Arnold).p110.
- Levy, Martin. (2013) <u>Doctor Barnardo-Champion of Victorian Children-,</u> Gloucestershire: Amberly Publishing.
- ミード G.H,(2003) 『プラグマティズムの展開』(加藤一己、宝月誠編訳) ミネ

- ルヴァ書房 原著は Mead,George.Herbert,(1929) <u>The nature of the past in Essays in Honor of John Dewey</u>, edited by John Coss, 235-242. New York: Henry Holt and Co(加藤訳、邦訳第8章「過去の性質」, 145-158 頁).
- 三上邦彦 (2012a) 「ドクター・バーナード・ホームの慈善事業による子どものケアに関する研究」『岩手県立大社会福祉学部紀要』第 14 巻、49-54 頁
- 三上邦彦(2012b)「ドクター・バーナード・ホームに関する先行文献」『石井 十次資料館研究紀要』別冊 1、2-37 頁
- Murdoch, Lydia (2006) <u>Imagined Orphans- Poor Families, Child Welfare,</u> and <u>Contested Citizenship in London</u>, New Brunswick, New Jersey, and London: Rutgers University Press.
- 中村強士(2009)「『子ども家庭福祉』概念の検討」 『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇』第 37 号、71-88 頁
- 岡本民夫・古川孝順他編(2007)『エンサイクロペディア社会福祉学』、 中央法規出版
- 朴光駿(2004) 『社会福祉の思想と歴史-魔女裁判から福祉国家の選択まで』 ミネルヴァ書房(MINERVA 福祉ライブラリー67)
- Romanyshyn, John. (1971) <u>Social Welfare: Charity to Justice</u>, Random House.
- Rose, June. (1987) For the sake of the children: inside Dr.Barnardo's 120 years of caring for children, London: Hodder & Stoughton.
- 三時眞貴子(2011) 「19世紀末イングランドにおける救貧児童の教育 一公営 基礎学校への進学をめぐって一」『愛知教育大学研究報告 教育科学編』 (60)、125-133頁
- サッチャー・マーガレット(1995)『サッチャー 私の半生(下)』(石塚雅彦訳)、日本経済新聞社(=Thatcher, Margaret.(1995) The Path to Power, London: CFCF & Association Ltd.)
- 高松誠(2010)『岡山孤児院とバーナードホームの児童養護実践史·国際社会福祉比較研究の視点から-』(平成21年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科修士論文)
- 高松誠(2011a)「バーナードホームにおける児童の海外移住 カナダへの移民とその実践」『東北の社会福祉研究』記念特別号、91-104頁
- 高松誠(2012)「ドクター・バーナードホームの児童救済事業 年次報告書を 通してみた事業内容」『社会事業史研究』第 41 号、41—53 頁
- 高島進(1979)『イギリス社会福祉発達史論』、ミネルヴァ書房
- 田澤あけみ(2003)「児童「処遇」科学化のプロセス ~イギリスの「救貧法」解体期のチャリティ・博愛活動と「全国児童虐待防止協会(NSPCC)」に見る~」『コミュニティ振興学部紀要』第3号、常磐大学コミュニティ振興学部
- 津崎哲雄(1980)「ドクター・T.J.バナード略伝」『ソーシャルワーク研究』 6(1)、28-39 頁

- Wagner, Gillian. (1979) Barnardo, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Williams, A.E. (1953) <u>Barnardo of Stepney, The Father of Nobody's Children,</u>
  1st ed. 1943. 2nd ed., with a foreword by Christopher Fry, London:
  Bradford and Dickens.
- ワイマー・ノーマン(1982)『評伝バーナード博士―昼も夜も―』(半田香代訳)キリスト新聞社(=Wymer,Norman<u>Dr.Barnardo</u>,Longman Group Limited, London, 1962)
- 山口信治(2004)「英国における大学セツルメント運動の立役者チャノン・バーネット(その2)」『社会学部論集』第39号、佛教大学社会学部、133-149頁

## 第1章 バーナードホームの児童養護実践とその背景 - 19 世紀後半英国における博愛慈善事業-

## 1 バーナードホームにおける児童救済の視点

本研究の第1章ではバーナードホームの実践の全体像を「児童救済運動」「博愛慈善事業」の視点から考察し、その実践内容を明らかにしていく。バーナードホームの実践は、19世紀後半以来の児彼は、ラギットスクール(Ragged School ぼろ学校)の運営を経験した。第1章においては、まず、このラギットスクールの運営との関連からバーナードホームの「児童救済運動」を位置づける。そして、バーナードホームの年次報告書が伝える児童救済観についても考察する。また、バーナード自身が児童救済に関してどのような見解と態度を持っていたかをバーナード自身の述懐が記された記事(The Quiver 誌)を参考にしながら考察する。更には、バーナードホームが運営した具体的な施設実践の全体像について、年次報告書の記載事項に基づきその概要を明らかにする。

これらの前半部分を受けて、第1章の後半部分では、19世紀後半の英国において興隆した「博愛慈善事業」に関して、バーナードの実践が、子どもを対象とした博愛慈善事業としていかなる特徴を有していたのかという点を、バーナードと同時代に慈善団体を組織化した慈善組織協会(COS)の実践を参照しながら明らかににしていく。また、第1章の後半では、バーナードの実践の理念となっている、キリスト教の「福音主義」についても言及する。以上の考察を通じて、バーナードホームにおける実践の全体像を明らかにした上で、第2章、第3章での議論を展開する。

## 1. 1 19世紀後半の英国における児童救済運動

バーナードホームにおける実践は、キリスト教の福音主義の理念に基づく救済活動である。そのキリスト教が思想や政治経済に大きな影響を与えているということは容易に予測することができるであろう。しかし 19 世紀における、英国のキリスト教は、工業化された近代の社会に対して、その宗教的な理念が、近代社会の理念そのものに合致しない面も現れ始め、それまでに維持してきた宗教的な理念をどう維持していくかが大きな課題となっていた。キリスト教の絶対性が必ずしも、社会の中で大きな影響を持つとは限らない時代ともなっていたと言えるのである。信仰のあり方が工業化・近代化の中でますます縮小していくことが顕著になり始めた 19 世紀以降、プロテスタントのキリスト教を中心とした、信仰復興運動、あるいはカトリックにおける労働問題等について公的に言及した社会教説の登場など、国家と宗教に新しい関係が生まれ始めた。第1章では、バーナードの 1880 年代後半から 1890 年代にかけて起こったバーナードホームにおける裁判事例を検討していく上で理解しておくべき、施設実践の全体像に関して考察を進めていく。そこで、最初に、バーナードホームの実践から、特に 19 世紀後半の英国において展開された、児童救済運動

(Child Rescue Movement)に着目し、この運動とバーナードホーム初期の実践との関係について考えてみたい。

19世紀後半から 20世紀にかけての英国は、1889年の児童虐待防止法の成立により、児童を虐待の脅威から保護することが法的に定められるなど、児童虐待問題への関心という観点から言うならば、それまでのワークハウスも含めた、大規模な施設から「家族」・「コミュニティ」へと「場」の転換がなされる基軸が提供された時代(田澤 2007:16)となったといえる。「社会福祉」という概念が未だ成立していない博愛慈善事業の枠組みの中で、救済活動がこの時代に数多く展開された。慈善組織協会(COS)の活動や、セツルメント運動、あるいはその他の篤志家による博愛活動(フィランソロピ)等がそれに当たる。

19世紀後半の英国では、キリスト教、福音主義における信仰復興運動(リバイバル)により、プロテスタント系の多くのキリスト教博愛慈善事業家たちが、キリスト教信仰に基づく救済事業を展開した。これら一連の事業は、児童救済運動として展開された。第1章では、バーナードホームにおける実践が、この児童救済運動に根ざしたものであり、この視点から、同事業を捉えることを試みる。次項ではまず、バーナードがロンドンにおいて孤児救済運動に関わり始めた、初期の段階で経験したラギットスクールの運営について、その実践との関係を明らかにしていきたい。ラギットスクールの実践と子どもの救済の関係を考察することにより、バーナードの児童救済観の内容を具体的に提示できるのではないかと考える。そして、19世紀後半の英国における児童救済運動の文脈において、その事を展開していったバーナードホームの実践を、バーナードホームの「年次報告書」の記述からも考察していきたい。

#### 1.2 ラギットスクール運動

本項では、バーナードホームの児童救済運動の前提として、ラギットスクール運動に着目し、後の事業との関連について考察する $^{1)}$ 。最初にラギットスクールとバーナードの関わりを説明し、更にバーナードホーム事業との関連について述べる。そして、それらの事業の成果として、特にバーナードホームの第42回および第44回年次報告書(Annual Report)の一部と、バーナード自身が、「児童救済」(Child Rescue)について言及する、The Quiver 誌に掲載された、'The Rescue of the waif'(1897)を用い、バーナードホームにおける児童救済事業の内容について言及する。

第1章でラギットスクールについて最初に言及するのは、ラギットスクールが、バーナードが貧孤児救済事業を開始する以前にロンドンにおいて組織的に関わった、最初の関連事業の一つであり、そこでの実践から得た経験が、その後の施設実践に大きな影響を与えていると思われるからである。そして、バーナードの実践がキリスト教福音主義を背景としていることから、同様にキリスト教を背景として発展したラギットスクールについて言及することも重要であると考えるからである。

英国において、産業革命以前から、中上流階級の児童には、古典教育を施す

グラマースクール等の教育の場は与えられていたが、貧困層の子どもが教育を受ける機会を持つことは稀であった。こうした貧困層の子どものための教育機関として、1870年の初等教育法の成立までは、児童の義務教育が定められなかった英国においては、その担い手としてキリスト教の諸団体による日曜学校(Sunday School)に代表される学校が大きな役割を果たしていた。日曜学校は、16世紀以来の伝統を持ち、元来、宗教教育を中心として、日曜日に開校されていた。英国では1795年には1,012の日曜学校が存在し、65,000人の生徒が学んでいた。1833年には16,823校となり、生徒数も1,549,000人となった(晝間2011:76)。日曜学校が貧困層から支持を受けた理由には、その学校の運営形態があった。平日に労働する児童を、休日である日曜日に非行の防止も含めて登校させるということは、労働者や資本家の利害に一致するものだったからである。19世紀には、日曜日のみの教育だけでは不十分であるとの意見が上がり、終日学校が併設されるようになった。

貧困児童に関わる代表的な学校には、ラギットスクールの他に、授産学校 (Industrial School)、感化学校 (Reformatory School)がある。授産学校は、1857年授産学校法 (Industrial School Act 1857)により定められた労働教育を含む貧困児童のための学校であり、児童の家庭環境の問題、社会的な疎外等から非行問題を抱える可能性を持つ児童を教化する役割を果たした(菅野1978:58-59)。また、感化学校は、有罪判決を受けた非行児童の更生のために設置された感化院における学校を指す。下層労働階級の児童や貧孤児、非行少年等に対し、こうした学校教育が19世紀後半には施され、バーナードが関わったラギットスクールは貧困層の子どもたちの教育を担った。

バーナードホームが、ラギットスクールの運営に関わったことは、彼の児童 養護実践の土台となったキリスト教の福音主義と共通する点であり、後の施設 実践においても、施設における初等教育と職業訓練を並行して行うという形で、 このラギットスクールの教育法方法が踏襲されている部分があり、ラギットス クールとバーナードの関係は、その後の実践の出発点に当たるものとして位置 付けられると本研究は考える。

ラギットスクールでの活動を通じての教育活動、そして後述するバーナードの施設実践は「児童救済」の行為としてのものであり、それらは、いわゆる「博愛慈善事業」(Philanthropy)の活動であると理解される。社会福祉が成立する以前の慈善事業の時代、特に 19 世紀後半以来の英国においては、こうした民間の篤志家や慈善団体設立者による貧民救済活動が積極的に推進された。次項ではまず、「博愛慈善事業」の本研究における用語的な位置づけについて述べることとしたい。

#### 1. 3 博愛慈善事業(Philanthropy)

バーナードの実践をはじめとする 19 世紀後半における英国の児童救済の行為、その行為の主体者に対する呼称には、本研究では「博愛慈善事業」(Philanthropist)の語を用いる。類似語と

して「慈善」(charity)を、キリスト教の隣人愛と密接に結びつきながら、教会や修道院を通じてあるいは富裕層の信徒を通じて実践されてきた施しに通じる語として用いる(金澤 2008: 3-17 の用例を参照)。バーナードの人物像や略歴を紹介する際に、彼を説明する言葉として、この「Philanthropist」という肩書がしばしば用いられている。例えば、彼が活躍した英国以外の場においても、バーナードの訃報を伝える、1905 年 9 月 21 日のアメリカの New York Times 紙の記事は、バーナードの死に際して、バーナードの人物像を「English Philanthropist Rescued 60,000 people Gutter waifs」(6 万人もの貧孤児を救済した英国の博愛慈善事業家)と伝えている $^2$ )。また、運営する博愛慈善事業施設)という名称を用いている。19 世紀における「フィランソロピ」は、現代社会において用いられているような、教育やボランティアあるいは文化施設を建造するために資金援助を行うという意味のみではなく、監獄改良や禁酒運動、奴隷制や死刑制度あるいは、労働者、女性、非白色人種の人権等につながる、権利擁護を担う博愛慈善の行為全体を意味していた(Bremner=2003: 144)  $^3$ )。

こうした博愛慈善事業のすべてが、善なる行為として当時、認識されていたわけではない。貧困層における生活場面を作品の対象とし、弱者の立場から社会を風刺する小説を数多く執筆したチャールズ・ディケンズ(Charles John Huffam Dickens, 1812-1870)は、博愛慈善事業の負の側面を指摘した⁴)。ディケンズの時代、すなわち、19世紀初頭から 1870年代までのロンドンには、多くの児童労働者が存在した。彼らはマッチ売り、花売り、新聞売り、靴磨き、煙突掃除等の仕事に従事し、貧困家庭の生活費を担った(Peterson=2010:45)のである。こうした中で、博愛慈善事業の名のもとに、集まった資金を悪用する団体も現れており、児童労働や子どもの貧困の問題が社会的に大きく取り上げられていく中で、同時に博愛慈善事業団体による不正も、報道機関による取材や、ディケンズのような文壇からの批判により明らかになっていたのである。「博愛慈善事業」(フィランソロピ)という語にはこうした負の側面も含まれていることを理解した上で本研究は、この語を用いることを確認しておく。

#### 1.4 児童救済運動とラギットスクール

19世紀後半の英国は「児童救済」から「児童保護」概念の成立への移行期に相当し、19世紀末から 20世紀初頭はそれまでの、貧孤児、棄児、非行少年等のコミュニティから除外された児童の貧困を抑止し更には、不道徳な家庭環境から「救済」するという立場からの移行が見られ始めた時代であった(田澤2007: 23-30)。そうした時代にあって、バーナードホームは、福音主義キリスト教の立場から、大都市ロンドンのスラム街において、劣悪な家庭環境の下で生活している児童を、その危険な環境から「救済」する活動を行った5)。福音主義キリスト者は、聖書の言葉を文字とおり信じ、イエス・キリストを信じて回心することにより救われるという信仰を有する。悔い改めない者の死後を、永劫の苦しみと理解し、キリスト教を信じない者への回心と救済を目指してい

た。このような、福音主義に基づく伝道活動は、ロンドンにおいては、貧民が 多く生活する地区であるイーストロンドンの各地において行われ、バーナード の活動もこうした理念に基づくものであった。

この、キリスト教の福音主義的価値観に基づく救済事業が、19世紀後半の英国において活発化した。福音主義者達は、都心のスラム街が悪と犯罪の温床であると認識し、虐待や家庭内の問題などで、危害を被る可能性のある子どもたちを親から分離することを意図して救済活動を展開した。こうした、プロテスタントのキリスト教に基づく、児童救済運動(Child Rescue Movement)が19世紀後半、英国において展開されていた。

19世紀後半の、児童救済運動の研究対象として Swain and Hillel(2010: 3) は、バーナードホーム、全国児童虐待防止協会(National Society for the Prevention of Cruelty to Children)、英国教会浮浪児協会(the Church of England Waifs and Strays)、ナショナルチルドレンズホーム(National Children's Home)等の実践を挙げている。バーナードホームの実践は、キリスト教的倫理観に基づき、不適切な家庭環境からの児童を救助し、児童の社会的存在を未来の国民・労働力として海外移住させ、職業訓練を通じての自活を図るというものであった。そしてこの実践は、後述するように、すべての子どもの救済を意図し、職業訓練を含めた子どもの自活にまで視野に入れたものであり、この実践がバーナードホームを当時の英国では最大規模の子どもの救済団体としていくのである。こうした、子どもの救済のための独自の方法論をバーナードホームは持っていたと本研究は考える。

19世紀初頭、産業革命期の英国においては、都市への人口流入などによる社会構造の変化と、地方の教区における社会基盤の断片化が顕著なものとなった。都市へと流入した家族の中で、子どもは家族の収入源を担う存在として期待された。このため、子どもは低年齢の段階で家族からの労働を求められ、また、雇用者は長時間の労働を子どもに課した。子どもの労働開始年齢はしばしば 10歳以下であり、子どもの稼いだ収入が家計収入のすべてである場合も少なくはなかった(Cunningham=2013: 123)。こうしたことから、1833年工場法では、紡績工場で働く児童の最低年齢を9歳とし、それ以下の年齢の児童の雇用を禁止すると同時に13歳未満の児童の最高労働時間を8時間とし、少年の夜間労働を禁止した(桑原 1989: 89)。しかし、そうした制限はかえって貧困層児童の窃盗や物乞いを助長するという逆説を生むこととなる(Smith 2010: 22)。1830年代後半にはこうした児童を対象として博愛主義者たちがいわゆる実業学校(Industrial School)やラギットスクール(Ragged School)を設置することにより、こうした問題への対応を試み始めた。

英国におけるラギットスクールは、我が国の明治期の文化人にも影響を与えたサミュエル・スマイルズの「Self Help」(『自助論』)にも登場するジョン・パウンズ(John Pounds 1766-1839)による活動の影響が大きい。ポーツマスの靴職人、ジョン・パウンズは、貧困家庭の児童に対し自費で教育を施し、その活動は、貧困児童に対する給食事業と彼らのための学校設置運動に大きな影響を与えた。ラギットスクール運動の最初の中心的人物は、博愛慈善家で、キ

リスト教説教家でもあった、エディンバラのトーマス・グースリー(Thomas Guthrie 1803-1873) である<sup>6)</sup>。グースリーは 1844 年、支援者らとともにラギ ットスクール連合(Ragged School Union)を、シャフツベリー伯(Anthony Ashley-Cooper, 7th Earl of Shaftesbury 1801-1885)の支援の下、設立した。 ラギットスクールは、当初は、個別の教会において、無給で奉仕するボランテ ィアの教師たちにより運営されていたが、教育を受ける児童の増加に伴い、専 従職員および教師が不可欠となっていった。そこで組織的なラギットスクール の運営が次第に求められるようになり、組織が設立されることとなった。1844 年当初は16校の加盟だった同連合は、1861年までには加盟校が176校までに 増加した。ラギットスクールでは、初歩的な読み書きや計算、聖書の教えが教 授された。ロンドンでは、1844年から 1881年までの間に約30万人の児童が ラギットスクールへ通ったと推測されている(Walvin: 1982)。このようにグー スリーのようなキリスト教的な背景を持つ人物と深い関係にあるラギットス クール運動は、同時に 19 世紀後半のキリスト教的な博愛主義者に大きな影響 を与えた。そしてバーナードは、初期の活動において、このラギットスクール の運営と関わりを持っていたのである。

### 1.5 ラギットスクールとバーナードの実践

バーナードは、1866年、20歳の時に、中国内陸伝道(China Inland Mission)で知られる、キリスト教伝道師、ハドソン・テイラー(James Hudson Taylor 1832-1905)との関係から、ダブリンよりロンドンへ、医学研鑽のために赴いた。ロンドンでは医学を学ぶとともに、バーナードは英国における初期の児童の海外移民実践者、アニー・マクファーソン(Annie Macpherson 1833-1904)によるロンドン市内、スピタルフィールズ(Spitalfields)での路上生活する児童への支援に協力した。この時の経験が、バーナードにとって、貧困児童の惨状を知るきっかけとなった。また、バーナードが児童救済に関わるもう一つの出来事として、同年に起こったイーストエンド地区でのコレラ禍の蔓延が挙げられる。1867年、それまでの貧困児童との関わりの中で、財政面から運営に関わっていた、イーストエンド、マイルエンド地区のアーネストストリートにあるラギットスクールの役職をバーナードは辞し、1868年に「East End Juvenile Mission」(イーストエンド青少年伝道会)を設立したで、。

また、翌 1869 年にバーナードは、マイルエンド地区、タワーハムレッツのホーププレイスにて、ロバ小屋を改造して独自にラギットスクール運営を開始する。このラギットスクールは、無料で運営がなされた昼間学校であった。当時のラギットスクールは、人件費や教員確保の問題からその多くが夜間運営を行っていたが、バーナードは全日制の運営を実施した。このホーププレイスでのラギットスクール運営のきっかけとなったのは、バーナードホーム、最初期の孤児の一人であるジム・ジャービスと出会いによるものであった。そして、この出会いは、翌年の、ステップニー・コーズウェイに建設された、最初の男子ホームの設立にもつながっていくこととなった。

更に、1870年には、もう一つのラギットスクールが、ステップニー・コーズウェイ東方のサーモンズレーンに設立された。ホーププレイスとサーモンズレーン、2つのラギットスクールは、バーナードの評判とともに、やがて生徒数が増大し、手狭となっていった。これを受けて、1876年には、同じイーストエンド地区のリージェント運河に隣接する倉庫を借り、新たにラギットスクールが設立されることとなった。これが、カッパーフィールドロード・ラギットスクールである。バーナードはこの、カッパーフィールドロード・ラギットスクールの運営にも関わっていくこととなる。カッパーフィールドロード・ラギットスクールでの教育は、青少年は男女別に行われ、幼児のクラスが別個に置かれた。ラギットスクール発展の背景としてRidge(1993: 5・6)は、1870年に法制化された初等教育法が成立していく中で、貧困層を含めた子どもの公教育実現についての関心の高まりを指摘している。1870年英国初等教育法は6歳から13歳の児童の公費による初等学校の設立・維持について定めたものである。

バーナードはラギットスクールの運営において、冬季における児童の給食サービス、社会見学(遠足)、日曜学校(聖書)の運営等を実施し、また、卒業生のための職業指導や就職支援を行う Working Lad's institute も設立した $^{8}$ )。バーナード自身は、1870 年代以降は、Dr.Barnardo's Home の運営に関わり、直接的にラギッスクールの運営に関わることはなくなっていくが、子どもの教育の方位や支援のあり方をバーナードは一連のラギットスクール運営のかかわりの中から学んでいったと本研究は考える。その後、1890 年には、ロンドン教育委員会 (London School Board)によって、貧困家庭に対して、公立学校入学への授業料免除制度が開始され、ラギットスクールへ登校する生徒は減少し始める。それでも、表 1-1 が示すように、カッパーフィールド・ラギットスクールには 1896 年の段階で昼間学校へ 1,000 人以上の出席者が、日曜学校(キリスト教教育)には 2,000 人以上の参加者があり事業は継続していった。

表1-1 The Copperfield Road Ragged Schoolの 1896年の状況(Ridge1993:14)

昼間学校への出席児童	1,075人
男女卒業生の evening class への出席者	178人
日曜学校への出席児童	2,460人
休暇中の地域への児童の派遣	157人
調査とそれに伴う食事提供	1,560人
児童への無料給食サービス	65,542人
貧困家庭への靴と衣類の提供	8,040人
入学時の男女児童へ 衣服のない者への貸与	2 7 人
教員数	1 3 人

当時既に授業料の免除が実施されている中で、昼間学校への登校児数が 1,000 人を超えるということは、給食等のサービスもあり、経済的な負担が少 ない、ラギッドスクールのような貧困児童とその家庭を対象とした教育機関が 未だ重要な役割を果たしていたという事を示していると思われる。児童への無 料の給食サービスの延べ人数が、65,000人以上であるという数値は、ラギット スクールが、単に教育の場であっただけではなく、児童の飢餓状態を改善する 役目を果たしていたことを示すものであるともいえよう。ラギットスクールは、 その教育的機能に加え、子どもの生命を「食」という点から守る場としても機 能していたのである。

しかし、学校設置基準の強化により、その後、1904年には、ロンドン・カウンティ・カウンシルの学校査察において、カッパーフィールド・ラギットスクールは、設備不備等の理由で不適合の審査を受け、1910年までに段階的に閉鎖されていくこととなる(Ridge 1993: 20-21)。ラギットスクールが貧困児童の救済のために果たした役割は、法的に定められた教育環境の条件を満たさないと判断されたのである。こうして、バーナードによる初期の事業として重要な位置を占めたラギットスクールの運営は衰退していくこととなる。しかし、ラギットスクールとバーナードとのかかわりは、バーナードが自らの施設を運営し、児童救済運動を展開するに当たり、その後の実践に大きな影響を与えたものであると理解することができる。

## 1. 6 救済事業の世論への表現方法

このようにラギットスクールの運営から出発したバーナードの実践は、これ まで述べてきたように、プロテスタント、福音主義のキリスト教の理念に基づ くものであった。それゆえ、この理念に基づいて実践される、「児童救済」の 内容は、聖書の言葉(「聖句」)が好んで用いられ、それらはバーナードホー ムの児童救済において重要な役割を果たすこととなった。例えば、児童救済の 目的を端的に表す聖句の一つとしてマタイによる福音書 25 章 40 節 「わたしの 兄弟であるこの最も小さな者のひとりにしたのは私にしてくれたことなので ある」があり、子どもたちのための救済行為は救い主イエスのための行為につ ながるという理解を読み取ることができる。また、失われた1匹の羊を探し求 める羊飼いの姿、子どもを受け入れるイエスの姿を「子どもたちを来させなさ い。私のところに来るのを妨げてはならない。天の国はこのような者たちのも のである」(マタイ 19:14)を引用しながら、博愛主義者の実践に重ねて合わ せ表現した(Swain and Hillel 2010: 26)。児童救済の担い手は、聖書の言葉を 文字通りに解釈し、それをそのまま実践する児童救済の文脈に当てはめた。最 初のマタイ 25:40 の聖句は、貧孤児を救済するということが、キリスト教にお ける神の子であるイエスに善業をなす事であると同時に救いの道へとつなが ることとを意識させ、後者のマタイ 19:14 の聖句は、貧孤児たちを「神の子」 と解し、こうした子どもたちを救済することを肯定すると同時に、天の国に入 るのは彼らなのだという意識も読み取ることができる。バーナードホームにお ける実践を評価していく上で、聖書に基づく、キリスト教の福音主義的な背景 と当時の博愛主義者たちとの関連を意識することは重要である<sup>10)</sup>。

またこの他に Swain and Hillel (2010: 6-35) が示すように、バーナードを はじめとする児童救済運動家たちは、ヴィクトリア朝期のメロドラマの手法9) あるいはヴィクトリア朝期の画報(Illustrated magazine)の手法を駆使し、貧 困児童の現状を広報誌の中で、物語やその挿絵の形で紹介した。例えば、路上 生活をするする母子と中流家庭の幸福な家庭の姿を対比させ貧富の格差を読 者に際立たせるような挿絵や、英雄的な人物を登場させ、その人物が児童を救 済するといった人間関係の描写する手法がそれに当たる。そうした人間関係に 読者が触れることにより、子どもたちを救済するための意識が啓蒙されるので ある。画報にはこのほかにも、登場する人物に特徴があった。例えば、警察官 は、救済を必要とする児童の象徴的比喩としても描かれた(Swain and Hillel 2010:29)。つまり、貧困、虐待等で、家を出ている子どもの元に警察官が近寄 り、子どもに事情を聞き、救出するという役割が与えられている。こうした児 童救済の行為を、バーナードは園芸に喩えている。児童を救済し、その児童を 養育するということは、野のあざみを養育し、それがやがて美しい薔薇へと変 化するようなものであると彼は記し、児童救済の意義と態度について表明した (Swain and Hillel 2010: 3)

## 1.7 バーナードホームの実践と慈善事業における役割の変化

Ridge (2002: 13-16) は、英国における、子ども期の貧困の歴史的概観を行 うに当たり、19世紀末から20世紀初頭にかけての、子どもを救済する形態の 変化について言及している。Ridge (2002) によれば、19 世紀後半、工場で働 く児童の問題や、都市の人口増加に伴う社会的問題が増加するにつれて、英国 教会浮浪児協会やバーナードホームのような、それまでの救貧法の枠組みで子 どもたちを救済する形態とは異なる、新しい形の事業家たちが 1860 年代から 登場した。それらは宗教的な動機に基づき、子どもを間違った環境から救済す ること、あるいは、堕落した親から分離することがその基本的使命であった。 1880年代に入り、博愛慈善事業は、国家との関係に変化が見え始め、国家が 子どものための事業を引き継いで、活動する形態が見られ始める。それにより、 専門職の関与が増大し、専門家が子どもたちの救済活動に関心を向けるように なった。それらは、大英帝国の未来、人口の調節、英国市民としての立場等を どうしていくかの問題に立脚するものであった。そうした問題をより、科学的 に論証していく試みが 20 世紀初頭には行われた。例えば、チャールズ・ブー スの『ロンドンにおける人々の生活と労働』(1902-1903)、シーボーム・ラウン トリーの貧困研究(1901年発表)などがこれに当たる。こうした調査・研究によ り貧困の現状を把握していこうとする変化は、国家に属する子どもたちの健康 と福利に関心が移っていったことを示すのではないかと Ridge(2002)は指摘す る。それは、科学的調査を通じて、子どもの貧困や教育の問題、死亡率等の問 題に起因する英国の将来の人口水準や市民の質の低下への改善が議論され始 めたことに由来する (Ridge=2002: 40-41)  $^{11}$ 。

バーナードホームの実践は、ラギットスクール運動、福音主義のリバイバル運動等の立場に基づくものであり、20世紀以降の児童保護概念には、直接には接続しない要因を数多く有している実践であるという理解も可能である<sup>12)</sup>。しかし、本研究では、バーナードが、中国内陸伝道のために医学研究を志し、ダブリンから首都ロンドンへと向かい、そして経験した実践の中から生じた出会いこそが、彼の実践を実践たらしめ、後の子ども家庭福祉分野の特に社会的養護に通じる部分に影響を与えているのではないかと理解する。

ところで、これらのバーナードの実践を具体的な形で世論へと伝える役割を果たしたものの一つにバーナードホームの「年次報告遺書」(Annual report)の存在がある。年次報告書はバーナードホームの実践を公的に伝える一次史料である。その年次報告書の中で、バーナードホームはどのような児童救済の方針で、どのような実践内容を伝えているのだろうか。次項では、この年次報告書の内容に触れることにより、バーナードホームの児童救済の具体的な内容に関する考察を進めていきたい。

#### 1.8 バーナードホーム「年次報告書」が伝える「児童救済」

「年次報告書」は、バーナードホームにおける事業内容や、施設の活動を代弁する役割を果たすものである。それらの中で公にされている内容を吟味し、更に歴史的批判的に考察を加え、実践内容を確認する。そのための史料として、本項においてはバーナードホームの年次報告書の中から、特に第 42 回(1907年の事業)および第 44 回(1909年の事業)年次報告書を用いて考察を進める。上記の史料を用いた理由は、これら 2 冊の年次報告書の刊行年が、創設者バーナードの死後のものであり、創設者以来のおおまかなバーナードホームの事業が確定した時期であると同時に、19世紀から 20 世紀へと至る、イギリスの児童福祉法制度の転換期と重なる時代の報告書であると考えたからである。

バーナードホームの年次報告書においても、「Rescue」の語が用いられている。例えば、1907年の出来事について記す「第 42 回年次報告書」のタイトルは「A Chart of Child-Recue」が、 1909年の出来事について記す「第 44 回年次報告書」は「Seventy Thousand Rescue」となっている(第 43 回年次報告書の題は For the Empire である)。このように「Rescue」がバーナードホームの実践を象徴する語としてこの 2 つの年次報告書では用いられている。

Dr.Barnardo's Homes(1908: 4) は、バーナードホームが、事業開始後、42年目を迎えることが出来たのは、41年目までに行ってきたこれまでの事業ゆえのものであるとし、ここにある成功は、神の下、あらゆる冷笑や反対に耐えて組織の基礎を築いた男、ドクター・バーナードの尽力によるものだとする。そして、1907年の報告を読むにあたり、読者に対し、巻末の THE CHART OF CHILD RESCUE と題した英国地図を見ることをお願いしたい、と呼びかけている。第42回報告書の巻末に掲載された、THE CHART OF CHILD RESCUE の英国地図はイングランドとウェールズにおける、約25年間におよぶバーナードホームにおける児童救済の広がりを示したものである(参照、写真1)。

大小の点が地図には示され、児童の一時保護施設であるエバー・オープン・ドアの設置都市を示している。この第 42 回年次報告書の「A Chart of Child-Recue」という表題の意味は、これまでにバーナードホームが積み上げてきた児童救済運動を確認し、その実践を可視化し、継続して積み重ねてきた事業の意義を問いかけるものであると言えるだろう。





Dr.Barnardo's Homes (1908: 4) の、「Our Forty-Second Year」の項では、「児童救済」の意義について、バーナードの死後、3年たった今も、「児童救済の仕事」(Work of child-rescue)は衰えていない、とし、神が祝福を与えていると記している。バーナードホームの実践が、新たに 2,111 人の若者の救済を可能にし、その価値を立証したと報告書は述べている(参照、表 1-2)。表 1-2の、1908年の第 42 回年次報告書が伝えるデータを参照すると、バーナードホームの児童救済の対象児童は、年齢別には、5歳以上 10歳以下の児童と10歳以上 14歳以下の児童がその過半数を占めている。また、特に母子家庭の児童の「救済」が半数を占め、救済された子どもたちの施設収容の理由は、貧困によるものが多くを占めていた。このデータからは、孤児であるから救済する、というのではなく、家族の中で生活上の何らかの問題を抱えた貧困家庭の児童に対して、その児童の生活に問題が生じていれば、その児童をその環境から「救済」し、施設に収容するというバーナードホームの救済事業を見出すことができる。そして、貧困、犯罪、悪の中にいた子どもに、純粋で、徳の高い、健全で高貴な環境が、救済事業によってなされるのだと報告書は説明している。

表 1 - 2 1907年の入所許可を受けた 2,111人の児童の内訳(第42回報告書:15-16)

A 年齢別	人 数(%)
2歳以下の幼児	323人(15%)
2歳以上5歳以下の幼児・児童	183人(9%)
5歳以上10歳以下の児童	728人(34%)
10歳以上14歳以下の児童	500人(24%)
14歳以上16歳以下の児童	306人(15%)
16 歳以上の児童	7 1 人 (3%)
N = 2 1 1 1	計 2111人
B 家族構成	人 数(%)
孤児	353人(17%)
母親のみ	1077人(51%)
父親のみ	294人(14%)
両親は生存	387人(18%)
N = 2 1 1 1	計 2111人
C 施設収容の理由	人 数(%)
道徳的に危険な問題により救助	461人(22%)
貧困が原因による救助	1650人(78%)
N = 2 1 1 1	計 2111人

第 44 回年次報告書は「Seventy Thousand Rescue」という題名が示すよう に、バーナードホームの救済児童が70,000人を超えたとする報告に由来する。 Dr.Barnardo's Homes (1910: 13) では、施設の役割について言及する際に、 その職務の基本は「Concerned with the rescue of the children」、すなわち、 「児童の救済に関わること」である、と述べられている。年次報告遺書では、 児童の救済に続いて、児童の精神や身体の問題、衣食住の問題、児童の施設で の生活が言及される。家庭環境が複雑な児童、障害をもった児童など、様々な 境遇をかかえた子どもがバーナードホームへと入所する。彼らに対してバーナ ードホームは、それぞれの問題に個別に応えられるような姿勢でかかわること を強調している (Dr.Barnardo's Homes1910: 13)。バーナードの没後の段階 で、バーナードホームの施設は英国のほぼ全土にまで及んでいた。英国各地の 施設において、施設入所のための、最初の入り口となったのが、エバー・オー プン・ドア(Ever open doors 永遠に開かれた扉)と呼ばれた一時保護機能を 備えた施設である(参照、表1-3)。支援を必要とする子どもの救済を行う ために、いつでも、子どもが助けを求めに来ることができる 24 時間開設の施 設として設立された。1909 年にはエバー・オープン・ドアは、13 の地域で活 動が展開されていた(Dr.Barnardo's Homes1910: 20)。

バーナードが生活問題を抱えた子どものために 24 時間門戸を開き、救済の ための施設を英国全土に展開したのには一人の少年との出会いがあった。かつ てバーナードは、ロンドンのイーストエンド地区、ステップニーの男子ホームを開設した 1870 年代初頭に、「にんじん」というあだ名の、ジョン・ソマーズという名の孤児と知り合った。ソマーズは、バーナードの施設に入所することを希望したが、施設内にはもうこれ以上ベッドがなく、バーナードはソマーズの申し出を断らざるを得なかった。その数日後、バーナードは、厳寒のロンドンで、寝泊まりする場所がなく、空の樽を見つけ、その中で眠り、そのまま凍死してしまったソマーズのことを聞く。ソマーズが、施設に入ることを希望した日に彼を保護していれば、冬の寒さで命を落とすことはなかったかもしれないとバーナードは思い、激しく後悔したという。そして、いつ何時も「昼も夜も」(Night & Day)児童を救済しなければならない、という思いを彼は抱くようになったのである(Wymer=1982: 28)。

表 1 - 3 1909 年、エバー・オープン・ドアの活動 Dr.Barnardo's Homes1910: 20)

双1 3 1909 午、二ハ マイ・ノン・ドアの信勤 Dr. Darnardo's Homes1910・207													· ,	
都市名	7,	バ	ブ	ブ	力	ハ	リ	IJ	11	プ	ポ	シ	サ	合計
	ル		ラ	IJ		ル		バ	ユ	リ		工	ウ	
	フ	3	1	ス	デ		ズ	プ		マ	ツ	フ	サ	
	ア	ン	7	7	イ				カ	ス	マ	イ	ン	
	ス	ガ	ン	ル	フ			ル	ツ		ス		プ	
	7	ム							ス			ル	1	
活動内容									ル			ド	ン	
申請数	498	323	174	112	186	122	237	463	293	167	257	189	379	2400
調査中	205	132	55	50	105	23	76	134	111	49	66	67	30	1103
ロンドンの施	47	94	59	43	19	26	38	97	83	46	59	68	27	706
設へ許可														
知人へ戻す	76	16	4	2	13		13	8	19	4	5		4	164
他の施設ある	116	45	24	15	62	22	82	124	74	13	55	23	171	826
いは衣服提供														
里親基金援助	17	11	11	7	7	1	1	3	6	4	8	4	4	84
当該施設で生	5	12		5	1			1	3		1		4	32
活														
独自に調査	152	287	148	97	138	98	195	262	180	130	202	172	302	2363
無料宿泊所	313	216	332	872	186	303	671	115	274	280	315	688	525	15046
	1	3			8			1	7					
無料給食	923	702	103	280	560	950	207	345	824	866	946	242	157	46235
	7	3	1	4	4		7	3	1			8	5	

上記の年次報告書の記述からは、バーナード没後(バーナードは 1905 年に 没)の 1909 年においても、19 世紀後半以来の児童救済運動の流れをバーナー ドホームは、創設者であるバーナードの実践として、彼の死後も継続して受け 継いでいることが理解される。そして、その実践内容は、これまで確認してき たキリスト教の福音主義的な救済観および、ラギットスクール運動の中で展開された貧困児童に対する救済活動が反映されたものである。エバー・オープン・ドアの活動内容からは、問題を抱えて施設を訪れた児童に対し、必ず何らかの形で対応するというバーナードホームの姿勢を知ることができる。

例えば、エバー・オープン・ドアの実践においては、児童に無料宿泊所を紹介し、衣類を提供、無料給食の配給などが行われている。子どもの衣食住を支える援助がエバー・オープン・ドアでは展開されているのである。その救済事業の範囲は、エバー・オープン・ドアの設立の方針である、全ての家庭・社会に問題を抱えた児童の救済という姿勢に示されるように、ロンドンでの活動のみならず、イングランド、ウェールズのほぼ全域へと向けられた救済という形で展開された。こうしたバーナードホームの児童救済の姿勢を受けて、次項では、バーナード自身が子どもの救済行為に関して、いかなる自身の見解と実践からの知見を得ているのかを、彼自身の回顧録の文章から児童救済に関する言説に注目し、考えてみることにしたい。

#### 1.9 バーナードの児童救済運動観

キリスト教雑誌、「The Quiver」にバーナードが 1890 年代後半に投稿した記事「My Life Work-The Rescue of the Waif'」では、彼の児童救済運動観を読み取ることが出来る(Barnardo, T.J 1897: 1-5)。バーナードはまず、1896 年にイーストエンドの簡易宿泊所を訪れた 3 姉妹の少女との出会いについて紹介し、その少女たちが簡易宿泊所に来るまでの路上生活の経過と、路上生活での教育および宗教的情操の欠如について指摘する。そうした、イーストエンドでの子どもたちとの出会いが、イーストエンドでの児童救済運動へと結びついていったことをバーナードは述懐する。次にバーナードは、ステップニーで出会った B 少年のとの出会いの回想を始める。

バーナードは午前2時から3時ころにかけてイーストエンドの周辺を巡回した。その間に路上生活をしている貧孤児に声をかけ、信頼関係を構築していった。ホワイトチャペル地区の教会に寝ていていた少年Bを見つけたバーナードは、彼を起こし、ステップニーの施設へと連れて行くことに成功した。少年Bによれば、彼はすでに両親を亡くし、彼には兄がいるという。そしてBの兄Mは、地域でもよく知られた窃盗で、しばしば警察の世話になっているということだった。バーナードは「君もそうなのか」と尋ねてみたという。Bは、「ぼくは決してそんなことはしません」と答えた。その理由をBは話し始める。Bの母は生前に、兄Mのことを心配していたという。そして、Bに対して「おまえは決して盗みをしてはいけない。もし、盗みをするくらいなら餓死してしまったほうがましですよ」と言ったという。「だから、私はお腹がすいても、決して盗みはしないのです」。

バーナードはBの説明を聞いて、自分はそうした子どもたちのために、これまでの自分の人生を捧げ、スラムの中で施設運営をしてきたのだ、と記す(Barnardo,T.J 1897: 3)。そして更にバーナードは、貧孤児救済事業に関わる

きっかけとなった最初の孤児(My First Arab)であるジムについて、最初のエッセイである「Slumming」とともに回想をする。これらの回想の中でバーナードは、自身が施設運営を続ける中で直面してきた「Child Rescue」に関する3つの問題点を指摘している(Barnardo, T.J 1897: 4-6)。

第1の問題点はどのように児童救済の方法を確立し、更には子どもたちの更生へとつなげていくかというものである。また同時にバーナードは、子どもに対して親や周囲に刺激を与えることなく有効的な人間関係を築き、善行を行うにはどうしたらよいかについても提起している。この中で、バーナードは彼の慈善行為を説明する際に「Benevolence」の語を用いている。バーナードは慈善を説明する際に、Philanthropy でもなく Charity でもなく、この「Benevolence」を用いていることは興味深い。

第2の問題点としてバーナードは、法の立場に基づいて、どのような形で子どもたちを犯罪から救い出すのか、という命題を掲げている。英国ではこの時点ですでに 1891 年児童保護法 (いわゆるバーナード法) がすでに制定され、子どもを遺棄、虐待、放置した親の監護権について裁判所に一定の決定権を認められていたが、同法が制定される前はこの問題で、困難を感じることが多かったとバーナードは振り返っている。

第3の問題点としてバーナードが掲げたのは、「Rescue」された後に、教育や職業訓練を受けた子どもたちが、いつまでの施設に留まるわけではなく、やがて、社会へと戻ることになったときの保障をいかに担保するかという問題である。そうした子どもの施設退所後のあり方を考えるためにバーナードは、子どもにとってよりよい施設のあり方とは何か、ということをめぐり、大舎制施設への批判と、家族的な養護体系の必要性を指摘する。その具体例および対応として バーナード ホーム の 養 育 委 託 制 度 (Boarding-out)、 海 外 移 住 (immigration)を紹介する。バーナードは約 22 年前の社会科学懇談会(Social Science Congress)の中で朗読した原稿を用い、家庭的な雰囲気の下に実践される施設養護の重要性を問うた発言を再録している(Barnardo, T.J 1897: 6-7)。

初期のバーナードの年次報告書には、こうした、イーストエンドでの子どものたちとの出会いが数多く紹介されている。例えば、第5回年次報告書の中で、バーナードは、自身の児童救済運動の体験を紹介しているが、その中の逸話として、子どもとの関わり方と、施設への適応をめぐっての、少年Fとのかかわりが紹介された記事があり、興味深い(Barnardo,T.J 1875: 11-12)。Fは、バーナードがローズマリーレーンの近くで出会った少年である。楽団の奏者であった父がいたが、父が歯を怪我して演奏が出来なくなり失業してしまった。そのため、兄弟たちが家計を助けなければならなくなったのだという。妹は家事手伝いの仕事を始めたが両親の世話をしなければならず、Fがウォータールーで雑誌の販売スタンドをすることとなった。しかし、収入が少ないうえに長続きせず、職を変え、それも長続きせず、路上生活を送るようになった。バーナードはFを見て、施設に連れ帰ったが、施設の生活に慣れることなく、Fは施設の現金を持ち出し、そのまま施設に戻ることはなかったという。バーナードはこの経験について、それまでの自分自身に付いた悪しき習慣を正すこ

とが困難である事例としてこの逸話を説明した。子どもとのかかわりから生まれるバーナードの実践が、すべて成功に終わったのではなく、中には失敗と思われる経験も重ね、それらの失敗から新たな成功の糸口が学ばれていくという過程は、児童養護実践史成熟の道程である。このような「The Quiver」誌でのバーナードの述懐は、子どもの立場に立とうとし、子どもの救済を自身の実践経験から築きあげていくものであり、現代の子ども家庭福祉の再考すべき実践の一つとして指摘することが可能なのではないかと本研究は考える。

# 1.10 児童救済運動からみた貧孤児救済

バーナードホームの事業を、児童救済運動の観点から捉え、その歴史的背景 と実践内容について、限られた範囲内ではあるが言及してきた。バーナードが 貧孤児への救済事業を展開する中で、最初のステップニーホームを設立する以 前にラギットスクール運動にかかわっていたという点は、バーナードの事業が キリスト教的な性格を有していることから、今後更に研究を深めて行く必要が ある。第1章のここまでの部分では、バーナードホームにおける児童救済運動 の背景を確認した後、バーナードホームの児童救済観を、バーナード死後の第 42回、44回年次報告書の記載を手掛かりに考察した。また、その事業展開が、 すべての児童を救済するという考えの下に実践されたということの例として、 イングランド、ウェールズのほぼ全域で展開された、エバー・オープン・ドア の事業について言及した。そして、上記で確認した、児童救済観を、バーナー ド本人がどのように捉えているかを、「The Quiver」誌の「My Life Work-THE RESCUE OF THE WAI」の記事から考察した。その中でバーナードは3つの Child Rescue における問題点を指摘し、それらを児童の自立および、その実現 に向けた施設運営のあり方を、どうするかという問いかけにつなげていた<sup>13)</sup>。 研究への取り組みから、バーナードおよびバーナードホームが、Child Rescue<sup>14)</sup>の語を実践の中で多用していることも確認することができた。以上 の考察を受けて、次項では年次報告書の記載事項を参考に具体的なバーナード ホームの施設実践内容について明らかにしていきたい。

## 2. バーナードホームの児童養護実践

#### 2. 1 視点

第1章第1項では、バーナードホームの児童養護実践をバーナードの初期のラギットスクールとのかかわりと年次報告書の記載も参照しながら、特に児童救済運動という視点から考察した。第2項では、具体的なバーナードの児童養護実践内容の全体像を、前項と同様に『年次報告書』の記載を参照しながら明らかにしていく。19世紀後半の英国は産業革命を経て、資本主義社会が形成された時代に当たり、首都ロンドンには多くの人口が流入した。また、このヴィクトリア朝期は、サムエル・スマイルズ(Smiles,Samuel,1812-1904)の『自助論』

(Self-Help 1859)に代表されるように自助<sup>15)</sup>が推奨され、労働者階級の自助組織が発展した。しかし、それは富裕層に留まるものであり、ロンドンの非熟練労働者、日雇い労働者等は、自助以前に、未だ外部からの救済を必要としており、自助、自立の実現が貧困層にまで至ることはなかった。また、新救貧法に基づく貧民救済にも限界があり、こうした問題を補完する役割として民間の博愛慈善事業の役割が重要視されていた。

19世紀後半の英国において、ロンドンのイーストエンド地区は、巨大なスラムが形成され、彼らの生活水準は劣悪なものとなっていた。そして、その実態はディケンズ(Dickens, Charles1812-1870)の小説『オリバー・ツイスト』 (Oliver Twist 1838) やヘンリー・メイヒュー (Mayhew, Henry1812-1887) らによる雑誌「Punch Magazine」での報告等により社会問題として取り上げられるようになっていた。これらの報告や著作は同時に、当時の貧困層に対する博愛慈善事業が、一部で、金銭を特定の者に提供し、富者の名声の手段となっている現実も明らかにし、資本主義社会が生み出す自己矛盾も同時に示すことになった。

また 19 世紀後半のイーストエンド地区は、1866 年、アメリカの南北戦争における綿花栽培の不作、ヨーロッパでの普墺戦争の情勢不安などの要因で倒産したオーバーレンド・ガーニー・カンパニーに端を発する金融不安の影響を受けて、不況の波が押し寄せていた。こうした中で、同年よりイーストエンドのスラムにおける貧孤児の救済活動を開始した人物の一人としてバーナードがいた<sup>16)</sup>。バーナードは 1870 年にイーストエンドのステップニーに最初の貧孤児のための男子ホームを設立し施設運営を開始した。

1860年代のロンドンでは、博愛慈善団体が数多く存在し、それらの多くが公的機関である救貧法当局との協力や活動調整をほとんど行う事なしに独自の活動を展開していた。こうした中でバーナードホームは具体的にどのような実践を第1項で確認した児童救済の観点から行っていたのであろうか。バーナードホームが年次報告書に記載した内容を元にし、その施設実践の全体像を明らかにしていきたい。

#### 2.2 バーナードホーム年次報告書の位置付け

前項においてもバーナードホームの年次報告書については言及したが、ここで、バーナードホームにおける施設実践の全体像について言及していく前に、年次報告書の位置づけに関して再度確認しておきたい。バーナードホームが具体的にどのような子どもに関する救済事業を展開し、そしてその規模はいかなるものだったかを知るための史料として、バーナード自身がその事業内容を著述している 1890 年刊行の「Something Attempted Something Done. London: John F. Shaw& Co」がある。この史料は、事業開始後 20 年の節目に当たりこれまでの事業展開と現行の施設運営について言及し、具体的なバーナードホームの事業内容について、当該の施設の実践内容や目的、設立場所等について言及している170。こうしたバーナードホームの事業について知ることのできる

諸史料のうち、バーナードホームの実践を公式に伝える史料として「年次報告書」(Annual Report)の存在は、これまでも言及してきたように、バーナードホームにおける事業内容や、施設における実践を、社会に公式に発信したものであった。「年次報告書」に書かれた事業内容について言及することにより、具体的なバーナードホームの活動内容を私たちは把握することが可能となり、公的に発信された実践内容を理解することができるのである。

そこで、本項では、バーナード生存時に刊行されたバーナードホームの年次報告書(Annual Report)の中から、特に第 40 回年次報告書(刊行 1906 年)での記載内容を中心に取り上げ、バーナードホームの事業内容を明らかにすることを考えた(前項においては第 42 回・第 44 回の年次報告書を用いた)。そして必要に応じて、他年度の「年次報告書」の記述についても言及することとした(諸施設の概要について詳しい説明がなされている第 25 回年次報告書等)。第 40 回年次報告書(1905 年)が示す事業内容を研究の対象とする理由は、1905 年が T.J.バーナードの没年にあたり、その施設実践内容がほぼ確定している時期であると考えるからである。バーナード本人による施設への影響が大きかったと思われる最晩年の出来事に焦点を当てることにより、バーナードの施設実践内容の全体像が理解可能となる。

## 2.3 バーナードホームにおける諸施設

1870年以降、バーナードは、児童のための施設運営を開始する。その 35年後、バーナードが没した時点の、1905年の施設運営体制はいかなるものだったのだろうか。そして、それらの施設は、バーナードホームの中で、それぞれ、いかなる機能を有していたのだろうか。バーナード没年の第 40 回年次報告書は、諸施設の運営概要が簡潔に紹介されている。バーナードホームにおける諸施設の、より詳しい情報は、それ以前の年次報告書を参照することにより可能となる。例えば、第 25 回年次報告書は、バーナードホームにおける諸施設の概要に関して、施設概要を 41 に分けて紹介している(Dr.Barnardo's Homes 1891: 36-55)。

表1-4は、1890年当時、41あったバーナードホーム関連施設の機能を要約し、図表化したものである。表から理解されることは、バーナードホームにおける実践が、当時の歴史的社会的背景も考慮に入れつつも、乳幼児から青年に至るまでの、健常児・障がい児すべての「自立」を意識した施設であるという点である。また、対象とする児童の範囲が、男子児童だけの形態から、女子児童対象の施設の設立へ、そして障害児や疾病を抱えた児童のための施設へというように広範囲なものへと変遷してきているという特徴がみられる。

ここでいう「自立」とは、様々な理由で親との生活が困難な状況にある児童が、初等教育の教授や職業訓練による技術の習得を経て、自らの生活費を稼ぎだし、自活していくことのできる状況を意図していると捉える事ができる。劣等処遇の原則の下、援助の必要な者に対してワークハウスでの労働を課した救貧法に対し、バーナードホームは、児童にニーズに応じた施設運営を展開した。

表 1 - 4 Dr. Barnardo's Homes 1891: 36-55 が示す諸施設 (高松 2010: 24-28)

衣	1 — 4 Dr.Barnardo	s Homes 1891: 36-55 が示す諸施設(高松 2010: 24-28)
	施設名・設立年	事業内容・機能
1	ステップニー・コー	この本部において寄付金の承認、施設入所志願者の審査
	ズウェイの本部並	及び認可が行われる。児童の記録、児童の動向が移民も
	びに男子ホーム	含めて決定される。出版物の発行、保管をする。男子の
	1870 年設立	ホームは、男児の成長と進路に応じて所属するホームが
		決められる。
		機能:バーナードホーム全体の運営管理機能・施設利用
		審査機能等
設立	立目的:本部および	男子貧孤児のための収容施設として 所在 Stepney
Сач	useway East end 🏻 5 គឺ	<b>歳以下の乳幼児は、男子の乳幼児のための施設であるベビ</b>
- >	ズキャッスルで成長し、	5 歳から 10 歳までの男子児童は The Children's Fold お
よて	び Jersey Home と呼ば	ばれる施設で養育がなされ、10歳から13歳までは児童の
教育	育に特化したレオポル	トハウスで学校教育を中心に受ける。また、13 歳から 16
歳の	の男子児童に関しては	労働ハウス Labor House で職業訓練を受ける。
2	レオポルトハウス	10歳から13歳の男子児童の収容。初等教育を施す。
	1883 年設立	機能:年少児の初等教育
設立	立目的:年長男子の施設	設として 所在 Burdett Road East end
3	ナースリーホーム	5歳から10歳までの健康上問題を有する児童のための施
	1879 年設立	設 機能:医療機能 虚弱児童の身体的・精神的療養
設立	立目的: 寄付を受けた:	ジャージー島ゴリーの施設で、療養による回復が望まれる
児童	置を収容 所在 Teighr	nore,Gorey,Jorsey
4	Open-all-night	児童の一時保護施設。バーナードホームと関わる児童の
	Refuse	多くが、最初、この施設に収容されることから、かかわ
	1874 年設立	りが始まる。施設は 24 時間開放されている。機能:一時
		保護後の一時保護施設、エバー・オープン・ドア
設立	立目的:他施設に児童(	の一時保護 所在 Stepney Causeway East end
5	労働ハウス	パン焼き、鍛冶、大工、馬具、印刷業、服飾、ブリキ、車
	1882 年設立	輪などの技術を習得。Half Time System と呼ばれた、半
		日の学校教育と半日の職業訓練からなるプログラムが実
		施された。
		機能:職業教育、職業訓練
設立	立目的:児童の職業訓練 に対して	東のための施設として 所在 Commercial Road London
6	Girl's Village	女子のためのホーム。49の小舎(コテージ)から成る。
	Home	家庭的な生活を小舎による生活の中で再現し、自然環境
	1876 年設立	の豊かな雰囲気の中で女子児童を養育する。Mother と呼
		ばれる保母が各小舎に配置。
		機能: 女児用の小舎制
T		

設立目的:女子児童のための収容施設

所在 Barkigside, Essex

7	ベビーズキャッスル	5 歳以下の乳幼児のためのホーム。施設の医師としてメ								
	1884 年設立	ディカルウーマンと呼ばれる女性医師を常駐。機能:乳								
		幼児施設(0歳から5歳の乳幼児を一環して養育)								
設立	五目的:乳幼児の養育	保護のため 所在 Hawkhurst,Kent								
8	Her Majesty	ヴィクトリア女王即位 50 周年を記念して名づけられた、								
	Hospital	バーナードホーム児童の疾病に対応するためにロンドン								
	1888 年設立	に建設された病院								
		機能:医療機能								
設立	五目的:バーナードホ	ーム院児が利用できる病院として								
		所在 Stepney Causeway East end								
9	Training Home	工場での労働などに将来従事する女性の教養のための訓								
	and Free Registry	練。女性としての作法や社会的な自立のための訓練を施								
	for Servant	す施設。								
	1883 年設立	機能:女子のための職業訓練								
設立	五目的:女性の自立、	職業訓練の場 所在 Sturge House, Bow Road East end								
10	Factory Girl's Club	女性たちのための給食サービス、裁縫教室や聖書講座の								
	and Institute	実施など女性の教養向上のための教育の場。								
	1876 年設立	機能:女性のための職業訓練・教育								
設立	五目的:女性たちの自	立支援のための施設 所在 St. Thomas Street East end								
11	レスキューホーム	ガールズヴィレッジホームに居住を許可された女子児童								
	1886 年設立	のうち、他の女子児童に危害を加える恐れがある児童を								
		一時的に保護するための施設。								
		機能:反社会的傾向のある女子の一時保護								
		→一般の一時保護と分離している								
設立	五目的:施設収容女子	児童の安全保障および保護の場として								
		Private address								
12	ビーハイブ(ミツバ	バーナードホームの対象年齢を超えた、女子児童に対し								
	チの巣)1889 年設	て職業訓練(洗濯・家事等)を行う。								
	<u>'</u>	機能:職業訓練を含むアフターケア								
設立	    五目的:女性のための	職業訓練・教育 所在 Mare Stret,Hackney								
13	City Messenger	児童の職業斡旋。市内飛脚隊による広告配布業(City								
	1870年設立	Messenger)、イーストエンド地区でのくつ磨き (Union								
14	Union Jack	Jack Shoeblack)、音楽演奏などの活動が行われ、バー								
	Shoeblack	ナードホームは、それらを支援した。								
	1875 年設立									
15	Rag-Collecting	機能:バーナードホーム児童のための求職活動、啓蒙・								
	1886 年設立	啓発活動、収益活動								
設づ		 錬も視野に入れた収益活動の場								
	1/16/11 / 1990/IC II/11/	所在 Stepney Causeway,Eastend								
<u> </u>		,, x								

16	樵隊と水質浄化隊	主に労働ハウスの児童から成り、燃料用の薪の販売、レ
	1868 年設立	モネード・ソーダ水などの清涼飲料水供給装置の取り付
		け業。
		機能:独立自営の職業活動
設立	X目的:院児の職業訓網	東も視野に入れた収益活動の場
		所在 Rhodeswell Warf East end
17	農場学校	移民のための訓練も含めた児童のための農業教育施設。
	1888 年設立	ロンドン郊外のプロミヤードに設立。
		機能:農業教育(含移民のため)
設立	五目的:農業教育を必要	要とする児童の実習の場 所在 Broomyard,Worcester
18	バーデットドミト	児童の一時保護施設として使用。
	リー 1888 年設立	機能:児童の一時保護
設立	五目的:保護した児童	を該当施設に送還するまでの保護施設として
		所在 Burdet Road East end
19	シーサイドホーム	転地療養や病気治療が必要な児童のための虚弱児施設。
	1886 年設立	機能:虚弱児童の身体的・精神的療養
設立	五目的:療養による回行	复が望まれる児童を収容する施設の必要から
		所在 Felixstowe,Suffolk
20	フリーロッジング	子ども連れの女性、保護を必要とする母子の一時避難所。
21	ハウス	軽食の用意がされ、簡易宿泊所における生活を堕落させ
	1888 年設立	る誘惑も少ない。
		機能:母子保護施設
設立	五目的:要保護母子の第	
		所在 Flower & Dean Street,Spitalfield,Eastend
22	移民センター(カナ	移民に関する適格者審査、事業計画、管理等。移民児童
	ダ・女児専用ホー	の移住先への移動までの滞在場所。
	ム)	機能:移民児童監理センター、宿泊施設
	1883 年設立	設立目的:カナダ移民児童の管理、英国本部との通信の
23	移民センター(カナ	拠点の設立。
	ダ・男児専用ホー	所在:女子ホーム Hazelbrae,Peterboro,Ontario
	ム) 1887年設立	男子ホーム Farley Avenue,Tronto
24	インダストリアル・	移民児童のための農業実習訓練の場として開設。研修後
	ファーム(カナダ)	の自立が意図されている。
	1884 年設立	機能:農業教育
		所在 Russel,Manitoba
25	養育委託制度	1890年には少なくとも 1044人の児童が里親に委託され
	Boarding-out	た(男子児童 765 人、女子児童 279 年)。
	1887 年開始	機能:里親制度
開好	台目的:里親に乳幼児?	を委託することにより家庭的雰囲気を保障

26	視覚・聴覚障害の児	視覚・聴覚に障害を持つ児童に対して、必要に応じて訓								
	童のための部門	練を施す。機能:視覚・聴覚障害児訓練機能								
開好	台目的:保護した児童!	こ障害を有する児童が存在し、こうした児童の養育のため								
27	身体障害の児童に	身体障害を持つ児童への日常的なケアを行う。状況に応								
	対する部門	じて出来る限り健常児と共に生活の場を持つ。								
		機能:身体障害児訓練機能								
開好	台目的:児童の無制限し	又容の理念の下、障害のある児童も含めて保護を行うため								
28	The Children's	10歳以下の健康な男子児童の受け入れ施設。								
	Fold 設立 1887 年	機能:児童のための施設 所在 Grove Road East end								
設立	Z目的:キリスト教信(	印を持つ女性によるナースリーホームとしての運営								
29	Shipping Agency	海辺に建てられた施設で海洋生活の訓練や水夫になるた								
	1887年設立	めの研修を行う。児童の海辺での療養施設としても機能								
		した。機能:海洋訓練、療養施設								
		所在 Yarmouth and Yarmouth								
設立	      五目的:海軍または海道	<b>運貿易等に従事しようとする児童の訓練施設の必要性から</b>								
30	無料給食サービス	イーストエンドでの貧民・貧困家庭に対する給食サービ								
		ス。機能:無料給食サービス								
開好	台目的:イーストエン	ド全体の貧困解消を目指して給食事業を開始								
31	Working Lad's	イーストエンド最下層地区での、夜間の読み書きの教室								
	Institute	や聖書朗読クラスの実施。体育館を併設。								
32	Copperfield Road	機能:夜間学校・貧困児童の教育								
	Free Schools 1875	所在 Copperfield Road East end								
	年設立									
設立	五目的:イーストエン	ド地区の社会改良の場として								
33	ThePeople's	成人へのキリスト教伝道の拠点であるエディンバラキャ								
	Mission Church	ッスルに併設する教会。日曜礼拝の他、聖歌の会、禁酒								
	1872 年設立	のためのミーティング、聖書の講座。								
		機能:イーストエンドの拠点教会								
		所在 Limehouse,Eastend								
設立	Z目的:イーストエン	ド地区における伝道の拠点として								
34	St Ann's Gospel	児童のための教会付属施設。楽団や歌の練習場としても								
	Hall	使用。機能:児童のための宗教教育・礼拝								
	1883 年設立	所在 Limehouse,Eastend								
設立	   	教育や聖歌練習等の場として								
35	The Cabmen's	カブ、すなわち馬車の御者の家族のための宿泊施設。ア								
	Shelter	ルコール依存の親を持つ児童の保護施設としても機能し								
	1875 年設立	た。機能:特定の人々を対象とした宿泊施設(アルコー								
		ル依存) 所在 East London								
設立	 五目的:イーストエン	ドで多かった御者の家族の貧困に対応するために設置								

36	エディンバラキャ	禁酒運動のためのレクリエーションルームの提供やアル								
	ッスル・コーヒーパ	コールに変わる飲料としてのコーヒーの提供の場として								
	レス	設置。								
37	ダブリンキャッス	機能:禁酒運動促進のためのレクリエーション施設								
	ル・コーヒーパレス	所在 Limehouse,Eastend/Mile End Road, East end								
設立	五目的:禁酒運動推進(	のために施設建設のため								
38	East London Tract	バーナードホームによる出版物の刊行や出版物の販売。								
	and Pure	機能:印刷・出版活動								
	Literature Depot	所在 Eastend,London								
設立	な目的:バーナードホ	ーム事業の啓蒙、情宣のための印刷物の製版								
39	Evangelical	児童の家庭訪問を行い、施設に寝泊し、奉仕活動を行う								
	Deaconess	「ディアコネス」の部門。								
	Institute	機能:院児の援助者・援助の促進								
	1877 年設立	所在 Mile End Road East end								
開如	台目的:女子児童の救済	済を促進するために導入								
40	Dorcas House	ディアコネスの活動を支えるミーティングや諸行事を行								
	1887年設立	う小ホールとして機能。機能:ディアコネスの活動拠点								
		所在 Carr Street, Limehouse,Eastend								
設立	な目的:ディアコネス(	の活動拠点となる施設の必要性から								
41	イーストエンド・メ	キリスト教伝道に主眼を置いた医療サービス機関。医療								
	ディカル・ミッショ	サービスを受ける人々は福音説教の聴講にも参加した。								
	ン	機能:医療機能とキリスト教伝道の連携								
	1878年設立	所在 High Street Shaswell East end								
⇒n. ⊣	設立目的:キリスト教伝道の場を病院に置き、拠点として創設した									

表 1-4 を概観すると、バーナードホームは最初にイーストエンドの男子ホームを設立後、後にロンドン市郊外のバーキングサイドに女子の施設であるガールズヴィレッジホームを開設する。ガールズヴィレッジホームは、女児の養育のためのふさわしいロンドン郊外に置かれ、ヴィクトリア朝のコテージホーム (小舎)を備えた敷地内で養育が行われた $^{18}$ )。男子ホームでは、院児の施設退所後の自立のための職業訓練を意識され、同じイーストエンド地区に置かれた労働ハウス、レオポルトハウス等では、普通教育の他に職業訓練も実施された。また、シティメッセンジャーと呼ばれた、広告配布行の仕事などを通じて、子どもと社会の関係構築の援助を行い、仕事を通じて知り得た人間関係が、その後の求職や職業実地訓練にもつながるよう配慮した。また、表 1-4 の「ナースリーホーム」や「ベビーズキャッスル」のように、病気や障がいを抱えた乳幼児のための施設もバーナードホームでは用意されてもいた。

ガールズヴィレッジホームにおいては、女児たちの自立のための家事訓練や 裁縫の技術が学ばれ、コテージホームの家庭的な雰囲気も身につけることがで きた。女児たちの多くは中流家庭の家事手伝いの仕事を行う者が多く、ガール ズヴィレッジ自体が職業訓練の場となっていた。院児の養育だけではなく、退所後の自立を意識した、バーナードホームの実践は、この他にも、海軍や水夫になるための訓練を行うシッピングエージェンシーや、入所施設外での職業訓練の場などが設けられた。これらは、子どもたちの自立や問題に対応したケアの実践であったと言える<sup>19)</sup>。こうしたバーナードホームの諸施設と機能は、どのような形で展開し、その実践の原則は如何なるものだったのだろうか。次項では、バーナードの没年時である、1905年の第40回年次報告書が伝えるバーナードホームにおける施設運営の原則を参考にしながら、この点についての考察を進めていきたい。

## 2. 4 第40回年次報告書の概要

表 1-5 は、バーナードホームの、第 40 回年次報告書の概要を要約したも のである。年次報告書に記載されている、項目を 11 に分けて表し、その概要 を示した。報告書は冒頭で創設者バーナードの死について最初に言及している。 創設者バーナードの死後、バーナードホームの負債額は、約 25 万ポンドにま で増加していたが、英国全土にまでその規模を拡大し、多くの子どもたちを救 済したバーナードの事業をこのまま、終わらせてしまうことは不本意なことで あるとして、当時のバーナードホームの後援者であるアレクサンドラ王妃 (Alexandra of Denmark, 1844-1925)の呼びかけによりバーナードホームを援 助するための「全国記念基金」が発足することとなった。また、年次報告書で は、バーナードホーム評議会議長で、法律家のウィリアム・ベーカー(William Baker)がバーナードの遺志を受け継ぎ、ホームの代表に就任したことが報告さ れている。このように 1905 年時点で、バーナードホームは財政的に破綻をき たし、施設の存続は危ぶまれる状態であったことが理解できる。しかし、イギ リス王室の後援の下、バーナードホームは新たに、「全国記念基金」を財政基 盤として施設運営を行うことになり、その負債を返済することができた。これ らの出来事に注目すると、財政面において 1905 年は、バーナードホームの運 営が転機を迎えた年であったとも言えるだろう(Wymer = 1982: 247)。

第 40 回年次報告書(Dr.Barnardo's Homes 1906: 7)は、バーナード没後の施設のあり方(Lines of Work)を「National Protestant Institute」と表現している。この中で「National」とはバーナードホームが、英国全土からの支援によるものであることを示し、それは同時に「Protestant」の語に表現されるようにキリスト教的福音主義に立脚した事業であるということの宣言でもあった。報告書の冒頭では、1905 年当時のバーナードホーム評議員ならびに管財担当者のリストが紹介され、評議会の後援者としては、先述の英国王室アレクサンドラ王妃の名が記載されている。

第 40 回年次報告書では、バーナードホームにおいて 1905 年に起こった主な出来事についての紹介の後、表 1-6 が示すような、児童救済(Child Rescue)の方法について言及がなされている(Dr.Barnardo's Homes 1906: 7-11)。 それによれば、バーナードホームの児童救済の手順は、まず、対象とされる児童が

貧困児童(destitute child)であるかの確認がなされる。そして、その児童の確認がなされると、当該の児童を受け入れることが決定し、施設の門戸が開放される、その児童がもし貧困児童ではない場合、その問題の度合いに応じて、食料の配給や簡易宿泊所の紹介が行われる。子どもの成育歴については徹底した調査が行われ、子どもの照会を行う 23 の組織に対しても、子どもに対して不利な点が生じないように注意がなされた。

表 1 - 5 第 40 回年次報告書の概要(Dr.Barnardo's Homes 1906 より引用)

	ti 0 第40回中内和日目の例要(DI:Daillaidos Homes 1900より引用)
1	T.J.バーナードの死とその業績についての報告。
2	バーナードホームにおける評議会の役割について。バーナードホームの後継
	者として、評議員であった法律家の WILLIAM BAKER を選出したことについ
	ての報告。
3	バーナードホームの負債と、救済のために「全国記念基金」(National
	Memorial Fund)が設立されたことについて。
4	バーナードホームにおける児童救済(Child Rescue)の方法。原則は No
	Destitute Child ever Refused Admission である。
(5)	施設の宗教的立場についての表明。それは Christian, Protestant and
	Evangelicalと明言。キリスト教のプロテスタント、福音主義の立場を表明。
6	学校教育(Schooling)についての言及 施設内の教育の場についての説明。
7	職業教育(Technical and Industrial Training)についての言及。
8	バーナードホームの実践の原理(Guiding Principles)についての紹介。
9	1905年の各種統計について(The Year 1905 のタイトル)の報告。
10	基金への寄付金について・収支決算報告一覧。
11)	補遺: A 救済児童のケース B 移民児童(カナダ)からの手紙 C カナ
	ダ移民視察報告 D 退所児童(英国国内)からの手紙

バーナードホームは基本的には、救済した児童が生活問題を抱えている場合は、すべての児童を救済するという原則を採っている。これは先述した、バーナード自身が、かつて出会った貧孤児で、にんじん、というあだ名のジョン・ソマーズとの出会いと、その後、ソマーズを宿泊所に受け入れなかったがゆえに、ソマーズを寒さのために街の中で死なせてしまったという出来事への悔恨の思いが背景にある(津崎 1980: 29-30)。その時の経験が表 1-6 にあるようにNo Destitute Child Ever Refused Admission(「貧困児童の救済にあたり申し出は決して拒絶されることはない」)という原則を生み出した。

第 40 回年次報告書が示す、児童の受け入れ先施設についてはどのような説明がなされているのだろうか。報告書によれば、男子のホームはロンドンにおいてはステップニーの男子ホームがあり、ロンドン郊外のバーキングサイドには女子のガールズヴィレッジホームがある。受け入れ先に関して、5-6 歳以下の健康な乳幼児は養育委託され、それ以外の児童は健康状態に応じて、異なる受け入れ先施設へと入所した(Dr.Barnardo's Homes 1906: 9-12)。例えば、難

病あるいは障がいを持つ 5 歳から 8 歳の男子児童は The Children's Fold と呼ばれた受け入れ施設へと保護された。 10 歳から 14 歳までの少年は、主に初等教育が実施される Leopold House あるいは海軍訓練および貿易訓練教育がなされた Watts Naval Training School 等へと受け入れられた。また、職業を身につけ自立していくための手段として、バーナードホームは児童のカナダ、オーストラリア等への移住を行っていた $^{20}$ 。

表 1 — 6 バーナードホームにおける児童教済の手順 (Dr.Barnardo's Homes 1906: 7-11 より引用)

	原則:No Destitute Child Ever Refused Admission,
	and no Child ever Admitted unless it is Destitute.の標語
1	Is this Children destitute? その児童は貧困児童であるかという確認
	→確認がなされると施設の門戸はすぐに開放される
2	If not destitute temporary relief may be given.
	→貧困児童でない場合、現在の苦痛を軽減するための食べ物、簡易宿、衣服等を支給
3	出来る限り、児童の生育歴調査 Personal Investigation を行う事
	バーナードホームには 23 の照会の組織が存在することについて言及
	児童を待機させたり、後見人を求めたり、金銭を要求することはない
4	女子児童の収容については、該当する児童の家庭環境の劣悪さなどに応じて、貧困の
	度合いに関わらず救助を実施することがある
(5)	入所後は健康診断(Medically Inspected)を受け、その後入浴、衣服が授与される
6	健康診断の内容に応じて、児童の受け入れ先施設が決定される。5-6歳以下の健康な児
	童は主に養育委託(Boarded-out)される

職業訓練の場としては、労働ハウス(Labor House)が設置され、職業訓練が実施された。女子児童については、ガールズヴィレッジホームで小舎制度の中で家事や裁縫の訓練が行われている。このように、バーナードホームにおいては、保護した児童の年齢や性別、状況に応じて各々の施設に児童が入所し、児童への初等教育および職業教育が行われた。それは、児童の施設退所後の自立をいかにして実現するかという問題と関連していた。

第 40 回年次報告書は表 1 — 7 で示したような施設運営の原理原則を示している。それによれば、バーナードホームの実践は、キリスト教の福音主義に立脚した精神のもとで実践され、それは全ての貧困児童に対して開かれているものである。すなわち、貧困児童が目の前で助けを求めていた場合、その児童の宗教上の立場が何であれ、自分たちの主義主張(ここではキリスト教福音主義)に基づいて救済活動を行うというものである。そして、その子どもの対象は、健常児、障がい児に関係なく全ての児童に対するものである。そのためにバーナードホームは、当時のイングランド、ウェールズのほぼ全域に一時保護機能を備えた施設や簡易宿泊所を設置し、給食サービスも行ったのである。

## 表1-7 第40回報告書「施設運営の原理原則」

(Dr.Barnardo's Homes1906:13-14 より引用)

施設では貧困児童(Destitute Child)を決して拒絶しない 不道徳、劣悪な環境にある女子児童を除いて、施設では貧困児童以外は受け入れない 施設では収容される児童の自由を認める 施設では児童のあらゆる主義信条を認めるが、子どもたちは、福音主義、英国国教会や それ以外のキリスト教の影響下のもとに教育を受ける 施設では、あらゆる障がいをもつ児童を受け入れることを躊躇することなく認める 施設では、英国主要都市において、貧困や問題を抱えた子どもたちを探し出し救助す るという点に特徴がある 施設では救助された児童が、必ずしもロンドンの施設に入所する必要はなく、国内各 地に設置された Ever Open Doors(「永遠に開かれた扉」)で受け入れが可能である 施設では英国全土の支部に、簡易宿泊所および給食サービス(Night's Shelter and Food)を併設している 施設では常時1,000人以上の乳幼児を養育し、世界有数の規模を有している 施設では救済した子どもに関して、その子どものケースに応じた教育や訓練を施す。 10 子どもの約半数は養育委託される 施設では、一定の年齢に達した男女児童に対して職業訓練を行う 11 12 施設では養育委託制度(Boarding-out)を児童の養育に関して実施する 13 施設では、英国植民地への児童の殖民を施設の指導の下、実施する

報告書では、ステップニーの男子ホーム(380 名の男子児童)、海軍訓練を中心としたワッツナバルトレーニングスクール(Watts Naval Training School 280 名の男子児童)、女子ホームであるガールズヴィレッジホーム(1,300 名の女子児童)、ベビーズキャッスル(120 名の乳幼児)の4つの大規模な施設で、専従の教員のスタッフが常勤していることが紹介されている(Dr.Barnardo's Homes 1906: 12)。その他の施設では、外部の学校へ児童を通わせ、文字の読み書きなど初等教育が受けられる体制が確立していた<sup>21)</sup>。バーナードホームにおける職業教育は、具体的には、女子に関しては洗濯・被服・家事手伝い等の訓練が行われ、視覚・聴覚・知的障害等の女子児童には絵画、裁縫、刺繍、機織が指導された。男子児童はパン職人、鍛冶屋、靴職人、筆職人、大工、馬具職人、敷物職人、印刷工、洋裁師、錫細工職人、車輪製造、木工職人等になるための職業訓練が行われた。

学校教育と職業教育における実践の紹介に続き、第 40 回年次報告書は、A から Z までの分類により、1905 年におけるバーナードホームの児童に関する概況を示す(Dr.Barnardo's Homes 1906: 14-47)。内容としては、1905 年に新規に 2,412 人の児童が救助され、この他一時的に救助された児童は 3,422 人であったことが報告されている。そして、その中から 1,314 人がカナダへ移民し 4,160 人が養育委託された 22 。報告書では、収容した児童の出身地、人種等

についての報告もなされている。また、施設に保護した 1,040 人の乳幼児のうち 550 人は何らかの障がいを有しており、施設が経営する Her Majesty Hospital や Queen Victoria House 等の病院や施設に入所した(以上、Table A-C)。また、報告書では、収容児童の年齢、家族構成についても言及され(Table D・E)、2,412 人の収容児童のうち 715 人が道徳的に危険な状態からの救助 (29%)された児童であり、1,697 人が貧困児童としての救助(71%)(Table F)であることが紹介されている。

バーナード自身は医学を修めた人物でもあり、報告書では入所した児童の疾病についての記録が現れている。Table G(Dr.Barnardo's Homes 1906: 21-23)では、過去 10 年にわたる院児の疾病記録が紹介されている(表 1-8 および表 1-9 参照、ただし 3 カ年分の抜粋)。特徴としては、眼病の児童が多く、結核への感染者は少数に留まっている点、女子児童の疾病として知的精神障害、傷・火傷の治療者が顕著である点などが挙げられる。医療への関心が高いバーナードが、自らの施設において、結核に代表される伝染病に罹患する院児の数を最小限にとどめている点については、病気の蔓延を事前に防ぐために施設内で配慮がなされていた、という実践を読み取ることができる。また報告書は、院児への手術、死亡原因についても言及しており、バーナードホームが医療・公衆衛生に対して、関心を抱いていたことが理解される。ロンドンでは、1830 年代からのコレラ禍による死者の増加から、公衆衛生への意識が高まり、上下水道の整備が行われていたが、1903 年にロンドンでは水道局ができたばかりであった230。このような衛生的とは言えないロンドンにおいて、バーナードホームは院児の病気への感染にも対応できる施設実践を目指した。

表1-8 Table G疾病に基づく男子児童の健康状態(発症数の多いものを中心に引用)

病名	白	疥	濾	カ	慢	眼	斜	角	咽	麻	肺	少	切	結	^	静
	癬	癬	胞	タ	性	瞼	視.	膜	頭	痺・	虚	陽	歯・	核	ル	脈
			性	ル	カ	炎		炎	扁	中	弱	病•	門	症	11	瘤
		皮	結	性	タ			•	桃	風		ク	歯		ア	
		癬	膜	眼	ル			混	肥			ル	破			
			炎	炎	性			濁	大			病	損			
					眼											
年					炎											
1903	44	97	7	110	37	48	39	9	68	20	29	51	13	2	21	21
1904	25	57	51	225	50	40	32	8	57	18	13	35	5	3	17	6
1905	23	28	84	220	41	40	24	10	95	11	14	19	10	1	8	8

バーナードホームは、院児の医療・公衆衛生のために、ヴィクトリア女王即位 50 年(1887年)を記念して設立した Her Majesty Hospital を運営するなど、児童の医療面の支援も充実させた。Her Majesty Hospital の設立により、施設

に関係する児童の診療が、他の病院へ診療に出向くことなく行われ、院児の健康が保証されることとなった。また、同年バーナードホームは、The children's Fold(Sheppard House)を設立し、障がいを持った児童や、健康上の理由で養育委託が出来ない難病児童の受け入れ体制を強化し、院児への医療面でのサポートを更に堅固なものとしていった。

この他、第40回年次報告書では、イギリス諸都市にある、一時保護施設エバ ー・オープン・ドア (14 箇所)での統計資料(Table L・M)、カナダへの移民に 関する統計(Table N - Q)、1896-1905年の過去10年間における施設事業に関 する統計(Table R-T)、寄付金に関する報告・支援団体の紹介(Table U-Y)、1866 年以来、40年間の施設の収支合計、今後の施設運営に関する記事(Table Z)が 紹介されている(Dr.Barnardo's Homes 1906: 27-52)。移民は、施設が定めた 厳しい用件を満たした上で初めて許可され、こうした選抜された児童のみがカ ナダへと渡航することが認められた24)。カナダは人口が過密化しておらず、 移民の渡航費用も他の英国植民地に比べ安価であるという利点があり、バーナ ードホームでは当時、特にカナダへの移民を推奨したのである。カナダにおけ る主なバーナードホームの事業について報告書は、マニトバ州ラッセル、イン ダストリアルファームでの農場経営の概要、1905年現在、存在する4つの移民 センター(男子:①トロント、②マニトバ州ウィニペグ、③女子:オンタリオ州ピ ーターボロ、農場:④インダストリアルファーム)について言及している。移民 した児童のカナダからの手紙や施設職員やバーナードによるカナダの施設訪 問記は、「補遺」でも紹介され、バーナードホームがカナダ移民事業に力を注 いでいたことを伺い知ることができる。また、「補遺」ではこの他、1905年の 児童救済のケース記録が8つの Class に分類され、紹介されている $^{25}$ 。

表 1 — 9 Table G 疾病に基づく女子児童の健康状態(発症数の多いものを中心に引用)

(病名	白	疥	濾	カ	慢	眼	斜	角	咽	麻	肺	少	切	結	傷	知
	癬	癬	胞	タ	性	瞼	視.	膜	頭	<b>痺・</b>	虚	陽	歯・	核	•	的
		•	性	ル	カ	炎		炎	扁	中	弱	病•	門	症	火	精
		皮	結	性	タ			•	桃	風		ク	歯		傷	神
		癬	膜	眼	ル			混	肥			ル	破			障
			炎	炎	性			濁	大			病	損			が
					眼											い
年					炎											
1903	13	29	3	28	14	26	17	10	24	4	6	10	3	2	31	5
1904	17	24	9	107	30	23	14	6	19	3	5	10	1	2	28	8
1905	14	25	20	124	21	22	8	3	23	7	8	11	3	2	23	14

## 2. 5 バーナードホームにおける実践:諸機能の分類

前項までに示された、バーナードホームの実践は、それぞれどのような形で機能し、どのような特性が見出せると言えるのであろうか。表1-10は、バーナードホームの第40回年次報告書を概観し、施設の諸活動をA-Hまでの8つに分類を試みたものである。表では「年次報告書」を通して見た、バーナードホームの事業方針及び事業内容の持つ特質を「機能」として整理した。

分類した8つは具体的に、A施設運営管理に関する機能、B女性の自立支援に関する機能、C医療に関する機能、D児童の自立支援に関する機能、E教育に関する機能、F児童の一時保護に関する機能、G児童への生活の場提供に関する機能、H施設の社会への啓蒙に関する機能、である。

バーナードは施設運営管理の拠点を、ロンドンのイーストエンド地区のステップニー・コーズウェイの本部に置き、本部を拠点として、英国全土への児童養護実践活動を展開していった(A施設運営管理に関する機能)。そして、施設を運営管理していく上で、重要な世論からの、施設の認知度を高めていくために、印刷物の発行、あるいは宣伝活動、寄付の募集等を本部の周辺のロンドン市内で展開した(H施設の社会への啓蒙に関する機能)。

表1-10 第40回年次報告書が示す、バーナードホーム施設の諸機能

機能	内 容
A 施設運営管理に関	バーナードホーム全体の運営管理機能・施設利用審査機能等、
する機能	移民児童の監理・宿泊施設、印刷・出版活動
B 女性の自立支援に	女子児童のための職業訓練
関する機能	女性のための職業訓練・教育
C医療に関する機能	虚弱児童の身体的・精神的療養、虚弱児童の身体的・精神的療
	養、視覚・聴覚障害児訓練機能、身体障害児訓練機能
D 児童の自立支援に	実業教育、職業訓練・アフターケア、バーナードホーム児童の
関する機能	ための求職活動、啓蒙・啓発活動、収益活動、農業教育
E教育に関する機能	年少児の初等教育、夜間学校・貧困児童の教育
F 児童の一時保護に	一時保護、反社会的傾向のある女子の一時保護、母子保護施設
関する機能	
G 児童への生活の場	児童のための小舎制、乳幼児施設(0歳から5歳の乳幼児を一
提供に関する機能	環して養育)、養育委託制度、海洋訓練、療養施設
H 施設の社会への	食料・給食サービス、冊子の配布
啓蒙に関する機能	

また、男性の立場が強い時代において、バーナードホームは貧困児童への救済において、特に女子児童の救済に特化した事業も展開している点は注目に値する。女子児童のみならず、施設での収容年限を超えた女性に対しても職業訓練をバーナードホームは実施している(B女性の自立支援に関する機能)。男

子児童も含めて、こうした職業訓練は、児童の自立を考慮してのものである。 救済を受けた児童が、一生、施設のケアを受けるわけではなく、成人に達すれ ば、児童は施設を退所していくこととなる。その際に、退所児童が、何らかの 技術を習得し、手に職をつけていなければ、自立(自活)を実現することは困 難になる。そうした児童の退所後の自立をバーナードホームは職業訓練を通じ て実現しようとしていると評価することができる(D児童の自立支援に関する 機能)。バーナードホームは、生活訓練の場としての海洋訓練学校や養育委託 制度を整え、通常の施設だけではなく児童のニーズに即した生活の場を提供し た(G 児童への生活の場提供に関する機能)。問題を抱えた児童が救済の枠組 みからはみ出ることがないように、セーフティネットとして一時保護機能<sup>26)</sup> を持つ施設も英国全土に設立された(F児童の一時保護に関する機能)。子ど もの疾病に関しては、治療の場を、その疾病の内容に応じて、施設を設置し医 療活動が展開された(С医療に関する機能)。そして、こうした子どもたちの 自立を支える土台として、バーナードホームにおいては、初等教育に力が注が れ、単なる職業訓練だけではない、施設が教育を受ける機会を与える場として も機能した(E教育に関する機能)。こうしたバーナードホームにおける初等 教育への対応は先述したラギットスクールでのバーナードの経験が反映され ているものであるとも言えよう。

これらの機能は、表1-6で示された「救済の手順」を満たすものであると言える。緊急の救助を必要とする児童あるいは、助けを一時保護施設等に求めてきた児童に対し、その児童の身上を照会した上で救済し、その児童の立場に応じて、処遇を決定する。児童が施設に入所する以前に経験した貧困状態や虐待等の問題を含む生活問題は、児童の施設入所により安全が確保されることとなる $^{27}$ 。

処遇が決定した児童には、基本的な教育と職業訓練が行われ、実地訓練の場も提供されていく。施設入所期間に起こることが想定される公衆衛生の問題、あるいは障がいを抱えた児童に対しては、児童の状態にふさわしい施設へと収容され、児童の病状や体調に応じた養護実践がなされた。バーナードホームは何らかの問題を抱えた児童を「救済」するが、その救済の結果もたらされた諸機能は、表1-10のように多岐に渡るものである。この多岐に渡る「救済」の広がりは、上述したように全ての児童の救済を意識したものであり、私たちは、より包括的に児童を救済しようとするバーナードホームの意図を「年次報告書」を通して見た事業内容を通じて知ることができるのである。

## 2.6 バーナードホーム児童養護実践の全体像

第1章第2項では、これまでに、バーナードホームの年次報告書が示す実践 内容に注目し、バーナードホームにはいかなる諸施設が存在し、それらが施設 としていかなる機能を果たしているかを明らかにした。具体的には、ロンドン、 イーストエンド地区のステップニーにある本部(施設運営管理・施設利用審査 機能・出版印刷広報啓発機能)を中心として、四つの特徴的な援助システムが 存在することが理解された。それは①イギリス国内各地に設置されたエバー・オープン・ドアと呼ばれた 24 時間門戸が開かれた一次保護機能施設、②5 歳から 9 歳までの児童を対象とした養育委託、③児童の自立を意識したカナダへの児童移民、④乳幼児施設(ベビーズキャッスル)、男子ホーム(ステップニー)、女子の小舎(ガールズ・ヴィレッジ・ホーム)、労働ハウス等、年齢や児童のニーズに応じた諸施設の設置、およびそれらの施設において医療・特別なニーズを持つ児童に対するケア(病院・障がい児童のケア・海軍訓練)及び職業訓練を担う場の創設等、であった。また、年次報告書を通して見た事業方針及び事業内容からは:

- 1. 全ての子どもに対する救済を意図した実践として一定の評価を下せる
- 2. 初等教育・職業訓練を通じて、施設児童の自立を目指そうとしている
- 3. 児童の公衆衛生に注目し、児童の健康管理が意識されている

という3点を本項での考察から指摘することができた。

「児童救済運動」に根ざしたバーナードホームの実践は、19 世紀後半の博愛慈善事業の文脈の中に置かれつつも、社会的に困難な状況にある子どもを「救助」(Rescue)し、しかるべき環境にその児童を置き、最終的な自立(自活)を目指し施設実践を行うという姿を見出すことができるものであった。そして、この「救済」は、包括的な子どもの救済を保証する実践として評価することができるのではないか(表1-10)と思われる。

以上、バーナードホームにおける事業の実践内容を「児童救済運動」の語に注目しながら、「年次報告書」を通してみた事業内容から論じてきた。バーナードホームを始めとする博愛慈善事業の実践は、19世紀後半の英国において、非常に活発な活動が展開された。それは、地域単位の救貧法行政では、もはや貧困問題、生活問題への対処が困難であるという現実へ対応するものであった(藤井 2011: 122)。そして、その他の同時代の救済に関する事業には、慈善組織協会、セツルメント等の民間団体も存在した。こうした民間の慈善団体の中で、特に子どもの部門において事業を展開していったバーナードのホームの実践はこれらの団体といかなる実践上の違いを持ち、その独自性を有していたのであろうか。

第1章第3項以降は、こうした問題について、特に慈善組織協会(Charity organization society 以下、COS と表記)の実践とバーナードホームとの歴史上の関係について言及しながら、両者の実践にどのような違いがあるかを明らかにすることで、バーナードホームの子どもに対する実践の独自性を明らかにしてみたいと思う。その前提として、まず、バーナードの理念を支えている「福音主義」のキリスト教についても、その背景およびバーナードとの関連等について、再度補足的に言及しながら考察を進めていきたい。バーナードホームのキリスト教的側面に触れることでその独自性が再確認されるであろう。

## 3. バーナードホーム博愛慈善事業の特徴

第1章では、バーナードホームの実践の背景として、児童救済の視点と施設 実践の全体像の把握という2点の考察をこれまで進めてきたが、第3項では、 バーナードが、その実践において調停裁判を体験した、慈善組織協会との関係 に注目し、両者の実践の違いを考察することで、バーナードホームにおける実 践の独自性を明らかにしてみたい。その前提として、第3項では初めに、19世 紀後半のロンドンにおける社会史的側面について言及しつつ、バーナードホー ムをはじめとする博愛慈善事業団体の特徴について述べることとする。

Wagner (1979: 16-17) が指摘するように、大都市であるロンドンにおける 貧困や社会問題も含めて、イーストエンドの状況や出来事について、多くの文 学作品や雑誌による報告が書かれていたが、バーナードが 1866 年 20 歳の春 にステップニーにやって来た当時は、チャールズ・ブースがロンドンの貧困調 査を行うよりも前の時代であり、慢性的で希望なき貧困は、世間にはあまり認 知されていなかった。ヴィクトリア朝の富裕層は、貧困は性質によるものとい うよりも、環境によるものだということが信じられていた。しかし、グスタフ・ ドレの素描画やチャールズ・ディケンズの小説、ヘンリー・メイヒューらの雑 誌への寄稿などにより、次第にロンドンのイーストエンドの惨状は大衆へ明ら かになっていった。彼等の告発は、あらゆる種類の慈善組織の設立を促し、慈 善事業が盛り上がりを見せることとなった。こうした慈善組織の多様な活動と 乱立を統合する役目を果たしていったのが COS (慈善組織協会) の活動である <sup>28)</sup>。こうし慈善団体の活動に影響を与えた概念の一つにセルフヘルプ(自助) の考え方があった。次項では、まず、この「自助」(セルフヘルプ)概念につ いて触れ、その上で、福音主義および、COSとバーナードホームの関係に関す る考察を進めていきたい。

## 3. 1 自助(セルフヘルプ)

第1章のはじめでも言及したように、19世紀のイギリスにおいて、世界的な規模でも大きな人気を博した著作の一つとして、サミュエル・スマイルズの『自助論(セルフヘルプ)Self-help』がある。わが国でも、『自助論』は、明治時代に、中村正直による訳本『西国立志伝』は多くの読者を得た。スマイルズは数々の困難から這い上がり、社会的国家的事業を成し遂げた数々の英雄たち、彼らの国の科学、技術、商業等の諸分野における活躍を紹介し、彼らの自助による成功を示した(松村 1996: 11)。「天は自ら助ける者を助ける」(Heaven helps those who help themselves)の序文はよく知られている。スマイルズの論考は 19世紀後半のイギリスの読者に影響を与え、その自助による成功哲学は、さまざまな場所で引用されるに至った。バーナードホームの実践においては、施設に保護された児童は、初等教育を受け、その後はそれぞれの適性に応じて、職業訓練を受け、その習得した職業を通じて、自立(自活)していくことが推奨された。つまり、教育と職業訓練により院児たちは自分自身で自分の

困難を乗り越えて、ひとかどの人物として社会の一員として成長していくことが求められたのである。このように、直接的には明言されてはいないが、19世紀の英国社会において推奨された人生観の一つが間接的にバーナードホームの目指した実践の中で意識されているという点が指摘されうるのである。また、こうした自助努力は、バーナードの活動の姿そのものからも伺える。1890年の年次報告書のタイトルは前述した"Something attempted something done"で、何かを試みることで何らかのことが何し遂げられる、という価値観は、院児の自助と、バーナード自身の施設運営への自助努力に重ね合わせることもできるのではないかと考える。

金澤(2003:66)では、フィランソロピを民間非営利の弱者救済運動と位置づけ、チャリティとほぼ同意義の用語として、その活動を定義する。チャリティ(フィランソロピ)は民間による積極的な弱救済の運動が展開された反面、富裕者層による偽善的行為や、一定のイデオロギー集団形成の手段としてもちいられ批判の対象となることもあった。しかし、チャリティの興隆は前述のセルフへルプへの思考と相乗効果を生みだし、1870年代頃から救貧法行政とのすみわけという形で、国民の福祉のある側面を担い、フィランソロピはそのパートナーとして教育の諸場面に協力するという形で共存することとなった。そうした時代背景のもと、1870年には最初のバーナードホームの男子ホームが設立されていることは興味深い。こうした、国家による貧民の救済等を民間慈善団体が補完していくという形について、金澤(2003:76)は、W. ブース『最暗黒の英国とその出路』での救済観が、かつての、富裕者層による選別的なチャリティから、すべての人へと向かう非選別救済という新しい価値観が生まれている姿を描写していると指摘し、これが20世紀以降の福祉国家への移行へとつながる可能性を有していると指摘している<sup>29</sup>)。

#### 3.2 博愛慈善事業としてのパーナードホーム運営

バーナードのフィランソロピスト(博愛慈善事業家)としての2つの側面をWagner(1982)は指摘する。それは①「ドクター・バーナード」としての側面、すなわち、理想的なヴィクトリア・フィランソロピストとしてのバーナード、②「トーマス・バーナード」としての側面、すなわち、激情的で、感情により物事を判断していく傾向が強いという、人物としての側面である。こうした2つの側面が作用しあい、バーナードの実践は形成がなされたとWagnerは指摘する(Wagner1982: 2)。バーナードをはじめとする博愛慈善事業の進展は、COSの科学的慈善の手法や、福祉国家としてのイギリスの福祉法制の発展とともに、次第に過去の実践として表面的に扱われることが多くなるとWagnerは指摘するが、このバーナードによるヴィクトリア朝、ロンドンの博愛慈善事業が、問題を含有しつつも、それらを単に過去の出来事としてのみ扱うことは妥当であろうかと問いを促す。そしてバーナードの施設運営がヴィクトリア朝博愛慈善事業として、現代の福祉国家建設の基盤とへとどのように開かれていったのかという接点を描き出すことの意義を述べている。

バーナードホームにおける博愛慈善事業、施設運営実践の背景には、①バーナードの Publicity、すなわち、広報宣伝能力の卓越、②公的な資金提供を受ける能力およびコネクション作りに長けていた点を指摘することができる。例えば、子どもの緊急を要する援助(crying need)に関してバーナードは、19世紀後半ロンドンにおける博愛慈善事業推進の中心人物であったシャフツベリー伯からのへの援助を受けていた。シャフツベリー伯は、バーナードと同じ福音主義のキリスト教に属しており、既にシャフツベリー伯が 1849 年に 30,000人以上の貧孤児の救済を議会に求める演説を行い、貧孤児救済活動の著名人物であったことを理解した上でバーナードは支援を求めていたようである。こうした資金調達や人脈作りにバーナードは長けていた。

また、バーナードは施設の運営を世間に知らしめるための年次報告書や機関誌の発行、あるいは、施設の記念日などにちなんだ、集会や募金の収集などを行い、これらは一定の成果を収めた<sup>30)</sup>。貧孤児のための博愛慈善事業として、上記2つの方法を展開しながらバーナードホームは発展を遂げていく。その背後には、バーナードホームがキリスト教の福音主義に基づく、博愛慈善事業団体として実践を展開し、福音主義を信仰する知識人、著名人と関係を構築していったという点を抜きにして考えることはできない。このキリスト教的背景について次項では、プリマス・ブレズレンの信仰から福音主義とバーナードホーム事業との関連について言及する。

## 4 バーナードホーム実践の宗教的背景-プリマス・ブレズレン-

バーナードの事業が精力的で、積極的に子どもの救済にかかわろうとする面 に関して Wagner (1982:4) は、バーナードが「二度生まれ」(twice born man) であることを指摘している<sup>31)</sup>。17歳の時にプリマス・ブレズレンの信仰に出 会い、回心をしたバーナードは、その根底にあるキリスト教福音主義の影響を 受ける。宗教に対し懐疑的となり、不可知論者となっていたバーナードは、聖 書の教えと、伝道活動から生まれる他者への救済行為に感化され、貧民街にて 自ら聖書の教えを講ずるようになった<sup>32)</sup>。福音主義は聖書が伝えるイエス・ キリストの教えにのみ信仰の中心をおき、その生き方を日々の実践の中で表現 していく。これは後のバーナードの児童養護実践に通じるものであると考える。 1859年、アイルランドで起こった信仰復興運動(リバイバル)は多くのキリ スト教徒に回心の場を提供した<sup>33)</sup>。バーナードも、1862年にダブリンで回心 を体験した。キリスト教のリバイバルに関し、役割を担ったいくつかのプロテ スタント緒教派の中で、バーナードは、特にプリマス・ブレズレンの影響を受 け、最終的にはプロテスタント、バプテスト派の教会で再洗礼を受けた。ブレ ズレンの名称に「プリマス」がついているのは、この運動が興隆を極めた都市 がイギリス南部のプリマスであったことに由来している。当時、ダブリンにお いては、プリマス・ブレズレンによるリバイバル運動が興隆していた。プリマ ス・ブレズレンは 1828 年頃、ダブリンにおいて最初の集会が持たれた (Taulon1883:9-13)。この発展に大きな寄与を果たしたのが、カトリックか

ら改宗したエドワード・クローニン (Edward Cronin1801-82) の存在である。 クローニンはカトリックから福音派、さらに英国国教会から分離した独立派へと改宗し、1826 年、ダブリンへと転居していた。その際に、それまで所属してきた教会の籍が有効であるか無効であるかをめぐり、独立派の人々から礼拝への参加を拒否されてしまっていた。それゆえ、彼は、信仰の不平等さに不信感を抱き、個人的な家庭集会を開始し、プリマス・ブレズレンの信仰と出会うのである。同時に、英国国教会の位階制度に疑問を持つ国教会信徒および非国教会信徒から、より広い枠組みで信仰の共有を望む人々の声も現れはじめ、クローニンの支持者は増加して行った(Grass2006: 21-22)。

プリマス・ブレズレンはアイルランド国教会に属していたグローブス (A.N.Groves 1795-1853) の活動に由来する。グローブスは、一般信徒中心の神学と聖書の字義通りの解釈を重視し、教義にとらわれないキリスト信者の結集を呼び掛けた。このグローブスの神学の影響を受け、プリマス・ブレズレンの運動を実際に広めた人物が、ネルソン・ダービー(John Nelson Darby1800-1882)である。プリマス・ブレズレンは聖書の教えに忠実な立場をとり、その生き方を具現化しようとする。こうした点は、バーナードの実践にも表れているといえる。すなわち、聖書の聖句が示すように子どもたちの救済を目指す点や、すべての立場の子どもの救済を実践しようとする姿勢である。

ダービーとグローブスの共通の友人であったのが J.ベレット(John Gifford Bellett 1795-1864)である。ベレットはグローブスの神学に傾倒し、所属していた英国教会の教義に不信感を持ち始める。この頃ベレットは同じ国教会に属するダービーと出会い、互いに感化しあう。そしてベレットは、グローブスがダブリンに来訪した際に自宅に滞在させ、聖書研究会を開催し両者は交流を深め、プリマス・ブレズレンが発展していく原動力となった。Wagner (1979:11-13) は、当時のプリマス・ブレズレンの活動が、国教会やカトリックなどに見られる位階制ではなくキリスト教初代教会の聖職の地位に左右されない自由な信徒の交わりであったことに立脚した活動であったことを紹介し、バーナードの実践の背景にプリマス・ブレズレンの信仰が大きく関連している点を指摘している。プリマス・ブレズレンの教義は聖書の教えを重視するものであり、バーナード聖書の影響を受けた福音主義<sup>34)</sup>の立場を理念としていることは、彼のこうした宗教的背景から理解されるのである。

## 5 パーナードホーム児童養護実践と福音主義の関係

英国におけるキリスト教、リバイバル運動の影響を受け、プリマス・ブレズレンの影響を受けたバーナードは、ロンドンにおいて、中国医療伝道のための医師資格取得のための研鑽中に、ラギットスクールの運営に関わり、やがて中国伝道から方向転換して、児童救済のための施設運営を手掛けて行くが、そうした実践と、福音主義との関係はどのようなものなのだろうか。Wagner (1982:4) は、19世紀後半のイギリスにおける、博愛慈善事業は、キリスト教福音主義の立場に立脚した Evangelical Philanthropic Movement (福音主義的博愛

慈善事業)の立場を考慮すべきであるとし、いわゆる、ヴィクトリア朝期のフ ィランソロピストを理解するためにそうした活動を知ることの重要性を指摘 する。バーナードは、非英国国教会信徒で、福音主義の立場から救済活動を展 開した識者たちとの交流を深めて行く。バーナードホームの評議員長を務めた キンナード伯、ケアンズ伯、シャフツベリー伯は、福音主義に立脚いたフィラ ンソロピストとして位置づけられる。そして彼らは再三に渡るバーナードホー ムの経済的法的な危機において、手を差し伸べた人物としても知られている。 バーナードにとって、その実践が「福音主義的」(Evangelical)である、と いうことは、本質的に魂の救いと関連がある(Wagner1982:6)。 救われるべき対 象である人間が極端な貧困状態にある場合、人は神からの救いのメッセージを 受け取る力を減退させられる。そこで福音のメッセージがより子ども達に効果 的に伝わるよう、バーナードは児童救済事業を展開するのである。貧困が人間 の宗教心を減退させることに関して 1851 年の人口調査(census)においては、 人口の半分以上が所属する宗派の教会の礼拝には参加しておらず、その割合が 貧民街を有するイーストエンド地区は特に顕著であったという報告がされて いる (Wagner1982:6)。こうした問題も含めて、労働者階級に対して「福音主 義的指導力」(Evangelical Leadership)が求められていると、福音主義者た ちは考えた。そして、そうした福音伝道のその担い手であり、特に貧困層の子 どもの救済のために活動したのがバーナードだったのである。バーナードは初 期のラギットスクールの活動を通じて、こうしたイーストエンドの中に暮らし、 多くの関わりを労働者たちと持ったが、彼の子ども達への事業を最優先のもの とした。「信仰」はバーナードにとって原動力となる事象である。しかし、バ ーナードはイーストエンド地区での活動を通じて、子ども達の内面以上に、身 体的な面を尊重し、彼らを救済し、生活の場を与えることの重要性を経験して 行った。そうした、子ども観は、バーナードが全ての子どもの救済を意識した 「No destitute child ever refused admission」という言葉にも現れている。す なわち彼は、人種、肌の色、主義・信条、ハンディキャップの有無に関係なく、 困難な状況にある子どもたちが、等しく子ども達がケアされ、愛され、教育さ れ、保護され、訓練を受けることを目指したのである。

1867年のバーナードホームの報告書である First Occasional Record は、イーストエンド地区の貧困とその問題点を指摘し、雇用率向上の必要性を説く。そしてキリスト教博愛慈善事業諸団体は、救済のための基金により、貧孤児の自立を支えることが重要であると点を強調している(East End Juvenile Mission 1868: 42-43)。Wagner (1982: 6)は、こうしたバーナードの論調を、彼の、自助に対する信奉者としての表れとみている。また、バーナードは 1874年のロンドンにおける第1回のバーナードホームパブリックミーティングを紹介する年次報告書の中で、ヴィクトリア朝期の社会改良家の一人であるフローレンス・ダベンポート・ヒル(Florence Davenport・Hill, 1829-1919)の言葉を引用し、ワークハウスの弊害について述べている (East End Juvenile Mission1875: 14)。バーナードは女性の立場について言及し、ワークハウスに処遇された女性の環境は、教育や職業の訓練を受けることもなく、ただ、その

場に留まることを宣告されるのみである、と家庭的な雰囲気がワークハウスでは担保されておらず、そうした環境が女性や子どもに与える悪影響を批判している。このようにバーナードは施設の年次報告書等の文面を通じて、ワークハウスが人間の尊厳を奪い、人間の本性に根源的に根差した家族本来の姿を奪っている点を問題視し、子どもが貧民であるという否定的な思考(ポーパリズム)に陥らない、自尊心を保てるような場を目指したのである。そして、それは19世紀後半イギリスにおける、福音主義的な博愛慈善事業観に根差していると言えるのである。以上、バーナードホームの実践に影響を与えている福音主義について考察し、それが福音主義的博愛慈善事業としてバーナードホームの児童養護実践に影響を与えている点を確認した。それではバーナードホームにおける児童救済の実践と慈善組織協会に代表されるその他の慈善団体との相違点はどういった点に見出せるのであろうか、次項ではこの両団体の実践の相違をバーナードホームと慈善組織協会との関連から考察していく。

## 6 バーナードホームにおける博愛慈善事業~COSとの対比から

前項では、バーナードホームの福音主義的博愛慈善事業の実践についての考 察を行ったが、バーナードホームにおける福音主義的博愛慈善事業実践と、当 時の他の慈善団体の実践には具体的にどのような違いを見出すことができる のだろうか。本項では、この問題について、バーナードホームと慈善組織協会 との関連に注目しながら考察を進めていきたい<sup>35)</sup>。19世紀後半の英国におい て、民間の慈善事業団体の活動は、各種の慈善活動が全国的に不統一のまま行 われ、競合や対立も生じていた。その結果、慈善事業の中には、身勝手な表面 上の善意だけで救済に従事する団体、あるいは慈善を、同情心を満足させるだ けのものとして行う団体も見られるようになった(小山 1978:172-173)。こう した中、1868年に、ユニテリアンの牧師、H.Solly が慈善活動統一の必要性を 説き、これをきっかけとして翌 1869 年 4 月に慈善組織協会(Charity Organization Society COS)が発足する英国は 1839 年の新救貧法において、 救貧を受ける貧民は、救済を受けていない独立労働者の状態よりも低い状態で 処遇される、劣等処遇の原則、ワークハウス以外での救済すなわち院外救済を 認めない院内救済の原則等が打ち出されたが、増大する救貧税に歯止めをかけ ることも、制度的成功を収めることもできなかった。教貧法では、貧困者のう ち、「尊厳ある」(respectable)者、あるいは「支援に値する」(deserving)者を 対象者とし、就労可能か否かという基準で区別し、処遇することが社会的な原 則とされていた(岡村他 2012:137)。1860-70 年代の COS はこの流れを受け、 特に慈善的な施設活動が無分別に行われていることを批判した。

Wagner (1982: 8) は、バーナードの実践と COS の事業観との違いを表 1 - 1 1 のように指摘する。初期の COS は「施しではなく、友人を」が活動の標語であった。当時の慈善事業による救済は、金銭面や物質的援助さえ行なえばよいという考えが強かった。しかし COS は、それは援助の本質ではなく、援助は友愛の精神に満ちた篤志家の人格的感化力を伴うものでなければならない

と考えた(貧困家庭を訪問する職員は、友愛訪問員 Friendly Visitor と呼ばれた)。この根底には、友愛訪問員は人格的には一般の人々よりも優れていなければならず、人格的に劣った対象者を精神的にも指導し、人格的に「矯正」するものである、という思想があった。また、COS は具体的には「科学的慈善」(Scientific charity)の構想を提唱し、その実現を目指す運動を展開した。科学的慈善の構想は実際の支援レベルにおけるケースワークの確立とその運営体制の組織化から構成され、COS はケースワークの実施体制を地域ごとに組織化することを目指した(岡村他 2012: 144)。

COS の事業観に対し、バーナードの福音主義的博愛慈善事業は、イエス・キリストへの愛のもとに行われる行動のみが真に効果的であり、貧困と苦しみは政治的な干渉と国家の立法を通して取り除かれるべきであるとする。バーナードは特に、全ての個々の魂が重要なのであり、それらが救われることに価値があると考えた(Wagner1982: 8)。

慈善組織協会 COS 福音主義的博愛慈善事業 Barnardo Home 人格的感化力を伴う援助 キリストへの愛の下に行われる援助 価値あるケースと価値のないケースの区分 あらゆる社会的困難にある子ども 国家の介入には反対 地域のおける政府の介入を認める COSが救済するに値するかどうかを判断 全ての子どもの救済を意図 科学的慈善 Scientific charity 福音主義に基づく博愛慈善 Philanthropy 各家庭への友愛訪問員の派遣 不道徳な親と子の分離 ※不可能な場合は施設に委託 児童救済運動 child rescue movement 公的な救済の比重が高まる 全ての救済ゆえに組織の負担は増える 上記以外は救貧法の適用 No destitute child ever refused admission

表1-11 COSとバーナードホームの慈善事業観の相違

このように、バーナードホームにおける子どもの救済事業は、キリスト教の福音主義に立脚する児童救済であり、宗教的な児童救済観が反映されている。その背景には、第1章で、考察したラギットスクールの運営や、すべての児童への救済(非選別主義)という理念が反映されている。つまり、バーナードホームの実践における重要な点は、子どもが「救済に値するかしないか」にあるのではなく、問題を抱えた児童はいかなるものでも施設への入所は拒まない、という無制限収容を唱える実践であったと言えよう。COSの科学的慈善とバーナードホームの実践の相違点は、その対象を選別するか。すべてを救済するかという観点にあるように思われる。

児童救済に対する基本的な姿勢として、バーナードホームの機関紙 Night&Day の創刊号(月刊)の巻頭でバーナードは、実践的な善行はキリスト教徒としての生活の真実でありのままの現れである。しかし、実際にはキリスト教徒の信仰と言行、教義と博愛慈善には隔たりがあるという現実を述べ、それであっても、キリスト教徒としての宣教と博愛慈善を行うために、支援する

(Advocacy) こと、軽視したりせず(no slight)、見えないところで親切を行う(indirect kind)ことが重要であるとする。そして、このようなことについての理解を世論から得るために、この月刊誌を刊行する次第であると述べている(Night and Day 1878: 1-2)。この中で「advocacy」の単語がキリスト教に基づいた児童救済の根拠を説明するために用いられていることは興味深い $^{36}$ )。西欧というキリスト教の影響が強い社会においてキリスト教を前面に出さない科学的慈善とキリスト教的な価値観を前面に出したバーナードホームの実践という大きな違いがそこにはあり表 1-1 1 はこのような違いを表しているものである。そして、子どもに対して「Advocacy」と側面からの支援を行っていくことが、まさに自分たちの使命(mission)であるというバーナードホームの理解が、この Night & Day の中に読み取ることができるのである $^{37}$ )。

#### 6. 1 COSと Dr. Barnardo's Homesの対立-Arbitration Case-

救貧に値する貧民とそうでない貧民を区分した COS は、救貧に値しない親の子どもにもこの原理を適用した。それはバーナードホームの、貧孤児をはじめとする、救済が必要な全ての子どもを救助するという理念に対立するものであった。バーナードホームの事業は COS から見れば、救済に値しない人々を救済することによりかえって慈善事業のシステムを低下させるものであった。そうしたバーナードホームの実践に対して、COS が援助を行っていた、英国国教会牧師、ジョージ・レイノルズ(George Reynolds)が 1874 年に、バーナードへの批判を開始した時、COS は背後でレイノルズを支援した。批判の激化を受けて、バーナードは仲裁裁判を法廷に求めることとなった 38)。

バーナードは、イーストエンドでの貧孤児救済事業の成功を受けて、同時に 同様の慈善事業家たちからの批判を受けることもしばしばあった。バーナード が周囲のキリスト教系の慈善団体からも批判を受けた理由として Wagner (1982:9)は、その公的資金提供の授受と巧みな宣伝方法39)を挙げているが、 これらについてレイノルズは、バーナードの資金調達方法について批判を展開 し、不正を行っているのではないかと指摘した。この他、イーストエンドのマ イルエンドロードにおいて、タワーハムレッツ・ミッションを展開していたフ レデリック・チャーリントン (Frederick Carrington) は、マイルエンドロー ドに禁酒運動のためのコーヒーパレス建設を計画していたバーナードに対し、 自分たちの活動の干渉に当たるなどとして非難の声を上げており、こうした、 キリスト教系の慈善事業団体間の対立も当時はしばしば生じていたのである。 レイノルズは、バーナードに対する児童虐待や収賄の疑い、バーナードが自 らを「ドクター」と称することに関しての学歴詐称の疑惑、院児の施設入所時 の社員撮影が宣伝効果を意図して撮られた虚偽のものである疑い等について 攻撃を行い、これらに対する仲裁をバーナードが裁判所に求める形で、裁判が 行われた。レイノルズは『バーナードホームズの驚くべき内幕』(Dr.Barnardo's Homes Startling Revelation) と題する 60 頁に渡る冊子を頒布した。1876 年 に COS はバーナードホームを『要注意リスト』に加え、市民に、バーナードホ

ームを支援しないように訴えた。仲裁裁判は 1877 年 6 月に開かれた (Wymer=1982:157)。そして 1877 年 10 月、バーナードは判決の結果、いくつかの経営上の批判すべき問題点はあるものの、基本的にはバーナードホームは「真の価値ある施設であり、一般民衆の信用と支援を受けるに値するものである」(Wymer=1982:159)との宣言を受けた。そして COS はバーナードホームを『要注意リスト』から外すことを余儀なくされた。この仲裁裁判は、バーナードホームと COS の処遇の違い、あるいは慈善事業に関する方針の違いを明確に示した出来事になったと言える。

仲裁裁判はバーナードの事業運営形態の転機ともなった。裁判を受けて、理事会が機能してはいたものの、それまで、バーナード個人の意見や方針の下で運営されていたバーナードホームは、裁判を境として、運営委員会を設立するように仲裁裁判官より勧告を受けた(Wymer=1982:160)。こうして、国会議員、牧師等を含む 15 人からなる運営委員会が発足した。委員会の委員長には福音主義の信仰を持ち、その後のバーナードホームの事業発展の牽引力となった法律家のケアンズ伯が就任した。1876 年のレイノルズによる批判を受けての仲裁裁判の開始以来、自らの事業内容の正当性をより多くの人々に伝えることを意識していたバーナードは1877年1月15日号より、機関紙 Night & Dayの刊行を開始する。バーナードホームの代表的機関紙であり、バーナードの個人的見解を公にする場でもあった Night&Day は、こうしたバーナードの事業への批判、財政面への留意という出来事を背景として登場した。レイノルズとの仲裁裁判は、バーナード自身に事業の再検討を促し、新しい事業形態について再考する転機となったのである。

#### 6.2 バーナードホーム博愛慈善事業の特性

COSの科学的慈善と比較し、バーナードホームの博愛慈善事業についての特 色を明らかにしながら考察を進めてきた。バーナードホームと COS の対比か らは、バーナードホームの、選別主義ではない、すべての子どもへの支援とい う、非選別主義的理念を確認することができた。英国においては、1948年児童 法において、家族を持たないすべての子どもたちの公的保護が法的に定められ たが、これに先立つこと約 70 年以上前から、バーナードは博愛慈善事業の精 神に基づき、すべての子どもの救済を意図していたことは注目すべき点といえ るのではなかろうか。また、すべての子どもの救済を意図するということはバ ーナードの子どもに対する権利擁護(His championship of the right)の精神 にもつながると Wagner(1982: 16)は指摘する。そして、子どもの権利を保 障するために、バーナードは家庭的な雰囲気が担保できるような養育を意識し た。養育委託(Boarding-out)においても、その実施に関して家庭的雰囲気が 重視されていたのである。こうしたバーナードホームによる先駆的な、子ども の養育における家庭的な雰囲気の醸成は、現代のイギリスにおける、子どもの グループホームやファミリーホームが展開されるなかで、更に新しくされ、現 代に生き続けていると言える (Wagner1982: 19)。

三上(2012: 54)も指摘しているように、ロンドンのような大都市において、 貧窮と犯罪的な社会環境の中にあった浮浪児・貧孤児に対して直接的に救済活動を行い、当時の時代背景を受けながら、バーナードホームが創設され、その 事業が拡大していった。その児童養護実践の過程の中に、現代の社会福祉(こども家庭福祉)が学び、再考すべき実践が見出せると言えるのではないかと考える。キリスト教の福音主義に立脚し、全ての子どもの救済を意図し英国全土にその実践を拡大していったバーナードホームは、その児童救済観をキリスト教的な価値観に根底を置き、その観点からすべての子どもを救済しようとする立場を採っており、それがバーナードホーム独自の実践の姿なのである。

## 7. 第1章まとめ

ここまでの第1章での考察において、バーナードホーム事業における実践の原理となっているともいえる児童救済運動(Child rescue movement)の文脈から、バーナードホームの理念、更にはバーナードのホームの児童養護実践の全体像を、ラギットスクールとの関連、児童救済への言及(年次報告書等の史料)、博愛慈善事業としての実践、福音主義との関連等を参照しながら考察を行った。そこからはバーナードホームの児童救済の態度が、問題を抱え、危険な状態にある貧孤児すべてを対象とした実践であることが明らかにされた。

目の前にいる子ども(院児)に何らかの問題が起こった時に、バーナードホームの実践は、その実践原理に立脚すれば、子どもを救済しようと試み始める。しかし、その実践が、何らかの理由や慣習により機能せず、子どもを救い出すことができない事態が生じてしまった場合、その実践は役目を不完全な形で終えてしまうことになる。こうした施設実践における子どもの救済を十分な形で遂行できない体験を 1880 年代に入り、バーナードホームは経験することとなった。それがバーナードホームに処遇された児童の返還を求める親とバーナードホーム側の対立により生じた裁判闘争であった。養育者の生活問題が改善し貧孤児が養育者の元に帰還することは望ましい出来事である。しかし、その保護者たる親に児童虐待の恐れがあった。たとえ、そうした環境が改善されていない場合であっても、親が望めば、当時の英国においては親権者たる親の親権が慣習法の影響を受けて絶大な力を持ち、子どもを保護した博愛慈善団体は、子どもが親元で危険な状況にさらされる可能性を有していても、子どもを返還しなければならないこととなっていた。

バーナードホームは、そのような事例を幾度となく経験していたが、1880年代後半から 1890 年代前半にかけて、バーナードホームは、施設における子どもの監護権を巡って、3人の院児の母親から別個に裁判を受けることとなった。バーナードホームは、移民や養育委託の方法を採り、親たちの申し出に応じず、子どもを返還しなかった。この一連のやり取りから、バーナードは、人身保護令状を実の親たちから出されたのである。この一連の裁判はどのような経過をたどり、そしてどのような形で終結し、その裁判の結果、バーナードホームの実践はいかなる形で進展していったのであろうか。続く第2章では、本研究の

中心的な研究課題となる 1880 年代後半のバーナードホームにおける院児の監護権をめぐる裁判闘争について考察を進めていく。そして、一連の裁判の経過を確認し、それらの意義を明確にした上で、それらの実践から生じた、法制化に関する動きについて、更に考察を進めていくことにしたい。

## 第1章 注

- 1) Ragged School は、「ぼろ学校」と呼ばれた 19 世紀、英国における貧困児童への慈善学校を指す(ラギットは「ぼろぼろ」「着古した」等の意味)。この学校に通う貧困児童の多くが「ぼろ着」をまとって登校したことから、こうした名で呼ばれるようになった。
- 2) London,Sept.20.-Dr Thomas John Barnardo, the founder of philanthropic institutions by which many thousand orphan waif have been rescued, trained and placed out in life, died that night. The New York Times 21,1905. これによれば、バーナードは 40 年間にわたりロンドンの貧困児童の救済に従事し 60,000人の児童を救済し、彼らに児童に教育を施したことが紹介され、移民事業、施設、病院経営などにも触れている。
- 3)人道的見地に基づいた、博愛慈善事業はしかしながら、その実践に対する賞賛と同時に、偽善的な側面に対する批判も受けた。博愛主義者の貧困者に対する上流階級から貧困層への施しという偽善的側面に対して、ディケンズは文学作品を通じて、批判の声を投げかけた。
- 4)この他、ヴィクトリア朝時代、ロンドンの下層階級の日常を描いた風刺漫画誌『パンチ』の創設者、ヘンリー・メイヒュー(Henry Mayhew, 1812-1887)もディケンズ同様、19世紀英国における下層階級の当事者の声に耳を傾け、取材した人物として知られる。社会的事象や人びとの営みがもつ「豊かさ」を、どのようにしてとらえ、表わし出すことができるのかをメイヒューは追及し、その成果は、メイヒューの大著、「London Labour and the London」から編集された、キャニング編『ロンドン路地裏の生活誌・ヴィクトリア時代』等の著作の中からも読み取れる(岩舘 2010: 38)。
- 5) 「福音主義」は 1739 年にジョン・ウェスレー(John Wesley, 1703-1791)らのメソジスト信仰の流れを生むこととなった「信仰復興運動」(Revival)にその起源がある。この、聖書の教えに立ち戻り、その句のごとき信仰実践を行うという姿勢は当時の英国のキリスト教に大きな影響を与えた。
- 6) 『自助論』の中でスマイルズは、ポーツマスの靴職人ジョン・パウンズの逸話を紹介する。グースリーが宿泊した街の宿屋の部屋に、靴職人が仕事をしている版画が飾られていた。靴職人の脇にはボロをまとった少年少女が立ったまま、学習している。その版画の説明書きを読み、グースリーは版画のモデルがポーツマスの靴職人、ジョン・パウンズであり、彼が大勢の貧困家庭の子女を集め、教育を施していることを知る。パウンズは、自らの収入をもとに、これまでに 500 人以上の子どもたちを救助したという。この逸話に関しては Smiles=2002: 245-246 を参照。

- 7) バーナードと同時代に、East End Juvenile mission のような、キリスト伝道団体は数多く存在した。キリスト教への回心を目的とした多くの伝道団の中心を担ったのは、バーナードのようなキリスト教の一般信徒であった。福音主義においては、こうした指導者には、高い霊性(spirituality)と先導力(カリスマ)が求められた(右田 1984:121)。
- 8)本研究においては、ラギットスクールとバーナードの実践との関係について焦点を当てた議論を展開するために、具体的なラギットスクールの財政に関しての言及は微小なものとなっている。ラギットスクールの運営に関してスクールボードとの関係、あるいは寄付金の流れなどの詳細に関する研究にも留意する必要がある。
- 9)「メロドラマ」はギリシア語の「歌」を意味するメロス(meros)と劇を意味するドラマ(drama)の合成語である。18世紀後半から19世紀にかけて、ヨーロッパでは演劇において、舞台効果を高めるために音楽が多用され、そうした手法を用いるドラマを「メロドラマ」と呼んだ。この、音楽の伴奏が入り感情を高める効果という意味合いが、19世紀後半のヨーロッパにおいては、次第に、大衆演劇において、聴衆受けするような感情を高める衝撃的な内容を持つ演劇という意味を持つものとして用いられるようになった。当時の児童救済運動家たちの中には、Swain and Hillel (2010)も指摘するように、活動の宣伝活動や寄付金を集める手段として、子どもの救済に至るまでの逸話やその悲惨さを誇張するメロドラマ的な手法が用いる者もいた。そして、子どもたちに起こった悲惨な出来事や状況を「画報」としてさらに目に見える形で視覚に訴えた。
- 10)児童救済運動の文脈で本稿はバーナードの事業を捉えながら論を展開しているが、その後のバーナードの施設運営も、キリスト教(福音主義)の理念に基づく団体として考えることが望ましいであろう、しかし、児童救済運動はその範囲が当時のキリスト教慈善事業、すなわち、社会福祉への展開以前の段階のものであり、そう考えるならば、バーナードの事業は後の社会福祉には関連しない団体であるとみなすことも可能となってしまう。本研究はそうではなく、バーナードの事業が児童救済運動の枠組みの留まりつつも、その事業内容は、現代の社会福祉実践にも通じるものを有しているのではないか、という「慈善博愛的概念から社会福祉的概念としての児童養護実践」としてバーナードの実践を理解する立場に立っている。この議論に関しては種々の言説の吟味、慈善事業・社会事業・社会福祉との連続性と非連続性の問題を意識しながら、今後のバーナードホーム研究の中で深化させていきたいと考えている。
- 11)19世紀を通じ貧困の問題は議論が交わされ、20世紀の初頭には貧困が科学的に研究され子どもの貧困についても次第に関心が寄せられるようになった。しかし、子どもたちが貧困の対象となることは大人の貧困研究に比べて機会が少なく、子どもの貧困はむしろ大人の貧困を引き起こす原因として理解されることも

あった (Ridge=2002: 40-45)。国家が子どもに対して向けた関心は、当時は、子どもの貧困に伴う健康状態の悪さや栄養不良の問題であった。国家のために働く国民の健康状態の改善への関心とバーナードの児童救済の理念という 2 つの側面を意識しながら本研究は、19 世紀から 20 世紀初頭の英国における子どもの福祉における転換期として、バーナードの実践を研究、理解を深めていく。

- 12) たとえば、田澤(2007: 5-26) では、バーナードホームの実践と児童虐待防止協会(NSPCC)の実践とを対比し、後者の実践が現代の社会福祉概念やソーシャルワーク概念と同様のものではないにせよ、その後の 1889 年の英国、児童虐待防止法や 1908 年の児童法の制定に実質的に大きな役割を果たすなど、慈善博愛事業の文脈とは明確に一線を画する反虐待運動の実践に注目している。
- 13)ここでいう「自立」概念は、様々な理由で親との生活が困難な児童が、初等教育の教授や職業訓練による技術の習得を経て、自らの生活費を稼ぎだし、自ら生活の糧を得、独立して生活していける(自活)状態へと、バーナードホームへの入所を通じて成長していく状況を意図している。
- 14)第1章第1項では、「児童救済」(Child Rescue)と「児童保護」(Child Protection)の明確な概念上の区別を提示していない。本研究で扱うバーナードホームの実践は19世紀後半英国の、プロテスタント・キリスト教が推進した「児童救済」の時代にあたり、バーナードも自身の活動を「Child Rescue」として表記した。本研究は、こうした時代的な背景からバーナードの実践を「児童救済」の文脈で捉え、以降も、この語を用いている。稲井(2011)はこの「児童救済」と「児童保護」の言説上のあいまいさについて指摘している。
- 15) ヴィクトリア朝期の富裕層は、貧困の問題は当事者に責任があるのであり、自身の生活は自身で守ることが当然のことと考えた。貧困層が他者から援助を受ければ、それは堕落へとつながるのであり、勤勉こそが貧困から抜け出す最善の策であると考えられた。こうした考えは上記『自助論』の中でも展開された(参照、クーツ 1977: 18-26)。
- 16)近代的慈善事業は18世紀に博愛慈善事業(フィランソロピ)として主に教育・医療の分野において展開された。博愛事業は中世のキリスト教会主導のキリスト教的慈善とは異なり、中産階級こそが新社会の中核であるという自覚から、彼らの指導のもとで発展し、救貧法を補う役割を担った。その後、それらの活動は多面化し、事業の名称も「博愛」ではなく「慈善」(charity)と呼ばれることが通例となっていった(金子 2005: 52)。また、「児童救済運動」は19世紀のキリスト教、特に福音主義における信仰復興運動(リバイバル)に歴史的な背景を持つ。都市におけるスラムの貧困家庭や孤児の問題を彼らの家庭環境や社会的環境にあると考え、劣悪な環境から児童を救済する点に主眼が置かれた(Parker 1990: 15-16)。

- 17)バーナードホーム関係者から見た、バーナードホームの事業内容及びバーナードの人物像に関しては、バーナードホームの職員で青少年の募金活動推進のための団体、ヤングヘルパーズリーグの発展に貢献した Neuman (1914) の記録がある。Neuman の述懐は、バーナードの性格や人となりを知る上で重要な史料であり、バーナードと施設関連職員とのかかわりから、当時どのような施設が存在し、バーナードがどのような活動を行っていたかを知ることができる。
- 18) 1876年に設立されたガールズヴィレッジホームの先駆けとなった、福音主義の立場を採る子どもの施設は、男子のためのファーニンガム・スワンリー孤児院 (Farningham and Swaley Homes) である。この施設は 1867年に Tottenham から Farningham に移転した時に、このシステムを採用した (Heasman1962: 98)。
- 19)19世紀後半の英国は帝国主義政策の最盛期であり、大英帝国領のカナダ、オーストラリア、南アフリカ等への移住も盛んであった。そうした、移住政策のための関連施設もバーナードホームでは準備されていた。児童の海外移民は当時の英国では国策として行われ、バーナードホームをはじめ多くの子どもの施設が、児童移民を実施した。児童の海外移民は、移民先で児童が、多くの課題を残すこととなったが、人口が爆発的に増加し、劣悪な環境にあった大都市の貧民街から、新しい生活を求めて、海外移住を行うことが当時は推奨されていた。
- 20) バーナードホームも含めた 19世紀イギリスにおける児童の海外移民は、当時としては肯定的に受け入れられたシステムであったが、その児童の権利を侵害する負の側面についても言及する必要がある。2009年11月16日、当時のオーストラリア首相ケビン・ラッドは1940-1950年代にイギリスの貧困家庭や施設から「豊かな生活」を約束されてオーストラリアへ渡った児童移民(彼らは「忘れられたオーストラリア人」と呼ばれた)が児童養護施設において肉体的・精神的・性的に虐待を受けた事実を認め、これに対して謝罪した。
- 21) Murdoch(2006: 120-141)はバーナードホームをはじめとする、19世紀後半イギリスの児童施設における初等教育や職業教育が、貧孤児に対して、英国国民としてのシティズンシップ(市民性)を準備するものと期待されたという側面を指摘している。それは、20世紀に確立する基本的人権に基づくシチズンシップ概念ではなく、むしろ職業訓練により工場労働や家事手伝いの職を得るための技術を得た少年少女たちが、英国国民として、国家繁栄のための労働力としての活躍を期待されたことを意味する。
- 22) バーナードホームにおける院児のカナダへの移民に関しては高松 (2011a) を参照。18世紀後半以来の産業および社会構造の転換期にあった英国において行われた公的救貧政策を進める原動力となった政策のひとつとして、民間慈善団体による英国植民地への移民が挙げられる。民間によるボランタリズムの推進、博愛・慈善事業の進展を受け、児童救済の具体的な実践の一つとして多くの児童救済

団体が英国の海外植民地への移民を実施した。

- 23) 英国では、産業革命の進展により、水の需要が増え、効率的な水の供給が求められるようになった。1827年、王立委員会(The Royal Commission)は、ロンドンの水道事情について詳細な調査を実施する。そして1842年、政府は『大英帝国における労働者の衛生状態に関する報告書』を作成し、これにより都市における水質の悪化、汚水のテムズ川への流入等が明らかになった。報告書の成果は、「1848年公衆衛生法」の立法化として実を結んだ。政府より任命された、A.アッシュビューは、1891年にまとめられた「公共水道の分析」(Ashby, A. Analysis of Public water 4th April 1892)の中でテムズ川の汚染状況において以下のように記述している。「テムズ川は家畜の糞尿にまみれ、腐敗した鳥の肉片や家庭からのごみに汚染され、しばしば動物や人間の腐乱した死体が浮き、洗濯屋・醸造所・製紙工場などの汚水などによっても汚染されている」(自治体国際化協会 1993: 2-4)。
- 24) こうした、児童移民の労働力としての保障に関して、例えば、「十分な訓練がなされた上で移民として移住させる」という報告書の表現に対しても注意が払われなければならない。1895 年、オンタリオ州の農場に委託されたバーナードホーム出身者 G.G が、虐待と思われる出来事により、死亡し、裁判にまで発展した事例もある。事件を重く見た、オンタリオ州は、1897 年に、An act to regulate the Immigration into Ontario of Certain Classes of Children を制定し、4年に1度、児童の家庭を査察することを定めた(Kershaw and Sacks 2008: 108-118)。
- 25)「補遺」の項では、1905年、施設への入所を許可された児童の救済事例が、8つの Class に分類されている。その内容は以下のとおりである。Class1「簡易宿泊所から救助された児童」、Class2「虐待やネグレクトから救助された児童」、Class3「不道徳な環境から救助された児童」、Class4「路上生活から救助された児童」、Class6「孤児」、Class7「外見上判断できないが貧困状態にある児童」、Class8「ホームレスの少年」。
- 26) バーナードは貧困児童の受け入れに関して、一時保護施設を訪ねてきた児童を救済するだけでなく、警察に、貧孤児を見つけたら、バーナードホーム施設まで知らせて欲しいと頼んでいた。警察がバーナードホームと連絡関係を結び、児童を施設に引き渡す体制ができてからは、路上犯罪が減少するという効果が見られ始めた(Wymer=1982: 101)。
- 27) 英国の救貧法において、伝統的に窮乏 (pauper) は個人に問題があると認識されてきた。そのため、罰としてワークハウスに収容して、強制労働を課してきた救貧政策は19世紀半ばころから次第に、貧困児童に関しては大人と区分して収容を行い、教育を施すことを開始した。この時代は慈善組織運動などの活動において、児童を対象とした処遇実践が開始され始めた時代であった (田澤 2011: 16)。

- 28) 慈善組織の組織化を目指した COS の方針に関して、高野 (1985: 170) は、ロンドン、メリルボーン教区での慈善組織の具体的な目標を例として紹介している。それによれば、「組織化とは、同一の目的を目指して、それまで多かれ少なかれ、独立して活動してきた一定の諸力を、相互の関連を持つ活動にみちびくこと」であり、その統一的な目的は「貧者の正しい救済ということである」。そして、相互に関連を持つべき諸団体とは、①救貧法—世俗的な教区の区域に従って、窮乏した者に、国家の救済を運営するもの、②治安判事—法廷において篤志家の醵出金を得て、臨時的な援助を行うもの。③宗教団体—一部は、その管轄地区内で、一部は、宗派のグループに基づいて、彼らのクライエントに教会慈善を施すもの、④博愛団体—地方的な要求を持つものや、醵出者の推薦をもつ、特定のケースに対して、援助を提供するもの、⑤私的援助—単なる私的知識から一般的に与えるもの、の5つが意識されている。
- 29) 18世紀以降、フィランソロピは救済に値する者のみを救う傾向を強めていったという考えが存在する (discrimination 施す際の選別)。個人の同情から施しを行う非選別的 (indiscrimination) な行為は施しを受ける者の増長を許す事となるとみなされた。フィランソロピにおける選別か非選別かという議論は形を変えて繰り返し議論されたが、19世紀の後半にいたるまで、価値観として主流を占めたのは、選別的な施しであった。19世紀の英国における自主独立の気風(自由放任主義)も伴い、一見怠惰に見える貧者は施しに値しないという風潮は根強くあった。そうした流れの中で19世紀後半からは、W.ブースのようなすべての救済を必要とする貧者に対して救済を行うという価値観が生まれてきた。バーナードホームの実践は、問題を抱えたすべての貧孤児に対して救済を試みようとする(Nodestitute child ever refused admission)ものであり、こうした潮流に属していると本研究は考える。
- 3 0) Founder's Day, Street collections, Waif Saturday 等の記念日の制定のほか、アルバートホールにおける定例ミーティングが行われた。また、資金調達を目的とした音楽隊の編成・演奏がイギリス全土に加え植民地である、ニュージーランド、カナダ等にまで範囲を広げて実施された。バーナードホームでは施設の運営資金調達のために諸活動が数多く展開された。
- 31) 新約聖書「ヨハネによる福音書」3章の、「だれでも新しく生まれなければ、神の国を見ることはできない」(ヨハ3:3)に由来し、それまでの生き方から、苦悩を経て新しい生き方に回心したキリスト教徒の姿を特に説明する言葉として用いられる。アメリカのプラグマティズムの哲学者ウィリアム・ジェイムズ(William James 1842-1910 年)は、こうした新しい境地を得て、新たに人生を歩みだす人々を「二度生まれ」と、その著作『宗教的経験の諸相』の中で展開している。

- 32) ランボー (2014: 206-207) は、キリスト者の回心の過程を中心として、これを①文脈、②危機、③探求、④出会い、⑤相互作用、⑥献身、⑦帰結の7つの段階に分類し、人類学、宗教学、社会学、心理学の視点を統合する形で宗教的回心の諸相を明らかにしようと試みている。バーナードも自身の内面における生への不安、宗教への懐疑から自身の歩むべき道に不安と疑念を感じながら生きていたと思われる。そうした状況からの回心を求める、プロテスタント諸派の18-19世紀における信仰復興運動(リバイバル)とバーナードの回心との関係性は大いに注目すべき点であると本研究は考える。
- 33) アメリカ、イギリスを中心として 18-20 世紀にかけて、生じた、プロテスタントにおける信仰復興運動の総称。バーナードは 1862 年、兄たちの参加したプリマス・ブレズレンの集会において、感化を受け、それまでのキリスト教に懐疑的な立場から一転し、キリスト教信仰に基づく奉仕活動に目覚めていく。Bready(1930:49)ではバーナードの母方がクエーカーの信仰者だったことを考慮に入れつつ、バーナードが洗礼を受けた教会や司祭とのかかわり、堅信の記録等から、バーナードがもともと洗礼を受けた教会は英国国教会系列のアイルランド国教会(Church of Ireland)ではないかと推測している。
- 34)ここで言う「福音主義」は、聖書の教えを字句通りに守り、そこの示された生き方を日々の生活の中で実践しようとする、聖書中心主義の立場を指す。
- 3 5)本項での議論において留意しなければならない点は、両団体の対象の違いである。バーナードは子どもの救済に特化した団体であり、慈善組織協会は成人の貧困及び慈善事業全体に関する団体であり組織化に重点を置き、その調整に当たったという点である。後述する、1870年代にバーナードホームが体験した調停裁判では、バーナードホームの実践に懐疑的であった慈善組織協会が、バーナード批判の先鋒だったレイノルズを支援している。これは両者の実践に相容れない面がありそれゆえに対立が生じたのではないかと本研究では仮定した。それゆえ、そうであるならば、両者の実践上の違いを明らかにすることにより、バーナードホームの実践が目指すものが、より鮮明化するのではないかと本研究は考え、援助の対象が両団体は異なる面があるものの、それを前提として比較考察を加えることとした。
- 36) Advocacy (名詞) は辞書では、「弁護、支持、唱道、主張」を意味する(松田監修 2000: 24)。 Advocacy は動詞では advocate であり、意味は弁護する、擁護する(support)、唱道するである。その名詞的用例では、「代弁者」「擁護者」「主張者」「唱道者」として説明されている(松田監修 2000: 24)。アドボカシーについて、堀・栄留(2009: 13-14)は西尾(2000: 3)での解説を紹介する。それによれば、英語の advocacy とはラテン語の voco に由来する。 Voco は英語で to tell を意味し、声を上げるということを指している。すなわち、adovocacy という行為は、権利を侵害されている当事者のために声を上げること、すなわち、「弁護」「支持」することである。

- 3 7) Night and Day 1878: 1 の中でバーナードは、Too often there is a wide gulf between christian faith and chiristian work, between christian doctrine and the philanthropy which is its sure expression. But advocacy, and that of no slight, indirect kind, is needed in order to secure due support for christian mission and philanthropic efforts. と述べている。キリスト者の信仰における他者への救済とその実践についての重要性がそこでは説かれている。
- 3 8) 仲裁裁判 Arbitration は、紛争を当事者が選定し、その判断に服することを合意した第三者の裁定に委ねること、またはそれによる紛争手続き処理を指す。参照、田中 1991:61。仲裁判断は確定判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができない。また、控訴や上告等の不服申し立ての制度はなく、仲裁がなされたケースについて裁判を起こすことはできない。
- 39)バーナードが博愛慈善事業を展開するに当たり、それ以前にはバーナードのような、写真や小冊子の多様、篤志家への訴え等を広く市民に広報する点などを強調した団体は皆無だった。そしてこうした方法は世論の関心を施設の運営に向けさせることに大きな効果を生みだしたのである。

## 第1章 参考文献

- Barnardo, T.J. (1875) <u>Recue The Perishing</u>, in <u>5th Annual Report being the Report for the ninth year of the East-End-Juvenile-Mission</u>, London: East-End-Juvenile-Mission.
- Barnardo, T.J. (1897) My Life Work-THE RESCUE OF THE WAIF in The Quiver An Illustrated magazine for social, intellectual, and religious progress, London: Petter and Gilpin, 1-10.
- Beveridge, William Henry (1948) <u>Voluntary action: a report on methods of social advance, London:</u> G. Allen & Unwin.
- Booth, W. (1890) <u>In Darkest England and the Way Out, Funk & Wagnalls, London</u>= (1987,山室武甫訳/岡田藤太郎監修『最暗黒の英国とその出路』、相川書房)
- Bremner, Robert, H. (1996) <u>GIVING: Charity and Philanthropy History</u>:
  Rutger University, New Brunwick, New Jersey = (2003, 西尾祐吾・栗
  栖照雄・得津慎子・牧田満知子共訳『社会福祉の歴史-文学を通して見た
  他者援助』、相川書房)
- Coots, R.J. (1966) <u>The making of the Welfare State</u>, London: Longmans (Modern Times).=(1977,星野政明訳『イギリス社会福祉発達史: 福祉国家の形成』)、風媒社
- Cunningham, Hugh. (2005) <u>Children and Childhood-In western society since</u> 1500, 2<sup>nd</sup> Ed, Person Education Limited. =(2013,北本正章訳『概説 子ども観の社会史 ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社).
- Dr.Barnardo's Homes(1891) <u>25th Annual Report of the Institutions</u>, London: Dr Barnardo's Homes for Orphan & Destitute Children.
- Dr.Barnardo's Homes(1906) <u>40th Annual Report</u> "These Forty <u>Years"</u>,London: National Incorporated Association.
- Dr.Barnardo's Homes (1908) <u>A Chart of Child-Recue 42nd Annual Report</u> of Dr.Barnardo's Homes, London: National Incorporated Association.
- Dr.Barnardo's Homes (1910) <u>Seventy Thousand Rescue 44nd Annual Report</u> <u>of Dr.Barnardo's Homes</u>, London: National Incorporated Association.
- East End Juvenile Mission (1868) <u>The First Occasional Record of the Lords</u>

  <u>Dealings in connection</u> with the East End Juvenile Mission.
- East End Juvenile Mission (1875) Rescue the Perishing: being the report for the ninth years of the East-End Juvenile Mission, and for the fifth year of the, Homes for reclaiming Destitute Children of both sexes, with Ten WOOD ENGRAVINGS AND TWO PHOTOGRAPHS FROM LIFE, and A Statement of Accounts 1874-1875.
- 藤井透(2011)「民間社会福祉の生成」清水教惠・朴光駿編(2011)『よくわかる社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、122-123頁
- 自治体国際化協会(1993)『イングランドとウェールズの水道』(Clair Report

- Number77)、http://www.clair.or.jp/j/forum/c\_report/pdf/077-1.pdf (2014年1月確認)
- Grass, Tim. (2006) Gathering to His Name, Milton Keynes, Paternoster.
- 林博昭(2002)「ベヴァリッジ『ボランタリー・アクション』再考-新たな福祉 社会の創造のために-」『研究所年報』32(明治学院大学社会福祉学部付属 研究所) 105-118 頁
- Heasman, Kathleen. (1962) <u>Evangelicals in Action-An Appraisal of their</u> Social Work in the Victorian Era-, London: Geoffrey Bles.
- 菱沼幹男(2006)「ウィリアム・ベヴァレッジー『ボランタリー・アクションと彼が目指した社会」『地域福祉研究』No34、120-128 頁
- 晝間文子 (2011) 「19 世紀の貧民教育に関する考察--ワークハウス内学校 (Workhouse School)の意義」『大阪人間科学大学紀要』10、75-84 頁
- 堀正嗣・栄留里美(2009) 『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』、 明石書店
- 稲井智義(2011)『近代日本における「児童救済・保護」の教育社会史的考察-石井十次と富田象吉の大阪事業に着目して-』(2010 年度東京大学大学院教育学研究科修士論文)
- 石井十次(1906)「孤児教養の理想」『人道』第二十号,9-11.
- 岩舘豊 (2010) 「路地の生活を描きだすこと : ヘンリー・メイヒューの 「方法」に学ぶ」『社会学批評』 2 (関西学院大学)、38-39 頁
- 金子光一(2005)『社会福祉のあゆみ・社会福祉思想の軌跡・』有斐閣
- 金澤周作(2003)「近代英国におけるフィランソロピと諸言説」
  - 『川村学園女子大学研究紀要』14-1、65-83頁
- 金澤周作(2008)『チャリティとイギリス近代』、京都大学学術出版会
- Kershaw, Roger. and Sacks, Janet. (2008), <u>New Lives for Old: The Story of Britain's Child Migrants</u>, London: National Archives of England.
- 木原活信(1998)『J.アダムズの社会福祉実践思想の研究』、川島書店
- 小山路男(1978)『西洋社会事業史論』光生館
- 桑原洋子(1989)『英国児童福祉制度研究』法律文化社
- 松田徳一郎監修(2000)『リーダーズ英和中辞典』、研究社
- 松村昌家(1996)「セルフ・ヘルプの系譜」『英国文化の世紀4 民衆の文化史』、 研究社、3-26 頁
- 三上邦彦(2010)「ドクター・バーナード・ホームに関する先行文献」(2010年、 第5回石井十次研究会研究報告「ドクター・バーナードの事業活動と先行 文献について」配布資料)
- 三上邦彦(2012)「ドクター・バーナード・ホームの慈善事業による子どものケアに関する研究-創設の背景と設立前史-」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』14,49-54頁
- Mayhew, John/ Canning, Henry. (1986) <u>The Illustrated Mayhew's London:</u>

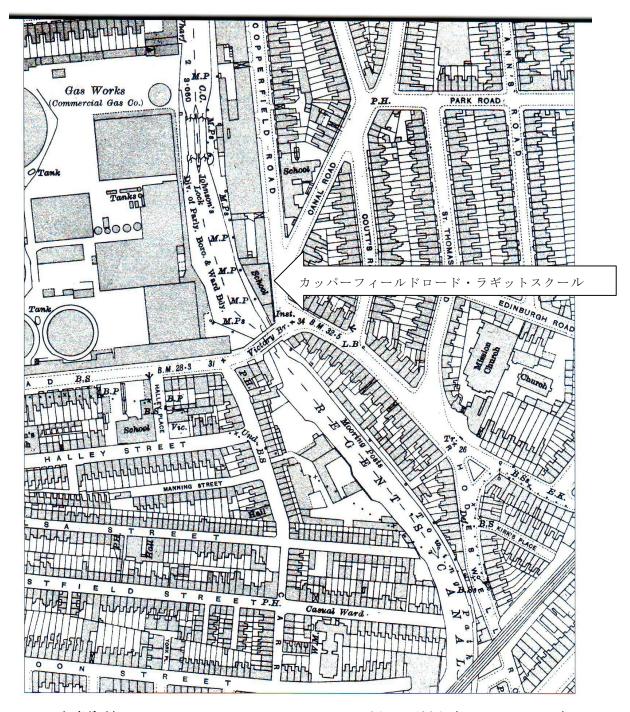
  <u>The Classic Account of London Street Life and Characters in the Time</u>

  <u>of Charles Dickens and Queen Victoria</u>, Weidenfeld & Nicolson. = (2011)

- 植松靖夫訳『ヴィクトリア時代 ロンドン路地裏の生活誌〈上〉〈下〉』、 原書房)
- Mrs. Barnardo and Marchant, James. (2007) <u>Memoirs of the late Dr.</u>

  <u>Barnardo</u> London: Kessinger Publishing. (Reprinted, London Hodder and Stoughton, 1907)
- Neuman, A.R (1914) <u>Dr. Barnardo as I know him</u>, London: Constable and Company Ltd.
- Night and Day (1878), vol1, 1878, Dr.Barnardo's Homes.
- 西尾祐吾 (2000) 「第1章第1節 アドボカシーの原理」西尾祐吾・ 清水隆則編『社会福祉実践とアドボカシー-利用者の権利擁護のために』、 中央法規出版、2-7頁
- 岡村東洋光 高田実 金澤周作編(2012)『英国ボランタリズムの起源-資本・コミュニティ・国家-』ミネルヴァ書房:第5章(山本卓)「福祉分業の隘路-ロンドン慈善組織協会と「リスペクタブル」な失業者-」(137-158頁)
- Parker, R. (1990) <u>The Age of Separation</u>, in <u>Away from Home:</u> pp.15-35, Barkingside: Barnardo's
- Paterson, Michael (2006) <u>Voices from Dickens' London</u>: DAVID & CHARLES = (2010, 森川慎也・中川映里・廣幡晴菜訳/山本史郎監訳『図説 ディケズのロンドン案内』 原書房)
- Rambo, R.Lewis. (1993) <u>Understanding Religious Conversion</u>, Yale University Press=(2014, 渡辺学・高橋原・堀雅彦訳『宗教的回心の研究』ビイング・ネット・プレス)
- Ridge, Tess. (2002) <u>Childhood Poverty and social exclusion</u>, Bristol:
  The Policy Press, University of Bristol. = (2010, 中村・松田・渡辺訳『子どもの貧困と社会的排除』、桜井書店)
- Ridge, Tom. S. (1993) <u>Dr Barnardo and the Copperfield Road Ragged Schools</u>, London: Ragged School Museum Trust.
- 佐藤隆三(2007)「シティズンシップとしての福祉」『保健福祉学研究』5、17-14頁
- Smiles, Samuel. (1876) <u>Self-Help: With Illustrations of Character, Conduct, and Perseverance</u>, London: John Murray Albemarle Street. = (2002,竹内訳『自助論』三笠書房).
- Smith, Mark. (2009) <u>Residential Child care-Positive perspective</u>, Bristol: The Policy Press, University of Bristol.
- Stead, W. T. (1896) <u>Dr.Barnardo: The Father of 'Nobody's children</u> in <u>Review of Review</u> 14 July-December:188.(=2010,滝澤民夫訳「バーナード博士:孤児の父」)『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』(18330123) 2006~2009 年度科学研究費補助金基盤研究 B 研究成果報告書,196-227.)
- 管野芳彦(1978)『イギリス国民教育制度史研究』、明治図書出版 Swain, Shurlee. and Hillel, Margot. (2010) Child, nation, race and

- empire-Child rescue discourse, England, Canada and Australia, 1850-1915, Manchester: Manchester University Press.
- 高松誠(2010)『岡山孤児院とバーナードホームの児童養護実践史-国際社会福祉比較研究の視点から-』(平成21年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科修士論文)
- 高松誠(2011b)「ドクター・バーナードホームにおける児童救済運動-歴史的背景と実践内容-」『石井十次資料館研究紀要』12、100-121頁
- 高野史郎(1985)『イギリス近代社会事業の形成過程―ロンドン慈善組織協会 の活動を中心として―』勁草書房
- 高島進(1973)『現代の社会福祉理論 国家独占資本主義と社会福祉』、 ミネルヴァ書房
- 田中英夫編(1991)『英米法辞典』東京大学出版会
- Taulon.J.S. (1883) <u>The History and Teaching of the Plymouth Brethren</u>, London: Society for Promoting Christian Knowledge New York: E. & J. Young.
- 田澤あけみ(2007) 『20世紀児童福祉の展開-イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版
- 田澤あけみ(2011)「現代における子ども期の意味と社会福祉」 『子どもの生活と児童福祉』(田澤あけみ編)、放送大学教材、9-21 頁 宇田進(1984)『福音主義キリスト教とは何か』いのちのことば社
- Wagner, Gillian. (1979) Barnardo, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Wagner, G. (1982) Charity and Self-help in Victorian London, Barnardo's
- Wymer, Norman. (1962) <u>Dr.Barnardo</u>, London: Longman Group Limited. = (1982,半田訳『評伝バーナード博士—昼も夜も—』キリスト新聞社).
- Walvin, J. (1982) <u>A Child's World, A social history of English childhood</u> 1800-1914, London: Pelican.



参考資料: Copper Field Road Ragged School 周辺の地図(Ridge:1993: 13)

# 第2章 バーナードホームにおける子どもの親権をめぐる裁判事例

1880年代後半から 1890年代前半にかけて、バーナードホームは、施設に入所していた院児の親から、子どもの返還を求められ、これを拒否したバーナードが人身保護令状を提出され、起訴されるという事態に巻き込まれた。いずれも、院児の親は、児童虐待、ネグレクトの疑いがあり、バーナードホームとしては、児童救済の観点から、子どもの返還を望まなかった。この時の3つの裁判事例は、第1章で触れた仲裁裁判と並び、良く知られている。本章では、これらの3つの裁判、マーサ・タイケース(第1項)、ジョン・ロディケース(第2項)、ハリー・ゴセージケース(第3項)に焦点をあて、一連の裁判の経過とその意義について考察していきたい。第2章においては、裁判に関する歴史的史料をもとに考察を行うため、各項において、法律の専門用語および19世紀後半の英国における司法制度についての言及が登場する。それらの用語説明や諸制度の確認は、3つの院児のケースを扱っていく中で述べていく。

第2章において、バーナードホームにおける子どもの親権(監護権)<sup>1)</sup>をめぐる3つの裁判事例を概観する前提として、ここでは最初に、こうした問題を、歴史研究の枠組みにおいて考察することの意義について触れておきたい。

様々な理由で家庭において養育を受けることが出来ない子ども達への社会的養護の問題への対応は、我が国において数多く行われ、それらに対する改善への努力がなされてきた。わが国の現在の社会において、児童虐待、ネグレクト等の問題から、親元から離れて生活する子どもたちに対して、諸施設は、その安全と権利擁護の役割を担っている。こうした、子どもの権利擁護のために、子ども家庭福祉は法整備を進めてきた。

子どもの権利条約第 20 条では、家庭環境を奪われた子ども、家庭環境にとどまることが子どもの利益から考えてふさわしくないと判断される子どもは、国によって与えられる特別の保護や援助を受ける権利があるとされ、国はこのような子どものために、家庭に代わる養護を確保し、施設入所(児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、グループホーム)、里親委託、養子縁組等を通じて、養育の継続性や、子どもの民族、宗教、文化、言語についての背景に考慮を払って検討するべきことを定めている<sup>2)</sup>。

こうした、社会的養護を必要とする子ども達の権利がいかにして守られ、子どもの安全が保証されてきたかの事例を問い、その歴史的展開を学ぶことは、現在、子ども家庭福祉が直面している親子の関係、施設と子どもの関係等を見つめ直す場ともなりえよう。このような観点から、第2章においては、バーナードホームの施設収容児童が、飲酒癖、虐待を続けてきた親からの返還要求に対し、その安全性が不確定なことから、これを拒否し、最終的に訴訟となった出来事を取り上げ、バーナードホームが子どもの権利を守るためにどのように訴訟を闘い、どのような審判を受け、それは当時の英国社会にどのような影響を与えることとなったのかを、バーナードホーム院児(女児)に関する一次史料を用いながら明らかにしていく。

## 1 マーサ・タイケース

## 1.1 考察上の留意点

最初に裁判経過を取り上げるのはマーサ・アン・タイ (Matha Ann Tye) 院 児に関する事例である。本項では、このバーナードホームに処遇された女児タ イに関する裁判記録の史料<sup>3)</sup>から、その裁判に至るまでの経過と背景について 概観する。タイ女児を最初に検討する理由は、この事例が(以下、タイケース と表記)が3つの裁判の中で最初のものだからである。本研究における女児タ イの裁判記録の表題には In the High Court Justice, Queen's Division, Crown Side という語が表記されている。「In the High Court Justice」とは、英国の 司法制度における「高等法院」を指し、「Queen's Division」は高等法院にお ける「女王座部」を意味する。また、「Crown Side」は、民事裁判を取り扱い、 「Plea Side」は刑事裁判に関する訴訟を指した4)。本研究では女児タイの裁 判に関して、未成年の子供を保護・養育・財産管理などをして養育することに ついて論じる際に、「親権」あるいは「監護」の語を用い、英語の Custody を これに充てる5)。本研究が対象とするバーナードホームは19世紀後半の博愛 慈善事業に由来する団体であり、第1章で確認したように、キリスト教の福音 主義の立場に立っている。本研究では、バーナードホームの実践を博愛慈善事 業の枠組みで捉えるが、その内容は博愛慈善事業の範疇に留まるものではなく、 20 世紀における社会福祉概念の成立、子ども家庭福祉概念にも影響を与えた 実践として捉え、両者の連続面を意識しながら考察していく。

#### 1.2 裁判の概要

最初のケースに入る前提として、まず、ここでは一連の裁判の概要を確認し ておきたい。親権をめぐる訴訟に関して 1888 年は、バーナードホームに入所 した女児タイの他に、後述する男児ロディ、男児ゴセージの計3名が、施設入 所した。そして翌1889年には、この3人の院児の親たちが、彼らの親権を理 由に、子どもを返還するよう求めてきた。その最初の事例がタイケースである。 タイ院児とゴセージ院児はこの時既に子ども達を引き取りたいと願った人物 との契約が成立し海外への移住(移民)が完了していた(Wagner 1979: 218)。 バーナードは約5年間に渡り、これらの訴訟と対峙することとなったが、当時 は、親の親権の強大さゆえに、博愛慈善団体の施設が子どもの親権を有するこ とは法律的にも社会的にも認められる風潮にはなかったため、バーナードは結 果として批判を受け、人身保護令状の要請に従わなかったとして、法廷侮辱罪 の判決を最終的に言い渡され、一審においては一時的に投獄、賠償金を支払う よう命令を受けた。最終的には 1893 年のゴセージケースの最終的な裁判でバ ーナードはその名誉を回復するものの、一連の訴訟から、子どもの施設におけ る、子どもに悪影響を与える親に対する親権の所在をいかに法的に取り扱うか が裁判を通じて大きな問題となった。そこでバーナードは、タウンミーティン

グ等を開催し、世論に裁判の不当な面を訴え、自らの正当性を主張した。このバーナードの尽力は、やがて、1891年の児童監護法の制定につながることとなった。院児たちの親は虐待、ネグレクトなどの問題を抱え、バーナードにとって、院児を親の下に戻すことは、院児を再び「不道徳な環境」に戻すことを意味した。バーナードの活動はキリスト教の福音主義に基づく、当時の、ロンドン・イーストエンド地区を中心に展開された児童救済運動(Child Rescue Movement)に立脚していた。その児童救済運動は、劣悪な環境にあるロンドンの貧民街の子どもの原因が、親による「不道徳な環境」にもあると考え、こうした環境から子どもを「引き離す」ことが強調されたのである。

## 1.3 女児タイに関する訴訟経過

記録によれば、女児マーサ・アン・タイ (当時13歳)は、路上で物乞いをし ているところを、ブリストル市のジョージ・ミュラー(George Fredrick Müller 1805-1898)の施設に保護され、その後バーナードホームに収容されることとな った。タイは母親の義父から性的暴行を受けており、義父は刑務所から出所後 もタイに物乞いを強要していた。こうした環境下にあったタイは、義父から離 れた場所に措置される必要があった。バーナードホームでの措置に関する契約 で、タイの母マーガレット・ワードは最初、2年間、養育をバーナードホーム でうけることに関する署名をした。しかし、1888 年 12 月 14 日、バーナード のもとにタイの返還を求める手紙が届いたにである。タイの返還を巡る手紙で のやり取りは数回行われたが、1889年1月7日、バーナードは、実は昨年の 12月22日にタイをはじめ、数人の女子院児を引き取りたいと申し出たロマン 夫人(Madame Romand)に、既にタイを引き渡してしまったとの事実を明か した。そしてタイをもはや連れ戻すことは困難であることがわかったと説明し た。後に、タイ院児は、カトリックの洗礼を受けた家庭の児童であることが明 らかになる。母マーガレットは、娘は実はカトリックの洗礼を受けた女児であ るので、宗教上の問題で、カトリックの施設に入所させたいと主張した。しか し、バーナードホーム側は、カトリック側の施設側の施設に貧孤児を受け入れ る体制が不十分であるということと、母親に虐待の疑いがあるということを根 拠として、引き渡しを拒否した。このため、バーナードは、タイの母親への返 還を巡って訴訟を起こされることとなった。そして、裁判の結果、タイの親権 (監護権)をバーナード (バーナードホーム) は有しないにも関わらず、タイ 院児の法廷への召喚に従わなかったという理由で敗訴した。そして、バーナー ドは短期間ではあるが、投獄され、罰金を支払う命令を裁判所から受けた。

Dr.Barnardo's Homes(1890) = D239/B2/6(8)は、裁判官補佐(=Mater -主に高等法院における裁判前の手続きを行う役職・)Master Mellor 報告による、1890年2月26日付の裁判資料である。この史料からは女児タイの親による訴訟が開始されたおおまかな流れを読み取ることが出来る。また、裁判の尋問と反対尋問に関しては Dr.Barnardo's Homes(1889) = D239/B2/6(11)が詳しくその経過について説明している。表 2-1における、バーナードホームが示し

た施設入所条件には、タイの養育にあたっての方針および責任はバーナードホームにあり、保護者である母マーガレット・タイはこれに従うことに同意が求められた。その詳細は、タイがバーナードホームに関連する施設で教育を受け、保護を受けるということ、また、タイの養育に関して、問題が起こらぬよう施設は責任を持って保護し、もし施設側に問題が生じれば、タイに返還や他施設への移動が認められること、保護者と施設側の同意によって種々の次項が決められることについて述べられている。この時点でバーナードホームは、母マーガレットの入所のための同意のサインを確認し、タイのカナダへの移住についても了解を得ていた。

#### 表 2-1 バーナードホームが示した入居条件(Dr.Barnardo's Homes1890: 1)

施設入所のための条件

- ①女児タイはバーナードホームの施設、あるいは施設が運営するカナダ・オンタリオ州の施設において、この日付から2年間収容される
- ②施設収容期間中にタイは該当する施設において保護され、教育を受ける
- ③保護者はその子どもが不適切な処遇を施設でうけた場合に子どもを自分の元に 戻すかあるいは別の施設へと預けることが出来る
- ④保護者は子どもを施設の同意なしに勝手に移すことはできない
- ⑥ 子どもの雇用に関して、保護者は施設の同意を得ることが求められる

こうした契約に反して、母マーガレットはバーナード側にタイの返還を求めたが、虐待の疑いのある母親に子の返還を認めないバーナードホームとの間には結果的に対立が生じることとなった。裁判に至ったバーナードホームはいかにして、この問題と向き合い、対応を行ったのだろうか。これについて伝える裁判資料が、裁判の尋問および反対尋問についての史料、D239/B2/6(8)である。この史料では、裁判の経過が明らかにされ、タイを引きとっていったロマン夫人とバーナードのやり取りおよびその後の消息が述べられており、裁判の概要について知ることができる。

Dr.Barnardo's Homes(1890) = D239/B2/6(8)の表紙は、「高等法院 女王座部 1890 年春期開廷期 高等法院女王座部 (THE QUEEN) V. トーマス・ジョン・バーナード」と記載されている。そして、史料の概要としては、裁判官補佐 Master Meller による尋問と被告人の答弁により、合議法廷 (Divisional Court) おいて報告された、訴訟に至るまでの経緯が記されている。史料の中で、1888 年 7 月 3 日、女児タイの母マーガレットは、タイのバーナードホームへの収容に関して契約書に署名をした点が説明されている。

史料、D239/B2/6(8)は、以下のように、裁判の経過を説明する。それによれば、女児タイは 1888 年 7 月 5 日にウスター市からバーナードホームに入所した。そして 1888 年 12 月 22 日までバーナードホームで保護された。その後 12 月 18 日、以下の手紙が、母マーガレットと義父の署名の下、施設に届いた。

Nストリート W市 1888年12月14日

「拝啓 私の夫と私の両者は娘タイが私たちのところに戻ってくることを望んでいます。友人がそちらを来週の火曜日、お昼ころに訪問し、私からの手紙を持参しますので驚かないで下さい。私の妻は病気がちで、娘が家にいることを望んでいるということを付け加えておきます。感謝にうちに。

敬具 父 母 (Dr.Barnardo's Homes1890:2)

この手紙は母と義父の代理人がバーナードホーム、ガールズヴィレッジに届けたものである(12 月 18 日)。しかしガールズヴィレッジホームの事務担当者は、こうした書類は本部のあるイーストエンドのステップニー・コーズウェイの事務室へと提出するように促した。この時、タイは、女児のための施設である、ガールズヴィレッジホームにいた。翌 12 月 19 日、母マーガレットの代理人 Mrs.Prior がステップニー・コーズウェイの本部を訪問。しかしバーナードに面会することはできなかった。12 月 22 日、タイはバーキングサイドのガールズヴィレッジホームから、ステップニーの本部に移り、バーナードの知人であるロマン夫人と面会する。バーナードはロマン夫人について詳しい素生を知らなかったが、チャリティ事業を通じて知り合い、信頼を寄せていた。ロマン夫人は定まった住所を持たす、ヨーロッパ中を旅する身分であったとバーナードは説明を受けていた。1888 年 9 月に、ロマン夫人はバーナードホームを訪ねており、その際、女児を  $2\cdot3$  名引き取りたいと申し出ていた。同年 12 月にロマン夫人はロンドンを再訪し、この時にタイは夫人に引き取られることとなった。

バーナードはタイをロマン夫人に引き渡した時に、後に自分に、タイの返還 を求めて人身保護令状<sup>6)</sup>が出され、裁判にまで発展するとは考えてはいなかっ たようである。1889年1月22日、人身保護令状が母マーガレットの証言に基 づいて発効され、可能ならばタイを親元に返還するようにという命令が裁判所 より下された。4月30日にはバーナードから人身保護令状に対する反論が提 出され、その中でバーナードは、タイの所属(possession of the children)は既 にバーナードホームではなく、ロマン夫人にあるのであり、人身保護令状が出 される前に、すでにタイはロマン夫人とともに国内にはおらず、自分にはタイ に対する親権はない、と主張した。この対応を侮辱として捉えた母マーガレッ ト側は、仮処分申請状(nisi for a Writ of Attachment)を裁判所に提出し受理 された<sup>7)</sup>。令状の発効以来、バーナードは、1889年2月18日付と1889年3 月19日付でロマン夫人に手紙を書き、事情を説明してタイの返還を求めたが、 ロマン夫人はこれを拒絶した。これに伴い、1889年5月23日この「仮」処分 は「本差押」(absolute)となった。バーナードの反論は法廷において棄却され、 控訴院(Court of Appeal)での上訴の機会が与えられた。高等法院での判決を不 服としたバーナードは 1889 年 7 月 13 日に上訴裁判所に訴えを起こすが、同 16日の判決では、彼の主張は通らずに、高等法院での見解が支持され、バーナ ードは敗訴した(the case of the QUEEN v. BARNARDO23,Q.B.D,308)。

裁判の大まかな日時を確認すると、1889年5月15日(水)、バーナードと

母マーガレットとの手紙のやり取りをめぐる証言と尋問が行われ、5月23日 (木)には第1審の判決が出されている。判決自体は、バーナードが人身保護 令状の命令に従わなかったという理由で、法廷侮辱罪の判決を受けたが、バー ナードのそれまでの博愛慈善事業における実績に鑑みて、監獄に送致される必 要はなく、100 ポンドの保釈金と2日間の裁判関連費用支払いを合わせた 200 ポンドの支払いが命じられるにとどまった。タイ母子の元々の出身地である Worcester の新聞記事は裁判の経過について具体的な裁判の罰金の金額や内訳 について報道している(Worcester Journal Sat25 May 1889, pg5)。同誌は、 バーナードの 5 月 23 日の判決に関して、「Although Dr.Barnardo acted good motives, those motives did not alter the offence, but he was very loath to imprison Dr. Barnardo, and therefore he would not be put in prison if he entered into recognizances to answer interrogatories administered to him on behalf of the mother to enable her to get possetion of the child. The cost of all these proceedings he ordered should be paid by Dr.Barnardo, Mr. Justice Grantham concerned. Their lordships ordered Dr. Barnardo to enter recognizances, himself in £100 two sureties of £50 each, within two days. と書き、合計£200 の裁判費用 (罰金) の支払いが請求されたことが理解され る。 更にバーナード側の上訴裁判 (court of appeal) は 1889 年 7 月 16 日 (木) に開廷され、この裁判においてもバーナードは、いかなる場合においても子の 保護者である母親の元にタイ院児を連れ戻すべきであり、バーナードは自らが 海外にタイ院児を探しに出かけても連れ戻すべきであるとの命令を受けてい る(London standard wed July17,1889,pg3)。最終的な上訴裁判は、1890年 3月11日に行われているが、この時に既に貴族院での終審裁判へと発展して いたゴセージケースの結果をもって判断することが確認されており、バーナー ドの代理人として法廷に立ったコック弁護士 (Mr.Cock,Q.C) は、バーナード 自身がタイケースの貴族院での終審裁判を金銭的な理由から回避したいと考 えているという意向を伝えている(D239/B2/6(2):11-13)。

#### 1. 4 裁判の影響と博愛慈善事業

英国における司法制度は、その特徴の一つとして、憲法典として制定されたものがなく、議会での決議や裁判所の判例、条約等の慣習法の集合体であると表現されることもある(田島 2001: 2)。現代はこうした状況に変化が生じ、多数の制定法が作られてはいるものの、19世紀後半の英国においてはこうした、慣習法が裁判等に反映されており、バーナードホームにおける児童の監護権をめぐる一連の裁判においても、こうした背景があったことが意識されなければならない。英国法の歴史は、1066年のノルマンコンクエストにおける、ノルマンディー公ウィリアム1世(William I, 1027-1087)の英国(イングランド)征服に起源を持つ。法は神の意志であるという考えがイギリスの征服時代からあり、それには国王は神と法の下にある、というキリスト教的な影響が反映されていた(田島 2001: 4)。この伝統の中で英国法の特色として挙げられるの

が、コモンロー(Common Law) $^{8)}$ とエクイティ(Equity 衡平)という 2 つの法系統の存在である。コモンローは、歴史的に、国王の裁判所が、伝統や慣習、先例に基づいて、裁判を行ってきたことから発展し、それまでの慣習や法令が法律となっているものである。エクイティは、中世において国王裁判所が運用した、コモンローでは救済が与えられない事件に対して、コモンローを補うものとして成立した法体系である。コモンローによる救済を受けられなかった当事者が、直接の訴えを国王に申し出た場合の処理を行う大法官裁判所において、この裁判が行われた。

こうした形態は 15 世紀以降体系化され、エクイティは特に信託法の発展に 寄与することとなった。この2つの裁判所は、1873年と1875年の高等法院法 (Supreme Court of Judicature Acts 1873 & 1875) により設立された高等法 院において、国王裁判所は女王座部(Queen's Bench Division)に、大法官裁 判所は大法官部 (Chancery Division) にそれぞれ統一され同一の裁判官がコモ ンローとエクイティの両方を司ることが許されるようになった(幡新 2009: 30)。そして 1873 年の司法条例第 25 条第 11 項はエクイティの規則とコモン ローの法規との間に衝突がある場合には、エクイティの規則が優先すべきであ ることが規定された。しかし、コモンローとエクイティの衝突はその後も続き、 伝統的に対立するものとなった。図2-1はバーナードが訴訟を起こされた19 世紀後半の英国における司法制度を図式化したものである。英国の裁判所は、 管轄権について、事物・訴額などに制限のある裁判所と、一般的管轄権を持つ 裁判所を Inferior Courts (下位裁判所) と Superior Courts (上位裁判所)とに 分けている<sup>9)</sup>。Superior Court は一審の裁判所として、High Court (高等法 院) と Crown Court (刑事法院) があり、二審の裁判所としては Court of Appeal (控訴院) がある。これらを併せて Supreme Court of Judicature (最高法院) と呼んだ(田中1980下:366)。高等法院での判決が不服な場合は、終審裁判 所として House of Lords(貴族院)の審判を仰ぐことになる。これらの司法制 度の枠組みの中でバーナードは、3つの裁判と向き合うことなり、裁判の第1 審での判断を不服としたバーナードは、貴族院に上訴し、裁判を継続した。

また、弁護士の登用に関して、史料では繰り返し、弁護士の身分に関する言及が現れる。英国においては、弁護士はバリスタ(barrister-at-law 法廷弁護士)とソリシタ(solicitors 事務弁護士)の2つの層に区分する。バリスタとソリシタが日本の司法制度における弁護士と異なるのは、バリスタもソリシタも、裁判官あるいは検察官のように、公訴に携わる場合があるという点である(幡新 2009:73)。ソリシタは、当事者から直接事件の法律相談を受け、事件の依頼を直接引き受ける。これに対し、バリスタは直接事件の当事者から法律相談を受けることも、事件の依頼を受けることもできない。しかし、裁判所における弁論権に関しては、ソリシタは、一部の裁判所における弁論権しか持たないが、バリスタはすべての裁判所における弁論権が認められている。なお、バーナードの裁判を担当する弁護士の記載に Q.C の略号が付せられている場合があるが、この Q.C は Queen's Counsel の略で、バリスタの中で優秀な一部の弁護士に対して与えられた称号を意味している。

# 図2-1 イギリス (イングランド・ウェールズ) における司法制度 (19世紀後半)

上位裁判所 Superior Court※一般的な管轄権を持つ

#### 貴族院 House of Lords

1876 年の上訴管理権法 Appellate Jurisdiction Act により貴族院上告委員会 Appellate Committee が連合王国の終審(上告)裁判所としての機能を果たすこととなった



A と B→最高法院 (Supreme Court of Judicature)

二審の裁判所

A 控訴院 Court of Appeal 民事部 Civil Division 刑事部 Criminal Division

一審の裁判所





民事

B 高等法院 High Court					
女王座部	衡平部	検認・離婚・海事部			
Queen's Bench Division	Chancery Division	Probate, Divorce and			
コモンローを主として運営	エクイティを主として運営	Admiralty Division			

※検認・離婚・海事部は 1970 年裁判法 Administration of Justice Act の中で再編成が行われ、家事部 Family Division となった

刑事

刑事法院 Crown Court

一審と二審の裁判所を併せて 最高法院と呼ぶ Supreme Court of Judicature

この、タイ院児をめぐる裁判の背景には、虐待を受けた子どもの救済という側面に加えて、宗教的な側面がある。バーナードホームは、子どもの救済事業に関して No Destitute Child Ever Refused Admission, and no Child ever Admitted unless it is Destitute、すなわち、貧困にある児童であろうとなかろうと、何らかの問題を抱えた子どもを全て、救い出すという原則を採用してい

た。具体的には、いかなる貧孤児も施設へと収容することを拒まずに何らかの 方法をもって保護するというものである。バーナードホームは第1章で述べた ように、キリスト教福音主義の影響を受けた、クリスチャンホームであった。 そして、施設の教育方針は、プロテスタントの福音主義の理念に基づき、プロ テスタントの宗教教育も行われていた。このため、全ての子どもたちの救済を 考えるバーナードホームは、救済した貧孤児や家庭に問題を抱えた子どもたち が、たとえキリスト教の他教派の洗礼を受け子どもであっても、それを受け入 れ、その教派を尊重した上で、プロテスタントの宗教教育を行っていたのであ る。バーナードホームは、貧孤児の一時保護施設として、イングランド・ウェ ールズ、ほぼ全土に「エバー・オープン・ドア Ever Open Door」(永遠に開か れた扉)と呼ばれる子どもの一時保護機能を備えた施設を開設していた。エバ ー・オープン・ドアは信条の違う、キリスト教の諸派の違いに関係なく保護を 実施し、親や保護者の承諾の上でバーナードホームへの入所を許可していたの で、もともとの教派の信仰を侵害されることを恐れた教派も現れたのである。 バーナードは「私は改宗させる人間であるのか」(Dr.Barnardo's Homes 1891: 21-22)と年次報告書の中で、問題提起し、一連の院児の返還を求められた裁判 に関する弁明を行っている。バーナードは、相手に対して改宗を課すという事 は本来不要なことであると主張する。裁判に関わっている院児を海外に移住さ せたのは不道徳で無慈悲な母から救い出すためであり、タイ院児を母親の不道 徳さ、ネグレクトからの解放するための移住であり決断だったのだとバーナー ドは説明する。つまり、バーナードは子ども達を「Rescue」するという児童救 済の観点から危険を犯してまでも子の引き渡しを実行したということがそこ では表明されている。バーナードは「私は全力をかけて熟考し注意深く行動す ることで、新しい光が指すことを確信している。そして私が子ども達を(プロ テスタント・キリスト教に) 改宗させようとする人間ではなく、見捨てられた 子どもたちを見つけ出し、彼らが救われ訓練を受けた後、彼ら独自の教会の宗 教的な影響の下で成長していくことを望んでいる」(Dr.Barnardo's Homes1891: 22)と弁明している。施設における院児の「無制限収容」を掲げ、 キリスト教の宗派を問わず、貧困児童を収容しようとしたバーナードの実践が、 そこには現れている。

しかしバーナードが院児を保護しようとして取った行動の限界も同時にWagner(1979: 221-224)は指摘する。前述のように、ロマン夫人に対して事情を説明し、タイの返還を求めたバーナードではあったが、ロマン夫人からの返答の手紙では、同意を得られなかった。バーナードは、その手紙の内容を根拠に、親権はもはやロマン夫人にあり、しかもタイを母マーガレットの元に返還することは不可能であると主張した。このバーナードの姿勢は、合議法廷のマシュー裁判官(Mr. Justice Mathew)とグランサム裁判官(Mr. Justice Grantham)に、バーナードの責任回避と怠慢の印象を与えることとなった。また、バーナードが実子を親元から要求があるにも関わらず親元に返還しようとしない態度にも、社会からの反感の声が出始めることとなった。同時並行していた院児ロディの訴訟と合わせて、1 審の裁判に敗訴したバーナードは、1889

年 12 月に、院児の監護権を博愛慈善事業運営施設に認める命令を裁判所の判断で下すことを可能にする議会制定法の立法化を目指すパブリックミーティングを開催し、自身の弁明と世論への問題提起を行うこととなる。バーナードは、法の立場に基づいて、直面する親の親権の強大さとどう対峙するのかという問題の困難さに直面したが、タイ院児や他の 2 人の院児のような、博愛慈善事業が運営する施設に収容された児童の親権(監護権)の問題は、バーナードホームに収容された子どもたちが道徳的に不適切な家庭から分離、保護されようとも、親が持つ親権の強大さという大きな課題となっていたのである。

## 1.5 タイケースのまとめ

このようにタイケースはタイ院児の施設処遇を巡り、バーナードホームは親 権の強力な壁に阻まれ、タイ自身は親元へは身元不明で返還されることはなか ったものの、バーナードは院児の処遇に関して不当に評価を受けることとなっ た。仮に当時の法的な慣習と手続きを踏んでいれば、タイを実親の元へ返還せ ねばならず、再び「不道徳な環境」の元におかれるタイには虐待やネグレクト の可能性が生じる。子どもの不道徳な親からの分離を、キリスト教福音主義に 立脚した児童救済の立場から行うバーナードホームの立場からすれば、それは、 バーナードホームの児童養護実践が否定されることであるとも言える。この問 題に対する対応としてバーナードホームは、タイの移民、信頼できる人物への 引き渡しという手段を採った。法廷で証言されたロマン夫人との手紙のやり取 りでは、タイの所在は不明のままであり、ロマン夫人からの申し出もタイとの 移住先を明かさないという条件のもとに交わされた契約が背景に存在した。バ ーナードの見解としては、ロマン夫人は経済的に潤沢な状況にあり、タイをロ マン夫人に委ねることはタイの将来のためにも有益なものとなる、という判断 であったものと考えられる。結果として、バーナードは、タイが、実母の下に 戻ってからの安全を危惧し、院児の引き取りを希望する人物に託する以外には 方法がなかったのではないかと思われる。そうした、院児の施設における監護 権が行使されない当時の英国の司法の問題にバーナードホームは直面するこ とになった事例としてタイケースは評価することができるのではないかと本 研究は考える。このように、本研究では、施設における監護権の問題や虐待の 可能性のある親が存在する場合であっても、その親が子の返還を求めた場合に は、その親権の強大さゆえに、子どもは親に返還するのが慣例であるとされて いたという当時の状況を確認することができるのである。このように、バーナ ードホームが直面した3つの裁判事例から私たちは、ケースごとに、それぞれ の実践内容から問題点を見出すことが出来、それらは子どもの権利擁護の問題 と関連してくるのである。これに関して次項では、2つ目の裁判事例であるジ ョン・ロディ院児のケースについて見ていきたい。第1項において、タイ院児 の裁判事例を通じて明らかになったのは、施設において、子どもの親権(監護 権)に関する問題が問われた場合に、法的には、施設において子どもの権利を 護るための具体的な法制度が未確立であるために、バーナードホーム側が、対

処する法的な根拠を持たず、博愛慈善事業運営施設において子どもの監護権を 主張できなかったという点である。そのような問題を解消するためには、自ら の立場を正当なものとする法制度の整備が必要であるし、法制化実現のための 政治的なかかわりも必要とされてくる。次項ではロディケースを概観すること により、さらにこうした問題点についての考察を深めていきたい。

# 2. ジョン・ロディケース

タイケースに続き、第 2 項で扱うケースは、ジョン・ロディケース(John James Roddy)である。第 1 章で確認したように、バーナードホームの実践は、キリスト教の福音主義的価値観に基づく、児童救済運動(Child recue Movement)の枠組みにおいて行われたものであった。本研究では序章で示したように、一連のバーナードホームにおける院児の親権を巡る裁判を、バーナードホームの「児童養護実践史」の一部分として捉え、これらの実践を現代の社会福祉概念へとつながる歴史的な展開の一部分と位置付け、考察することを確認した。第 2 項ではこれらの視点を踏襲し、更に第 2 章第 1 項で得られたタイケースでの知見も参考にしながら、一連の裁判で明らかになった、子どもの福祉を進めていくうえで問題となる事項についての考察を更に進めていく。そして、博愛慈善事業を単にキリスト教福音主義による救済運動のみから捉えるのではなく、子どもの権利擁護や法整備の問題とも関連させながら言及していきたい。また、留意点として、それらの考察に当たり、「不道徳な親」の下にあり、こうした親との環境から子どもを「分離」することを強調するバーナードの実践にも着目してみたい。

## 2. 1 考察のための史料と方法

第2項で用いる一次史料としては、ジョン・ロディの裁判記録に関連する、バーナードホーム機関紙 Night & Day 1890に挿入された冊子、「Am I Unfit?」 pp.1-66における記述、イギリス、リバプール大学図書館 Dr.Barnardo Archives 所蔵史料の中から、Dr.Barnardo's Homes(1890) = D239/B2/7(4)が挙げられる。本項では、これらの史料から読み取ることのできる裁判の歴史的な経過、そして子どもの親権を巡ってバーナードが採った立場・見解を明らかにして行くこととする $^{10}$ )。上記史料「Am I Unfit?」においては、ジョン・ジェームス・ロディ院児のバーナードホームにおける監護権を巡る裁判(以下、ロディケースと表記)に至るまでの経過が整理され、バーナード側の立場の正当性が 60 ページ以上に渡り論じられている。19世紀後半英国の、親の子どもに対する親権が絶対的な力を有していた時代において、バーナードホームが直面した施設における院児の監護権をめぐる施設処遇上の問題について本研究は言及し、対象とするバーナードの裁判事例に注目していく。

第2章第2項では、ロディケースを通じた、一連の子どもの監護権を巡る裁判闘争の中で、最終的な結果としては、施設における子どもの監護権を主張す

ることが出来ず敗訴したバーナードの裁判の終結に至るまでの経過に注目していくが、バーナードが裁判の過程でどのような子どもの問題に対して意見を主張して行ったかに焦点を当てることで、子どもの権利擁護の問題にも着目してみたい。また、ロディケースを中心として、その裁判内容及び経過が、その後の 1891 年児童監護法に関連していく点にも注目し、一連の裁判の内容が、施設における子どもの監護権をめぐる法制化に、いかに影響しているのかについても言及する。裁判の具体的な決定内容、開廷日時を明らかにするために、バーナードホーム側の史料に加えて、同時代の Times 誌等の新聞記事の情報についても、本項は注目した $^{11}$ )。

## 2. 2 ジョン・ロディケースの背景

本項において取り上げる院児、ジョン・ジェームス・ロディは、同時期にバーナードホームが経験した子どもの、施設における監護権をめぐる一連の裁判に登場する他の児童と比較して、その立場に特徴がある。バーナードホームは、その施設運営方針として先述の通り"No destitute child ever refused admission"という施設の立場を掲げ、貧孤児のいわゆる無制限収容・救済事業を目指してきた。ロディ保護の理由は、家庭の貧困状態に起因するが、しかしそれは、置かれた立場がいわゆる貧孤児すなわち、Destitute child の状態ではなかった $^{12}$ )。こうした点に関して、バーナードホームの機関紙である Night & Day の合本に掲載された、この裁判の経過を紹介する「Am I unfitted?」の記事では、ロディを保護した理由を母親による、食事を与えないことによる育児放棄(Glossary Neglected)であると定義し、母親の虐待による保護が施設入所理由であったことが説明されている(Night&Day 1890 Am I Unfit?: 4)。

ジョン・ロディ院児は、1888年4月、ロンドン市メイダヴェール在住で、地区のエマニュエル教会の教区訪問員、Miss Le Lierre に路上で出会った。当時ロディは9歳6ヶ月であったが、その容姿はやせ衰えており、同年代の子どもの体重と外見的に比較してみても、その窮状は明らかであった。Lierre 女史は、ロディの保護をバーナードホームに依頼し、そこからバーナードホームとロディの関係が始まった。ロディは、低所得者層の家庭に属してはいたものの、障害児でも、貧孤児でもなかった。母とともに、ソーホー、オックスフォードストリート周辺の Carlisle ストリートに住んでいた。

母の Mrs. McHugh (Margaret McHugh マキュー夫人) は掃除婦の仕事をしており、日常的にロディの育児を放棄し、仕事のない日は飲酒し、仲間の女性たちと酒場にたむろしていた。バーナードホームは、ロディの保護に当たり、その要件として、飢餓とネグレクトの危険および親の不道徳な習慣、性格を問題視し 1888 年 6 月 19 日、Lierre 女史から出されていたロディの施設入所を許可した。バーナードホームは、母親のマーガレットと連絡をとり、彼女も施設入所の同意書に署名をした。施設入所に際して、母は、自分も子どもも、プロテスタント(英国国教会)であると説明した。ロディの体重は 40 ポンドで、9歳の少年の平均体重より 16 ポンド痩せていたと冊子は報告している(Night &

Day1890 Am I Unfit?: 3)。ロディの入所に関しては担当者の Mr. Palmer が、直接家族から聞き取りを行い、以下の家族構成が明らかにされた。証言により把握されたロディの家族は以下の表 2-2 の通りである(年齢は 1888 年 4 月時点)。

担当者、パルマーの報告によれば、ロディの母、マーガレット・マキューは2年前にジョン・マキューと結婚した。ジョン・マキューとは、結婚以前は4年前、生活を共にしていた。マーガレットは、ジョン・マキューに出会う前に、ジョン・ジョーンズという男性と20年間近くの間暮らしており、ジョン・ジョーンズとの間に生まれた数人の子どものうち、生存(survivors)しているのが、施設入所希望者のロディとロディの姉エリザベス(エリザ)であった。マーガレットは、ジョン・ジョーンズの怠惰な生活と飲酒癖のため、8年前に彼の元を去った。そして、その2年後に彼女はジョン・マキューと知り合った。

氏名	年齢	続柄	職業	備考
ジョン・ジョーンズ	65 歳	実父	労働者	ロディとエリザベスの実
John Johns			住所不明	親。かつてマーガレット
				と生活
マーガレット・マキ	47 歳	実母	掃除婦 週 10 シ	ロディの母
ュー			リングの収入	
Margaret McHugh				
ジョン・ロディ	9 歳	子	バーナードホー	母親からのネグレクトが
John James Roddy			ム院児として施	原因で体重減少
			設入所	
エリザベス・ロディ	19 歳	姉	家政婦 年収8ポ	ロディの姉
Elizabeth Roddy			ンドの収入	
ジョン・マキュー	49 歳	継父	労働者	ワークハウス収監。マー
John McHugh				ガレットの夫 宗教:英
				国国教会

表2-2 ジョン・ジェームス・ロディの家族構成

ジョン・マキューは、メリルボーン教区採石場で雇われていた。そしてその 採掘場での任期まで働いた。しかし、彼は、難聴で片方の目が白内障であり、 健康な身体ではなかった。それゆえ、教区の日雇いの仕事が途絶えると、彼は 他の仕事を得ることができず、最終的には、メリルボーン教区のワークハウス に収監されることとなったのである。パルマーによれば、それは、ロディが、 バーナードホームに入所を許可される 2 週間前の出来事であったという。

ロディの入所後、数回にわたり、マーガレット・マキューは、ロディが生活をする施設、レオポルトハウスへと面会に訪れた。酔った状態で訪れる時もあり、その品行は粗野なものであった。1889年7月、レオポルトハウスでは、はしか (measles) が流行した。そしてロディをはじめ、レオポルトハウスの院児

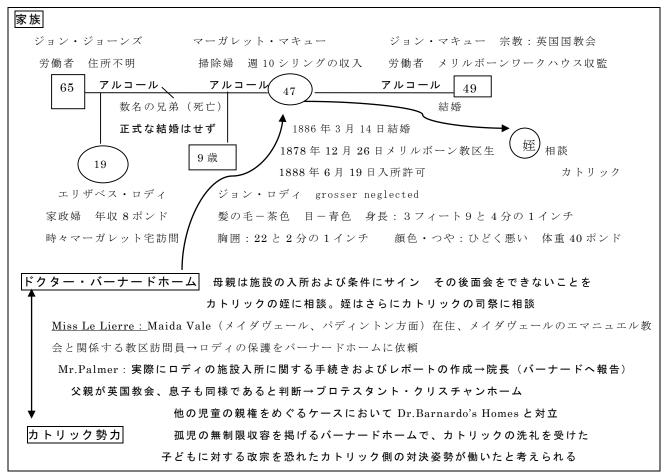
たちはこの病気に感染した。病気の感染の恐れがあるためという理由で、母親のマキュー夫人は、ロディとの面会を許可されなかった。そして院内での病気の終息とともに、院児の健康が考慮され、ロディを含む 11 人の院児は、1889年 10 月 1 日に、ロンドン郊外、ハンチントンシャー教区へと養育委託(Boarding-out) されることとなった。養育委託により、子どもとの面会が叶わなくなったマーガレットは、その不満をカトリック教徒である、姪に漏らしたという。そして、姪はそのことを知り合いのカトリック司祭へと伝言した(Wagner1979: 227-229)。その後、バーナードホームのもとに、一連の子どもの監護権を巡る裁判でこれまでに対峙してきた弁護士より、バーナードに対する人身保護令状(Habeas corpus)が出され、ロディをマーガレット・マキューのもとへと返還するよう求め、同時にロディを「よい学校」(Good School)へと通わせるということを求める文書が提示された。こうして、バーナードホーム院児ジョン・ロディの親権を巡り、バーナードはマーガレット・マキューおじ代理人弁護士との裁判に対峙することとなった。

本項ではロディの家族関係を、作図し、その人間関係や事実を、一次資料の証言を情報源として記述し、ロディを取り巻く環境を可視化することを意識した。下記、図2-2の「家族関係」図を意識しながら、裁判全体の経過について概観してみると、ロディの家族間のキリスト教の所属宗派は、カトリックや英国国教会と言うように、異なるものであった。また、図2-2が示すように、ロディの親権者たる親がアルコールの問題を抱えていたという事もわかる。また、バーナードがロディを救済した時のロディの体重はわずか 40 ポンドであった。これはkg単位で計算すると、20キロ台前半ほどの体重である。仮に9歳の子どもの平均体重を30キロ前後とすると、痩せ衰えた体系だったことが伺える。報告によれば、入所当時のロディは顔色が悪く、食べ物を与えられずに生活しているように見えたという。バーナードホームの児童救済は、不道徳な環境にある子どもを救済することにあったので、バーナードホームにとってロディの救済は、その児童養護実践理論上、当然の行為であった。

また、バーナードはロディの施設における監護権をめぐる裁判において、カトリック勢力との対立問題を抱えていた。ロディケース以外の2つの裁判事例も、ともにカトリックの側にある弁護士が担当していたが、この背景には、イーストエンドの貧民街における児童救済事業において、バーナードがその方針を、上述の"No destitute child ever refused admission"としていたことにあった。バーナードホームは、すべての子どもの救済を意図していたがゆえに、子どもが信仰する宗教の違いに関係なく貧孤児救済を行っていた。その際にバーナードホームは、カトリック、プロテスタントの信仰の違いを問わず、救済が必要な子どもを保護していた。そのため、カトリックの孤児救済事業の立場から見れば、バーナードホームの行為は、カトリックの洗礼を受けた子どもあるいは親の改宗目的であると映ったのである。これは、バーナードホームとカトリック勢力との対立という構図を生みだすこととなったのである。しかしバーナードにとっては、キリスト教福音主義の精神に基づくプロテスタントのクリスチャンホーム13)として、子どもの救済は使命であり、目の前の貧孤児を放

置することは、その貧孤児がプロテスタントの洗礼を受けていようが、カトリックの洗礼を受けていようが、彼の本意にそぐわないことであった。

図 2 - 2 男児ジョン・ロディとその家族関係 1888 年 4 月 25 日 Palmer report



## 2.3 ジョン・ロディケースの経過

ロディの監護権をめぐる裁判において、原告の側がバーナードホームに要求したのは、以下の2点に関してであった。①バーナードホームがロディを母親に返還すること(母親が施設から、実子の返還要求をしたにもかかわらず、バーナード側がこれに応じない)、②ロディをカトリックの施設・学校へと通わせること、である。バーナードは、①の点に関して、バーナードホームの事務担当者、パルマーが報告した、マキュー夫人の生活態度、生活環境から、ロディが親の元へと戻ることは本人にとって適切ではないと判断した。また②に関しては、ロディの入所時の面接で、マキュー夫人とロディがプロテスタントの洗礼を受けているとの情報を得ていたという点を根拠として、ロディが、プロテスタントの家庭に育った子どもであることを前提としてバーナードホームでは養育を行ってきたのであり、ロディの保護は、宗教上の争いや改宗とは無

縁のものであるということをバーナード側は法廷において証言し、施設のロディの監護権に対する正当性を訴えた。

表2-3 ロディケースの経過

年 月 日	経 過 内 容
1888年6月19日	バーナードホームへの施設入所
1889 年 7 月	レオポルトハウスでのはしかの流行
1889年10月1日	レオポルトハウス院児の養育委託 Boarding-out
1889年11月7日	マキュー夫人より、ロディとの通信を望む手紙
1889年12月21日	マキュー夫人代理弁護士よりロディの返還を求める手紙
1889年12月24日	バーナード側からマキュー夫人側への質問状
1890年1-3月	手紙のやりとり
1890年4月18日	ローマカトリックの施設へとロディを移す命令に関する
	質疑
1890年5月7日	マキュー夫人の宗派を巡る尋問
1890年8月6日	① バーナードへの人身保護令状の提出
1890年11月5日	② ロディの後見人を、バーナードでホームではなく、弁護
	士の Mr. Walter Hussey Walsh とする女王座部の判
	决
1890年11月10-12日	判決に対するバーナードのアピール「Am I unfit?」配布
1890年11月25日	2つの判決に対するバーナードのアピール
1891年4月27日	バーナードのアピール
1891年7月30日	貴族院 House of Loads で上訴が棄却される

この2点の争点に関して、裁判が1890年から行われ、裁判の結果、バーナ ードは、ロディのマーガレット・マキューへの返還と、ロディのカトリック運 営の施設へ移動を判決として下された。この 1890 年 8 月 6 日と 11 月 5 日の 判決に対して、バーナードが判決に対して上訴したその内容を記したものが、 冊子「Am I Unfit?」である。バーナードは、マキュー夫人の生活態度、そし てそれまでのロディの状況から、本当に自分が、ロディの監護者として「Am I Unfit?」、すなわち不適格なのか、と訴えた。ロディはバーナードホームに入 所した時点で、体重が極端に軽く、母親による育児放棄が顕著であった (Night&Day1890 Am I Unfit?:4)。そしてロディは学校にはほとんど行かず、 1日のほとんどを路上で生活していたという(Night&Day1890 Am I Unfit?:5)。 ロディが母親のもとに、親権者であることを理由に戻されたならば、それは同 時にロディへの育児放棄と食事のロディへの提供が行われなくなることが懸 念されることを意味した。不道徳な親からの子どもの分離を掲げるバーナード ホームとしては、信仰の問題を考慮に入れるとしても、ロディを施設から退所 させることは子どもとして当然受けるべき権利を失わせてしまうことと同じ であった。つまり、バーナードホームはロディの子どもとしての権利を擁護し

代弁する役割を失うことにもなるのである。バーナードは、ロディに親からの虐待の危険が確実にないと判断されなければ、ロディを監護する権限は施設側にあるのであり、それを放棄することはできないという立場を採った。しかし、最終的に裁判は、1891 年 7 月 30 日 (木) の貴族院における上訴裁判において、バーナードには、ロディの返還に応じるようにとの命令が下され、バーナードはロディを巡っての裁判においても最終的に敗訴してしまう。ロディはカトリックの学校へと転校することが法的に命じられた。Portsmouth Evening News誌 3 面の記事は「Dr.Barnardo was wrong」(ドクターバーナードは間違っていた)のタイトルで貴族院の判決を報じている(Portsmouth Evening News,Hampshire,Thursday 30 July 1891, pp3)。収集したバーナードホームの史料からは、具体的にロディケースに関して最終的な判決がどのようなものであり、バーナードが判決に対していかなる処罰を受けたかを確認することはでず、新聞記事で情報を補完した。

#### 2. 4 英国における親の親権優位の背景

表2-3「ロディ裁判の主な経過」に示したようにロディに関する裁判は、 1891年7月30日の法廷で、バーナードの2つの判決(人身保護令状の命令違 反・ロディのカトリック学校への転校) に対する上訴が貴族院で棄却され、そ れまでに費やされた裁判費用の請求を求める形で終結した<sup>14)</sup>。法廷において 大法務官(Lord Chancellor)はバーナードの施設における手厚い養護を弁護 し、確固とした根拠はないが、これは母親による、「信義誠実に反する申し立 て」(a bona fide application)ではなく母親自身にも不合理な点があり、真に 子どもとの生活を望むものではないのではないかとも指摘している (Night&Day1890 Am I Unfit?:55)。しかし、母親がロディの面会を求めて施 設に来た時には、母親は真に子との面会を望んでいたのであり、それは今当該 の児童がバーナードの学校に留まっていないことからも明らかである。過去の 判例や慣習からして、バーナードの上訴は、法によって統治される法廷におい ては、その主張を正当であるとみなすことが出来ないと述べた。つまり、バー ナードの児童救済の視点は間違ったものではないと言えるのかもしれないが、 英国における慣習法の伝統に照らしてみるならば、その法的な正当性は担保さ れないという決定が下されたのである。

こうした、19 世紀後半のイギリスにおける親の側が持つ親権の強大さは、慣習法(コモンロー)の伝統に帰せられる $^{15}$ )。18 世紀のイングランドの法学者ブラックストン(William Blackstone1723-1780)以来、夫婦は相互に安全権(security of the peace)を保有する存在であるという解釈が現れはじめ、夫婦間の優位に関する見解に変化が生じ始めてはいたものの、その主流はいまだ父親の親権の強さであり、子に対して持つ父親の親権の強大さがあった。ブラックストンは、子どもの定義に関して、嫡出子(legitimate child)と非嫡出子(bastards)に分けて論じ、親と嫡出子との関係は①親の嫡出子に対する法的義務、②嫡出子に対する親の権力、③親に対する子供の義務の3つが問われる

とした(Pinchbeck, Ivy. and Hewitt, Margaret. 1973: 362-363)。ブラックストンは、親の子供に対する自然法上の権力と義務を認め、これが親権概念として定着していったのである(平田 2010: 289-291)。親子関係に関する法解釈書・解説書においても、実親の親権の強大さは、指摘がなされているところである。Nevill. Geary. MA. (1892: 432-433)は、父親の絶対的な親権の強さは人身保護令状(Habeas corpus)によって行使できるとしている。バーナードが親権を理由に一連の裁判に敗訴しているのは、この「人身保護令状」による訴えからのものであることは、この説明に合致していると言えるであろう。

また、ロディケースのように母親の親権が、施設における子どもの監護権に対して優位にあるということの背景には、19世紀のイギリスにおける父母の親権に関する不平等の是正に関する動きがあった。1839年未成年者監護法(Talfourd's Act: Custody of Infant Act)、1873年未成年者監護法(Custody of Infant Act)では、母親に対する子どもの監護権が確立され、裁判所が面接交渉または監護を母親に委ねることが出来る子の年齢を16歳未満までとした<sup>16)</sup>。Nevill.Geary.MA.(1892: 435)では、ロディケース(Jone's case と表記)のような、非嫡出子に関する親権問題が生じた場合、法廷は、その権限と同等の効力を母親の子に対するケアや養育、教育に対して与えるという解釈を下しており、その判例の一つとして、同ケースが紹介されている。こうした親権の優位・バーナードの裁判の場合は母親の親権の強さーによりバーナードホームは、ロディの監護権を主張することが叶わなかったのである。

#### 2. 5 バーナードの争点-施設における監護権の必要性

バーナードは、一連の院児の監護権を巡る裁判中に、支援者や外部から寄せ られた批判に対し、その裁判の正当性と弁明を機関紙 Night & Day の中で行 っている(Night&Day1890 Am I Unfit?: 3-4)。「Am I Unfit?」に掲載された 「Objections Answered (異論・応答)」の概要は以下の表2-4とおりであ る。バーナードホームに寄せられた、支援者および関係者の声を、冊子の中で 公にし、それに対する弁明が行われていることは、ロディケースにおいて、ど のような問題点をバーナードが意識し、その正当性を主張したかを知るための 手がかりともなると考える。表2-4で示されている裁判に寄せられた声から、 バーナードホームが問題点として想定した事柄を4点見出すことができる。そ れは、①バーナードホームは裁判費用の使途を明確化しなければならいという 点、②この裁判が子どもの監護権を、施設(Institute)が有することは法的に 認められうることなのではないかというバーナードホーム側の主張、③一連の 裁判で問題となったキリスト教の宗派の問題は、該当する院児の信仰、信条を 尊重した上での監護であったということをバーナードホームが明確に示す必 要があるということ、④これまでの経過を検証すると、その内容から、バーナ ードホーム側の行ってきたことは、ロディの救済に関して妥当な行為である、 という内容である。

表 2-4 バーナードの異論に対する反論(Night&Day1890 Am I Unfit?: 3-4)

Objection1	金銭の使途について。裁判費用は本来、子どもの救済や更生に使うはず。
Answered1	子どもたちのための寄付金と裁判費用は別にし、年次報告書でも明示してい
	る。1 シリングも子どもたちのための寄付金を裁判費用には充当していない。
Objection2	一人の子どもにおそらく数 100 ポンドの金銭をかけて裁判を行うのである
	ならば、その費用でより多くの貧困にある子どもを救えるのではないか。
Answered2	この裁判の不当さを立証することとても大事なことで、そのことが、自分た
	ちの周りにいる子どもたちを救うことにつながると考えている。
Objection3	あなたは法に反している。クリスチャンがそういうことをすべきではない。
	主のために全て人間の立てた制度に従いなさい(1ペトロ2:13)とある。
Answered3	法に反しているのではなく、子どもの監護権に関し、真実を確かめようとし
	ている。法に反している事を我々はむしろ積極的な務めと考えている。
Objection4	しかし、子どもたちの親が自分たちの信条、主義で彼らの子どもたちを育て
	てきたということに対して否定はできないのではないか。
Answered4	私たちは親の信仰や意向を基本的に尊重している。我々の唯一の争点は親が
	不道徳であり、飲酒癖等があるかないかという事であり、我々が、宗教的見
	地に立って、子どもたちをあきらめることはできない。
Objection5	いったいなぜ、カトリックの子どもを受け入れるのかなぜ直接、彼らをマ
	ンニング枢機卿のところに連れて行かないのか。
Answered5	施設の、No destitute child ever refused admission の原則だから。カトリ
	ックの貧孤児を対象とした活動がスラムでは行われていなかった。またこれ
	らのケースの多くは両親がプロテスタントとカトリックであり、プロテスタ
	ントから改宗してカトリックになるなどの理由があった。またどうして保護
	の段階で宗派を調べなかったのかという根本的な異論があるだろうが、それ
	は収容される子ども達が絶対的に友のいない状態であり、貧困である、とい
	う証拠によって子どもを収容するからである。ロディの場合は、母親が英国
	国教会の洗礼を受けていて、子どもも英国国教会の洗礼を受けているとの情
	報を母親から得ていたのだから、どうして、カトリック側から糾弾を受ける
	ことがあるのであろうか。
Objection6	あなたは自分の施設を改宗のための場とすべきではない
Answered6	改宗目的で私たちが活動を行ってきたことは一度もない。一方、カトリック
	の児童であることが分かれば、その児童が特別に貧困ではない場合を除い
	て、受け入れを断ってきた。熱心なプロテスタントの人々はそうした子ども
	も受け容れるように言うが、私たちは受け容れずにきた。私たちの入所の条
	件はプロテスタントである、という一定の線に沿って行われている。

マキュー夫人側のバーナード側に対する、訴訟の内容については、Barnardo Archives(1890) = D239/B2/7(4)が詳しい。この史料において興味深い点は、史料がマキュー夫人側の視点で陳述されており、また、女王座部での判決を受け

て、控訴院に上告をしたバーナード側に対する牽制が読み取れる点である。同 史料は、マキュー夫人の信仰する宗教に関しては、カトリックの両親の家庭に 生まれ、その信仰の下に成長し、その後、ジョン・マキューとの挙式はカトリッ ク教会で行われたことが説明されている(Barnardo Archives 1890:2-3)。

そして、ロディには粗野な所があり、マキュー夫人は、仕事の忙しさから子育てを満足に行うことができなかった、としている。後述するように、こうした意見陳述の際に両者には食い違いが生じ、この違いをめぐってバーナードは、自分が知っているロディの処遇と対比しながら、マキュー夫人側の正当性を論駁しようと試みるのである。

Barnardo Archives(1890:8)において、マキュー夫人側の主張は以下の内容のものが挙げられている。それは①子どもの母親として彼女には子どもの監護権(custody)と教育の権利がある、②マキュー夫人は子どもを施設に預けることに際し、自分のすべての権利を失ったわけではない。③1888 年 6 月 19 日の入所の際の契約事項を親としてマキュー夫人は破棄することが可能である、④自分たちのもとに子どもを戻すことは、子どもの福利を侵害することにはならない、⑤彼女の契約書は、彼女自身の信義誠実に基づくものであった、⑥ロディを預かったバーナードが直接、ロディの親権を有するものではない、等であった。こうした意見に対し、一審での判決を受けての反論としてバーナードは、双方の意見の食い違いを指摘した $^{17}$ )。

冊子「Am I Unfit?」では、バーナード側でのマキュー夫人の証言、バーナー ド側とは接しない場でのマキュー夫人側独自の証言の2つを比較し、双方の証 言を検証した上でバーナードは、マキュー夫人がカトリックの洗礼を後にロデ ィに授ける場面について言及し、2つの洗礼が存在するという事実を取り上げ ている。つまり、ロディはプロテスタントの洗礼を既に受けており、後にカト リックの洗礼を受けたとしても、プロテスタントの洗礼を受けていたという意 味でバーナードホームへの入所には問題がなかったということをバーナード 側は主張した。マキュー夫人は宣誓供述において、自分の子どもがバーナード ホームを出ることを希望おり、それは、友人がより環境が良く、ロディの将来 に幸福をもたらす施設を紹介してくれたからであると述べている。そして、そ の旨をバーナードホーム側に伝えたが、受け容れられなかったとする。そこで、 転校に関してよい助言を得ようとして、担当の弁護士(ソリシタ)が所属して いる弁護士事務所、Messrs.Leathley and Hipson から教えを乞うたという。 そして、「私は息子に William Barry 師の St Vincent's Home に入ってもらい たい」とマキュー夫人は述べ、ロディ院児がカトリックの施設へと移ることが できるよう希望した。(Barnardo Archives1890:4)。こうした裁判の 1 審の主 な経過を「Am I Unfit?」は伝えており、バーナードホーム側の裁判に対する主 張を読み取ることができる。全体で60頁ほどになる「AmIUnfit?」全体の概 要は以下の表2-5の内容で冊子において展開されている。冊子は、ロディの 施設入所のいきさつとカトリック側とのやり取りに関する説明に始まり、バー ナードのカトリック側の主張に対する反論が述べられている。

表 2 - 5 冊子 Am I Unfit? の構成

1	ロディの施設入所のいきさつとカトリック側とのやり取りに関して	5-19 頁
2	法廷における宣誓供述書 双方の宣誓供述書での言い分	19-37 頁
3	女王座部での裁判官の批判に対するバーナードの反論	37-39 頁
4	バーナードによる裁判官の主張に対する議論	39-41 頁
(5)	ロディの母についての法律上の立場に関するバーナードの議論	42-55 頁
6	上記を受けての The Time 誌記事の要約 弁護士の反論の演説	55-57 頁
7	ア バーナードの最終答弁	
8	3人の裁判官の判決	61-64 頁
9	エピローグ (バーナードによる)	64 頁

裁判では、マキュー夫人をよく知る M 夫人の証言から、ジョン・マキューと の結婚式をマキュー夫人はカトリック教会で行い、これは最近亡くなった彼女 の姉がカトリックだった影響を受けていることが明らかにされ、近隣の C 婦人 からは、ジョン・マキューとマーガレットが実際に生活していたのは、ロディ が 2 歳、エリザベットが 14 歳くらいの時までではないかと述べている(Am I Unfit?: 15-23)。このようにバーナードは、自身の収集したロディに関する情 報と、マキュー夫人側からの情報を証言に基づいて整理し、相互の矛盾と、こ の裁判の背後にある、キリスト教における宗派間の対立を明らかにしようと試 み、自身の正当性とロディを救出したことの妥当性を明らかにしようとしてい ることが推測される。裁判の判決として控訴院裁判長 Lord Esher は、マキュ 一夫人の生活態度やロディへの対応に対する問題点を指摘しつつも、法による 裁定にのみ従い裁くのであるならば、ロディの監護権はマキュー夫人にあり、 親権者たるマキュー夫人が子の返還と施設の移動を求めるならば、その訴えを 反故にすることはできないと判断した。バーナードはこの判決に対して、こう した女王座部における判決はこれまでなかったものであり遺憾である(Am I Unfit?:64)とし、法のあり方に対し疑問を呈した。しかし、後の貴族院での最 終の上訴においてもバーナードは敗訴し、ロディはカトリックの施設へと移動 することが確定されたのである。バーナードの敗訴は、博愛慈善事業運営施設 における子どもの監護権の問題を再考し、英国における親の監護権の強大さと、 親からネグレクトや虐待を受ける子どもの監護についての法的な整備の必要 性を提起することになっていくのである。

#### 2.6 院児の監護権を巡る裁判の影響

バーナードの院児の監護権を巡っての裁判は、世論に対し、実親の監護権の 強大さにおける問題点を気付かせることとなった。たとえ、親の側に虐待・ネ グレクトの疑いが存在し、子が他の関係機関から保護を受けたとしても、親が 希望をすれば、施設に保護された子どもであっても、親権の強さから、施設は その子どもを親に引き渡さなければならないという問題が一連の裁判を通じ て問題視されることとなったのである $^{18}$ )。しかし、貴族院においては、こうした急進的な法案は審議に値するものではないとして、法案が議会を通過することはなかった。控訴院の構成員としてロディケースの控訴審を聴いていたHalsbury 卿は、子どもの親権に関する法案を提案したが、実現することはなかった。この問題が記事として登場したのが  $^{1891}$  年  $^{1}$  月に Contemporary Review 誌に掲載された、バーナードホーム理事であった Robert Anderson による「Morality by Act of Parliament」と表題がついた論説である(Wagner1979: 233)。記事では、現行の法律では、仮に親に不道徳なあるいは堕落した面が顕著であっても、その親の親権を絶対視するならば、それは同時に不道徳な環境や堕落した生活の中で子どもを育てることを肯定することにもなるのではないかという点についての議論がなされている。

Anderson はこの議論の中で、3 つの院児の親権に関する裁判の事例の一つであるゴセージケースについて取りあげ、施設における子どもの監護権の問題に触れている(ゴセージケースについては後述)。タイケースとロディケースの敗訴により、バーナードは自身の正当性を主張するために、タウンミーティングを開催し、それが「Am I Unfit?」として冊子となり、その後の 1891 年児童監護法成立の後押しとなった。バーナードホームによる公聴会の開催等の世論への働きかけに加えて Anderson らの論説も含め、一連の裁判に関する世論の反応が現れ始め、施設における子どもの監護権に関する法制化の動きが具体的に動き出すのである。図 2 − 3 は裁判での判決の中に存在する問題点が、一つの裁判の経過および判決によって明らかにされ、その問題点が討議されるようになり、その問題点を改善していくための手段の一つとして、新しい法律の立法化がすすめられるプロセスを、バーナードの裁判の過程にあてはめて示したものである。それは、「問題が起こる→問題の露呈→法制化への動き→法制化の検討→法の制定」という流れを示すものである。

図2-3 施設における子どもの監護権法制化への流れ 筆者作成 虐待の疑い ゴセージケー タイケース 公聴会(タウ 子の返還要求 ナ スでの法制化 親側の勝訴 へ向けての世 K 敗 論喚起(後述) 訴 親権者の強さ

3つの院児のバーナードホームにおける監護権を巡る裁判は結果としてはすべてバーナードの敗訴に終わった(ゴセージケースについては後述)。しかし、その判決について、院児の自立、成人後の生活を考えたときに、虐待の疑いのある親元への子の返還が、親権の強さをというコモンロー上の伝統があったとしても、法的に認められてしまうということは、子どもを危険から救済することに反することとなるのではないかという問題がやがて起こり始めた。バーナードホームの実践は、キリスト教的な価値観に基づくものであり、その児

童救済原理は宗教的な理念に基づくものであった。しかし、一連の裁判での敗 訴は、もはや福音主義的価値観に基づく児童救済の方法だけでは、問題を乗り 越えることが不可能であり、子どもの権利を保障するために法の制定が必要で あることが自覚されることとなったのである。実際、バーナードは強大な親権 の壁にぶつかり、子どもの返還を余儀なくされた。ロディケースは、タイケー スに続いて、バーナードホームが宗教的な理念のみでの救済事業継続の困難さ を自覚した経験となったのではないかと本研究は考えるのである。それゆえに、 民間の博愛慈善団体としての子どもの権利擁護のための手段として、直面する 問題を解決に導くための法的な媒介が必要となる。ゆえに博愛慈善事業団体が 運営する子どもの施設における監護権を法的に保証するための法整備が求め られることとなるのである。バーナードホームの一連の裁判による経験は、こ の施設における子どもの監護権が未だに保障されていないという当時の英国 における児童救済の問題点と法整備の必要をその裁判の出来事そのものから 経験していったものであると言えるだろう。第3項で言及するように、貴族院 は世論の声を受けて、法案の成立に向けて歩みはじめ、1891年3月26日、子 どもの施設における監護権を条件付きで認める、児童監護法が議会を通過して いくこととなる<sup>19)</sup>。

## 2. 7 ロディケースのまとめ

ここまでの考察で、ロディケースにおける事例を通して、バーナードホーム が従来の博愛慈善団体としての救済行為を遂行する上で、法的な問題が生じた 際に、その問題を解決する法的な手段が存在せず、バーナードホームはそれゆ えに院児の施設における監護権を放棄せざるを得なくなってしまったという 点が明らかにされた。そして、バーナードは子どもの施設における監護権の問 題に関して、タイケース同様、ロディケースにおいても敗訴した。そして後述 するハリー・ゴセージケースの敗訴(25ポンドの罰金と禁固刑の判決)をもっ て一連の裁判は終息することとなった(最終的には 1893 年の上訴裁判でバー ナードはおよびバーナードホームは名誉回復)。一見すれば、一連の裁判は、 イギリスにおけるコモンローの伝統における親権の強大さに、バーナードが屈 し、児童救済事業の敗北を経験した出来事となったかのように見える。しかし、 3つの裁判を通じて、バーナードホームは、子どもの監護権に、一定の権利を 与える、1891 年児童監護法(Custody of children Act 1891)の成立を経験したの である。そうした、子どものための施設運営における法的整備の必要性に気付 くためのきっかけをロディケースはバーナードホームに与えることになった と言えるのではないかと本研究は考えている。

この法制化へのプロセスを第3項で取り上げるゴセージケースを検証することで、福祉と法の関係をさらに踏み込んで考えることができるように思われる。タイケースとロディケースでの敗訴の中で、バーナードホームは、子どもの施設における監護権を法的に整備するための準備を、福音主義の立場を採る貴族院議員や庶民院議員を通じて進めていった。そして、その動きは世論の注目を

集めることとなったのである。次項では、一連の3つの裁判の中で最大の関心を集めたハリー・ゴセージケースに関して考察を進めていく。裁判事例の中でも法制化のために重要な役割を果たしたケースとして裁判の経過を追い、その概要を明らかにしていきたい。

## 3. ハリー・ゴセージケース

### 3.1 背景

第2章における第1項と第2項での考察を受けて、第3項では、バーナードホームにおける一連の子どもの親権(監護権)を巡る裁判の中で最大にして、その後の1891年児童監護法の成立に大きな影響を与えた、ハリー・ゴセージケースに関して言及する。

本項では、これまで言及したタイケース、ロディケースで得られた知見を考 慮しながら、飲酒癖の母親により辻音楽師へと身売りされ保護された院児、ハ リー・ゴセージ(Harry Gossage)のケースを取り上げ、19 世紀後半の英国にお いて、子どもの親権をめぐって、バーナードホームが、施設養護において、不 適切な養育を行う親に対して、いかにして子どもを保護するための法的な権利 を主張し、これを法制化へと導いていったのかに関するまとめ行い、ゴセージ ケースの経過を、一次史料を用いながら、明らかにしていく。裁判の背景と具 体的な経過に言及することにより、バーナードホームが直面した施設における 子どもの監護権の問題を法的に整備していくために、どのような経過あり、そ れが法整備へとつながっていったのかを院児ゴセージに関する裁判経過から 考察する。そして、一連の裁判を通じて成立した 1891 年児童監護法の成立に ついて第2項で若干言及した法制化の歩みについても再度言及する。1891年 児童監護法の条文そのものに関しては、次章の第3章において、その条文の内 容と意義が考察される。以上の内容で第3項での考察を進めていくが」、以下 に、ゴセージケースに関して第3項で用いる史料の確認を行い、その上で裁判 の歴史的経過を概観していきたい。

### 3.2 史料

本項は一次史料として、Dr.Barnardo Archives 所蔵史料の中から、ハリー・ゴセージの裁判記録(以下ゴセージケースと表記)に関連する以下の史料を用いる。それらは、In the matter of Harry Gossage, an infant(1889) = D239/B2/3 および、機関紙 Night&Day から Vol13(1889),"A Mighty Meeting",pp.145-169、Vol14(1890),pp.1-56,entitled "Before my judge"、vol15(1891),"In the House of Lords"pp29、vol16(1892),pp81-83,"Gossage case in the House of Lord",pp118,"Fined £ 25 or What is contempt of court" 等の記事である。

また、バーナードホーム以外の当時の英国における雑誌等における、裁判へ

の言及についても触れ、裁判の時間的経過については、The Times 誌等の新聞記事の記載を参照し、裁判の日時や概要について確認した。

本研究では、これらの史料を用いて、ゴセージケースの歴史的な経過および施設における子どもの監護権を巡ってバーナードがとった立場・見解を明らかにして行く。ゴセージケースは、前項で扱ったロディケースの詳細を報告した「Am I Unfit?」の記事同様、機関紙 Night & Day vol14に掲載された上記史料「Before my judge」の中で、裁判に至るまでの経過が整理され、バーナード側の立場の正当性が 50 ページ以上に渡り論じられている。第 3 項ではこれまでのタイケース、ロディケースでの考察と同様に、史料を用いて裁判の概要を確認し、19 世紀後半のイギリスにおける、子どもの親権をめぐる施設処遇上の問題点についても言及し、対象とするバーナードの裁判事例と 1891 年児童監護法 (The Custody of Children Act) との関連への考察を深めていく。1891年児童監護法は 1889 年児童虐待防止法の成立を施設養護の面から補完し、親権剥奪制度の発展に寄与することとなった法律である。1891 年児童監護法は、施設に入所する児童を保護するための慈善的な救済組織に、一定の権限を与えたが、こうした権限が法制化されていく背景を、当時の博愛慈善事業の歴史的展開も考慮に入れながら第 3 項では考察を行う。

## 3.3 院児ゴセージの生い立ち

1888年9月、10歳の男児、ハリー(ヘンリー)ゴセージは、ドーバー近郊フォークストンの路上を彷徨っていたところを警察に保護され、ワークハウスに収容された。その後、バーナードホームの委託による子どもの巡回を担当していた、英国教会、Edward Husband 牧師により施設への入所要請がバーナードの元に届いた。Husband 牧師の報告によれば、ハリーの父は既に死亡し、母はゴセージを、生活苦を理由にオルガン弾きの辻音楽師 2名に売り渡した。オルガン弾きはゴセージに虐待を加え、食べ物を与えない等の行為を行った上、ゴセージを路上に放置した。路上で飢餓状態にあるゴセージは保護されワークハウスへと収容された(参照 Night&Day1889: 170)。

その後 Husband 牧師の尽力により、ゴセージの、バーナードホームへの入所が決定すると、施設入所決定の報告を受け、バーナードホームから、母のマリー・ゴセージに手紙が出され(1888年9月、男子ホーム代表 Mr. Adam Fowerによる)、施設入所に関する同意が求められた。母親マリーは、2人の兄がカナダに移民として渡り、自分はハリーを養育する能力を持たないとして、ハリーを施設に入所させることを望んだ。

同年 11 月、カナダから来た、貧孤児の引き取りを希望するウィリアム・ノートン (William Norton) と名乗る人物がバーナードを訪問した。彼は施設の子どもの中から優秀な人材を探し出し、カナダに連れて行きたいと申し出た。ノートンは院児の親が、彼の立場に干渉しないことを求め、カナダでの連絡先を残さないことを条件に加えていた。そこで、バーナードは、ハリーのこれまでの成育歴を踏まえ、初対面ではあったが、ノートンをキリスト教信仰に厚い、

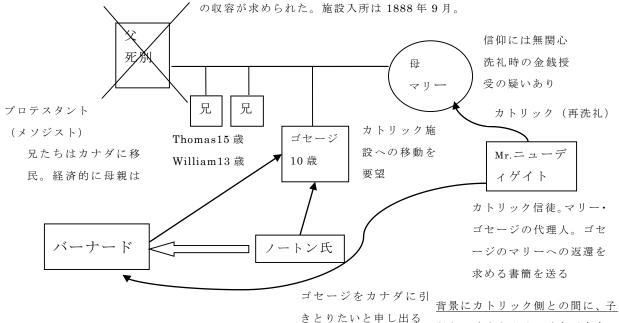
信用に値する人物であると考え、ゴセージを彼に託すことにした。1888 年 11 月 16 日、ゴセージは、ノートンとともにバーナードのもとを離れた。

バーナードは、後に母マリーから、ゴセージのカナダ渡航に関する了解をとるつもりであった。しかし、施設の業務繁忙とバーナード自身の自身の体調不良による事務手続きの遅延が生じ、バーナードの説明によれば、母の了解を事前に取ることはかなわなかった。こうした理由で、院児ゴセージの母マリーへの返還をめぐる裁判が起こることとなる(参照図2-4)。

### 図 2-4 院児ハリー・ゴセージとその家族関係 Night & Day 1889: 170 を参照

メソジストの洗礼を息子に 授ける。プロテスタントの 学校へと通わせた ゴセージにカトリックの再洗礼(金銭目的と考えられる) 飲酒癖 辻 オルガン師に息子を売る。フォークストン (イングランド南東部 ケント州東岸にある港湾都市)の路上で捨てられ、警察により保護。ワークハウス収容。教区司祭の Edward Husband によりバーナードホームへ

どもの改宗をめぐる論争が存在



Mr.ニューディゲイトは、バーナードに対し、ゴセージをカトリックの施設へと移すことを裁判で求めた

### 3.4 裁判の経過

バーナードの秘書である、オーリン(Mr.Odling)は 1888 年末から翌 1889 年 1 月にかけて、ニューディゲイトとの、ゴセージの返還に関するやりとりを行った(参照、図 2-4)。バーナード側は、ゴセージが施設を退所し、カトリックの施設( $St\ Vincent's\ Home$ )へと移ることを認めることはできないという立場を堅持した。この手紙のやりとりの後、次の段階へと両者のやり取りは

移行して行く。ローマカトリックの訴訟を主に担当してきた弁護士事務所である、Messrs.Leathley and Phipson を通じて、マリー・ゴセージにより、バーナードへの、裁判所出頭命令所が提出された。裁判に至るまでの主な経過を表したものが表 2-5 である。裁判は 1889 年から 1893 年まで約 4 年に及ぶものとなった。

バーナードホーム理事、ウィリアム・ベーカーのアドヴァイスを受けて、バーナードは、ゴセージに関する裁判の問題点を示すことした。このときの彼のアピールが「Before My Judge」(私の判決の前に)のタイトルとして冊子で印刷、頒布された(Night & Day vol14,1890 pp1-56)。これは 1889 年 11 月 30 日の裁判を受けて作成されたものである。

表2-5 主な裁判に至るまでの出来事・および裁判の経過

年 月 日	経 過 と 内 容		
1888年9月15日	Husband 牧師からのゴセージの入所を求める手紙		
1888年9月17日	ゴセージの施設入所を決定し、London Bridge Railway		
	Station で本人を迎える。		
1888年9月28日	母マリーからの手紙 (ゴセージの返還について)		
1888年11月11日付	Newdigate 氏からのゴセージのカトリック施設での受け入		
	れ準備が整ったことに関する手紙。バーナードは多忙のため		
	開封せず		
1888年11月16日	ノートン氏によりゴセージはカナダへと移住		
1889年1月	年頭より法的にゴセージの返還を求める正式の手紙が続く		
1889年3月	バーナードに裁判所への出頭命令		
1889年11月	裁判の開始 人身保護令状の提出		
1889年11月30日	裁判の開廷 人身保護令状に基づき、裁判開始		
1889年12月10日	ロンドン、エクスターホールでの公聴会・集会開催 世論に		
	裁判の問題点を喚起		
1890年1月24日	バーナード、自身の正当性を入所の手続き等の根拠から説明		
1890年1月27日	バーナード、自身の正当性を入所の手続き等の根拠から説明		
1891年4月24日	人身保護令状に対するバーナードの反論		
1892年7月25日	カナダへと向かったゴセージ院児の消息を探す命令		
1892年11月7日	バーナードの意見陳述		
1892年11月28日	判決:人身保護令状に従わず法廷侮辱罪 £25 と裁判費用の		
	支払いを命じられる		
1893年5月18日	ゴセージ発見には至らなかったが、ゴセージ捜索の行為が認		
	められ、バーナードの地位、施設の名誉が回復される		
※1890-91年:ジョン・ロディケースに関する審議が並行して進められる			

また、バーナードは、ゴセージケースにおいて、自分がゴセージをプロテス タントに改宗させようとする者(Proselytizer)であるという指摘に対し、それま でのカトリック側との交信を紹介し、自分が、ゴセージをプロテスタントの子 どもとして理解していたことを述べる。そして、ゴセージがかつて、実際に父 親からメソジストの洗礼を受けていた証拠を挙げ、自分はカトリックの洗礼を 受けた男児をプロテスタントに改宗させるようなことは一切意識していない し行っていないということを証言し、自らの正当性をアピールした(Night and Day ,supplement,vol13:181-207)。また、同年 12 月 10 日には、ロンドンのエ クスターホールにおいて、公聴会が開催されるとともに、パブリックミーティ ングが行われバーナード側の主張が世論に喚起された(Night&Day1889: 145-169 A Mighty Meeting)。すなわち、虐待等の疑いがあり、たとえ実子であっ たとしても、虐待の危害を子に加える可能性がある親を、親権者であるという 理由で、返還することが、その子ども本人にとって妥当なことであるのか、そ して、施設における子どもの監護権が、親権を理由に機能しない問題が現れて いるという点が世論に問題提起されたのである。バーナードは、ゴセージの返 還を母親のマリー・ゴセージから求められるが、ゴセージは既にカナダへと旅 立ち、しかもウィリアム・ノートンとゴセージの消息は不明であると主張した。 そしてゴセージに関する親権も既にバーナードホームにはないことを主張し、 もはやゴセージの消息に関して関与する余地はないとして自身の無罪を求め た。上記の冊子 Before My Judge の冒頭でバーナードは以下のように述べてい る(Night&Day1890:Before My Judge1-3)。

ゴセージケースの進展を通して、私たちは、その進展について、私たちが確信していることについて、読者の皆様と援助者の皆様をありのままの出来事へとご案内するという方法を追求してきました。

私たちはこれが唯一の正しい手順であると確信しています。世界中のキリスト教の友人たちの自由な申し出によって支えられた施設に含まれていた重要な原則をみるとそのことがわかります。したがって迅速にこのことを遂行し、私たちは読者の皆様に対して、上級控訴院での判決を前にして、この以下の頁で、ゴセージケースの 1889 年 11 月 30 日の女王座部法廷での判決への撤回を含めた試みを含む、これまでの議論の経過をお伝えしたいと思います。

その決定は、正確ではないかもしれませんが、人身保護令状(habeas corpus)が、ハリー・ゴセージという名のもとに、すなわち裁判前に私たちが養育していた子どもの名のもとに、我々の意に反して出されたのです。彼は、1888年に、施設での養育を経て、私たちによってカナダに出されました。その出来事についての説明はまた、女王座部首席裁判官から厳しく申し渡された非難の出来事も思い起こさせます。

12月10日にエクスターホールで、長官、Sir Arthur S. Blackwood のもと、聞き取りの目的の下に開かれた集会では、前述の批判にも関わらず、キリストのための仕事として続けられ、今、施設によって継続されているキリスト者の弱ることのない自信を表現しました。訴訟に関する記事の全報告は

Night&Day の 12 月号の「A Mighty Meeting」の見出しで掲載されています。一方で、上告の請求は、合議法廷での決定に反して今年 1 月 24 日、金曜日に、控訴裁判所の記録長官と裁判長 Fry のもとに提出されました。以下の頁では、1 月 24 日、金曜日と 1 月 27 日、月曜日の、法廷での私たちの主な主張が展開されています。控訴院での結果は、法廷での決定を裏付けるものとなりましたが、しかし、その付け加えられた事実は大衆に上訴の公聴への関心を促進させたのです。

そして以前の訴訟全体に新しい光が現れ、彼らが合法的でないとしても(そして、この意見において、広く異なっていたとしても)、**ゴセージケースにおける私たちの活動が、遥かに道徳的に正当化された**と広く感じられるようになりました。特に3つの成果が特筆に値するものです。

エクスターホールでの集会では(Night & Day, December での訴訟の報告のところで確認することが出来るでしょう)、事例を否定するような、いくつかの強力な主張が私たちの反対者によって用意されはしましたが。

第1にこの貧児の母親の性格と品行は、嫌悪感を生じさせ、一方で、彼女の 残虐性は驚くべきものであると断言されました。第2に、その母は、自発的に 行動するのではなく、ケースにおいて、重要な、操作を陰で行っているローマ ン・カトリックの手先として使われていました。第3に、その貧児は、亡くな った、ウェスレー派、メソジストの父親の子でした。父は生存時に息子を自分 の信仰する教会へと連れ、妻には決してそれ以外の宗派を信仰する権限は与え ませんでした(彼は数年間、彼女の不道徳と飲酒癖のため悲しみのうちに生活 したのです)。

エクスターホールでの私たちの主張の後に、ゴセージケースの不必要に厳しい裁判を指摘する声が上がりました。しかしながら、今や、以下の頁で示すように、控訴裁判所では、私たちが、危険を承知で費やしてきたもの以上に強い非難の言葉が言われたのです。重要なことは、裁判長の厳しい非難の取り消しや中立化が行われるということです。法律のある点においては、私たちは失敗しました。判決は、実際に交わされた母との同意なしに、子どもを海外に送るということは不法であり、令状は、たとえ、子どもが親の管轄になく、あるいは施設の管轄にあったとしても、その行為は不法であった、と決定したのです。私たちはこうした英国の法的な前例、慣習に対して断固反対するとの意見を表しました。そして、私たちのような施設にとって、こうした問題が全く疑問視されないということは非常に深刻な問題なのであり、私たちが法の観点から裁判所に申し立てをする、ということは、すべての人がみても、その行動は明らかなことなのです。

※下線は筆者によるもの。本文で言及している箇所に関して太字と下線で示した。

バーナードは、カトリック側施設の、児童救済への不徹底に対し、疑念を抱いていた。Night & Day 1889: 182 においてバーナードは、カトリック側の貧孤児救済に対する意識の低さを嘆いている。バーナードは、仮にカトリック側に施設に、子どもたちをバーナードホームが納得する形で保護する体制ができているのであれば、バーナードホームは院児の出所を拒むことはないと説明し、カトリック側の施設に本当に子どもを受け入れる体制が整っているのかを問いかけている。

バーナードホーム側としては、先方の準備が整い、子どもの生活が保証されるのであるならば子どもを返還するという行為には全く問題はないとする。つまり、子どもが当然受けるべき権利がカトリック側の施設において保障されるのであるならば、容易にこの返還は実現されるとバーナードホームは考えているのである。そしてバーナードホームはカトリック側への弁明として、バーナードホームの施設である労働ハウス(院児に職業訓練を施す)には現在、在籍する110人の児童中、カトリックの洗礼を受けた児童が66人いることを揚げている。カトリックの院児を連れ戻す以前に、それ以外のバーナードホームがすでに養育しているカトリックの洗礼を受けた院児に対する養育をカトリック側は担おうとしないのかという点をバーナードは指摘するのである。

こうした事実を踏まえたうえで、バーナードホーム側は、当時のイギリスのカトリック枢機卿、マニング枢機卿(Henry Edward Manning 1808–1892 実質的には秘書の Thomas Seddon が対応)との間で、プロテスタントに院児を改宗させる意図はなく、あくまでも児童の無制限収容の原則にのっとり児童救済活動を展開しているのみである、との弁明を行ってもいる。カトリック側とバーナードホーム側の意見の相違は、次頁の表 2-6 のとおりである。

バーナードホームは、その施設運営の原則である No destitute child ever refused admission の理念のもと、子どもの宗派に関係なく貧孤児として生活 問題を抱えた子どもを救助しているのであり、カトリックの洗礼を受けている 貧孤児をプロテスタントに改宗させようとしているのではないと弁明してい る。カトリック側はイーストエンドの貧孤児救済において、カトリックとプロ テスタントの院児の棲み分けがなされていない点に不満を有していた。英国に おけるカトリック信徒は主にアイルランドからの移民を中心に構成されてい た。このアイルランドからイングランドへの移民が、19世紀後半の英国におけ る不況によって、数多く貧民化し貧民街のイーストエンド地区に流入していた。 このアイルランド系のカトリックの子女が貧孤児となり、この子どもたちの信 仰教育及び救済の実施が英国カトリック教会においては課題となっており、カ トリック信仰のアイデンティティを保持していくためにも、カトリック側も、 改宗の問題や信徒を保護に敏感になっていたのである。こうした背景の下、当 時の英国カトリック枢機卿のマニングは、カトリックの貧孤児救済に本格的に 取り組もうとしていた。こうした背景のもとにバーナードの裁判は生じること となったのである。

表2-6 バーナードホームとゴセージ母(カトリック側)の主張

争点	カトリック側の主張	バーナード側の主張
背景	カトリックの洗礼を受けている貧	No destitute child ever refused
	孤児をプロテスタントに改宗させ	admission の標語のもと、すべて孤
	ようとしているのではないか。あ	児の救済を意図。またはカトリッ
	るいはイーストエンドの貧孤児救	ク側、貧孤児救済施設の方針への
	済のすみ分けの問題。	不信感。
洗礼	ゴセージの母は元来カトリックの	父親はメソジストの洗礼を受けて
	洗礼を受けており、父の死後、カト	おり、ゴセージもそのように育て
	リックの洗礼を受けたので、カト	られた。施設側も当初はゴセージ
	リックの施設へと移したいと考え	をプロテスタントの院児として理
	ている。	解していた。
人身保護令状	施設への入所は認めたが、母親の	現在、親権はバーナードホームに
	親権を重要視し、母親が子の返還	はない。ゴセージと渡航したノー
	を求めるならば、バーナードホー	トン氏にあり、親権の侵害として
	ムはゴセージを返還すべき。	裁判を受ける理由は無い。
判断	人身保護令状の要求に応じないバ	ゴセージの親権は既にバーナード
	ーナードの態度は法廷侮辱罪にあ	ホームにはなく、バーナードは無
	たる。	罪である。

### 3.5 19世紀英国における親権の歴史的展開

19世紀後半は、子どもの親権、監護権等に関する法整備がすすめられた時代でもある(参照、表 2 — 7)。子どもの親権者が明らかに、子どもに対して、危害を加えることが確認される場合に、親権者の親権を裁判所が奪うことを宣告できる法律は 1840 年の未成年者重罪法によって認められていた。この法律の意図は、悪い親の影響から子を分離するという点にあった。英国においては、コモンローの伝統から、子どもに対する親に対する権利が強大で、18世紀のブラックストンによる法解釈以来、特に親の権威に対する法的な干渉は親への非難であるとして、19世紀前半には、彼らへの不干渉が強く唱え始められてもいた(川田 1997: 230)。また、罪を犯した子どもについては、子どもが罪を犯す理由として考えられた家庭環境、すなわち親の悪影響を立ち切ることを理由として、子どもと親を分離するという措置も認められ始めていた。

こうした親権に関する種々の法制化が達成されていく中で、親の監護を離れて、博愛慈善施設等で養育を受ける子どもの監護権について問題が生じたときの基盤となる法整備は、1880年代後半には未だ存在していなかった。

バーナードが、ゴセージケースと並行して起こっていた、タイケースとロディケースでの敗訴を通じて、世論に対し、博愛慈善施設における子どもの監護権の正当性と、それらを支えるための法制度の整備を求めたのは、これまで見てきたように、施設に保護された院児が、虐待・暴力・育児放棄等で子どもに

危害を加えるようなことがあっても、その返還が親の要求であるならば、それが認められるという、親の親権の強大さゆえのものであった。しかし 19 世紀後半においては、1839 年未成年者監護法の制定などに見られるように、子どもの親権の義務的側面や権利的側面、すなわち、保護監督権・請求権・統制及懲戒権・宗教決定権・家族手当受領権等に関する見直しが問われ始めていたのである。バーナードの裁判はそうした時代背景のもとに起こっていた。

施行年	法 律 名			
1839 年	未成年者保護法 父親の絶対的な親権に対する裁判所の自由裁量権			
1840 年	未成年者重罪法 未成年者の監護の権限の移譲			
1868 年	改正救貧法 児童の養育監護を怠る親への処罰			
1872 年	児童生活保護法			
1873年	未成年者監護法 1839 年法の原則を拡大			
1884 年	NSPCC(英国児童虐待防止協会)の設立			
1886 年	未成年者後見法			
1889 年	児童虐待防止法 国家的施策として児童の放任と虐待を処罰			

表2-7 子どもの親権に関する法整備

このように、子どもの親権(監護権)に関して、特に、子どもの博愛慈善施設における監護権に関して、たとえその親がその不道徳さから、子に危害を加えることが予測できたとしても、親権はその親(母親も含む)が有するのかという問題が、このようにゴセージケースをはじめとするバーナードホームが直面した裁判から明らかとなり、その問題が、エクスターホールでのパブリックミーティングを通じて問われることとなったのである。虐待を受け、不適切な養育を受けた子どもたちが博愛慈善施設に入所したとしても、法的に施設側は子どもの監護権を持たずいたという状況の中、バーナードは、虐待の疑いのある子どもの親や後見人に対して、たとえ親が子の返還を求めてきたとしても、子どもを救済するという観点からこれらの申し出を拒否したのである。その行為がたとえ「Philanthropically Abduction」(博愛的誘拐)と呼ばれたとしても、バーナードはためらうことなく、こうした行動をとった。彼は 1896 年までに似たような事例で 88 回も法廷に登場している。

#### 3.6 ゴセージケースのまとめ

Night&Day 1892: 81-83 は、バーナードホームにおける裁判の争点を 7 つの 観点から紹介している:

1 ゴセージがバーナードホームに送られてきたのは宗教上の問題によってではなく、単に彼に居住する家がなく貧困の状態にあり、路上を彷徨っていたからである。

- 2 彼は極貧であるという理由により施設の入所が認められただけであり、それ 以上の理由はない。
- 3 印刷業のニューディゲイト氏の発言によりカトリックからの宗教的な問題が提起された。しかし、その問題が出されるまではゴセージ少年の宗教的な立場に関しては言及されていなかった。
- 4 ニューディゲイト氏からの手紙により、ゴセージ少年をカトリックの施設へ 移すようにとの要請があったことにより、彼の置かれた立場が初めて明らか となったのであり、それ以前は、問題は生じていなかった。
- 5 実際、ゴセージ少年は、メソジストの信仰を持つ父の息子である。父の生存 時はプロテスタントの学校で成長した。法の観点からも、彼は父と同じ信仰 を持つべきである。
- 6 父親は母親を一度も子の保護者としたことはなかったので、母親は息子をそれまで、法律の専門家と関わらせることなどなかった。父が臨終の時には、 母は飲酒癖のためワークハウスに収容されていた。
- 7 父の死後も母親の不道徳な生活態度は変わることがなかった。熱心なカトリックのニューディゲイト氏が施しに母親の元に行ったが、母親が以前からカトリックの信仰を有していたと思われる確かな証拠はない。

バーナードは言う「I would ask the unprejudiced public, in view of the foregoing uncontradicted and indisputable facts Who was the proselytizer? Who was it really sought to "pervert" the faith of this poor boy?」(Night&Day Vol16:82)。 すなわち、自分が院児を改宗させることを目的としているという指摘は誤解であり、自身が本当に院児を改宗させるための「悪用」(pervert)として救済活動を展開していると言えるのだろうか、と反論を展開し、世論に対し、この判断の是非を問うている。裁判の最終的な判決は 1892 年 11 月 28 日の、貴族院における上告判決において出された。バーナード側は、既にゴセージがカナダに渡航し、その所在も不明であるため、連れ戻すことが困難であると主張した。しかし、その主張は受け入れられることなく、貴族院は、バーナードを、ゴセージに関する人身保護礼状の提出等に関して、法廷の求める事柄に対し不履行であった点を重視し、法廷侮辱罪および罰金£25、加えて裁判費用の支払いを課した。Night&Day:1892: 18 はその結果を:

「In the result we were fined £25 and costs, which, although as poor as the proverbial church mouse, we forthwith paid.」と紹介している(Night & Day vol16 Dec p118 Fined £25 or What is Contempt of court?)  $^{20}$ 。

当時既に 1891 年児童監護法が成立しており、施設における子どもの監護権をめぐる問題に関し、人身保護令状の問題でバーナードは敗訴したものの、裁判から明らかになった、施設で生活する子どもの監護権を法的に施設が持つことが出来ないという問題点を世論に提起したという点においては、バーナードは大きな役割を果たすこととなったのである。図 2 — 3 で示したように、実践から生じた子どもの福祉に関わる生活問題や社会問題が、世論を喚起し、法制

化の機運を生みだし、法制度が整備されて行くという一連のプロセスをバーナードホームおよびバーナードの実践は示していると本研究は考えるのである。本研究は、第 3 項での考察を通じて以下の歴史的な事項を確認することができた。すなわち、1888 年 9 月、当時 10·11 歳程であった男児ハリー・ゴセージは、ドーバー近郊フォークストン村を彷徨っていたところを保護された。彼の証言によれば、父は既に死に、母はゴセージを辻音楽師(手回しオルガン奏者)に引き渡したのだという。音楽師はゴセージに虐待を加え、食べ物を与えない等の行為を行った。保護されたゴセージはワークハウスへと収容され、その後、地域の牧師の仲裁によりバーナードホームへの入所が決定した。しかし、その後、母マリーから息子をカトリックの施設に引き取りたいとの申し出があり、その引き渡しの有無を巡り、マリー側からの人身保護令状が出され、裁判が開始されることとなった。

バーナードは「Before my judge」と題する記事の中で、自身の正当性を主張したが、裁判では、当時、親の親権が絶対視されたコモンローの伝統を背景に敗訴し、控訴審である貴族院の裁定においても敗訴した。バーナードは敗訴を受けて、その不当性を主張するための集会を開催するなど、施設養護における子どもの監護権が法的に認められるよう、世論を喚起した。それは結果として1891 年児童監護法の成立を準備する出来事となり、それにより施設における児童の監護権が部分的に、法的に認められることとなった。

ゴセージケースをはじめとする、バーナードホームにおける、子どもの監護権に関する一連の裁判はバーナードが敗訴したものの、1891 年児童監護法の制定により、児童を遺棄するなどし、親としてふさわしい行動をしていない者が、子どものための博愛慈善施設において児童を引き取るために裁判を起こしたとしても、これを裁判所は拒否する権限を限定的に有することができるものとされた。こうした権限が法律として制定されていく背景には、子どもの権利擁護のために施設における子どもの監護権を法的に保証することの重要性を広く社会に知らしめたバーナードの功績が大きいと思われる。

### 4 第2章まとめ

バーナードホームにおける子どもの監護権をめぐる3つの裁判事例を、第2章では、タイケース、ロディケース、ゴセージケースの順に考察した。3つのケースを通じて、バーナードホームが、子どもの安全と自立、そして救済等についてその限界を経験し(タイケース)、更には問題に対応するための法的な整備の必要性を知り(ロディケース)、具体的な法整備へと動いていく(ゴセージケース)、児童養護実践史的なプロセスを確認することができた。裁判は大きく分けて、①子どもの救済・保護および親からの分離に関する問題、②真の親権者は実親なのか子を保護した施設側にあるのかという問題、③施設に保護された子どもの養育費用支払いの問題、④施設で保護した子どもの宗教と施設の理念に関する問題、の4つに分けることができたのではないかと考える。これらの4つの事項は、始めから露わになっていたものではなく、バーナード

ホームが直面した問題から生じ、これが子どもの権利擁護という視点から生じ てきたものであったと言える。しかしながら、これらの要素は、一連の裁判の 経験によりバーナードホームに新たに現れた機能というわけではなく、1870年 のバーナードホームの開設あるいはそれ以前のラギットスクールでのバーナ ードの実践等も含めてその基礎的な実践経験が積み重ねられてきたものであ ると言えるだろう。加えてバーナード自身の児童救済観もその重要な要素その 一つであると言える。そうしたバーナード自身の児童救済に対する姿勢を示す 言葉として、本章3. 5 項でも示された「博愛的誘拐」(Philanthropic Abduction) という語がある。第1章、2.4項の表1-5で示した第40回年次報告書の 記載におけるバーナードホームの児童救済の原則は No destitute child ever refused admission であったが、これはバーナードホームの施設としての児童 救済の原則であったと言える。それに対し、この「博愛的誘拐」はバーナード 個人が自身の児童救済観を述べたりバーナードの児童救済の特徴を表現した りするときに用いられる語である。バーナードホームの児童養護実践を、バー ナードホーム施設全体の立場から、そしてバーナード個人の行動の両面から捉 えると、この2つの語が、バーナードホームの児童養護実践を顕著に示すもの として現れてくるように思われる。そこで、第2章のまとめに当たり、「博愛 的誘拐」に関して考察を加えておくこととする。

### 4. 1 博愛的誘拐

バーナードの子どもの救済に対する態度は、時として「博愛的誘拐」(Philanthropic Abduction)と呼ばれることがあった。「Philanthropic Abduction」という語は、バーナードの実践を表す独自の用語として用いられた。Smith(1998: 115)では、バーナードが「Philanthropic Abduction」を独自の語として用い、彼の実践においても肯定的に用いている点を指摘している。そのように考えると「誘拐」(abduction)という語をバーナードが積極的な意味で用いていることの意味について検討する必要がある $^{21}$ )。バーナードは、家庭環境が劣悪な家庭から子どもを連れ、院児とすることがあったが、この行為をバーナードは、誘拐行為(kidnapping)と区別している  $\mathbf{Cook}(1998: 6)$ 。バーナードのこうした行為、および問題意識はどのような経緯のもとに形づくられて来たのだろうか。

バーナードは、1888 年以来の上記 3 つの裁判事例以前から、バーナードホームに入所した院児の親への返還を巡る問題に常に直面していた。1886 年 1 月の The Sentinel 誌(1886 Jan: 14-16)は、"Philanthropic Abduction: Is it ever justifiable"のタイトルで、バーナードホーム機関紙、Night&Day vol9(1885: 149-152)の記事を引用し、バーナードホームが親権者に、子どもに虐待の危害や可能性がある場合に、その子どもを救いだし、たとえ返還の要求があったとしても、これを拒絶することの正当性を主張していることを取り上げている。The Sentinel(1886 Jan: 15)は、Night&Day vol9(1885: 149-152)で、バーナードが院児エレン・ジェフリーズ(Ellen Jeffries)を、女子ホーム

のヴィレッジホームに、母親の同意の上、諸手続きを行い入所させた出来事を紹介する。しかし、後に未婚の母であるジェフリーズ夫人から、人身保護礼状が出され、エレンの返還が求められた。これにより、エレンはバーナードとともに出廷し、ジェフリーズ夫人のもとに、返還された。その後、ジェフリーズ 母子は、家から姿を消した。そして、裁判のおよそ1年後に、ジェフリーズ夫人がエレンに対して虐待の可能性があったことが明らかになった The Sentinel (1886 Jan: 16)。バーナードが、福音主義的児童救済の観点に立ち、児童の救済活動を展開したとしても、バーナードが劣悪な状況にあると考える環境へと、親権を理由として子どもを返還しなければならないという経験をバーナードは、タイケース、ロディケース、ゴセージケースよりも前に、既に経験していたのである。このような、子どもが当然受けるべき権利が侵害され、危険な状態に子どもが陥っているときに、その権利を擁護するために、第三者が救済活動行ったとしても、法的な根拠がないという理由で救済活動が遂行されないケースをバーナードは 1880 年代後半以前から既にとしてバーナードは、経験していたのである。

こうした、子どもの親権の問題が、子どもの生死にかかわる重大な事件へと つながってしまう例として Night&Day (1885: 149) は、バーナードの支援者 であった、W.T.ステッド (William Thomas Stead 1849-1912) が直面した裁 判である、エリザ・アームストロングケース(Eliza Armstrong case)を例と して挙げている。ステッドは 1880 年代からペルメル・ガゼット誌 (Pall Mall Gazette) の編集に携わり、子どもに関する社会的問題の法的整備を、紙面を通 じて訴え続け、19-20 世紀の英国におけるジャーナリズム発展の基礎を築いた 人物である。1885 年 6 月 6 日発行のペルメル・ガゼット誌においてステッド は、「現代のバビロンに捧げられる処女の貢物」(The Maiden Tribute of Modern Babylon、以下「現代のバビロン」と表記)と題する随筆を発表した。 「現代のバビロン」22)は、19世紀後半のロンドンにおいて廃娼運動、売春禁 止への活動を展開していた救世軍の創設者、ウィリアム・ブース夫人、キャサ リン・ブース (Catherine Booth 1829 –1890)、 廃娼運動の旗手と言われたジョ セフィン・バトラー (Josephine Elizabeth Butler 1828 – 1906)の要請により、 ステッドが当時の英国における少女売春の実態をロンドンのウエストエンド 地区での調査に基づいて報告したものである (楚輪 1992: 85-86)。バトラー の助手をしていたレベッカ・ジャレットの手引きで、売春斡旋をするナンシー・ ブロートン(Nancy Broughton)を知ったステッドは、彼女通じて 13 歳の女児 エリザ・アームストロングの存在を知る。ステッドはジャレット共に、5 ポン ドで、エリザを売春宿で買い取る形で、救い出すことに成功する。これにより ステッドは、少女売春の社会的な矛盾を世間へと告発し、キャンペーンを展開 した。これは34万人の署名を集め、政府を動かして、売春の対象年齢をそれ までの 13 歳から 16 歳に引き上げることを、1885 年の改正犯罪者法(Criminal Law Amendment Act 1885) において実現させた (White 2007: kindle version No 9045/16803)。しかし、その後ステッドとジャレットは、エリザ救済の方 法が、法に反するものであるとして 3 か月の禁固刑を受けることとなってしま

った。それでも、彼らの行為は、世論を喚起し、支持を受け、結果として廃娼 運動を広く世に広めることとなったのである。

バーナードは、Night&Day vol9 (1885: 149-152) において、アームストロ ングケースの結果を念頭に置きながら、子どもの救済が、たとえ、法律に抵触 するものであるとしても、その行為は疑いなく"Yes"であると答える。そして 「博愛的誘拐」が子どもの利益を優先するために正当化されうると解するので ある。バーナードは、本章の3つの裁判事例を経験する前段階として、院児エ レンのケースや、ステッドのアームストロングケース等から、社会矛盾から生 じる子どもの権利侵害や貧困等の問題を改善していくために、法改正の必要性 を意識するための知見を数多く得ていたと想定することができる。法的に「誘 拐」であるとされつつも、子どもの権利擁護の観点から「博愛的誘拐」と自ら 称した実践は、否定的な「誘拐」という語ではなく、子どもの権利擁護を実現 するための行為としてバーナードにおいては理解されうるのである。そして、 このような「Abduction」という語の多義性も配慮して考えるのであるならば、 バーナードの実践は、子どもの権利擁護が意識された救済活動として、20世紀 以降の社会福祉(子ども家庭福祉・児童福祉)発展のための準備となるものと なったと評価することができるだろう。ところで、本研究で扱う裁判事例の起 こった時代、すなわち、19世紀後半からの英国においては、20世紀の初頭に かけて、国家が子どものための慈善事業を次第に引き受けていくという子ども 観の変化が起こっていた。この子ども観の変遷とバーナードホームの実践にも、 若干の補足を示しておく。

### 4.2 子ども観の変遷とバーナードホーム

前項の「博愛的誘拐」の「博愛的」(Philanthropic)についてであるが、キリスト教福音主義の価値観に基づく児童救済活動を展開したバーナード自身は、博愛主義者として評価される(カニンガム=2013: 176-177)。カニンガムは、19世紀の英領、北アメリカの子どもに対する慈善事業の研究で、我々が近代的な子ども観と考えるものはすでに 1880 年代以前に存在していたと主張する研究を紹介し、子どもを保護・分離する必要性と、子どもの扶養とを強調した政策が既に見られていたという見解を示す。しかし、実際には子どもを早い年齢から労働の担い手として期待があったため、保護と分離と扶養において、それらが完全な形で遂行されていたとは言えないと前置きをしつつ、カニンガムは、北米が継承した子どもの政策のモデルはそれを提供した英国に求められるのだから、このような現実は、英国本国にも当てはまり得るであろうと考える(カニンガム=2013: 178-179)。

バーナードホームの実践は、福音主義キリスト教における児童救済の立場から展開されたものである。しかし、そうした宗教的な理念による子どもの救済に加え 1880 年代からは慈善事業と国家との関連に変化が見え始め、それまで、自由放任主義にもとづく、慈善団体中心の救済から、国家が子どものための慈善事業を引き継いで活動への転換が見られ始める(Ridge=2010: 40-41)。こう

した動きが、国家レベルでの大英帝国の人口過密化問題解消や犯罪者への処遇 へとつながる移民政策や市民の質についての関心(シチズンシップ)を生み出 すこととなった<sup>23)</sup>。この変化に対してバーナードホームは、貧孤児の、労働 者および家事従事者への育成、そしてそれらを通じての移民政策や英国の産業 発展への寄与という形で、1880年以降の事業を展開していく。具体的には 1882 年に最初のカナダへの児童移民事業が展開され(Kershaw and Sack 2008: 98) 、前年には移民のための訓練施設を兼ねた職業訓練のための施設で ある労働ハウスも開設されていた。Ridge (=2010:40) は、多くの博愛慈善団 体が、自分たちの子どもたちの世話を行う場合、子どもたちへのすべての親権 は自分たちが有していると考えており、実親と子の接触を拒否する姿勢だった と指摘している。しかし、バーナードの裁判事例および英国における実親の親 権の強さという観点から見ると、博愛慈善団体側の、子を守ろうとする姿勢が 必ずしも機能していたとは考えられず、多くの問題を抱えていたと思われる。 1880年代、産業革命の第二期において、児童労働の問題、子どもの貧困の問題 が社会問題化し、それらに対する法制化も進められていく過程で、「子ども期 のない子ども」が注目されていった。子どもは大人とは区別され、適切に保護 されるべきであるという理解に加え、19世紀に入り、子どもに子どもらしい遊 びや勉学に取り組む時間を与えることが必要であるとするロマン主義的な思 考が再び注目されていった。そして、それらが子ども期の権利として主張され るようになった(カニンガム 2013: 187-188)。バーナードホームにおいては、 1879年のガールズヴィレッジの設立において、女子に対する家事洗濯、裁縫等 の習得、ヴィクトリア朝期コテージホームでの家庭舎における家族的雰囲気の 中での生活が提供された。また、男子院児への職業訓練は、ハーフタイムシス テムと呼ばれた半分働き、半分を学校に通うシステムが導入されるなど、この ような子ども観の変化に沿った養育が行われていた。子ども観の変化に対し、 バーナードホームは組織としてその変化に対応し、加えて、実践面で問題とな っていた、施設における子どもの親権の問題を、具体的な裁判の経験を通じて、 法の確立に結びつけていったのである.

#### 4.3 第3章への問題提起

第2章では、具体的に1880年代後半から1890年代前半にかけてバーナードホームで起こった子どもの施設における監護権に関する3つの裁判事例(タイケース・ロディケース・ゴセージケース)の具体的な経過を取り上げた。バーナードは、子の裁判所への呼び出しにかかわる人身保護礼状に従わず、このことが原因で、禁固刑と罰金を受けることなった。タイケース、ロディケースも含めた、ゴセージケースの長期にわたる裁判闘争は、博愛慈善団体による児童救済における、直面した問題に対応するための、法による解決およびそのための法的整備の必要性を明らかなものとした。それは、バーナードホームが児童を救済し、彼らの自活のためにあらゆる対策を講じたとしても、3つの裁判事例のような問題に直面し施設はその実践に大きな妨げを受けることとなっ

たという事からも明らかであろう。1891 年児童監護法の成立に大きな貢献をなしたロンドン首都警察 (Metropolitan police)の長官補佐 (Assistant commissioner)、Dr.Robert Anderson による「Morality by Act of Parliament」

(Contemporary Review, January, 1891) と題された記事は、議会での制定法による、子どもの生活問題への国家としての対応の重要性を訴えるものであった。その記事では、今日、王権神授の考えに誤りがあるという指摘がなされているにもかかわらず、自分たちの子どもに危害を加えるような親の存在に対してはいまだに手厚い保護がなされていると批判の言葉が投げかけられている(Anderson1891:81)。この子どもの権利が侵害され、危険にさらされてしまうという問題を Anderson が指摘したことは無駄にはならず、児童監護法案(Custody of Children Bill)の審議が議会で動き出すのである(Williams1943:166-167)。社会問題として貧孤児の問題、生活問題等から生じる劣悪な環境下で生活する子どもたちの姿から、博愛慈善団体を中心とした救済のための実践が起こり、その実践の中で問題点や改善点が明らかにされる。こうした、博愛慈善団体の実践から何らかの問題が生じ、その問題解決のために、国家全体がこれにかかわる形で、新しい法案が提出され、問題解決のための整備がなされるプロセスが福祉の進展のために大切な役割を果たしていると言える<sup>24)</sup>。

1891 年児童監護法が成立し、子どもの施設における監護権に関して、一定の権限が裁判所に認められ、3つの裁判をきっかけとして、施設における子どもの監護権が法的に認められていくという流れは、法の支配が子どもの利益・福祉を守るために用件として重要な役割を果たしていることの説明にもつながると思われる。表 2-8 は Tamanaha(=2011:129)による、法の支配を形式論と実質論に分類しそれらの相違を明らかにしたものである $^{25}$ )。生活問題が生じることにより、その生活問題が社会の中で公にされ、その問題を改善しようとする動きが生じるとき、法治国家においては、国家を存立し、その枠組みの中で国家を統治する法が必要となる。しかし、これらに加えて、個人の権利、尊厳への権利、社会福祉にかかわる法の支配が同時に必要にもなる。この 2 つ目の法の支配に関する概念を Tamanaha(=2011:145-146)は、ロナルド・ドウオーキンの論証を紹介し、「権利」概念として紹介する。

共同体の中で何らかの道徳的権利を求める動きが生じた場合、これに対応すべき法やルールが組みたてられることの重要性をドゥオーキンは指摘する。既存の法による支配に加えて、社会問題としての、子どもの利益を損ねる問題が生じ、その問題に対応するために、それらが法として制定されてゆく。こうした法に対する理解を、バーナードの裁判事例に焦点を当てて考えてみると、バーナードホームにおける子どもの監護権を巡っての裁判闘争は、欧米において、法の支配下にある人間が、個人・尊厳への権利、社会福祉等の権利を獲得してゆく段階として位置づけられ、表2-8の「実質論」の形成にも間接的に関連してくる出来事であったといえるのではないかと考える。もともと法制化されていなかった出来事が改善されるべきものであると、その権利が認識され、法制化への要求が促されていくプロセスは、本章で見てきた、3つの裁判事例の中に見出すことが可能であるといえるのではなかろうか。

表2-8 法の支配の分類(形式論と実質論)

	法の支配-再構成					
	要件少	要件大				
形式論	1 法による支配	2 形式的合法性	3 民主主義+合法性			
	政府の行為の道具とし	一般的、予測的、明確、	合意が法の内容を定める			
	ての法	確実				
実質論	4 個人の権利	5 尊厳への権利およ	6 社会福祉			
	財産・契約・プライバシ	び/または正義	実質的平等、福祉、共同体			
	一・自治		の維持			
Barnardo	個人(子ども)の権利	子どもの尊厳への権利	社会福祉が存在しない時			
の実践	施設における子どもの	(虐待の危害)	代の萌芽としての博愛慈			
	監護権		善事業			

※Tamanaha=2011: 129の図式を引用し高松が改変

そして、そのように考えてゆくと、バーナードの実践が、隠されていた社会問題を具体的に明らかにし、それが法制度の確立にまで発展してゆくというプロセスは、実践の中から何かの学びを得て、それを明らかなものとし、未知のものが実践によって明らかにされる姿を示していると思われる。こうして、社会の中で改善が求められた生活問題は、何らかの出来事や実践を通じてその問題点が明らかにされ、具体的な解決方法が問われていくこととなる<sup>26)</sup>。

バーナードホームにおける、子どもの監護権をめぐる裁判闘争の実践およびその帰結としての法制化は、子どもの福祉実践における問題を明確にし、表2-8を参照しながら理解を試みようとするならば、個人の権利、尊厳への権利(正義)、社会福祉を目指していくための土台となる一つの流れを、①個人(子ども)の権利・施設における子どもの監護権・、②子どもの尊厳への権利(虐待の危害)、③社会福祉が存在しない時代の萌芽としての博愛慈善事業、という形で提示するできごとであったと考えられるのではないだろうか。

以上、第2章では、バーナードホームの児童養護実践が生みだした、児童監護法の成立へとつながる、3つの裁判事例を中心として検討を進めた。バーナードは、裁判では敗訴したものの、具体的な裁判を通じて、院児の権利擁護のための行動を起こそうとしたといえる。3つの裁判からバーナードホームの児童養護実践から生じた問題が、それまでの児童救済や福音主義の枠組みを超えて、法的な制限を必要とするものとなっていくということを裁判事例の経過を確認することで理解した。第3章では、第2章で扱った裁判事例をきっかけとして、成立した1891年児童監護法の内容に言及する。1891年児童監護法は、それまで法的には認められていなかった子どもの施設における監護権に対し裁判所が一定の権限を付与できることを認めた法律であり、その成立には本章で扱った3つの裁判が大きく関係していた。児童養護実践上の問題が法的に整備され、その問題に対する権利の保障がなされるプロセスを私たちは一連の裁

判を通じての実践から伺うことができる。裁判を経て、成立していくことになる 1891 年児童監護法の成立過程と内容を第 3 章では具体的に考察していく。 そして、1891 年児童監護法が具体的にどのような内容の条文からなり、どのような歴史的経過を経て、立法化されていったのかを明らかにしていきたい。

## 第2章 注

- 1)「親権」は、今日的には、父母が未成年の子を一人前の社会人となるまで養育するため、子を監護教育し、子の財産を管理することを内容とする、親の権利義務を総称する概念である。親権はもともとローマ法の家長権(patria potestas)を受け継いだ父権(puissance paternelle)だったが、西欧諸国における近代以降の親権法の発達史は父に対する母と子の地位向上の歴史であったと言える(水野 2003: 333)。父権の強大さとその変遷および施設における監護権に関しては本章で順次、述べていくこととなる。
- 2)第20条 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。3 2 の監護には、特に、里親委託、イスラム法の力ファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について十分な考慮を払うものとする。
- 3) 裁判記録に関する資料は、英国リバプール図書館、Sydney Jones Library 内の Dr.Barnardo's Homes Archive(D239)内のカテゴリー、A2-Personal and administrative correspondence,1866-1905 に属するものである。2014 年現在はバーナードホームの後継団体 Barnardo's のアーカイブがあるロンドンに、その全てが移動している。
- 4) 高等法院は19世紀後半には、事務を処理するための組織として、①大法官府部、②女王座部、③民訴部、④財務部、⑤検認・離婚及び海事部が設置された(捧1987:7)。高等法院には現在、女王座部、大法官部、家事部の3つの部がある(幡新2009:92)。
- 5) 親権は、我が国においては、身上監護権と財産管理権に分けられる。前者は未成年の子供の身の回りの世話をしたり教育をしたりする親としての権限を指し、後者は未成年の子が自分名義の財産を持っている時に、その財産を売買するなどの法律行為を代わって行い、財産の管理をする事を指す。
- 6) 人身保護礼状(Writ of Habeas Corpus)は不当に人身の自由が奪われている者の身柄を裁判所に提出することを求める令状を指す。日本国憲法第 34 条前段の「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」とする条文が人身保護礼状に由来することが知られている。

- 7) Attachment (差押申請状) は判決を実現するために手段の一つとなる。この場合の Attachment は動産の差押えではなく、裁判権発生のために用いられる。すなわち, 民事訴訟において、被告にしようと考えた相手に対して当該裁判所がin personam jurisdiction (対人管轄権)をもつ根拠がない時、相手方の物でその管轄内に存在する物を仮差押えすることにより、その裁判所に in rem jurisdiction (対物管轄権)を発生させ、そこに訴訟を提起する。
- 8) 「コモンロー」という言い方は、12—13世紀頃の形成期においては、地方の慣習法に対する全国の共通の法、誰に対しても適用される普遍的な法、神の意志を内容とする真理の法を意味していたと思われる。後にエクイティ裁判所が登場し、特色ある独自の判例法を形成し始めると、コモンロー裁判所の判例と対比する形で用いられるようになる(参照、田島 2001: 16)。コモンローは、イギリスの一般慣行を代表するものであると伝統的に考えられている。
- 9) 両者の区別は上級か下級かという程度を示す相対的な概念ではない。種々の裁判所の中で、原告は適切な裁判所に訴えを提出し、それらに応答するために、各裁判所間では職務を適切に分担することが重要になる。この、裁判所間の役割分担に関する定めを「裁判管轄」と呼び、それに従い、各裁判所が行使しうる裁判権の範囲を「管轄権」と呼ぶ。
- 10) バーナードホームの機関紙 Night & Day は、バーナードホームの活動内容を世間へと伝えるための役割を果たしたのみならず、バーナード自身の立場、見解を公のものとする役割も担った。Night & Day vol14(1890)は巻頭に、院児の監護権を巡る、3つの裁判のうち、院児ハリー・ゴセージに関する冊子、「Before my Judge」が配置され、巻末にこの「Am I unfitted?」が製本されている。元来、この「Am I unfitted?」は冊子として存在したものであり、それを製本化されたNight&Day に加えた形で、史料が存在している。ゆえに、巻末に掲載された史料ではあるが、頁の割り振りは 1-66 頁という形で製本がなされている。本研究で「Am I unfitted?」の該当箇所を引用文献として示す際は、この冊子における頁番号を用いることとする。冊子の配布日時は、1890年11月10-12日である。法廷はLord Esher(Master of Rolls 記録長官・控訴院 Court of Appeal 最上位裁判官)、Lord Justice Lindley(裁判官)、Lord Justice Lopos(裁判官)の3名が担当した。カトリック側の弁護士は、Mr.Wm.Murphy,Q.C、Mr.Joseph.Walton、Mr.Lankestar、バーナード側の弁護士は Mr. Samuel Daw の名前をそれぞれ伺うことができる。
- 1 1) The Times Digital Archive で Roddy case, Barnardo の二語で新聞記事の検索を行い、以下の記事を検索した。The Times, Saturday, April, 19,1890, g5; The Times, Wednesday, April, 30,1890, pg3; The Times, Monday, May, 5,1890, pg13; The Times, Thursday, May, 8,1890, pg3; The Times, Friday, May, 9,1890, pg8; The Times, Friday, May, 16, 1890, pg3; The Times, Saturday, May, 17, 1890, pg7;

The Times, Wednesday, November, 5,1890, pg3; The Times, Tuesday, November, 11, 1890, pg8; The Times, Wednesday, November, 12, 1890,pg3; The Times, Thursday, November, 13, 1890, pg3; The Times, Wednesday, November, 26, 1890, pg13.

- 12) 例えば、バーナードホームの第26回年次報告書の中では、救済した子どものカテゴリーを以下の8つに分類している。Class1:Delivered from Common Lodging・House Association, Class2:Children rescued from Cruel treatment and Gross Neglect, Class3:Children saved from Immoral surroundings, Class4:Children rescued from a street life, Class5:Crippled and Incurable children, Class6:Orphan Children, Class7:Children of the Decent but Destitute poor, Class8:Youth over Seventeen. Class2 ではロディに該当するネグレクトの子どもが対象として示されている。この分類された Class からはバーナードホームの児童養護実践が社会からの支援を必要とするすべての子どもたちを意識したものであることが伺える。参照、Dr.Barnardo's Homes (1892: 26-37)。
- 13) 1880年代後半の、ロンドン、イーストエンド地区における貧困の状況に対 し、バーナードは多くの貧孤児救済のための支援の一環として定期的な給食サー ビスを行っている。1888年1月10日付のEast End News は、イーストエンド地 区、バーナードホームのエディンバラキャッスルミッションホールでの給食サー ビスについて言及し、約2000人の貧孤児たちが、バーナードホームによる路上の 夜間巡回員の呼びかけで集まった出来事を報じている。その多くは満足に靴も衣 類も身につけておらず、その大半はほとんど体を長期間に渡って洗っていないよ うな状況であった。1870年の初等教育法成立以降もこうした子どもへの給食事業 を民間の博愛慈善団体であるバーナードホームが行っているように、当時は多く の貧困問題を抱えた子どもたちがイーストエンドには存在した。バーナードホー ムの児童養護実践の性格上、こうした子どもの救済と自立への支援は、全ての子ど もの向けられたものであった。こうした実践を背景に持つバーナードホームが、そ の院児の安全と自立への支援のために、親からの返還要求のあった院児の安全が 保障されない場合には、その救済に向けて、何らかの行動を起こすことは、バーナ ードホームにおける実践の性格上、当然の実践として遂行されたと考えることが できるだろう(参照、Fishman1988: 236-237)。
- 14)参照、The Times, Friday, July, 31, 1891, pg3.
- 15)以下に示す通り、コモンローにおいては、父親は第三者に対して自身の子について絶対的な単独の監護権(Right of Custody)を有しており、この権限は父が重大な問題を犯した場合には喪失することになるが、そう出ない限り、たとえ子が乳幼児であり、母が反対したとしても父の生来の権利とみなされた。このようなコモンローとは対照的に、タルフォード法(Talford's Act)として知られる1839年未成年者監護法は、母の権利および、子の利益を認める自由な権限を大法官裁判所

に付与した。こうした流れの中で、父親ではなく、マキュー夫人の、女性としての子の親権の主張も主張が可能となっていた。これはコモンローのもとで父の子に対する絶対的な単独の監護権について、エクイティが大きな例外を認める事例の一つとなった。参照、村井(1998: 290-292)。

- 16)本研究において、Custodyを「親権」と表記した場合は、未成年の子どもの養育や財産の管理をする親の責任に関する事項を意味し、「監護権」と表記した場合は親権において、特に子どもを引き取り、身の回りの世話をして一緒に暮らす権利を指す。
- 17)裁判の経過において、バーナードが実際に裁判のどういった点に反論し、院児の監護権について意義を唱えて言ったかをバーナード側の主張の代弁として、施設の機関紙から読み取ることを目的として、本項では、機関紙 Night & Day vol14に所収されている"Am I Unfit?"を特にその代表的なものと考え、採用した。
- 18) バーナードは 1882 年、財政的な危機に陥り、生活収入を得るために、それまで、自身の執筆活動等で生活費を得る形態を捨て、バーナードホームの理事会管轄の有給使用人としての立場を 1883 年から得ている。こうした事情から、施設理事会の代表はバーナード自身ではなく、施設運営に賛同する、政治家、知識人等に担われることとなった(参照、ワイマー1982: 166-167)。
- 19) 1891 c. 3 (Regnal. 54\_and\_55\_Vict) 同法は 1989 年児童法の成立により廃止された。
- 20) Night & Day1892 での裁判の顛末に関する説明は以下のとおりである: Against this judgment we have no appeal. Had we not paid the money, imprisonment would have been the result, not be it remarked, after a hearing by a jury, but on the mere authority of a judge, who, however highly elevated by his rank and judicial position, is, after all only a fallible man (ND1892Dec p118) を参照。
- 21) オックスフォード英語大辞典(The Oxford English Dictionary: OED)では「Abduction」の語について 1. ラテン語の Abductionem にこの語が由来し、「引き出す」(leading)あるいは「あるものを連れ出す」(leading away)という意味(1620 年代から)。 2. 不法に第 3 者を連れだすような行為(1768 年の用例以来)。 3. 体の関節などが体の中軸から離れた方向に向かう動作。 4. 2 つの隣接している体の部分が怪我等によりずれが生じる状態等を説明している。 この他に 5. として「Abduction」には、論理用語としての意味があり、アリストテレスが古典ギリシア語のアパゴーゲーを結論までのプロセスを論証する語として用い、この英語の訳語が「Abduction」となった。それゆえ、「Abduction」は日本

語の「誘拐」というニュアンスのみではなく、隠された命題を推論の中で仮説検証してゆく時にも用いる語であるという点にも注目する必要がある。こうした論理としての「Abduction」は OED においては 1696 年、1766 年、1872 年の用例が紹介されており、19 世紀後半のバーナードの時代から用例が存在したことを確認できる(参照、OED 2nd editionvol1: 19)。

- 22) この、Pall Mall Gazette、1885 年、7月6日号(NO6336,vol42)の巻頭は、WE BID YOU BE OF HOPE と題され、第17代シャフツベリー伯、アントニー・アシュレイ・クーパーによって書かれた。クーパーは福音主義のキリスト教を信奉し、バーナードにも影響を与えた人物であるが、19世紀後半の英国における廃娼運動は、キリスト教福音主義の影響を受けている点を考慮しなければならない。
- 23) 例えば、1879 年に宗教冊子により創刊された「ボーイズ・オウン・ペーパー」は、少年たちを「正しく導く」ための雑誌である。階級を超えて広い読者層を獲得し、少年たちのあるべき姿や理想像を提供した。そこには将来の大英帝国の市民(シティズン)となる少年たちに求められていた素養や行動が描かれている(小関 2000: 9)。
- 24)こうした一連の円環的な確認作業および改善のプロセスは、バーナードホームの実践のような博愛慈善事業(社会福祉実践)の中にも見出されるのではないかという視点を本研究では有している。
- 25) 法理論においては、法の支配の概念は形式論と実質論の2つに分類される。 形式論においては、適正な法の源泉と合法性といった外形に重点が置かれる。それ に対し、実質論では、それらに加えて、法の内容の要件(通常、正義または道徳原 理に適合しているという要件)にも焦点を当てる(Tamanaha=2011: 130)。
- 26) このような、見えない部分が明らかになる、ということに関して、物理化学者、マイケル・ポラニー(Michael Polanyi 1891-1976)による「暗黙知」(tacit knowledge)の概念がある。「暗黙知」は「語られることを支えている語らざる部分に関する知識」を指す。「暗黙知」は,生身の人間がその体の中に習得した表出伝達不可能な「経験知」「身体知」であり、「主観的知識」(subjective knowledge)「人格的知識」(personal knowledge)であるとされる(大崎 2009: 22-23)。「暗黙知」の対義語が挙げられるが、「暗黙知」「形式知」は経営学の分野において、組織における知識創造の文脈において用いられている。形式知(explicit knowledge)は文字や音声や映像等のプラグラム化可能なものを意味する(二宮 2004: 216)。

## 第2章 参考文献

- Anderson, R. (1891) <u>Morality by Act of Parliament</u>: The Contemporary Review vol59 January-June, pp77-88. London: Isbister and Company limited.
- Barnardo, T.J(1897) My Life Work-THE RESCUE OF THE WAIF, in The Quiver—An Illustrated magazine for social, intellectual, and religious progress, pp1-10.
- Bready, John Wesley. (1930), <u>Doctor Barnardo: physician, pioneer, prophet:</u> child life yesterday and to-day, G. Allen & Unwin.
- Cook, Richard. (1998) Tom, Jim & Harry...and the law, in Triple Helix-Christian dimensions in healthcare: summer, London: Christian Medical Fellowship, pp6-7.
- Cunningham, Hugh. (2005), <u>Children and Childhood-In western society since 1500</u>, 2nd Ed, Person Education Limited. =(2013,北本正章訳『概説 子ども観の社会史 ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社).
- Dr.Barnardo's Homes (1889) <u>In the High Court Justice, Queen's Division,</u>

  <u>Crown Side, 6<sup>th</sup> December, 1889, Examination</u>

  of Dr.T.J.Barnardo=D239/B2/6 (11)
- Dr.Barnardo 's Homes (1890) = D239/B2/6(2)=Re:Tye In the High Court Justice, Queen's Division, Queen v Barnardo
- Dr.Barnardo's Homes(1890) <u>In the High Court Justice, Queen's Division,</u>

  <u>Crown Side, 26<sup>th</sup> February, 1890, Report</u>=D239/B2/6(8)
- Dr.Barnardo 's Homes (1890) = D239/B2/7(4)
  - =Case on behalf of the Respondent.
- Dr.Barnardo's Homes(1891) <u>25th Annual Report of the Institutions</u>, London: Dr Barnardo's Homes for Orphan & Destitute Children.
- Fishman, J. William. (1988) <u>East End 1888-A year in a London borough</u> <u>among the laboring poor</u>, London: Duckworth.
- 幡新大実(2009)『イギリスの司法制度』東信堂
- 平田敦(2010)『親権と子どもの福祉-児童虐待時代に親の権利は どうあるべきか-』明石書店
- 川田昇(1997)『イギリス親権法史・救貧法政策の展開を軸にして・』一粒社
- Kershaw, Roger. and Sacks, Janet.(2008) <u>New Lives for Old: The Story of Britain's Child Migrants</u>, London: National Archives of England.
- 小関隆(2000)「『アソシエイションの文化』と『シチズンシップ』 世紀転換期イギリス社会をどう捉えるか?」『世紀転換期イギリスの人々 アソシエイションとシチズンシップ』、人文書院
- 水野紀子(2003)「親権」『歴史学辞典【第 10 巻 身分と共同体】』、弘文 堂、333-334 頁

- London standard wed July17, 1889, pg3.
- 村井衡平(1998)「子の共同監護をめぐる諸問題-カナダ・オンタリオ州に向けて-」『神戸学院法学』28(2), 285-302 頁
- Nevill.Geary.MA. (1892) <u>The Law of Marriage and Family Relations</u>, London and Edinburgh, Adam and Charles Black.
- Night and Day (1885) vol9, 1886, Dr.Barnardo's Homes.
- Night and Day (1889) vol13, 1889, Dr.Barnardo's Homes.
- Night and Day (1890) vol14, 1890, Dr.Barnardo's Homes.
- Night and Day (1891) vol15, 1891, Dr.Barnardo's Homes.
- Night and Day (1892) vol16, 1889, Dr.Barnardo's Homes.
- 二宮豊志 (2004) 「形式知と暗黙知についての一考察」 『東海大学政治経済学部紀要』36,215-228 頁
- 野田恵子(2004)「十九世紀イギリスにおけるセクシュアリティの政治学-「社会純潔運動」と刑法改正法の成立をめぐって」『現代社会理論研究』14, 218-229頁
- 大崎正瑠(2009)「暗黙知を理解する」『東京経済大学人文自然科学論集』127、 21-39 頁
- The Oxford English Dictionary, Second Edition(1989) Volume I,
  - Oxford: Clarendon Press, Oxford, New York: Oxford University Press.
- Pinchbeck, Ivy.and Hewitt, Margaret. (1973) <u>Children in English society</u>

  <u>Volume II from the Eighteen Century to the Children</u>
  - Act 1948-, Routledge & Kegan Paul and University of Toronto Press.
- Portsmouth Evening News (1891) Thursday 30 July 1891,pp3
- Ridge, Tess. (2002) <u>Childhood Poverty and social exclusion</u>, Bristol: The Policy Press, University of Bristol. = (2010, 中村・松田・渡辺訳『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店).
- Rose, Jane. (1987) <u>For the Sake of the Children: Inside Barnardo's:</u>
  <u>120 Years of Caring for Children</u>, London: Hodder & Stoughton.
- 捧剛(1987)「19 世紀イギリスにおける司法制度の改革-1873 年裁判所法の 成立過程を中心として-」『一橋研究』12(1),99-111.
- THE SENTINEL (1886 Jan) <u>Philanthropic Abduction: Is it Justifiable?</u>, 7,1; British Periodicals,pp14-16.
- Smith, Lindsey. (1998) <u>Politics of Focus: Women, Children and Nineteenth</u>
  <u>Century Photography</u>, Manchester, New York: Manchester University
  Press.
- 楚輪 松人 (1992) 「現代のバビロンに捧げられる処女の貢物: ヴィクトリア朝 大論争(その 1): 性の二重基準(ダブル・スタンダード)をめぐって」『金城 学院大学論集. 英米文学編』 33, 29-49.
- 田島裕(2001)『イギリス法入門〔著作集別巻3〕』、信山社
- Tamanaha, Brian.Z.(2004) On the rule of the Law: History, Politics, Theory, Cambridge: Cambridge University Press=(2011,四本健二監訳『「法の

支配」をめぐって - 歴史・政治・理論』現代人文社)

田中英夫(1980)『英米法総論(上)』東京大学出版会

田中英夫(1980)『英米法総論(下)』東京大学出版会

高松誠(2011)「バーナードホームにおける児童の海外移住

-カナダへの移民とその実践-」『東北の社会福祉研究』、記念特別号、日本 社会福祉学会東北部会編、91-104頁

田澤あけみ(2006)『20世紀児童福祉の展開-イギリス児童虐待防止の 動向から探る』ドメス出版

津崎哲雄(1980)「ドクター・T.J.バナード略伝」『ソーシャルワーク研究』 6(1)、28-39 頁

Wagner. Gillian.(1979) Barnardo, London: Weidenfeld and Nicolson.

ワイマー・ノーマン(1982)『評伝バーナード博士―昼も夜も―』(半田香代 訳)キリスト新聞社=Wymer ,Norman.(1962)<u>Dr.Barnardo</u>, Longman Group Limited, London)

White, Jerry. (2007) London in the 19th Century: 'A Human Awful Wonder of God', London: VINTAGE BOOKS.

Williams, A. E. (1943) Barnardo of Stepney: the father of nobody's children, London: G. Allen & Unwin, 1943 Note: 3rd edn. 1966. Fo.

Worcester Journal Sat25 May 1889, pg5

参考資料:Barnardo's Photo Archive 所蔵 院児 3 名の写真



タイ院児



ロディ院児



ゴセージ院児

# 第3章 1891年児童監護法の成立とその背景

第2章では、検討した3つの裁判事例が、実親の親権の強大さと虐待の脅威 という矛盾を持ちつつも、親の親権を優先する慣習法の影響を受けて裁判の審 議が進められ、最終的には実親の親権が、虐待から子どもを保護しようとする 施設の監護権に優越するという慣習法上の理由からバーナードが、3つの裁判 において、人身保護令状の要請に対して、これを受け入れなかったことを理由 に有罪となったという、一連の過程を確認しその概要と児童養護実践史上の意 義を明らかにした。そして、一連の裁判において、バーナードホームはすべて に敗訴することとなった。この出来事は、バーナードホームの児童養護実践と 子どもの生活問題に関する法制度の整備の重要性を意識させるものとなった。 そのためバーナードホームは、裁判の審議が継続する中、施設における子ども の監護権に関する法整備に向けてバーナードホームを支援する国会議員に呼 びかけ、法の制定に向けての動きを強めていったのである。その成果として結 実したのが 1891 年児童監護法(Custody of Children Act 1891)である。同法 の成立により、虐待の恐れのある家族のもとに、実親が子の返還を求めた場合 に、裁判所は子を親元へと返還するべきか否かについて一定の権限を持つこと ができるようになった。それは、施設における子どもの監護権の問題が法的に 未だ整備されていなかった当時の英国において画期的な出来事であった。この ように、バーナードホームの実践の中で起こった裁判闘争が、世論を喚起し、 子どもの施設における監護権を新たな法制度の実現を可能とさせたことに関 して第2章では考察を行った。そこで、第2章での考察を受けて、この1891 年児童監護法がいかなる条文の内容を持ち、それらはバーナードホームが1880 年代後半から経験した、子どもの施設における監護権をめぐる裁判とどのよう な関係を有しているのかという問題を第3章では取り上げていきたい。また、 1891 年児童監護法の条文が一連の裁判のどのような点に立脚して法整備がな されていったのか、そして、法自体の持つ限界と意義に関しても第3章では、 その内容を吟味し、具体的な法制度の確立とバーナードの裁判の関連について 言及していきたい。

#### 1. 本章の目的

英国における、1891年児童監護法は、施設への入所児童、あるいは養育委託 (Boarding・Out) や労役場にあり、親の監護を離れた状態にある児童に対し、親がその引き取りを求め、人身保護礼状等を提出した場合に、その親が子どもに対し、過去に放置したり、危害を加えたりするような行為が見られたり、今後もそうした出来事が起こることが予測される場合、裁判所はその裁量により裁判所が一定の判断を下せるとした法律である。これは、19世紀後半の、親権者たる実親の権力が絶大であった英国において、子どものための社会的な施設が、子どもの監護権を有することを保証し、1889年に制定された児童虐待防止法を、施設養護の観点から補足するものともなった。この 1891 年児童監護法

を成立に導いたのは、1880年代後半からバーナードホームが直面していた、施設に保護された子どもの親権(監護権)をめぐる、裁判闘争が背景にあったことはこれまでも確認してきたとおりである。第3章では、この1891年児童監護法の成立とバーナードホームとの関連を明らかにし、1891年児童監護法の成立の背景にあると思われるバーナードホームとキリスト教の児童救済運動との関連にも言及する。一定の歴史的な制約や限界に配慮しつつも、バーナードホームが子どもの施設における親権(監護権)を法的に可能にした歴史的背景と意義を明らかにすることを本章は目的とする。

本章ではまず、1880年代後半から 1890年代初頭にかけて、これまでみてきた、バーナードホームにおいて起こった院児の監護者(親)から求められた3つの裁判事例により成立していくこととなる、1891年児童監護法の成立過程を概観し、次に、1891児童監護法の概要を考察するにあたり、第2章で検討した3つの裁判事例の結果及び背景について再度確認し、19世紀後半の英国における子どもの監護権に関する社会的な背景を考察する。そして、こうしたバーナードホームの施設における監護権を保証しようとする背景にはキリスト教の児童救済運動があることを確認し、バーナードホームが児童の救済に尽力した宗教的な側面との関連についても言及する。第1章で確認したように、バーナードによる児童救済事業(Child Rescue Work)は、キリスト教福音主義(プロテスタント)の立場から、不道徳な環境にある貧孤児を保護、施設に収容し、さらに初等教育・職業訓練等を通じて、子どもの自活を実現することを目指すものであった。この点を念頭に入れ、本章の考察は進められる。

### 2. 1891 年児童監護法案の審議

### 2. 1 法制化への歴史的過程

21世紀の現代社会においては、こどもの養育、保護、教育への権利は法によって認められ、守られている。しかし、これらの権利は、児童養護実践史の文脈においても、法制史の分野等においても、長く苦しい闘争を経て得られたものである。それらは社会的責任、家族の責任、子どもが理解を求める態度から要請されたものである。19世紀の英国においては、児童虐待の事例が社会問題として取り上げられるようにはなったが、一方でそれらの虐待事例の多くには、家族の責任や安定を傷つけ、社会自体を不安定なものとするという理由で法が適用されなかった。シャフツベリー卿のような社会改良家でさえ、親の虐待から子どもを守る立法化のための支援を求めた 1871 年の手紙の中で、次のように書いている(Pinchbeck & Hewitt 1973: 622):

「あなた方が口にしている悪は、巨大で明らかなものである。しかし、それらは、法の彼方にある非常に私的で、家庭内の問題であるという性格を有している。そして、実際、そのことに関しては、私は議会でさえも相手にすることができないだろうと思うのだ」<sup>1)</sup>。このシャフツベリー卿の言葉は、家庭内の問題は、親の権限や立場が強いために、それ以外の立場から家庭の問題に対し

て介入したり改善を求めたりすることが困難であったということを示していると言える。つまり、社会の変革を目指す社会改良家たちの前には、児童虐待という改良すべき問題が含む公と私という問題が内在していたのである。

中世の封建社会崩壊以来生み出されてきた多くの貧困者のへの対策として定められた 1601 年のエリザベス救貧法は 19 世紀においては、もはやその法的効力のみでは、貧民の救済を教区において実現することが困難であることが明らかなものとなっていた。こうした事態を受けて 1838 年には親救貧法が制定される。またエリザベス救貧法を補う形で、浮浪者の発生の防止と農業人口の確保を目的として 7 年間の徒弟期間を定めた 1563 年以来の徒弟法2)の効力も産業革命の進展に伴い有名無実化していた。1834 年の新救貧法の制定はこのような産業構造の変化の影響を受けて要請されたものである。しかし、怠惰な貧民の軽減および救貧法予算の抑制という理由で、それまでの院外救済は廃止され、ワークハウスへの入所によってのみ救済が与えられ、処遇に際しては劣等処遇の原則が採用されるなど、新救貧法による市民の恩恵は小さなものとなるを得なかった。また、家族構成員全員によるワークハウスでの処遇も子どもの養育には悪影響を与えることも多く、こうした問題点ゆえに、子どもの生活問題に関し、バーナードホームのような博愛慈善事業の存在は重要なものとなっていたのである。

しかし、そうした博愛慈善事業に関わる団体は子どもを救済する際の法的な 権限を有しておらず、たとえ、親が子に対して危害を加えるという現状が把握 されていたとしても、子どもを施設へと入所させるためには親の許可が求めら れた。それは第2章で見てきた3つの裁判事例の展開からも理解できる。この ように 19 世紀後半の英国では、子どもを保護するための法的整備の必要性が 自覚されるようになってきてきた。法整備の必要から議会制定法として立法化 された 1889 年児童虐待防止法は著名である。親の虐待から子を守るための親 権の制約を法的に認める法律となった 1889 年児童虐待防止法は、本章で取り 上げる 1891 年児童監護法の基礎となる法律であると言える。しかし、1889 年 児童虐待防止法においては、貧孤児や生活問題のために博愛慈善団体が運営す る施設に収容・保護された子どもの監護権に関しては具体的な条文が存在しな かった。このため、施設における子どもの監護権をめぐる問題が、施設に子ど もを委託した親と施設側に起こった時に、同法律は十分な形では機能できなか ったのである。そうした現状下において、タイ、ロディ、ゴセージの3院児に 関わる裁判がバーナードホームに生じた。そして、それらの裁判の経過を受け て、施設における子どもの監護権を保証するための法整備の必要性が明らかに されてくるのである。

ところで、英国における児童虐待防止協会(NSPCC)の前身団体の一つであったロンドン児童虐待防止協会の会長を長年にわたり務めたのは、バーナードホームの支援者としても知られた福音主義を信仰するシャフツベリー伯であった。しかし、シャフツベリー伯は、福音主義の信仰とは関係なくロンドン児童虐待防止協会の運営を、むしろ超教派的に行っていた。つまり、親からの虐待を受けている子どもをロンドン児童虐待防止協会は保護する子どもの宗教

に関係なく保護していたのである。それは:英国の最初の児童虐待防止協会であるリバプール児童虐待防止協会やその後の英国児童虐待防止協会においても同様であった。児童虐待防止協会が超教派を推進した理由は、プロテスタントとカトリックの宗教対立を避けるためであった。19世紀後半の慈善事業の多くはプロテスタント・キリスト教との結びつきが強い団体によるものであり、それゆえにカトリックとプロテスタントにおいて子どもの信仰をめぐって、対立が生じることがしばしばあったのである。田邉(2006:49)では、「ロンドン児童虐待防止協会の命令で、プロテスタントの信奉者がカトリックの親から子を奪うために活動している」という噂が広まったということが紹介されてり、宗教間対立の問題と博愛慈善事業に緊張関係をもたらしていたことが伺える。本研究で対象とした3つの裁判事例も、カトリックとプロテスタントの信仰をめぐる問題が、裁判の争点の一つとなっていた。バーナードホームにおける、この宗教間対立は、後述する1891年児童監護法の条文の中にも示されている内容であり、本研究において、裁判内の議論だけではなく具体的な経過も具体的な条文の内容を検討する前に言及しておかねばならない事項であろう。

### 2.2 キリスト教宗派間対立の影響

1891年児童監護法の成立過程を考察する際に、その前提として、バーナードホームとカトリックとのキリスト教の宗派上の争いについて若干触れておかねばならない。それは、関連する子どもの洗礼の問題に端を発するものである。これは、第2章で見てきた3つの裁判事例においても問題とされた問題であるが、この院児のキリスト教の宗派の帰属問題は、それ以前の、ロンドンのイーストエンド地区における子どもの救済事業を巡る対立にも起因している。

機関紙 Night&Day の補遺として掲載されている記事、「Supplement to Night & Day、December, 1889」は、バーナードとカトリックとの関係につい て触れている。この中でバーナードは、一連の子どもの親権をめぐる裁判につ いて触れた後、カトリックの児童をバーナードホームがなぜ養育するケースが 出てくるのかという理由について言及する。それは、バーナードホームが貧困 と劣悪な家庭環境にある、スラムの子どもたちすべての救済にあるからであり、 その役割をカトリックの児童に対して行わなければならないはずのカトリッ ク側の司祭や関連団体が救済活動を行っていないからである、という理由であ る。補遺の記事は、現状として、バーナードホームの施設の一つである、労働 ハウス (Labor House) に処遇されている 110 人の貧困児童のうち、66 人がカ トリックの生れであり、バーナードホームの他の施設においても高い割合とな っているという点を紹介している。他のバーナードホームの施設はこれほどま での割合には達しておらず、5パーセント程度であろうとバーナードは説明す るが、施設入所以前にバーナードホームに申請を行うカトリック家庭に由来す る児童は、アイルランド出身のカトリック家庭を中心に、全体の20%に達して いたと述べられている(Night & Day vol13: 182)<sup>3)</sup>。

こうした、プロテスタントの信条で運営される施設が、どうしてカトリック

の子どもを処遇することになるのかという現状についてバーナードは、スラムの簡易宿などで、劣悪な環境にある児童を救済しようと活動しているカトリックの司祭や関連団体の人物に会ったことがない。子どもに対する救済活動がロンドンにおいては全く行われていないからであると説明する(Night & Day1889: 183)。同じ機関紙 Night & Day の 13 号(1889 年刊行)の「Rome and Rescue」と題する記事では、カトリックの洗礼を受けているにも関わらず、その貧困ゆえに施設入所を求めてくる子どもに対しては、その子どもが貧困(destitute)の状態であるかが確認され、当該の子どもが「Destitute」と判断さない場合は、施設入所を認めないという方針が示されている。児童救済という観点から、そして No destitute child ever refused admission という原則からバーナードホームは宗教の宗派を問わず緊急の場合は施設入所を受け入れる態度をとるが、それ以外の場合は慎重に、当該児童の立場を踏まえたうえで救済活動を行うことが明言されている。そしてその活動は、決して「改宗させる者」(Proselytizers)としてのものではないのだということが強調されている(Night & Day 1889: 24-25)。

このカトリック側とバーナード側の対立は具体的には 1887 年前後から始まっている。それ以前からバーナードホームは上記に挙げた、カトリックの洗礼を受けた子どもの施設収容を巡ってカトリック側からの批判を受けていたが、この時期に、当時の英国カトリック教会、マニング枢機卿(Henry Edward Manning 1808–1892)が、カトリックの貧困児童に対する救済活動を明言し、カトリックの立場からの児童救済に着手し始めたことが、それまでの対立をより深めることとなった $^{4)}$ 。こうした一連の流れを受けて、バーナードホームからマニング枢機卿宛に、枢機卿の秘書 Thomas Seddon を介して交わされた手紙のやり取りを紹介したものが上記の「Supplement to Night & Day, December, 1889」である。キリスト教の宗派を巡っての子どもの洗礼(信仰)に関する問題が、カトリックとバーナードホームとの間に存在し、一連の裁判においてこの点が懸案事項として上がっていたことは理解しておかねばならない点である。

バーナードホームとカトリックが子どもの信仰をめぐって裁判を進めていく中で、子どもの信仰についてカトリック側は、親が子どもの信仰を選択する権限を有しているという観点から、バーナードホームからの施設退所と親への子の返還を要請していった。ここに法と権利の問題が生じてくる。こうした法と権利の関係について補足するために次項では、19世紀後半の英国における法と権利の関係についても考察を行う。

#### 2.3 法と権利の関係

1891年児童監護法の成立意義及び同法が当時の英国に与える影響について、カトリック系の月刊誌 THE TABLET は、法案の審議が最終段階へと通過した 1890年6月5日の法案討議のための第2読会<sup>5)</sup>の実施に関して、カトリックの立場から、裁判所が子どもの親権に関して一定の権限を持つことを危険視し、

親が虐待や暴力等で子どもを養育することに適さない人物であると判断されただけで、子どもの親権を侵害されることの危険性を指摘している(Tablet1890,June,28:1005) 6)。1891年児童監護法案の第2読会では、親が刑に服している時や両者が離れ離れになっているときに、子が洗礼を受けている宗教での教育が受けられない場合や、親が子に対して信ずべき宗教を要請することができる法的権限(a legal right)などについても討議が交わされてり、施設における子どもの監護権と信仰の問題が慎重に扱われていたことが伺える。第2章で検討した、バーナードホームにおける、子どもの監護権をめぐる3つの裁判闘争は、バーナードホームが理念とするプロテスタントと、原告の親を支援するカトリックとの、キリスト教における宗派間の裁判という側面も含んでいた。裁判では、バーナードホーム側とカトリック側が、それぞれの立場を守るために、その正当性を主張し、宗教における信仰をめぐっての権利を獲得するための論争が重ねられたのである。

闘争により、法を確立し権利が獲得されていく過程に関して、19世紀、ドイ ツの法学者イェーリング (Rudolf von Jhering1818‐1892) は、「権利=法(レ ヒト)の目標は平和であり、そのための手段は闘争である。権利=法が不法に よる侵害を予想してこれに対抗しなければならない限り一世界が滅びるまで その必要はなくならないのだが一権利=法の生命は闘争である。諸国民の闘争、 諸身分の闘争、諸個人の闘争である」とし、権利と法の関係について述べた (Jhering=2013: 29)。ヨーロッパでは伝統的に「法」と「権利」とは同一の 言葉で表現されてきた。日本語で「権利」<sup>7)</sup>と訳される Right は、ドイツ語の Recht、フランス語の Droit、イタリア語の Diritto、スペイン語の Derecho 等 に対応する(川島 1967:30)。これらの語は元来、ラテン語の ius の訳語とし て中世末期から近世はじめにかけて使われるようになった言葉である(竹下他 編 2010: 16)。ラテン語の ius は「法」と「権利」の二重の意味を有しており、 法が制定される際に、その法と権利を主張するということの関係は密接に結び つくものであるとする考えが、西欧の伝統の中には根付いている。バーナード の裁判での闘争も、施設における子どもの監護権をめぐる、宗教的な立場も含 めた、権利の闘争が根底にあり、その論争により見出された問題が法として制 定されるように世論が喚起され、法の制定へと結びついていくという意味にお いて、このよう法と権利の関係を示す、一つの児童養護実践史上の出来事であ ると考えることができる<sup>8)</sup>。

### 3. 1891 年児童監護法案の審議過程

1891 年児童監護法は、1889 年にバーナードホームの施設の代表となった Meath 卿により、ゴセージケースにおけるバーナードの人身保護礼状に対する 違反、および審議中のロディケースの案件と関連して 1890 年 6 月、貴族院に子どもの親権に関する法案として提出された。これがいわゆる、Lord Meath's Bill と呼ばれる法案である。しかし、貴族院においては、こうした急進的な法案は審議に値するものではないとして、法案は議会を通過することはなかった

(Tablet1890,June:1005)。児童監護法案(custody of Children Bill)は再度議会へと提出され、1890年6月5日には第2読会の段階に入り、審議が開始されている(London Standard - Friday 06 June 1890,pg4)。カトリック側はこれに関して、法案を、子どもへの改宗を認めるものであるとして批判している(London Daily News - Friday 27 June 1890,pg6)。第3読会は翌月1890年7月17日に行われ、審議の結果、法案が通過した(Gloucester Citizen - Friday 18 July 1890,pg3)。

しかし、児童監護法案は親の親権の強さと、法案の持つカトリックとバーナードホームの対立という背景から、カトリック信徒中心のアイルランド系議員の反対によって法案は、8月の議会で廃案となってしまった(London Daily News - Wednesday 13 August 1890,pg3)  $^{9}$  。

しかし、1890年末に、一度は廃案となった児童監護法案は、再び、法制化の声が上がり、審議が再開されることとなる。これは第2章、2.6項で示した、1891年1月に Contemporary Review 誌に掲載された、Robert Anderson による Morality by Act of Parliament での、ゴセージケースにおけるバーナードの敗訴に対する問題提起の影響が大きいと言われている。また、ロディケースの控訴審に関心を示した大法官 Halsbury 卿の法案提出への尽力や、エクスターホールでの裁判の判決に対する公聴会での反論集会(Freeman's Journal Saturday 07 December 1889,pg6)が行われ、これらのゴセージケースの審判を通じての世論への影響が、法案成立を後押しすることともなった。

1891年2月2日の貴族院における審議では、再審議の第2読会を終え、その場では、子どもを、実親であっても虐待の事実が子に対して疑われる場合には、それらの脅威から子を保護することに重点が置かれ、そうした権限を、改宗を目的とする団体を除いて、慈善施設に持たせることを法的に認めることができるように審議を進めていくことが議論された(Morning Post - Tuesday 03 February 1891,pg2)。審議は前年の廃案の時とは違い、速やかに行われ、第3読会は、2月12日の審議で終了している(Morning Post - Friday 13 February 1891,pg4)。そして翌月の3月20日には、児童監護法案は、その法案成立のための議会での同意を得ることとなったのである(Morning Post - Saturday 21 March 1891,pg2)。

このように 1891 年児童監護法は、英国慣習法の伝統における親権の強大さゆえに、時期尚早として、いったんはその法案が破棄されることとなったが、施設における子どもの監護権の重要性、子どもの虐待からの保護という観点から、審議が再開され、それ以降は早い日数を経て審議がなされ、議案が議会制定法として認められることとなったのである。この法案の法制化を促した一人である、法律家のロバート・アンダーソン (Robert Anderson) は 1841 年、ダブリンに生まれたバーナードと同郷の人物である。かつてはバーナードホームの事務所に勤務したこともある、キリスト教、プリマス・ブレズレンの説教者であった (Wagner1979: 176)。アンダーソンは 1888 年にロンドン・イーストエンドのホワイトチャペル地区スピタルフィールズで起こり、市民を震撼させた連続殺人事件である、いわゆる「切り裂きジャック」(Jack the Ripper)

事件の捜査を担当した(Chief of the Criminal Investigation Department of the British Government)ことでも知られている(Shugart2012: 58/2481)。また、アンダーソンはプリマス・ブレズレンの説教者として、多くの聖書に関する著作も刊行している。アンダーソンは、法において、特に刑法の分野において関心が高く、子どもの権利保障や権利擁護という観点から、ゴセージケースの審議過程と問題点に着目し、児童監護法案成立の重要性を意識したと思われる。また、バーナードと同郷であり、同じキリスト教の宗派を信仰していたこともバーナードを擁護する立場に立ったことの理由とも言えよう。バーナードは、こうしたキリスト教、福音主義の流れを汲む宗派の人々の支援を受け、自身の児童救済事業もプロテスタントの福音主義を掲げる施設として事業を展開していた。こうした子どもの権利擁護に立脚した法の整備をバーナードホームは、自らの実践を通じて経験していったのである。

# 3. 1 子どもの権利擁護に関する法制定の背景

19 世紀後半の英国では 1889 年の児童虐待防止法の制定に代表されるよう に、子どもと親の関係についての一定の線引きをするための法整備が行われ始 めた時代であった。問題を有する親権者の親権を剥奪する法制度は 1840 年の 未成年者重罪法(Infant Felons Act1840,3&4 Vict.c.90)によって認められて いた。これは、親権に対する干渉の力が弱かった 19 世紀前半において、重罪 を犯した児童について、その主たる原因が親にある場合は、その親からの悪影 響を断ち切ることを理由に、当該児童を親元に戻さないことを認める法律であ った(川田 1997: 229-230)。また、1857年に制定された授産学校法(Industrial school Act 1857, 20&21 Vict.c.48) では、児童が浮浪児として、身柄を拘束さ れた場合に治安判事は、その児童が 14 歳に達するまでのすべてあるいは一部 の期間に児童を強制的に枢密院教育委員会の認可した授産学校へ送ることが できるとした。1857年授産学校法では、親は12カ月を超えない期間に、子ど もの生活上の問題等責任を負う旨の誓約を書面で伝えれば子を連れ戻すこと ができ、子どもが親のもとにもどってから再び浮浪児となった場合は罰金を親 に請求することができた。同法は、犯罪者の温床となると考えられた貧困層の 児童に対し、職業教育を施すことを目的としていた (川田 1997: 231) 100。子 どもの保護機能を有する法制度が整えられはじめた 19 世紀の英国ではあった が、子どもの養育に問題を持つ親の親権を剥奪することは未だ困難であった。 そして、それまでの親権概念の問題に対して法的な保護を進める第1歩を示し た法律は、1889年の児童虐待防止法 (Prevention of Cruelty to and Protection of Children Act)であったと言える。同法は第1条において「14歳未満の少 年または 16 歳未満の少女に関し、監護権を有し、または、これを統制し、も しくは、監護権を委託されている 16 歳以上の者で、その少年または少女の健 康に対し不必要な苦痛または傷害を与えるような仕方で故意に虐待を加え、ま たはこれを放置・遺棄し、もしくはかかる虐待・放置・遺棄を受けさせ、また は、受けるに至らせた者は、軽罪となす。この罪につき、正式起訴により有罪

決定を受けた者は 100 ポンド以下の罰金、またはこれに代えて、もしくは、罰金を完納しない場合に、あるいは、罰金に併科して 2 年以下の重労働つきの拘禁または重労働のつかない拘禁を裁判所の裁量で課せられるものとする」とした(秋元 2004: 27-28)  $^{11}$  。また、同法は第 5 条において、14 歳未満の少年または 16 歳未満の少女に対して監護権を有する者が、第 1 条に反する違反を犯し有罪を受けている場合に、児童から監護権を取り上げ、監護の意志のある血縁者あるいは裁判所が示した適任者の監護を託することを定めている(平田 2010: 304) 。 1889 年児童虐待防止法は、児童虐待の問題に対して、声なき声に耳を傾け、子どもを法的に守ろうとした英国最初の法律であった  $^{12}$  。

バーナードが、3つの裁判事例を通じて、世論に喚起を求めたのは、施設に保護された院児が、虐待・暴力・育児放棄等で子どもに危害を加えるようなことがあっても、その返還が親の要求であるならば、それが認められるという、全体的な親の親権の強大さに対するものであった。歴史的に英国の法律は慣習法を重視し、親権においては特に父親の権限が絶対的な強さを有していた。これに対し、母親の権限も認めようとする法的な動きが 19 世紀半ば頃より起こり始め(例えば 1839年 The custody of Infant Act)、子どもの親権の義務的側面や権利的側面、すなわち、保護監督権・請求権・統制及懲戒権・宗教決定権・家族手当受領権等に関する見直しも当時、問われ始めたのである。貧困化にある要保護児童に対して、国家が何らかの責任を負うという考えは、英国においては 16 世紀から発展し、それはいわゆる「国親思想」(パレンス・パトリエ概念)において集約される130。

バーナードは、院児の親権がバーナードホームに認められることは現行の法律では、困難であり、親権を理由に親に、院児を戻して再び虐待が繰り返される可能性を憂慮した。ゴセージケースの第 1 審において不利な立場にあったバーナードは、施設の理事である、ウィリアム・ベーカーのアドヴァイスを受けて、ゴセージケース裁判の問題点を示すことした。このときの彼のアピールが先に見た「Before My Judge」である (ND14,1890: 1-56)。

### 3.2 議会における法制化のあり方

いったん廃案となった児童監護法案を、再度、審議の場へと戻した要因は、宗教的な宗派間の対立を超えて、子どもの権利擁護のための、施設における子どもの監護権に関する法整備の重要性が訴えられたということにあった。この法整備を後押しした、アンダーソンの「Morality by Act of Parliament」 (Anderson: 1890)では Act of Parliament $^{14}$ ) すなわち法律あるいは国会制定法のあり方についての言及がなされている $^{15}$ )。アンダーソンは 1890 年末に閉会した直近の国会会期での、貴族院大法官ハーシェル卿 (Farrer Herschell, 1st Baron Herschell GCB, PC, QC 1837-1899) による、裁判所における法的権限の強化の必要性に関する提案を紹介し、議会制定法において、社会における道徳観、正義の実現されることの重要性を示そうとする(Anderson1890: 77)。ハーシェル卿は 1866 年未成年者後見法(The Guardianship of Infant Act

1866) の立法化に関わり親権における母権の父権との同等性の実現に尽力した人物の一人として知られている。1866年未成年者後見法の審議過程にあたり、第 1 次法案提出者の一人であるジェームス・ブライス議員 (James Bryce 1838-1922年) は、母親の監護権あるいは面接交渉権を高等裁判所レベルでの審議で行うにとどまらず、地方裁判所や州裁判所においても管轄権を求めていた(Griffin2012:96-97/352 Kindle version)。

しかし、当時の社会において、裁判の対象が階級的金銭的な理由から、貧困 層が裁判を申し立てることは実現が難しい事柄であった。それゆえ、それは貧 困家庭の女性の監護権に関する法的な権利は対象とされないものとなってい た。これに対し、ハーシェル卿は、法案がより貧困状態にある女性に対しても 適応できるようにと意義を唱え、最終的にはブライス議員の法案を「上級裁判 所に申請をするための費用にも時間にもことかく貧しい人々の事件に応ずる ため」(川田 1981: 130)という下級裁判所への管轄権の付与へと導く提案を 行った。このように、アンダーソンが議会における法制定のあり方を問うた 「Morality by Act of Parliament」執筆の背景には、19 世紀後半のイギリスに おける相次ぐ新しい議会制定法の成立の中で、貧困層や社会的弱者へと目を向 けた法制定の必要性が意識されていたということを見て取ることができる。ハ ーシェル卿の両親 Helen Skirving Mowbray と Rev. Ridley Haim Herschell はプロシア(ポーランド)出身でユダヤ教徒であった。しかし父 Ridley Haim Herschell は青年時代にユダヤ教からブレズレンへと改宗し「ユダヤ教への英 国福音伝道普及協会」(The British Society for the Propagation of the Gospel among the Jews) を 1842 年に設立した (Henderson2006: 111/196,Kindle version)。この背景からハーシェル卿もプリマス・ブレズレンを信仰する流れ に属していた。またバーナード自身もプロシアのユダヤ人系の家系に属してい ることは興味深い事実である。そしてアンダーソンも、プリマス・ブレズレン の説教者として活動していた経歴があり、同じプリマス・ブレズレンの信仰者 という共通の信仰の下、バーナードの実践は、関連する政治家の支援を受けな がら進められていったのである。

アンダーソンは「Morality by Act of Parliament」において、「We deal crime, not with vice.」すなわち、我々は悪徳ではなく犯罪を扱う、という行動原理を紹介する。これはアンダーソンによれば、警察や治安判事においては適合するが、議会においては適用されえないものであるという(Anderson1890:78)。自分の娘に対し大きな暴力をふるった際は、それは犯罪として扱われるにも関わらず、それが小さな暴力であった場合は、悪として扱われるのみである。また、禁酒が指定されている場所での飲酒は犯罪となるのに、認可されている地区での飲酒は認められている。そうした法の側面に関し、アンダーソンは問題提起し、こうした矛盾に対して、道徳的基準を創り出す場が国会であり、その確かな信頼が国会制定法(by Act of Parliament)なのだと説明する(Anderson1890:79)。この「Morality by Act of Parliament」の中で、アンダーソンは、いくつかの事例の一つとして、バーナードホームの、子どもの監護権をめぐる裁判事例からゴセージケースを取り上げ、犯罪としてではなく、

虐待の悪徳という観点でしか、ゴセージの母の行為について法が裁くことのできないという問題点を指摘するのである(Anderson1890: 81-82)。

本来ならば犯罪として司法の場で裁かれなければならない問題が、悪徳として放置されている問題に対してアンダーソンは憂い、国会制定法のあり方を問うことにより、いったん時期尚早として廃案となった児童監護法案の議案再提出を側面から支援したのである。こうして児童監護法案は 1891 年 2 月により再び、読会の機会を得ることとなったのである。

1891年2月6日の審議(HL Deb 06 February 1891 vol 350 cc113-33)では、ミース卿とハーシェル卿が審議の中で、法の修正を議論しつつ、虐待の疑いがある子どもに対する裁判所の権限強化について議論を重ねている。児童監護法の法制化は、バーナードが一連の3つの裁判事例から問題点を世論に訴えつつ、自身のキリスト教、特にプリマス。ブレズレンのネットワークを活用しながら実現に向かっていったものであるということができるだろう。

#### 3.3 3つの裁判事例のまとめと法制化との関連

これまで、言及してきた、一連の子どもの親権をめぐる3つの裁判事例を整理し、相互の関連についてここでは再度言及する。一連の裁判の経過で問題とされた事項が1891年児童監護法案の条文では反映されており、その内容を再度確認する必要があるからである。

3人の院児マーサ・アン・タイ(Martha Ann Tye 女児)、ジョン・ジェームス・ロディ(John James Roddy 男児)、ハリー・ゴセージ(Harry Gossage 男児)は、親からの身体的虐待、ネグレクト等の理由でバーナードホーム施設入所を依頼された。 3 人の院児は親権者たる親が、自らの嫡出子に対して、虐待という形で危害を加える危険を有していた。 3 人の院児がバーナードホームに預けられた背景は表 3-1 (次頁)のとおりである。

第2章第1項で取り上げたタイケースで、マーサ・タイ (当時 16 歳)は、母親からの虐待を受け、路上で生活をしていた。その後、ブリストルのジョージ・ミュラーの施設で、保護され、その後バーナードホームに収容されることとなった。タイは母親からの虐待の事実について、物乞いで得た金銭を家に持ち帰らないと、自分は父親から殴打されると保護した施設関係者に証言した。

2つ目の事例であるロディケースは、母親のネグレクトにより体重が減少し飢餓状態にあるジョン・ジェームス・ロディを巡る出来事である。1888年4月、ロンドンの路上で保護されたロディは、当時9歳6ヶ月であった。ロディはバーナードホームに保護されることとなった。ロディは、低所得者層の家庭に属してはいたものの、障害児でも、貧孤児でもなかった。母とともに、ソーホー、オックスフォードストリート周辺の Carlisle ストリートに住んでいた。バーナードホームは、飢餓とネグレクトの危険および親の不道徳な習慣、性格を問題視し 1888年6月19日、ロディの施設入所を許可している。

上記2つの事例を受けて、第3項では、ゴセージケースについて考察を行った。1888年、当時10歳の男子児童、ハリー・ゴセージは、ドーバー近郊フォ

ークストンで警察に保護され、ワークハウスに収容された。その後、バーナードホームに入所することとなった。ゴセージの父は既に死亡し、母はゴセージを、生活苦を理由にオルガン弾きの辻音楽師 2 名に売り渡していた。オルガン弾きはゴセージに虐待を加え、食べ物を与えない等の行為を行った上、ゴセージを路上に放置し、その後ゴセージは保護されたのであった。

#### 表3-1 バーナードホームへの入所理由と経過

#### タイケース:マーサ・アン・タイ Martha Ann Tye

Martha Ann Tye (当時 16歳)は、路上で物乞いをしているところを、ブリストルのジョージ・ミュラー(George Fredrick Müller 1805-1898)の施設、New Orphan House の前で、保護され、その後ウスターからバーナードホームに収容されることとなった。バーナードホームに Tye に関する問い合わせがあったのは 1888 年 5 月のことであった。Tye は母親の義父から性的暴行を受けており、刑務所から出所後も Tye に物乞いを強制していた。保護された時、Tye は、物乞いで得た金銭を家に持ち帰らないと、自分は父親から殴打されると保護した施設関係者に話した。こうした環境下にあった Tye は、義父から離れた場所に措置される必要があった。

#### ロディケース: ジョン・ジェームス・ロディ John James Roddy

1888 年 4 月、ロンドン市メイダヴェール在住で、地区のエマニュエル教会の教区訪問員、Miss Le Lierre に路上で出会った。当時ロディ 9 歳 6 ヶ月であったが、その容姿はやせ衰えており、同年代の子どもの体重と外見的に比較してみても、その窮状は明らかであった。Lierre 女史は、ロディの保護をバーナードホームに依頼し、そこからバーナードホームとロディの関係が始まった。ロディは、低所得者層の家庭に属してはいたものの、障害児でも、貧孤児でもなかった。母とともに、ソーホー、オックスフォードストリート周辺の Carlisle ストリートに住んでいた。

母の Mrs. McHugh(Margaret McHugh マキュー夫人)は掃除婦の仕事をしており、日常的にロディの育児を放棄し、仕事のない日は飲酒し、仲間の女性たちと酒場にたむろしていた。バーナードホームは、ロディの保護に当たり、その要件として、飢餓とネグレクトの危険および親の不道徳な習慣、性格を問題視し 1888 年 6 月 19 日、Lierre 女史からの出されていたロディの施設入所を許可した。

#### ゴセージケース:ハリー・ゴセージ Harry Gossage

1888年、9月、10歳の男子児童、ハリー・ゴセージは、ドーバー近郊フォークストンの路上を彷徨っていたところを警察に保護。その後、バーナードホームの委託による子どもの巡回を担当していた、英国教会、Edward Husband 牧師により施設への入所要請がバーナードの元に届いた。Husband 牧師の報告によれば、ハリーの父は既に死亡し、母はゴセージを、生活苦を理由にオルガン弾きの辻音楽師 2 名に売り渡した。オルガン弾きはゴセージに虐待を加え、食べ物を与えない等の行為を行った上、ゴセージを路上に放置した。路上で飢餓状態にあるゴセージはワークハウスへと収容された(参照 Night&Day1889: 170)。

これらの、施設における院児の監護権を巡る3つの裁判について、バーナードは約4年間に渡り訴訟と対峙したが、施設が子どもの親権を有することは法律的に認められてはいなかったため、バーナードは批判を受け、裁判に敗れ罰金と裁判費用の支払いを命じられる事となった。この裁判の背景には宗教的な背景があり、院児たちの母親がカトリックと関係があったことから、カトリック勢力が裁判の後押しを行い、バーナードホームは裁判を有利に進めることが出来なかった。

判決で、ロディケースにおいては、ロディを親元に帰すことが決定された。タイケース、ゴセージケースは、バーナードが、院児 2 名を、初期の段階で、引き取りたいと申し出ていた人物に引き渡した。2 名の院児の委託先についてバーナードが詳細を聞いていなかったことと、詳しい住所を教えることを申し出た2名の人物から拒否されたこともあり、不明になっていた。しかし3名の院児を親権者への戻すという人身保護令状はいずれも妥当なものとされ、2つの裁判でバーナードは、当該の院児を法廷に連れてこなかったということで、法廷侮辱罪とされ、罰金の支払いを命じられた。

裁判のおおまかな終結は、1892年7月25日の、ゴセージケースに関する、貴族院における上訴裁判の判決において出された。バーナード側は、一審の判決においてゴセージの捜索を命じられていたが、結局探し出すことはできなかった。しかし、その後のゴセージ少年のカナダでの消息については、新聞記事でも紹介がされており、1892年9月3日(土)の The Times 誌において、「8月22日、The Montreal Daily Witness 誌がドクターバーナードと彼の母との間で、その失踪が原因で訴訟となっていた、ハリー・ゴセージ少年の発見を伝えた」という記事を確認することができる。

ここでは、ゴセージ少年が、カナダ渡航後にモントリオール郊外の農場に雇 われ、その後、農場を辞め、モントリオール市内および郊外の周辺で生活して いることを伝えている(The Times, London, Sat,Sep3,1892,page12)。新聞 記事は「Discovery of Henry Gossage」(「ヘンリー・ゴセージの発見」)と 題され、バーナードが裁判によりゴセージ少年の消息を明らかにすることを求 められ、その過程でゴセージ少年の所在が明らかになったことを明らかにして いる。ゴセージ少年は、記事によれば、「Gossage had spoken to his employer about Dr.Barnardo's Home, of which he seemed to have pleasant recollections.」という形でバーナードホームの思い出をよいものとして捉えて おり、自身の母親に関しては「Almost the only things he appeared to remember about his mother was that she used often to thump him」と、母 親の思い出はしばしば殴打されたことしかないと述べている。新聞記事からは、 ゴセージ少年の植民地での生活が、必ずしも幸福なものだったという訳ではな いという事実を伺うことができるが、同時に、母親の養育下での虐待や殴打が 日常的に繰り返される生活とカナダでの生活のどちらが少年にとってよりよ いものであったのか、あるいは利益となるものであったのか、と言う点は児童 養護実践が抱える根本的な問題の一つであると思われる。

記事はこうした様子を伝えてはいるが、調査機関を通じてバーナードホーム

がゴセージ少年を見つけ出すことはできなかった。こうした状況も踏まえて、ゴセージケースに関する最後の裁判は 1893 年 5 月 18 日 (木) に開廷された。裁判において、ゴセージの消息を明らかにすることはできなかったが、バーナードホームは法廷で求められた要求に対し、十分にゴセージの捜索活動に努めたことが評価されるとともに、改宗のためにカトリックの洗礼を当時受けていたゴセージを施設入所させたのではないと言う点も認められることとなった。こうしてバーナードへの人身保護令状は返還(return)されることとなった(「THE END OF THE GOSSAGE CASE」 — Sheffield Evening Telegraph - Saturday 20 May 1893,pg2)これが、第 2 章で確認した、施設における子どもの親権(監護権)をめぐるバーナードホームが直面した裁判の結末である。

バーナードはもう裁判を継続することはしなかった。当時既に児童監護法が成立しており、施設における子どもの親権をめぐる問題に関しバーナードは敗訴したもののその問題点を世論に提起し法の成立まで至らしめたことは、その後の法と社会福祉の関係を考える上で重要な歴史的な転換点の人物となったと言える。

#### 4. 1891 年児童監護法の概要

第2章での具体的な3つの裁判事例の内容、そして、それらの裁判を受けての1891年児童監護法成立に至るまでの背景(本章第1項~第3項)をこれまで概観してきた。第3章ではこれまでの部分で、バーナードホームとカトリック勢力との対立、法と権利の関係について言及し、1891年児童監護法の概要を理解するために必要な前提として後列してきた。これらの前提の上に第4項では、具体的に1891年児童監護法の条文内容を確認しその内容を明らかにしていくこととする。第4項では、最初に具体的に条文の内容を提示し、その条文内容を確認した上で、それらの持つ意義やバーナードホーム児童養護実践との関連について言及していく。1891年児童監護法は全6条の条文からならいさな議会制定法である。しかし、その大小に関係なく、1891年児童監護法は、バーナードホームが当時直面した児童養護実践上の問題を、法的に、そして子どもの権利擁護の視点から制定法に繋げていったということで大きな意義を持つと本研究は考える。そうした、バーナードホーム自身の実践を支える法となった1891年児童監護法の意義と、後の子ども家庭福祉実践の中で歴史的に果たした役割の両面から考えていきたい。

#### 4.1 各条文の特徴

児童監護法のそれぞれの条文は、一連の3つの裁判の経験の中で、バーナードが体験した、法制化がなされていないがゆえに、その問題解決に苦慮した事柄が反映されている(参照以下、表3-2)。第1条と第3条では、絶対的な親の親権から、施設が子どもの保護を行おうとしても、仮に親側の虐待行為が

認められうる事例でも、親からの要求があれば子どもを親元に戻さなければならなかったという点に光が当てられることとなったし、第2条では、施設に預けたまま、施設に必要な養育費を払おうとしない親への法的な対応や子どもの生活場所への施設側の自由裁量が認められることとなった。また、宗教上の問題が起こったこの3つの裁判の経過に対応するかのように第4条と第5条では、子どもの宗教上の問題に関する条項が定められている。

#### 表3-2 1891年 児童監護法の概要

## 第1条

子の親が、子の引渡しを求めて、人身保護礼状を高等法院に求めた場合、裁判所は親による人身保護礼状の請求を拒否しうることが基本原則である。子の利益擁護の観点から、親の権利行使を制約する意図がそこにはある。

#### 第2条

子どもの人身保護礼状が仮に提出された場合に、法廷は自由裁量において、里親や養育委託、スコットランド等遠方への委託を行うことが可能である。その際に親は、その費用を速やかに、養育する側にその子どもの養育にふさわしい額を支払うことを求める権限を法廷は有する。養育の資金の返済要求する権限。

#### 第3条

親が a 自分の子どもを捨てたり、b 自分の子どもを他人に、長い間その人の負担で育てさせていたり、救貧法連合の管理者に払わせている場合、そして法廷で子を育てる親としての思慮に欠けた様子に満ちた場合に、法廷は、親が親権を主張したとしても子どもを親に引き渡さなくてもよい。親の行動を省みて、法廷が要請を出せる権限が意図されている。

#### 第4条

親権の申し出があったときに、法廷が、その子どもの親権者として親がふさわしくないと判断、他の宗教の下で育てるべきだとみなした時に、親が親権を行使してこれに意義を唱えても、法廷はその宗教が子どもをよりよく育てるのに適切なものである場合は、それが妥当であるとみなす力が法廷には有る。また、法廷は出された申し出に対して、子どもを束縛することなく、自由な選択を行わせるのであり、何も干渉は行わない。子どもの宗教教育に関して法廷の権限が強化された。

#### 第5条

この法律における「親」person は子どもに対して法的責任を持つことのできるあらゆる人のことを意味する。そしてその「人」person にはあらゆる学校 school、施設 institution も含まれる。

#### 第 6 条

この法律は略して(short title)、Custody of Children Act, 1891 と呼ぶ

※児童監護法の英文に関しては本研究巻末の「補遺 参考資料①」を参照

後世への法律上の問題点としては、子ども移民や遠方への子どもの移住に関する決定権が、施設側に強い権限で与えられているという点がある。当時の社会的背景、英国国内の生活環境や人口増大から考えれば当時はよい選択であると考えられた方法論については、子どものよりよい福祉のための実践としては、限界もあるといえようが、後述するように。子どもの権利を保障しようとする先駆けのひとつとなったと思われる、このバーナードホーム実践と、児童監護法成立との関連は注目すべき点であると本研究は考える。

1891 年児童監護法は、実質は4つの小さな条項からなる、小さな立法である。それでは、その各条文は具体的に、バーナードホームの、子どもの監護権をめぐる一連の裁判のいかなる面を反映しているのであろうか。そして、ここでその条文の具体的な内容を示し、その内容がいかなるものであるかということを提示することの意義は、以下の点にある。それは、児童監護法の条文が、バーナードホームにおける子どもの監護権に関する裁判において経験された出来事が、反映されていることを確認するためである。その3つの院児にかかわる裁判の具体的な概要は第2章で考察したとおりである。その内容を踏まえつつ、1891 年児童監護法が制定されたことにより、それまで法的に問題となっていた、施設における子どもの福祉についてどのような問題点があり、法の制定によって、いかなる問題解決の進展が見られたのか、という点を、条文そのものに触れることにより再び、以下で確認しながら、児童監護法の条文を通じてのバーナードホームの実践と法との関連を明らかにしていきたい。

#### 第 1 条

高等法院あるいは民事訴訟院へ、親が子どもを呼び出してほしいということに関する令状や手続きの申し出がある場合に、親が子どもを棄てたり、育てる義務を放棄したり、または、そのように顕著に振舞うのであるならば、法廷は子への連れ戻し(production)を求める親の権限を拒絶すべきであり、その自由裁量において、令状や、なされた要求を拒絶する可能性を有するという見解(of opinion)を持つ。

(子どもの連れ戻しについての法廷の権限の強化)

第1条は、バーナードが3つの裁判において、子の家庭への「連れ戻し」において、事実上反論することができなかった経験が反映されている。裁判において、バーナードは、タイケース、ロディケース、ゴセージケースにおいて、いずれも人身保護礼状(writ of habeas corpus)が親から裁判所に請求され、実の親がバーナードに対して実施の家庭への返還を求めたことが正当なものであると解され、バーナードの立場は裁判において不利なものとなっていた。第1条では、人身保護礼状の請求において、親の側に、子どもの遺棄、育児放棄等の請求が裁判所に提出された場合に、裁判所はそれが親の権限であったとしても、拒絶できることが可能になっている。ただし、実親の持つ親権の強さ

のため、その権限はなされた要求を拒絶する可能性があるという文言にとどまっている。しかし、施設における子どもの監護権を法的に守る権限を裁判所が持たなかった時代において、虐待の可能性がある親の連れ戻しに対し、一定の拒絶する可能性を法律の中に明記することを可能にしたことは、子どもの福祉の歴史の上で大きな進歩であると言える。

#### 第2条

もし、子どもの連れ戻しについての令状や要請の申し出があったときに、親以外の人物に育てられた子ども、あるいは、救貧法連合の管理人によって養育委託された子ども、スコットランドの教区に養育委託された子どもについて法廷は、親が子どもを放棄していた場合は、法廷はその自由裁量において、子どもの養育期間において実際にかかった費用のすべてを、その事例のすべての状況を見た上で、法廷は公正そして理にかなった形で、親は、そのような人々や救貧法連合の管理人、あるいは地方の教区の委員に費用の支払わなければならないということを速やかに要請する。

(子どもの養育の支払いについての法廷の権限の強化)

第2条においてはロディケースにおける問題点が法的に明確化されていると 言える。ロディは、上述したように、親の連れ戻しの際に、施設が彼を変換で きない理由として、ロディを 1889 年 10 月 1 日に、ロンドン郊外、ハンチント ンシャー教区へと養育委託(Boarding-out)したためである、という理由を挙 げている。また、バーナードは、母マーガレットが、ロディを施設に入れるこ とに同意した後も、養育にかかる費用を支払うことをしなかった。全く収入が 閉ざされていたというわけではなかった、母マーガレットが、養育費を支払わ ないということは、子どもの成長に関心を持たず、施設の要請にも耳を傾けよ うとしなかった無関心な態度が読み取れるように思われる。第2章でも述べた ように、ロディケースの特徴は、ロディの家庭が、ひとり親家庭ではあるけれ ど、バーナードホームにおいては貧孤児とは認定されずに、虐待が問題視され て救助されたという点であった。ロディの家庭は、貧困家庭ではなく、施設へ の支払い能力のある家庭であった。にもかかわらず、母マーガレットはロディ の養育費をバーナードホームに支払うことはなかった。このような問題の解決 方法は、具体的に法律によって規定されることはなかった。ゆえにバーナード はマーガレットに対し、ロディの養育費を法的に請求することはできなかった のである。第2条は、裁判所が該当する機関に対して、その機関が子どもの養 育機関にかかった費用を請求するための法規を規定し、この問題の法的解決を 可能にした。

#### 第3条

親が: (a) 自身の子を棄てたり、育てる義務を放棄する場合、あるいは(b) 長期間にわたり、親が子の養育義務を自分の子が他人の金銭により、他人に育てられていたり、救貧法連合の管理人によって育てられていたということが認められた場合、あるいは、法廷に出廷を求められる用件を満たすような、子どもへの養育の思慮分別さが欠けていた場合が認められた場合に、仮に親が子どもの利益(welfare)に適っていない、あるいは親は子どもの親権者としてふさわしい人物であると主張したとしても、法廷は、子の親に対して、子どもを親の元に返すことを認める許可を出してはならない。

(法廷での親への指導 (conduct) についての要請)

裁判所は、これまで述べてきたように、親の親権の強さから、当該の親が子に対して虐待の可能性があったとしても、確実にそれが証明できるものでなければ、子を親から引き離すことは、コモンローの伝統上、難しいという現実があった。しかも、親から子を引き離す際の施設における監護権についての法制度は整備されてはいなかった。子どもが親から捨てられ、棄児となった場合や、養育の思慮分別に欠けていた場合、親が親権を行使したとしても裁判所は、第3条では、親に対する子どもからの分離を要求することができる。ゴセージケースにおいて、ゴセージは、親から捨てられ、オルガン弾きに売り渡されたにも関わらず、後に身柄の返還を要求された。こうした場合に、児童監護法成立以前であるならば、ゴセージの返還を拒むことは困難であった。しかし、この条文により、ゴセージの親への引き渡しを裁判所は止めることが可能となる。

#### 第 4 条

親による、子どもの所有や子どもの親権についての申し出において、法廷が、親は子の親権を持つべきではないという見解(of opinion)を持ち、親が、異なる宗教で育てられたことについて、親がたとえ、子は(自分たちの下で)育つべきであるという法的権限を有していると主張しても、法廷はそのような要請に対して、安全であると思われるという点に即して、親は子が育つべき宗教の法的に要求する権利があるとする主張を、そうすべきではないとする権限を持つ。この法の中には、子に干渉し、法廷の力で、こうせよという形で意見を求めるようなことは一切含まれていないし、子が自身の選択の経験をもっていまや所有している権利を傷つけることもしない。

(子の宗教的教育についての法廷の権限の強化)

子どもの親権を巡り、3つの裁判では、その宗教的身上がともに問題とされた。3人の院児は、バーナードホーム側としては、カトリックの洗礼を受けてはおらず、プロテスタントの信仰を持つ家庭環境の中で成長してきたと理解された。しかし、バーナードホーム側の理解に反して、3人の院児はカトリックの洗礼を受けた児童であり、その宗教的な身上が問題となった。第4条においては、親側が宗教的な理由から、施設側や保護している者に対して裁判所が子の宗教教育に関して判断を下す権限を有していなかった点に対する法的整備がなされている。バーナードが3度にわたり敗訴した理由のひとつに、この信仰する宗教の問題と、それに対する司法上の権限の欠如がある。第4条はそうした問題に対して法廷の権限を強化する内容となっている。

# 第5条

この法律の論点として、子の「親」(parent)という表現は、そのような子や親権を与えられた子を養育する法的責任を有する、あらゆる人を含んでいるということを挙げる。そして「人」とはあらゆる学校や施設をも含むものである。

(「親」parent と「人」person の定義)

#### 第6条

この法律は the Custody of Children Act と略称される。

(略称 short title)

第5条と第6条は1891年児童監護法の対象に関する確認を行う条項となっている。子の「親」であるということは、育ての実親や血縁関係にある者だけではなく、子どもを養育する法的責任を有するあらゆる人にあるのだということを第5条は確認している。つまり、バーナードホームという、院児を救済で護し、自立を支援する団体がその院児を養育する法的な責任を有しているが高いは学校は、その子どもの親権者として認められうる存在・機関であることがそこでは確認されている。これは、子どもの監護権がのみならず、施設や学校にも有するものであるということが法的に確認された条項であるといえる。バーナードホームは、3つの裁判の中で、院児たちの親権者は、彼らの親であるという理由で、子どもの親権を理由として、子どもの返還に応じなければならず、それに反しているということで人身保護礼状子ともの監護権が施設にもあるとうことがこの条項により、法的に認められることとなった(ただし、タイケースとゴセージケースは、院児を引き取った人物の所在が不明で、実母への返還は叶わなかった)。

以上、1891年児童監護法の条文は、バーナードホームが経験した、虐待の可能性があるにもかかわらず、実子の親権と宗教上の問題等から、子どもを保護

しようとしたバーナードホームの創設者バーナードが、子どもの親への引渡しを拒否しているとされたために人身保護礼状の請求を受け、結果として、施設における子どもの監護権を認められなかった事例がその成立に大きく影響している。そして、1891 年児童監護法の成立は、バーナードの裁判のみの問題ではなく、施設における子どもの監護権が法的に確立しておらず、そのことが原因で、子どもの人権や安全保障が侵害されるという問題を提起することになった。そしてその法的な措置として、バーナードホームに関連する、政界関係者や有識者の尽力もあり、1891 年児童監護法が成立することとなった。

#### 4.2 条文の宗教的な側面

バーナードは児童救済の観点から、子どもたちを不道徳の危険から救出することを強調した。バーナードホームの方針は、生活問題を抱えるすべての子どもを、キリスト教的な観点から、救済することにあった。バーナード自身、自らの施設を、「プロテスタント」の「クリスチャンホーム」である、と述べている(表3-3)。

表 3-3 バーナードホームの宗教的信条(Night & Day: 1891: 9)

バーナードホームのキリスト教的な施設運営の概要

- ①すべての信条の子ども、何人をも受け容れる
- ②キリスト教会のすべての諸教派からの援助を受ける
- ③あらゆる教会に属する敬虔な男女による運営を続ける
- ④一つの宗派の絶対的な考えによって子ども達は育ってはいない。施設の 2000 人近くの子どもたちは、日常的に英国国教会の福音的聖職者の教えの下、教会学校 や礼拝に参加している
- ⑤子どもたちは最終的にはキリスト教の雇い主の下へと就職する。そのキリスト教 の教派は特定のものであることを強制しない

そして、バーナードが旨とした児童の救済の子ども観は、全ての子どもの救済を意識した「No destitute child ever refused admission」という言葉に要約することができる。すなわち彼は、人種、肌の色、主義・信条、ハンディキャップの有無に関係なく、困難な状況にある子どもたちが、等しく子ども達がケアされ、愛され、教育され、保護され、訓練を受けることを目指したのである。この原則をバーナードはどんなに費用がかかろうとも、彼の生涯を通じて実現しようとした。こうしたバーナードの姿に、19世紀後半のキリスト教の福音主義における、Evangelical Philanthropic Movement あるいは児童救済運動Child Rescue Movement を見出すことができる。

ゴセージケースよりも先に裁判が進んでいたタイケースと、セージケースの後に裁判が開始されたロディケースを通じて、バーナードは、カトリック側施設の、児童救済への不徹底に対し、疑念を抱いていた。Night & Day(1889: 182)

においてバーナードは、カトリック側の貧孤児救済に対する意識の低さを嘆いている。バーナードは、自分自身はすぐにでもカトリック側に、カトリックの洗礼を受けた子どもを返したいとしている。しかし、本当にカトリック側に子どもたちを受け入れる体制があったのかと疑問を呈するのである。

バーナードがすべての子どもの救済を意図したときに、その救済される子どもは、すべてがプロテスタントの洗礼を受けた子どもとは限らない。中には、カトリックの子どもも存在する。そうした宗派に関係なくバーナードは子どもを救済することになる。そうした中から、バーナードは、カトリックの貧孤児を改宗させようとしているのではないかという声が上がることになる。実際、バーナードホームは、カトリックの洗礼を受けた児童の施設への受け入れをめぐって、しばしばカトリックとの衝突を起こすのである。彼の一時保護施設であるエバー・オープン・ドアーは信条にかかわらずすべての子どもを受け容れた。しかしバーナードはこうした子どもたちを施設に受け容れる前に、彼は最初に彼らを保護するにあたり、同じ宗教のものがいるかどうかを尋ねたのであり、必ずしも洗礼を強制したというわけでもなかったようである。

バーナードは「私は全力をかけて熟考し注意深く行動することで、新しい光が指すことを確信している。そして私が子ども達を(プロテスタント・キリスト教)に改宗させようとする人間ではなく、見捨てられた子どもたちを見つけ出し、彼らが救われ訓練を受けた後、彼ら独自の教会の宗教的な影響の下で成長していくことを望んでいる」(Night & Day1891: 22)と弁明する。子どもの無制限収容を掲げ、キリスト教の宗派を問わず、貧困児童を収容しようとしたバーナードの実践が、ここには現れている。

これまでの第1章、第2章での考察を通じて、バーナードホームの実践の根 本的な児童救済、そして児童養護実践を本研究では明らかにすることを試みた。 そして、明らかにされた、その実践が、同時にバーナードホームにおける施設 養護の問題点をもあらわにすることが理解され、法的にそれらの問題点を整備 していく必要性がバーナードホーム自身の実践により自覚されてきたという ことが理解された。その法的な実りが 1891 年児童監護法の成立であった。キ リスト教福音主義の信仰(プリマス・ブレズレン)の信仰を土台とし生活問題 を抱えるすべての子どもの救済を実現しようとしたバーナードが、理念と信仰 からだけではなく、公的に法的に子どもを守り、子どもの権利を保証するため に、直面した問題に対する法的な整備、議会法制定にむけた動き等を進めてい くという過程を経験した出来事として本研究は位置づける。子どもの権利を曽 田議する出来事が児童養護実践から明らかにされ、やがて、この法整備が整い 議会法が制定されるまでのプロセスにおいて、そのプロセスを実現させるため の博愛慈善事業実践者としてのバーナードの姿勢、あるいはこれを現代と 19 世紀後半の英国をつなぐ社会福祉実践者として求められる姿勢や態度と結び 付けていく場合、その実践者として求められる素養、法整備の必要を押し進め ていく原動力とは一体いかなるものなのだろうか。本研究においてはその回答 は端的に言うならば「児童救済」あるいは「福音主義」という言葉で説明され うるのだろうが、ここではそうではなく、「児童救済」および「福音主義」を

バーナードに行いせしめている原理となるものは何かと言う点についての問いである。実践から知見を得た問題点への気づきと、それを公的に、法律の制定により解決していこうとする実践の展開を動かす原理についての考察が議論を進めていくうえで必要なのではないかと本研究は考えるのである。

#### 4.3 児童救済と子どもの権利擁護

前項で提示したバーナードホームにおける裁判事例を通じて見えてきた実 践の流れの原理となるものを本研究では、バーナード自身の世論への訴えかけ から考えてみたいと思う。バーナード自身は、1891年児童監護法の成立を目指 すに当たり、これまで考察してきたように、虐待の疑いのある親権者たる親か ら子どもを守るために、あらゆる手段を用いても子どもを親へと渡そうとしな かった背景には、すべての「子どもの救済」が意図されている、という点が挙 げられる。19世紀後半のイギリスにおける、博愛慈善事業は、キリスト教福音 主義の立場に立脚した Evangelical Philanthropic Movement (福音主義的博 愛慈善事業)の立場を考慮すべきであり、いわゆる、ヴィクトリア朝期のフィ ランソロピストを理解するためには、彼らの活動を知ることが重要である。そ うした彼自身の発言や行動を世間に対して発信したその態度から実践の原理 を考えてみたいと考えるのは、第2章で確認したように、バーナードが1891 年児童監護法の制定を目指すに当たり、その問題点をパブリックミーティング の開催によって世論に問い、自らの裁判での経験やそこで感じたことを伝えよ うとしたからである。そうした、世論へと向けたバーナードの声の中に、実践 の中で実現したことの内容が内在されているのであり、そうした史料に目を向 けることによりバーナードの、子どものための博愛慈善事業(社会福祉)実践 が持つ原理が明らかにされるのではないかと考える。バーナードがバーナード ホーム設立時以来、その実践や経験を世論に向けて発信した手段の一つに街頭 でのトラクト (小冊子) の配布にあった。トラクトでは、諸施設でのバーナー ドホームの実践を紹介するだけではなく、バーナードホームが救助した子ども の物語が描かれることもあった。こうした子どもたちの出会いからバーナード が感じたことがトラクトの記事として描かれるのである。

バーナードは、非英国国教会信徒で、福音主義の立場から救済活動を展開した識者たちとの交流を深めていた。バーナードホームの評議員長を務めたキンナード卿、ケアンズ伯、シャフツベリー伯は、福音主義に立脚いたフィランソロピストの系譜に位置づけられる。彼らは再三に渡るバーナードホームの経済的法的な危機において、助力の手を差し伸べてもいた。その彼らを中心として19世紀後半の英国では、キリスト教福音主義に基づく、貧民の救済活動が展開されていた。バーナードにとって、その実践が Evangelical である、ということは、本質的に魂の救いと関連がある (Wagner1982:6)。救われるべき対象である人間が極端な貧困状態にある場合、人は神からの救いのメッセージを受け取る力を減退させられる。そこで福音のメッセージがより子ども達に効果的に伝わるよう、バーナードは彼の児童救済事業を展開した。貧困が人間の宗教心を

減退させることに関して 1851 年の人口調査 (census) においては、人口の半分以上が所属する宗派の教会の礼拝には参加しておらず、その割合が貧民街を有するイーストエンド地区は特に顕著であったという(Wagner1982:6)。こうした問題も含めて、労働者階級に対して福音主義的指導力 (Evangelical Leadership) が求められており、そのニーズを担った一人がバーナードなのであった。そうした福音主義的な理由も含めて、バーナードの実践の中に含まれる実践者としての原理を、トラクトを通じて見出すことを本研究では行うのである。

バーナードの実践から生まれた代表的な標語として、第 1 章では No destitute child ever refused admission を、そして第 2 章では Philanthropic abduction について言及した。 2 つの言葉はいずれもバーナードが子どもを救済する際のその実践そのものを表す語であると言えるだろう。そして、バーナードの実践が法制度として結実した、本章でその成立過程を見てきた 1891 年児童監護法はその成立過程において、多くの政治家やキリスト教信仰に篤い人々の支援ゆえものであった。バーナードの実践を表現するとき、「児童救済」という概念は確かに核となる語として存在している。それらに加えて、上記で示したように、以下の項で、バーナードが児童救済活動を展開するにあたって、実際に救済の具体的な内容を示した小冊子(トラクト)に注目し、そこから得られる知見をもとに、バーナードの児童養護実践の原理として浮かび上がる事項を:考察してみたい。

#### 5. トラクト「王たる神の本務は急を要する」

児童救済のための活動を広く啓蒙するためにバーナードは、機関紙や年次報告書と共に、街頭で配布するトラクト $^{16}$ )と呼ばれる小冊子に多くの逸話を掲載した。トラクトを用いて、その活動の情宣を行うことは当時のキリスト教諸団体においても、しばしば行われていたことであった。このトラクトで紹介される逸話は、バーナードホーム実践の世間への紹介であり、施設への支援を求めるものともなった。バーナードが一連の裁判に直面し始める、1889年の4年前の1885年の刊行である、「王たる神の本務は急を要する」(The King's Business Requireth Haste: A Year's work in Dr. Barnardo's Homes)と題されたトラクトで展開される児童救済観は興味深い。なお、このトラクト「王たる神の本務は急を要する」は、本研究巻末の「補遺 参考資料②」にその抄訳を掲載しているので、全体の内容は、この「補遺 参考資料②」において確認いただきたい。

このトラクトのタイトルは旧約聖書のサムエル記8章の聖句を用いて、児童の救済が「王の急務」であることを述べている。そして、児童救済の場に身をおくバーナード自身が、この「王の急務」を代行する者として描かれている。

「彼」が戦争を行おうというときに、私たちは戦わねばならない。そこには、 交渉もためらいも、遅れもないに違いない。なぜなら「王たる神の本務は急を 要する」からである。

「彼」が癒そうというときに、我々の手はすばやく無償の救いの手を差し伸べねばならない。そこには、あちらこちらの傷ついた人々に、大切な軟膏を携えて向かう姿がある。なぜなら「王たる神の本務は急を要する」からである。

「彼」が助け出し、立て直そうというときに、我々の耳は、かすかな涙をすばやく察知しなければならない。そして、我々の足はすばやく、劣悪な身動きの取れない崩壊し衰退をたどる場所へと向かう。なぜなら、それが緊急!緊急を要することだからである。-「王たる神の本務は急を要する」。

神を指す「彼」の行うことを緊急に行わなければならないと、バーナードは強調する。トラクトは、ロンドン、イーストエンドのラトクリフ街道(ラトクリフ街道はロンドンのイーストエンドの Limehouse から東へと抜ける幹線道路。治安の悪い地区として知られていた)におけるバーナードの救済事業に関する3つの逸話が紹介されている。一つ目は飲酒癖の母親に連れられた6歳の少女がミッションレディと呼ばれた、地域巡察員 Miss H の元を訪れ、娘を預け、その場を去るというものである。ミッションレディは、このレスキューハウスと呼ばれる家で、少女と数日の間、生活をともにした後に、少女をバーナードホーム関連施設へと連れていく。

彼女はアルコールの影響でやさしくなったり涙もろくなったりした。そして娘を抱き寄せ、キスをすると、「みっともない振る舞いはするんじゃないよ」と酔って、教え説いた。この後、彼女は出ていき、戻ってくることはなかった。彼女が望もうと望まないと、今後は、貧困から抜け出して、キリスト教のもとに救いだされた希望ある子ども rescued child として、悪の状態から離れてクリスチャンホームの一員となるのだ。

しかし、Miss H は彼女を長期間にわたってレスキューし続けることはできないのだ。彼女の家は急場しのぎの作り wee で、きちんとした建造物 Bis Bis

2人目は、リバプールからロンドンに来て、6ヶ月が経過した 16歳の少年が、窃盗団に入ることを決めていた矢先に、バーナードホームの巡察員と出会い、ステップニーの男子ホームへと装置された逸話、そして3つ目は、イルフ

ォードのガールズヴィレッジに送られた 11 歳の少女の逸話である。これらの逸話と「王たる神の本務は急を要する」という題名の関係は、Rescue の語にある。3つの逸話は共通して、緊急の子どもの救済を行わないでいたならば、子どもたちは悪い状態に陥ってしまう。その悪へと陥らないように、子どもたちを救済することはまさに「神の本務」なのである。

バーナードは「神が差し出した仕事!-私はこの仕事に疲れない。いや、むしろ私は喜んでそして深く、「神の本務」を活動し続けることを望む。神の名において、神の恵みによって、強さを奪い、だめにする人々を役立たずにする。しかし、そのような栄光の結末を成し遂げるために、あなたの愛する、心から信頼を寄せる協働者が必要である。そして、そうした人物なしにはこれらの行為は遅滞してしまう。実際、私がここで行っているようなこと、すなわち、緊急の悲しい出来事、子どもたちの無力、神の栄光等のことを述べて行く事よりも、状況を効果的に明らかにしていく事の方が価値あることであることを私は知っている」と述べる。子どもの緊急の救済、どのような立場であれ、問題を抱えた子どもは、緊急に、必ず救済するという姿勢を読み取ることができる。バーナードの児童救済の態度は、このトラクトの結びの文章からも伺える。

寛大な読者の皆さま、神からのこのメッセージをどのように受けますか?「あなたはあまりにも大きなことを試みようとしている」。あるいは、たとえ、「神の業のということでそれほどまでにして荷重をかける必要はないことは我々にははっきりしていることだ」という、しばしば声たかだかにする声にあなたが参加し、あなたが反論したとしても、それでも私は、あなたに私の唯一の答えを乞うていくすなわち、子どもたちは文字通り、我々のすぐ近くで苦しんでいる。そして私は、動かずに立ち上がることなどできないのだ、と。従って我々は今や、働かなければならない。我々は悪に染められていく小さな子どもたちを救出 rescue しなければならない。今こそ好機 now or never なのではないか。そしてもちろん、「王たる神の本務は急を要する」のだ。

「神の急務」を代弁し、緊急の救済を行うバーナードの態度は、その後の児童救済事業および彼の児童養護実践の態度にも表れている。こうした救済観が実現するために、法制度の確立が必要になったとき、バーナードは同様に冊子を作成し、人々に自身の活動と理念を訴えたのである。このように、児童救済運動という観点から、私たちはバーナードの子どもに対するかかわり方の共通性を見出すことができる。バーナードがこのトラクトの中で「神の急務」として子どもたちを救助することが、自分の急務であるとする情熱は、まさに英語でいうところの Passion そのものである。木原(2005: 4·5)は、英語のcompassion 概念に着目し、共に苦しむ、相手の側に立って実践を行うことの欠如とその必要性を聖書の思想から現代にいたるまでの社会福祉思想における用例を精査しながら、この語の概念的重要性を指摘している。このコンパッションは語の構造として、com+passion(ラテン語 cum+pati)から成っている。

Com は「共に」を意味し、passion は「苦しみ」を表す。この passion はキリ スト教におけるイエスの受難を意味しており、それに加えて「熱情」「情熱」 の意味がある。情念としての意味のパッションは、語源的にはギリシア語のパ トス pathos, ラテン語のパッシオ passio に由来し, 元来, 他から〈働きかけ を受けること〉を意味している(世界百科事典)。バーナードは自身の福音主 義の信仰から、キリスト教の神の「働きかけ」を「神の急務」と受け取り、ス ラムの貧孤児を救済することにその生涯を費やした。貧孤児との出会いから自 身の博愛慈善事業へ一生を捧げることを決意したバーナードのまさにパッシ ョン(情熱)がある。その「情熱」「受難」の語源に「共に」を意味する com を加えた英単語がコンパッションとなる。また、ギリシア語のパトス自体は、 〈何かされる〉という受身のあり方を本義として、ここから受難や被害の意を 経て、激しい感情に襲われた心の情動や情念、ひいては苦悩を意味するまでに なっている。同じギリシア語のエートス ethos, ēthos(習慣, 性格)やロゴス logos(言葉, 理性)が人間精神の能動的・理性的で持続的な側面をあらわすのに 対し,パトスは受動的・感情的で一時的な状態を語ろうとし,ここに激しさも盛 り込まれる(世界百科事典)。従来の伝統的なキリスト教が能動的・理性的語 として理解されるロゴス(言葉)やエートス(習性から得られた習慣)に対し、 パトスは衝動的な感情ということで西洋哲学の潮流からはエートスに次ぐも のという理解がなされてきた。バーナードの信仰と児童救済に関して「神の急 務」を意識し、彼の児童養護実践を展開させる手法はまさにパトス的であり、 パッションそのものであると考える。そして、バーナードの児童養護実践にお いて、この子どもを「不道徳な環境」から救助し、そしてそれを実現するため に問題となる点を実践での経験から法的な整備や、世論からの賛同を得ること によって実現していくための原理をバーナードのキリスト教福音主義的価値 観に基づく「パッション」(情熱)と本研究では位置づけたいと考える。図3 - 1 は、このバーナードの児童養護実践の原理を図式化したものである。

何かの実践や体験により、問題点に直面した実践者は、その問題を解決するための新たな実践を自身の実践方法の中で模索する。しかし、その実践が実践者自身だけの範囲から生じる実践だった場合、それは範囲の限られたものとなってしまう。そうではなく、世論や公的に認められる範囲まで実践の幅を広げていく。それにより新しい地平が実践者の中に生まれる。縦の矢印は実践の気づきから新しい実践へと向かう方向性を、横の矢印は、縦の矢印で生じる新しい実践が生まれるために必要な原理たる Passion が実践の変容と変容しようとする力動に介入している点をそれぞれ示している。この Passion により、公的な形で、すなわち、子どもの権利を保証するために法制度の整備を進めていく原動力が与えられる。

そして、施設における子どもの監護権を法的に保証できる場を担保することにより子どもの虐待からの危険を回避できるという(実際にはまだその制度的問題や時代的制約などで不十分な点は数多く存在はするが)、新しい実践による変革のための一歩が記されることとなるのである。

## 図3-1 バーナードによる児童養護実践の実践原理

新しい実践の形成

実践→福音主義 児童救済 自らの理念に基づく

# 子どもの支援への情熱 実践を支える実践者の原理 パトス

福祉実践者としての「情熱」

実践から得た知見 変革への動き 世論からの支援

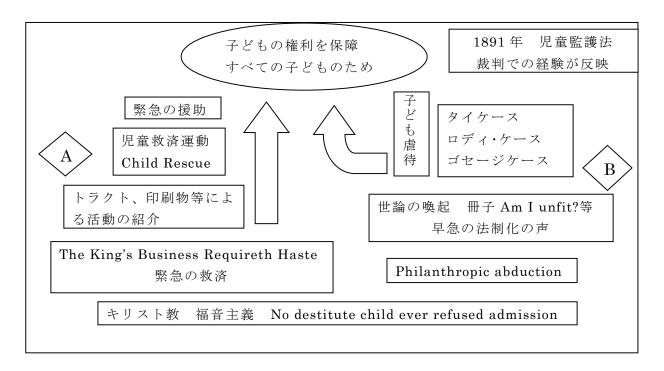
こうしたバーナードの子どもを救済する姿勢が、1880 年代後半からの一連の裁判の流れの中で行われ、法制度として整っていったと言えるのではないかと本研究は考える。こうした流れがバーナードの児童救済に対する考えに内在しているといえる。そして、バーナードの実践を動機付けたキリスト教的な救済事業における実践が、事業の拡大と歴史的展開を経て、よりよい子どもの利益のために進展してゆく姿を私たちは見ることができるということが言えるのではなかろうか。

#### 6 第3章まとめ 法制度の進展と子どもの福祉

第3章では、まず、英国において、施設に子どもの監護権を認める出発点となった、1891年児童監護法の成立と、バーナードホームが直面した、子どもの親権をめぐる3つの裁判との関連について概観し、児童監護法の内容が、バーナードが一連の裁判の中で苦慮した問題が条文の中に反映されていることを確認した。また、児童監護法案の進展についても確認し、いったん廃案となった児童監護法案が、バーナードの周囲の人物の尽力と世論への呼びかけにより問題提起がなされ、再度法案審議が再開されたことも概観した。またその中でプリマス・ブレズレンを中心としたキリスト教関連の人物の協力が法案の成立に大きく影響したことも理解された。そして、バーナードの実践を支える理念を、バーナードの実践に基づくトラクトを参照しながらその実践のプロセスを動かす原動力として Passion (情熱) の語を提示した。

前述したように、児童監護法の条文は、バーナード裁判での一連の経験が、 親権の問題や子どもの洗礼について等の宗教間の問題、養育費の支払いなどに 関して反映されていた。条文の中には現代の視点からいえば、子どもの施設に おける監護権において問題点は数多くある。例えば、法的整備が子どもの移住 に関してはそれほど明確な線引きがされておらず、内容には再考の余地もある と思われる。しかし、むしろ、本研究では、そうした点ではなく、バーナード が児童救済運動の文脈から、児童の救済に重きを置き、その救済の姿勢がもたらす点に注目した。その救済活動の原動力となる、実践に向けての「Passion-情熱」は、まさに、現代の社会福祉実践者が再考しなければならない点であると言えるだろう。図3-2はバーナードがトラクトの中で展開している児童救済観 (A) 一連の3つの裁判を通じてバーナードが示した児童救済観 (B) をそれぞれ左右に並べたものである。A と B それぞれが「すべての子どものため」に「子どもの権利を保障」(本研究の文脈では親からの虐待からの安全が保障されること)するという実践に、経過の違いこそあれ、向かっているのではないかという提起を図式化している。

図3-2 児童救済運動と子どもの権利を獲得するためのバーナードの活動



バーナードの子どもの親権をめぐる裁判は、バーナードが、児童救済がその後の実践にも、生活問題を抱えたすべての子どもたちを、バーナードの時代の言い方を踏襲するならば、救済するにはどのような実践を行い、その実践にはどのような行動原理が内在しているのかを考えることにより生まれる姿、および子どもの権利を守ろうとする姿において、いまだに生きていると思われるのである。そしてこうした視点は、バーナードの子どものための実践を、過去の出来事として一元的に評価するだけではなく、社会福祉発達史、児童養護実践史の文脈の中で巨視的に捉えることにより、その実践の意義が明確にされてくるのである。第2章では、児童養護実践から生じる、バーナードの児童救済事業の問題点が、子どもの福祉全体の問題点の一つとして世論を喚起し、法制化への道を作るというプロセスについて考察し、本章ではその結実としての1891年児童監護法の概要と一連の裁判の方への影響、そしてバーナードの実践原理

についても考察し、1891 年児童監護法の制定までの歴史的経過とその評価を確認することができた。本研究で取り上げるバーナードの実践が、仮に、以後の子ども家庭福祉の分野にも通じる実践の一つとなり、そうした歴史実践の中から、社会福祉学が必要とする諸概念あるいは社会福祉学を構成する要件を見出していくとするならば、それは「児童福祉」あるいは「子ども家庭福祉」という概念にまでつながっていくものでなければならない。1880 年代後半以来のバーナードホームにおける、3 つの子どもの施設における監護権を認める裁判による法的な 1891 年児童監護法の成立にのみ帰せられるとするならば、その意義は現代の社会福祉にまで連続しているとは言い難い。19 世紀後半の児童救済事業を実践した、バーナードの児童養護実践が、「社会福祉」の枠組みの中でどのような位置づけを持っているのかを、示していくためには、社会福祉の萌芽という文脈の中で、1891 年児童監護法成立までの位置付けを捉えていかなくてはならないと言えるだろう。

そこで、次章では、この、バーナードホームにおける子どもの監護権を巡る 裁判事例、1891年児童監護法、そして、これらの出来事と社会福祉の成立を連 続的に繋ぐ役割を果たす公的な動きについて注目してみたい。英国において、 現代の「児童福祉」「子ども家庭福祉」が包括的な法制度との関わりの中で論 じられる最初のものが、「1908 年児童法」 (Children Act 1908) である。そ こで、この 1908 年児童法と 1891 年児童監護法との関連に注目し、2 つの法律 の連続性と、その後の英国における社会福祉の進展に、バーナードホームの実 践がどのように関連しているかを考察していきたいと考える。条文を確認する と、1908年児童法においては、施設における子どもの監護権についての言及が なされている。そして、1891年児童監護法そのものは、関連法規として、1980 年児童法の中に組み込まれている。1908年児童法が、19世紀後半から法制化 されてきた子ども福祉に関する諸立法を修正した法律であるということから 考えれば、その中に組み込まれている 1891 年児童監護法は、現代の社会福祉 に間接的につながる歴史的な実践を含んでいるということになると言えるの ではないかと本研究では考え、その位置について考察を加えたいと考えるので ある。医師としての医療伝道への情熱からロンドンを訪問し、その後ラギット スクールでの子どもとのかかわりからスタートし、一人のスラムの子ども、ジ ム・ジャービスとの出会いから始まったバーナードの実践は、やがて、事業の 拡大に伴い、全ての社会問題の中にある子どもの救済、そして子どもの権利を 守るための法制化の動きも生み出すこととなった。つまり、社会福祉が存在し なかった慈善事業あるいは博愛事業の時代の歴史的進展とともにバーナード の実践は行われ、それが 19 世紀後半の英国における法制化の時代とともに、 社会福祉へとつながっていく児童法制の一部を担う役割を果たすこととなっ たのである。本研究はあくまでもバーナードの裁判と 1891 年児童監護法の成 立に焦点をあてているので、1908 年児童法のすべてに関する言及は行わない し、施設における子どもの監護権についても必要最小限の言及にとどめる。し かし、現代の社会福祉と連続する、英国初の総合的な児童法の枠組みの中で、 バーナードホームの実践が:法的にいかなる影響を及ぼしているのかについて

は、バーナードホームの実践と現代における(英国の)社会福祉との連続性を理解する上で必要とされる部分である。そこで、補足的ではあるが、1908 年児童法における、子どもの施設における監護権について言及されている箇所について言及してゆくこととする。このように、限られた条件の中での考察ではあるが、1908 児童法年と 1891 年児童監護法の関連に関して次章での考察を進めていきたい。

## 第3章 注

- 1) 児童虐待問題は、1889 年以前は、法制化が行われていなかったため、子どもを保護する際の法的根拠がなかった。のちに英国児童虐待防止協会(NSPCC)の設立に関わった。
- 2) 参照、Act containing Divers Orders for Artificers, Laborers, Servants of Husbandry, and Apprentices.5 Elizabeth c.4 16世紀の教貧に関する諸政策は1601年エリザベス教貧法に再編あるいは統合されることとなる。
- 3) 英国(イングランド)におけるアイルランド系住民の流入の歴史的変遷は、「1801年のイギリスへの併合、1815年以降の農産物価格の下落、1838年からの教貧法導入、1845年から48年までの大出作、1846年の穀物法撤廃、1847年の教貧法の修正、この過誼での土地清掃、1845年から1855年にかけてピークをむかえにいたアイルランド人移民の動き、1867年アイルランドの農民層による武装蜂起、1880年代の土地戦争等に要約される」(参照、松尾1976:30)。
- 4)マニング枢機卿は英国国教会の牧師からカトリックに改宗した人物である、労働問題への意識が高く、1889年のロンドンにおける港湾労働者のストライキへの仲介者としての役割を果たすなど、労働問題、社会問題における環境改善のために尽力した。その結果、「枢機卿の平和」(the Cardinal's Peace)と呼ばれる労使間の歩み寄りが実現し、1889年11月、優位な形で終結した。ストライキの指導者である社会主義者のバーンズ(Burns, John)はマニングの功績を称え、またカトリック内では「労働者の擁護者」(the Champion of Labour)、「労働者の枢機卿」(the Cardinal of Labour)と呼ばれた。こうした社会問題への取り組みの一つとして貧困児童の救済が明確化された(増田 1994: 282)。
- 5) 読会 reading は議会における法案の審議過程を意味する。法案が通過するには原則として3回の読会を経なければならない。参照、田中英夫編(1991:696)。
- 6) Topic of the day-The Custody of Children Bill より。養育に関して問題のある親が処罰を受ける際に、その親が刑に服している間に、当該の児童がカトリックの信仰を持つ家庭で育った場合、保護された施設がプロテスタントの施設であった場合に、該当する児童を異なる宗派の施設で養育することに問題があるのではないかと Tablet 誌は指摘している。
- 7)日本語における「権利」は、大槻文彦の『箕作麟詳伝』の叙述によれば、箕作麟詳がフランス法典の翻訳を行う際に、中国語訳の国際法において、right の訳語として「権利」が用いられている点に着目し、この訳語を採用したのだという。これはアメリカ人宣教師ウィリアム・マーティン(William Martin)が丁韙良の中国名で、アメリカの国際学者 Henry Wheaton の著作 Elements of International

Law の中国語訳を 1864 年に出版したものの中で一部用いられているものである。 箕作麟詳以前にも「権利」を用いる書物は見られ、江戸時代末期から明治時代初期 にかけて「権利」という訳語は日本において用いられ始めたと考えられる(参照、 野田 1979: 4-6)。

- 8)川島(1967:30)によれば、「法」と「権利」は同一の社会現象を別の角度から説明したものである。「法」は客観的な判断基準により、政治権力の制裁(サンクション)を発動する社会過程を意味し、「権利」は、この判断基準ないし社会過程によって保証され安定を得ている一方の利益あるいはその利益が保証されている状態を指す。
- 9) 参照、Freeman's Journal Monday 11 August 1890,pg.1890 年 8 月 12 日、13 日の両日に渡り、児童監護法案の審議が下院、貴族院の両院にて審議され、廃案が 8 月 17 日に下院において了承された。
- 10) この他、1855年に、国会議員デニスンの尽力により成立したいわゆるデニスン法(「院外救済を受給する児童の教育を用意する法律」Act to provide for the Education of Children in the Receipt of Out-door Relief, 18&19 Vict.c.82)では院外救済下にある、4歳から 16歳までの救貧法児童に対する教育を受ける機会が保障された。しかし、子に教育を受けさせるかの判断は、院外救済を受ける親の意思に全面的に委ねられ、親権の尊重が強く押し出されたものであった。
- 文は: Any person over sixteen years of age who, having the custody, control, or charge of a child, being a boy under the age of fourteen years, or being a girl under the age of sixteen years, willfully ill-treats, neglects, abandons, or exposes such child, or causes or procures such child to be ill-treated, neglected, abandoned, or exposed, in a manner likely to cause such child unnecessary suffering, or injury to its health, shall be guilty of a misdemeanor, and, on conviction thereof on indictment, shall be liable, at the discretion of the court, to a fine not exceeding one hundred pounds, or alternatively, or in default of payment of such fine, or in addition to payment thereof, to imprisonment, with or without hard labor, for any term not exceeding two years....
- 12) 1889 年児童虐待防止法成立の背景には、英国の全国児童虐待防止協会 (NSPCC: National Society for the Prevention of the Cruelty to Children) による啓蒙活動が背景にある。子どもへの虐待行為を防止するための動きは、最初北米で起こった。北米の事例を見聞したリバプールの実業家、トマス・アグニュー (Thomas Agnew 1834-1924) は、児童虐待の問題が取り上げられていない点を考慮し、動物愛護協会の集会で、児童虐待の問題を盛り込むことを問題提起した。その後 1883 年にリバプールに児童虐待防止協会が設立された。翌年にはロンドン

児童虐待防止協会がベンジャミン・ウォー (Benjamin Waugh 1839-1908) らの 尽力により設立された (参照、田澤 2003: 60-61)。

- 13) 国家が親権に介入することへの根拠としては、パレンス・パトリエ概念(国親思想)が影響している。parens patriae は、「人民の父」を意味するラテン語に由来する法律用語である。伝統的には幼児、精神障害を有する者のように、法的能力に制約のあるものに対して国王が有する保護者としての役割を指した(田中編1991:619)。パレンス・パトリエ概念は救貧政策の観点から捉えれば、未成年者あるいは法的能力に欠ける児童が、貧困者となり社会問題を誘発することを防ぐという側面があった。一方、19世紀後半、英国の児童救済において、児童を保護する主体は国家というよりも博愛慈善事業の諸団体にあったのであり、救済というよりも国家を維持するための防貧・救貧としての意味が強かったと言える(参照、吉中2006:43·44)。
- 14)イギリス国会が正式の立法手続により制定した法律を指す。庶民院(下院)と貴族院のそれぞれで過半数の賛成を得て可決され、国王の裁可を得て制定される(参照、田中編 1991: 18)。
- 1 5)「Morality by Act of Parliament」が掲載された"The contemporary review" 誌は 1866 年に創刊され、時事問題に関する知的な議論が紙面を通じて交わされた。記事はキリスト教に関連するものも多くみられ、その内容は政治から芸術論にまでと多岐に及んでいる。
- 16)トラクト tract は、キリスト教諸教派において、伝道(宣教)のために用いられる印刷物を指し、冊子形式、チラシ形式のものなどがあった。

#### 第3章 参考文献

- 秋元美世(2004) 『児童青少年保護をめぐる法と政策』、中央法規
- Anderson, R. (1890) <u>Morality by Act of Parliament</u>: The Contemporary Review vol59 January-June, pp77-88. London: Isbister and Company limited.
- Barnardo, T.J. (1885) <u>The King's Business Requireth Haste</u>: A Year's work in Dr. Barnardo's Homes. London: J.F. Shaw and Co.
- Custody of Children (1891) An act to amend the Law relating to the Custody of Children, 26th March 1891.
- Freeman's Journal Saturday 07 December 1889.
- 幡新大実(2009)『イギリスの司法制度』東信堂
- Gloucester Citizen Friday 18 July 1890
- Griffin, Ben. (2012) <u>The Politics of Gender in Victorian Britain:</u>

  <u>Masculinity, Political Culture and the Struggle for Women's Rights</u>

  (Kindle Version), Cambridge: Cambridge University Press.
- Henderson, Geoffrey, Francis. (2006) <u>All Love: A Biography of Ridley</u> Herschell, HTS Media (Kindle version).
- ヘイウッド J.S,(1971)『イギリス児童福祉発達史』(内田守訳)ミネルヴァ書房、(=Heywood, Jean S. <u>Children in care, the development of the service for the deprived child</u>, Routledge and Kegan Paul, London, 1959)
- 平田厚(2010)『親権と子どもの福祉-児童虐待時代に親の権利はどう あるべきか-』、明石書店
- Jhering, Rudolf, von.(1872) <u>Der Kampf ums Recht</u>, Haufe Mediengruppe; Inkl. Reprint der Ausg. Wien=(2013,村上淳一訳『権利のための闘争』 岩波書店,岩波文庫,白 13-1、)
- 川田昇(1981)「イギリスにおける親権法の発展 一八八六年未成年者後見法 の成立過程」『家族 政策と法 4 欧米資本主義国』(福島正夫編)、 117-159頁
- 川田昇(1997)『イギリス親権法史-救貧法政策の展開を軸にして-』一粒社 川島武宜(1967)『日本人の法意識』、岩波新書(A43)
- 木原活信(2005)「福祉原理の根源としての『コンパッション』の思想と哲学 『社会福祉学』46(2)、3·16 頁
- 小宮山主計(1957)「バルナルドに関する一考察: バルナルドホーム設立への 社会的背景」『社會事業の諸問題』日本社會事業短期大學研究紀要 5、 24-33 頁
- London Daily News Friday 27 June 1890, Wednesday 13 August 1890 London Standard - Friday 06 June 1890
- 増田正勝(1994)「労働者問題とドイツ・カトリシズム: レオ 13 世 『レールム・ノヴァルム』100 周年に寄せて」『山口經濟學雜誌』 42(3/4)、 267-299 頁

松尾太郎 (1976) 「一九世紀中葉におけるアイルランド差益業の植災地的 発展形態-19世紀未農地改革の前提条件の形成」『経済志林』44-2号、29-96頁

Morning Post - Tuesday 03 February 1891

Morning Post - Saturday 21 March 1891

三上邦彦(2012)「ドクター・バーナード・ホームの慈善事業による子どものケアに関する研究」『岩手県立大社会福祉学部紀要』第14巻、49-54頁

Night and Day(1889), vol13, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1890), vol14, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1891), vol15, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1892), vol16, Dr.Barnardo's Homes.

野田良之(1979)「権利という言葉について」『学習院大学法学部研究年報』 第14号、1-30頁

Pinchbeck.I & Hewitt.M, (1973) <u>Children in English Society: From the Nineteenth Century to the Children Act, 1948</u> v. 2 (Study in Social History), London: Routledge & Kegan Paul PLC.

Sheffield Evening Telegraph - Saturday 20 May 1893,pg2.

Sugart, B, Gerald. (2012) <u>SIR ROBERT ANDERSON – The Thinking Man's</u>
<u>Guide to the Bible</u>, First Digital Edition, Amazon Services
International, Inc.

Swain.Shurlee and Hillel. Margot, (2010) <u>Child, nation, race, and empire-child rescue discourse</u>, <u>England</u>, <u>Canada and Australia</u>, <u>1850-1915</u>, Manchester and New York: Manchester University Press.

THE TABLET (1890) A Weekly News Paper and Review, June 28. Saturday. 田邉泰美(2006)『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』、明石書店田中英夫編(1991)『英米法辞典』東京大学出版会

- 高松誠(2011)「ドクター・バーナードホームの児童救済事業-年次報告書を通 してみた事業内容」『社会事業史』第 41 号 41-53 頁
- 竹下賢・角田猛之・市原靖久・桜井徹編(2010)『はじめて学ぶ 法哲学・法思想―古典で読み解く21のトピック』、ミネルヴァ書房
- 田澤あけみ(2003)「児童「処遇」科学化のプロセス ~イギリスの「救貧法」解体期のチャリティ・博愛活動と「全国児童虐待防止協会(NSPCC)」に見る~」『コミュニティ振興学部紀要』第3号、常磐大学コミュニティ振興学部、45-68頁
- 田澤あけみ(2004)「社会福祉制度形成過程に見る民間活動・機関の役割-「児童救済」から「児童保護」におけるイギリス全国児童虐待防止協会の特色-」『コミュニティ振興学部紀要』第4号、常磐大学コミュニティ振興学部、1-26頁
- 田澤あけみ (2005) 「社会福祉制度草創期における児童保護サービスの特色ー親の「モラル改善」からー」『哲学』第 112 集、慶応義塾大学三田哲学会、 33-64 頁

- 田澤あけみ (2006) 『20 世紀児童福祉の展開-イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版
- 津崎哲雄(1980)「ドクター・T.J.バナード略伝」『ソーシャルワーク研究』 6(1)、28-39 頁
- Wagner. Gillian.(1979) Barnardo, London: Weidenfeld and Nicolson.
- 吉中信人(2006)「パレンス・パトリエ思想の深淵」『広島法学』、30-1、29-51 頁

# 第4章 1908年児童法の成立と バーナードホーム児童養護実践との関連

これまで、序章、第1章、第2章、第3章を通じて、本研究では以下の流れ で、1880年代後半以来のバーナードホームにおける子どもの施設における監 護権を巡る裁判事例に関する研究を行ってきた。それは、まずトーマス・ジョ ン・バーナードの児童救済の実践に関して、研究の目的と 19 世紀イギリス・ ビクトリア朝時代における博愛慈善事業の史的背景を明らかにし(序章)、バ ーナードの事業内容とその範囲について言及し(第1章)、1890年代後半か ら 1890 年代前半にかけての院児の監護権を巡る3つの裁判事例を、具体的に 一次史料を中心として検証(第2章)するものであった。そして、これら一連 の裁判を契機として成立した 1891 年児童監護法の内容と審議の流れについて 述べた(第3章)。これまでの議論の流れから、バーナードが貧困や家庭の問 題で生命の危険や劣悪な環境(児童虐待や搾取等)にある子どもの救済をロン ドンでの医学生時代に決意し、中国医療伝道の道を断念して事業を開始した背 景には、一人の貧困児童の出会い(ジム・ジャービス少年)および、処遇の見 識を誤り死に至らしめてしまった児童との(ジョン・サマーズ少年)出会いがあ った。そしてそうした経験は、バーナードの No destitute child ever refused admission という標語にも現れているように、すべての子どもの救済を意図し たものであることが確認された。そのバーナードの決意と態度は「博愛的誘拐」 (Philanthropic Abduction) という語にも表れていた。そしてバーナードの事 業は、子どもに関する現代の社会福祉のあらゆる事業とほぼ同じ種類のものが、 ロンドンから次第に英国全土へと展開されて行った。そしてそれはバーナード ホームによる子どもの権利擁護に根ざした実践だったと本研究では評価した。 そのような、貧孤児救済と彼らの自立を職業訓練棟などで通して実現しよう としたバーナードホームの実践は、しかしながら、バーナードホーム内だけで の実践の中だけでは解決できない問題も生み出すこととなった。それが本研究 で扱ってきた 1880 年代後半以来の3つの院児の施設における監護権を巡る裁 判である。当時、児童救済事業は、英国の家族法制度の伝統の中にあった。19 世紀後半は、親の親権が慣習法の伝統において、絶対的であった時代であり、 特に父権の強大さは、その力の大きさゆえに、母権のあり方を見直そうとする 動きも出始めるほどであった。いずれにせよ、親による親権の行使は当時の英 国において非常に大きな効力を有していたのである。

バーナードホームが、虐待の可能性がある3名の母親から、それぞれ実子の家庭への返還を求められ、その要求に対する応答から法的な問題が発生し、実践を妨げる法的な問題が生じた時に、バーナードホームからは、施設における子どもの監護権に関する、新しい法律を制定しようとする動きが生じ始めた。これが第3章で言及した、3人の院児の施設における監護権を巡る裁判闘争であり、この一連の闘争から立法化された1891年児童監護法の成立であった。また、1891年児童監護法の成立にはバーナードホームとカトリック側との宗教上の理念的な対立が背後にあり、これらについても考慮し、法制化の動きに

ついて第3章では考察を行った。

社会福祉成立以前の 19 世紀後半の英国においては、博愛慈善事業の実践を中心として、バーナードだけではなく多くの実践者による救済事業が行われてきた。そうした中で、子どもの生活問題にかかわる事項について、多くの立法化がなされていた。そしてこれらをひとつの法体系としてまとめることにより、子どもの利益や権利、安全を、当時の歴史的社会的背景の下で実現する「児童法」が成立することとなった。この英国における初の児童法が 1908 年児童法であり。それは、19 世紀後半以来の、子どもの安全(権利)を保証するために、個々の法整備が行われていた英国において、子どもの生活問題に関する法整備がたどり着いた一つの到達点であったと言える。そして 1891 年児童法は、1908年児童法の中で、児童法の関連法として位置づけられることとなった。

その文脈の中にバーナードホームの実践と 1891 年児童監護法の制定を位置づけてみるならば、1891 年児童監護法は、第 3 章で見たように、6 条のみの小さな条文からなる法律ではあるが、英国初の総合的な児童法を形成する上で関連性を持つ法律として重要な意義を持つものとなりうるのではないかと本研究は考える。すなわち、19 世紀後半英国における、バーナードの児童救済事業実践により、子どもの権利を保証する法制化が進み、その問題が総合的な法制度として成立する、すなわち社会福祉の成立に向けた基盤を形成する内容が初の英国における総合的な児童法にも関連しているという点についてである。そこで第 4 章では、この点を明確なものとするために、これまでの考察を補足する形で、1908 年児童法において、1891 年児童監護法で示された点が反映されていると思われる条文を指摘し、バーナードの実践と社会福祉の成立とに関するつながりに注目してみたい。そのために、関連する条文を指摘し、その内容について若干の考察を加えて行くことが本章では行われる。

#### 1. 1908 年児童法と 1891 年児童監護法との関連

英国「1908年児童法」は「児童憲章」(The children's Charter)とも呼ばれ、キャンベル・バナマン(Campbell-Bannerman, H.)およびアスキス(Asquith, H.)自由党内閣において成立した¹) (The Children Act of 1908, 8.Edw. VII, C.67)。同法は、19世紀後半以来の、子どもに関する法制を整理・統合し、英国における子どもに関する諸政策を体系化した点に歴史的な意義がある。しかし、その反面 1908年児童法は、子どもの生活問題に関する諸局面において、児童労働・教育問題等への言及が希薄であり、英国の自由帝国主義に則したものである点において、未だ児童法としての不完全さを有するという現代の社会福祉法制から見れば不完全な側面を有している。とはいえ、同法は、その後の英国の子ども家庭福祉法制の出発点となったという意味で、その内容には注目すべきものが数多くあり、現代の英国における児童法制の出発点に位置する児童法として重要な位置づけにあるものであると言えるだろう。Levy(2013: 161)が示すように、1908年児童法が成立するまでの英国における子どもの位置付けは、21世紀において私たちが当然と考えている子どもの法的な見解を十分に満た

すものではなかった。英国「1908年児童法」で示された、子どもの法的な位置 づけは、子どもを親の所有物とみなすものというよりはむしろ、子どもを国家 の市民(citizen)として捉えるものであった<sup>2)</sup>。このように英国社会福祉発達 史の文脈において、子どもの権利擁護に関する法的な進展が最初に形作られた 法律が、英国「1908 年児童法」であると本研究は考える。そして、その「1908 年児童法」の中には、本文そのものと関連する法規や条文としては明記されて いないものの、第3章で論じた、1891年児童監護法が児童法を補足する関連 法規として含まれ、更に、児童監護法の内容を発展させた条項が、同法で確認 することができる<sup>3)</sup>。そうした展開から、これまで本研究で考察してきた流れ から 1891 年児童監護法の位置づけを試みるならば、バーナードホームにおけ る 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけての施設における院児の監護権を 巡る裁判闘争の中で、施設における子どもの親権に関して、一定の条件のもと、 裁判所に親にからの返還要求を拒否することを可能にした動きの中に、19 世 紀後半における子どもの福祉に関する法制度変革の萌芽がみられるのであり、 その問題意識の中で法制化された新しい法律が 1891 年児童監護法であった。 それは、バーナードホームの実践および実践から得られた知見、知見から得ら れた問題意識、その問題意識を改善しようとする動き、さらには問題意識を改 善する動きが具体的な法律案の提示することとなり、それらはやがて法律案を 具現化する動きへと進展し、具現化された法律は子どもの生活問題への対応す る法として機能していく、という一連の流れを見出すことができるのかもしれ ない。それは、言い換えれば、バーナードホームの実践とそこで得られた経験 が契機となり、問題解決を公的に行っていくための方位整備がなされ、実践が 進展していったという展開として説明できるのかもしれない。

もし、そうであるならば、1891年児童監護法成立に関する、これらのバーナ ードホームの実践から見えてきた一連の流れは、社会福祉における、法の制定 も含めた子どもの権利擁護(Advocacy)を実現しようとするバーナードホーム における児童養護実践の成果あるいは実践の結実であると言えるのではない だろうか。こうした実践の成果が、法制度の実現の段階で終わるのではなく、 その後の社会福祉実践の中でどのように進展していくのかを考察することで、 バーナードホームの実践、すなわち 19 世紀後半の博愛慈善事業における実践 が、その後の社会福祉制度の登場において、断絶したものではなく、個々の実 践においてその後の社会福祉の実践と結びつき、振り返りを繰り返しながら発 展していくということが明らかになるといえるのではないだろうか。それゆえ、 「1908年児童法」の中で、1891年児童監護法がどのように位置づけられ、そ れはバーナードホームの実践がどのような形で反映されているのかを考察し ていくことが本章での目的となる。そこで第4章では、第3章の最後で示した ように、1908年児童法において言及されている、子どもの、施設における監護 権(親権)に関する条文が、1891年児童監護法の影響を受けており、バーナー ドホームの実践と関連していることを明らかにすることがその課題となる。 「1908年児童法」の 1891年児童監護法に関連する条文に触れることで、両法 規の連続性を確認し、バーナードホームの実践が、社会福祉実践史の中で、子

どもの権利擁護を促進する契機となり、その実践が法制化そしてさらなる実践 と発展へと寄与していったことを明らかにしていきたい。

#### 2. 考察の視点

第4章では1891年児童監護法の概要と、この条文の内容が反映されている 1908年児童法の条文の関連ついて言及する。1908年児童法は、その正式名を 「児童・少年の保護、矯正学校、授産学校、少年犯罪者に関する法令を統合・ 改正し、あわせて児童・少年に関する法令を改正するための法律」といい、6部、 134条からなる。このうち、第2部「児童・少年虐待の防止」では、1904年児 童虐待防止法を土台として子どもの虐待防止に関する法律が定められている。 1908 年児童法は合計 19 の法律を母体として制定され、その中には 1891 年児 童監護法も含まれていた。本章では、上記で示した通り 1891 年児童監護法で 掲げられた、施設における子どもの監護権に関する条文の影響を受けていると 思われる 1908 年児童法の第 19 条から 25 条までの条文を中心とし、その内容 について考察する。そして、1891年児童監護法が成立した背景にある、バーナ ードホームにおける、子どもの監護権をめぐる法制化の動きとの関連について も取り上げる。近年の動きとして1908年児童法が注目を集めたのは、2008年 の、1908年児童法施行100周年の動きである。この年は1908年児童法の、英 国における初の総合的な児童法としての役割を巡って、現代における児童青少 年法制における、現代社会と青少年や家族の関係および国家の重要性に関する 議論が活発に交わされた(Bradley et al 2009: 1)  $^{4}$  。

1908 年児童法に関する先行研究は、我が国においては、寺崎(1980)が考察を行っているが、社会福祉学の観点から 1908 年児童法について述べるのではなく、教育学の視点からのものである。寺崎は 1908 年児童法が、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけての、英国における自由帝国主義<sup>5)</sup> の影響を受けたものでありつつも、総合的に子どもの権利について言及した最初の児童法としての側面を評価している。

また、英国における親権法の観点からは、川田 (1997) と平田 (2010) が 1908 年児童法についての概説を展開している。本研究ではこれらの先行研究の成果を参照しながら、Hall, W.Clarke(1909)、Martin (1910) での 1908 年児童法条文を、法曹會、望月良彦編輯 (1998) の邦訳文も用いつつ、1891 年児童監護法およびバーナードホームによる児童養護実践の意義という文脈を意識しながら考察する 6)。 Hall, W.Clarke(1909)は 1908 年児童法および関連条項とその法的な注釈を行い、Martin (1910) では、1908 年児童法制定に至るまでの、子どもの親権に関する法律の変遷とその修正、その後の判例等について言及する史料である。両史料からは、英国の子ども家庭福祉法制が、単一の法律の背景にあるそれぞれの問題意識から制定され、それがやがて児童法という一つの総合的な「福祉」法となっていく過程を読み取ることができる。

#### 3. 1908 年児童法の概要

1908年児童法は、1908年2月10日、ハーバート・サムエル(Herbert Samuel 1870-1963) によって、英国における要保護児童の保護、並びに犯罪児童の訓練と処遇に関する従来の法令を統合するという意図で下院に法案が提出されたものである(桑原 1989: 123)。第1部は「幼児保護」(Infant life Protection)、第2部「児童・少年の虐待」(Prevention of Cruelty to Children and Young Person)、第3部「少年の喫煙」(Juvenile Smoking)、第4部「矯正学校・授産学校」(Reformatory and Industrial Schools)、第5部「少年犯罪者」(Juvenile Offenders)、第6部「総則」(Miscellaneous and General)から成る。同法は、16歳未満の児童を対象とし、7歳未満を「幼児」(Infant)、14歳未満を「児童」(Child)、16歳未満を「少年」(Young Person)としている(1条・131条)<sup>7)</sup>。

1908 年児童法は、19 世紀後半から 20 世紀初頭の英国における、子どものための法制度を整理・統合するという目的があった。つまり、上記の第 1 部は、1897 年幼児保護法、第 2 部は 1904 年児童虐待防止法、第 4 部は 1854 年矯正学校法・1876 年初等教育法の一部がという形で、それまでの法律・統合されているのである。1908 年児童法はこれに、第 3 部での少年の喫煙、第 5 部における少年犯罪者等の新しい規定を加えて、英国で最初の児童福祉に関する総合的な法律として法制化された。1908 年児童法は、青少年の利益(welfare)のための、19 世紀後半以来の法的な整備の広まりの結実として成立したものであると言えるのである(Bradley et al 2009: 3)。

このように 1908 年児童法は子どもの保護に関して本質的に新しいシステム を導入した法律ということにはならないが、諸法が統合されることによって、 それまで主として救貧法と並行して行われてきた個々に進められてきた、子ど もの社会的な保護に対して包括的な枠組みを与え、子どもの問題を以後、政策 として展開していくための出発点となったという点においてその意義は大き い。しかしその一方で、1908年児童法は、その時代的制約を考慮したうえで、 その意義を問い直さなければならない児童福祉法でもある。寺崎(1980:277) や川田(1997:270-276)も指摘しているように、1908年児童法はヴィクトリ ア朝後期の英国における国際的地位の相対的な低下や自由帝国主義の観点か ら総合的青少年政策が意識されたものであるということを忘れてはならない。 しかし、子どもにとって、歴史の中での経験や実践の中から、子どもの福祉を 実現するための方法や法整備等が発展してゆくという社会福祉実践史の観点 から見れば、1908年児童法は、未だ、現在の21世紀の社会福祉の理念とは異 なるものである。しかし、そのような総合的な児童法制を英国において史上初 めて実現した法律であると考えれば、この 1908 年児童法の成立は、現在の英 国における子ども家庭福祉の出発点であったと言うこともできるだろう。更に は、当時の社会的政治的背景の文脈で捉えなければならないものの、19世紀後 半以来の、子どもの生活問題に対する養護体制あるいは子どもの人権を護ろう とする諸法令を集成したという意味で、萌芽期の法制度として位置づけること ができるだろう<sup>8)</sup>。

バーナードホームをはじめとする英国の民間博愛慈善団体は、その実践により国民の社会的良心を呼び起こし、特に未成年者を保護するための法整備の進展に大きく寄与した。こうした変化についてヘイウッド(= 1971: 140)は、民間博愛慈善団体の役割に加えて、貧困層支援のための科学的な手法が導入された点を指摘する。その具体的な例として挙げられているのはチャールズ・ブース(Charles Booth)やシーボーム・ラウントリー(Seebohm Rowntree)らによって行われた貧困研究である。彼らは慎重に分析した事実を地盤として組み立てられた科学的な調査結果から当時の社会がいかに貧困に満ちたものであるかを明らかにし、それらの要因が個人の怠惰によるものではないと言うことを明らかにした(ヘイウッド=1971: 141)。こうした 19 世紀後半以来の子どもの救済事業と 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけての、貧困調査による科学的な貧困状態の解明による児童法の法制化との関連にも注意が払われなければならない。

Clark (1909) x ii では、1980 年児童法の関連法として 19 の法律が掲載され ている。そのひとつが 1891 年児童監護法である。1891 年児童監護法は、第 3 章で考察したように、6 条から成り、子どもの施設における監護権に対して裁 判所の一定の権限を認める内容となっている。これまで見てきたように、同法 成立の背景には、英国における、父親あるいは母親の持つ親権の強さがあった。 1880年代の後半から 1890年代の前半にかけて、バーナードホームは、親から の虐待により施設に入所した3人の院児の親から、子の返還を求める裁判を起 こされている。キリスト教の、プロテスタントの立場を取るバーナードホーム は、貧民街をはじめとする貧孤児すべての救済を目指していた。そのため、救 済する子どもの中にカトリックの洗礼を受けた者がいても、子どもの安全が保 障されなければ教派の違いに関係なくバーナードホームは救済活動を行って いた。そうした活動に対し、子どもの改宗への疑念を抱いたカトリックの司祭 たちは、院児の親たちの弁護に回った。結果として、親の親権の強さゆえにバ ーナードホーム側は、裁判に敗れ罰金刑を受けることとなる。このとき、バー ナードホーム側は、虐待の疑いのある親への子どもの返還に異議を唱え、抗議 活動行い、世論を喚起した。これはやがて 1891 年児童監護法の成立へとつな がった。児童監護法は、虐待等の疑いがある親が、施設や裁判所に、子の返還 を求めた場合、裁判所はその申し出を拒絶する権利を有することを定め(第 1 条)、子どもの養育費や養育委託の問題(第2条)、親の思慮分別に対する判 断(第3条)、子どもの宗教選択や宗教教育を受ける権限の強化(第4条)等 について言及した。バーナードホームの事例のみではなく、19世紀後半の英国 において、宗派上の違いから子どもの親権に問題が生じることは、しばしば問 題となっており、こうした法制化は大きな意義を持つものであった。

## 4. 英国 1908 年児童法における 1891 年児童監護法の影響

1891年児童監護法は、19世紀後半以来の、子どもに関する法律を統合した、1908年児童法の中にも反映され、それは特に第2部の児童虐待に関する条文

である第20条から第25条において展開された(児童監護法本文は関連法とし て付則された)。これらの条文は、1904年児童虐待防止法で示された内容を、 施設における子どもの監護権の側面から補足する機能を有していた。例えば第 20条では、親からの危害を被る可能性のある子どもを、安全な場所に移動する ことが明言され、更に 21 条では、分離のための裁判所における権限が示され た。第 22 条では保護を委託された者の、子どもに対する養育の義務が確認さ れ、問題が生じた場合の養育の解消について述べられている。また、子どもの 信仰する宗教に関して、裁判所は調査を行い、ふさわしい場所において養育す ることが第23条では指摘された。施設で子どもを養育する側の責任(第24-25 条)についても同法は言及している。そして、補足として、第38条の第2項 では、子どもの親権者、法廷代理人、あるいは法律上子どもを扶養する立場に ある者は、該当する子どもの監護者であるとし、子どもの監護者を実親のみと するのではなく、一定の幅が与えられている。このように、1891年児童監護法 の内容は、1908年児童監護法の第2部において、整理・統合された形で記載 されており、条文の制定過程においてバーナードホームの実践が大きな影響を 与えている点は、社会福祉実践が新しい法制化への動きに対して民間の社会福 祉実践が大きな役割を果たしていることを示す一例といえるのではないかと 考える。これらの条文の記載内容を以下に見ていくこととする。なお、第4章 で扱う、1908 児童法の条文19-25条の英文は、参考資料として、条文の訳 文と英語原文の比較などの場合に用いる場合などを想定して、本研究巻末の 「補遺 参考資料③」に掲載した。

# 1908 年児童法 8 Edw WI Children Act,1908,ch.67. 第 3 節 犯人逮捕並びに幼年者の安全保持に関する規定より

第19条 犯罪者への親権の効力

- (1)警察官(constable)は以下の権に関する事柄においては、あらゆる 人物に対して、令状を用いることなく逮捕することを可能とする・
  - (a) 警察官の前で本章に当てはまる罪を犯し、あるいは本法第 1 号付表 に記載された、

The Offences against the Person Act 1861 (24 & 25 Vict c 100),

Criminal Law Amendment Act 1885 (48 & 49 Vict. c.69)

Dangerous Performances Act 1879 (42 & 43 Vict. c.34), 1897 (60 & 61 Vict. c.52)

に記載されている子ども(a child or young person)に関する箇所の罪を犯し、且つその住所や名前を知られず、あるいは知られることがない人物の時(b)虐待の罪あるいは本法第1号付表に記載された罪を犯し、これを犯したと考えられる人物で、逃亡の恐れがあると認められ且つその住所や名前を知られず、あるいは知られることがない人物の時

(2) 本条の規定により、令状を用いることなく拘束をした場合、これを許可した警察署長、警視、あるいはそれ以上の地位にある警察官あるいは監督官はこれを保釈し、審理した時には、その見解をもって、証人を立て、あるいは立てることなく、出廷の宣誓のもとにこれを釈放してもよい。

本章で言及する 1908 年児童法第 19-25 条は、第 3 節「犯人逮捕並びに幼年者の安全保持に関する規定」(Arrest of officer and Provision for safety of Children)と題され、全体が子どもの保護および、子どもに対して危害を加える者に対する処罰に関する規定が述べられている。その中で、子どもの監護権に関する条文が定められている。まずは、順を追って条文は、最初に警察官の権限を確認し、その逮捕権限の範囲を確認する第 19 条から始まる。

#### 第20条 安全の場所における子どもの留置

- (1) 警察官吏 (a constable) あるいは裁判所の命により権限を付与された 者は子どもについて本法第 1 号付表に記載された犯罪事実があった時には、 あるいはあると疑わしい理由があるときは、該当する子どもを安全な場所 に移すこととする。
- (2) 前項の規定によって、安全な場所に移された子どもあるいは安全な場所への避難を求める子どもを留置する期間は、簡易裁判所(court of summary jurisdiction)の呼び出しを受け、その裁判所において第3項記載の命令を発し、または当該の子どもに関する犯罪者に対し判決を確定し、もしくは釈放されるまでの間のために周囲の状況と必要とに応じて、当該の子どもの処置を講じるまでの期間とする。
- (3) 簡易裁判所あるいはそのほかすべての裁判所の裁判官は出廷した子どもに関し、犯罪事実ありと認め、また、その子どもの利益のために便宜を図るべきと認めたときには、子どもの保護留置のために犯罪者告発に至るまでにかかる相当の時間のうちに告発があった場合において、有罪と決まるまであるいは犯罪者が釈放されるまで、また、それが有罪該と決定した場合においては 21 日以下の範囲で簡易裁判所の命令する時間を期間として、事情によって必要な命令を発することとする。その命令は子どもの監督者がある場合であっても、これを執行することがある。

第20条では危険な状態にある子どもが確認された場合の、子どもの居場所、 留置場所についての条文である。子どもを保護する場を決定する権限が、裁判 所の命令のもとに行われることが明言されている。コモンローによる実親の親 権(監護権)の強さに対して裁判所の権限を確認する条文となっている。

#### 第21条 裁判所の命令による子どもの処遇

- (1)人が、子どもの親権・保護責任・養育の立場にあるときに:
  - (a) その子どもに関し本法第1号付表に 記載された罪を犯し告発された場合
  - (b) 前号犯罪のために裁判に付された場合
  - (c) その子どもに対し温和な処遇をなすべき命令がなされた場合

子どもを監視、保護すべき責任を有する者で以下の各条項に該当するときには、裁判所はこれを審理の上、該当する子どもの処遇上の便宜であると認めるときは、告発を受け、裁判となり、もしくはそうした命令を受けた場合には、特別にこうした手続きを経ることなく、また、またその他の場合において軽罪裁判所(Pretty sessional court)において審議された場合は、子どもを監督者の監視、保護、もしくは養育から分離し 16 歳に達するまで、あるいは一定の短期間、親族あるいは裁判所の指名による的確な人物(親族もしくは、その他の者で、保護することを希望するものに限る)の保護に委ねるべき旨の命令を発することする。当該の裁判所、または同一管轄権を有するその他の裁判所は、その認定によりもしくは申請によって、随時命令をもって前記の命令を訂正変更並びに廃止することを可能とする。

- (2)前項に示された子どもで、親権者もしくは法で定められた保護者がいる場合は、親権者もしくは法で定められた保護者であって犯罪のために告発され、あるいは裁判に付され、犯罪事実について共犯関係を有し、関与していた等のことに関して裁判所が命令を発することにおいて証明があり、そのために収監させられたとき、または子どもに対し温和な処置をすべきであるとの命令を受けたとき、または親権者もしくは保護者が見いだせない場合は、本条項の命令が発せられる。
- (3) 本条項の命令はすべて文書をもって行なわれる必要がある。 命令書(order) は当該の子どもが出廷しない時であっても、これを発する こととする。本条項の規定により、子どもの保護を引き受ける者の同意は、 裁判所において該当する引受人を拘束するに十分な方法でこれを証明す るべきである。
- (4) 裁判に付された者に対し、本条項の規定によって、命令を発した場合において事件が免訴となり、あるいは告訴の理由がないとして棄却された時には、その命令が直ちに無効とする。ただし、その命令に基づくとはいえ、適法に執行されるべきことに関しては、この限りではない。

- (5) 国務大臣 (Secretary of State) は任意に本条項によって子どもの保護を委託する者より、無条件もしくは適当と認める条件下に、子どもを分離することとする。また国務大臣において適当と認められた場合、他人に保護を委託した子どもに関し、並びにその保護者の責任に関し、規則を制定することとする。
- (6) <u>国務大臣は、本条項によって他人に保護を委託した子どもの利益のために適当であると認めたときは、その子どもを移住させる権限を該保護者に付与することとする。権限付与の命令があったときでなければ、保護者はすべての子どもの移住を降り扱うことはできない。</u>
- (7) 本条項の規定に関わらず、裁判所は本条項の命令を発しないで、本 法第4章の規定により、子どもの産業学校 industrial school への送致する ことの命令を妨げない。

1891年児童法との関連においては、21-23条の条文が特に裁判所の権限という点において、関係が深いと思われる<sup>9)</sup>。第 21条第1項においては、保護者たる親が子に対して危害を加えた場合に、その養育の立場から子を分離し、裁判所が認めるふさわしい人物に保護を委ねることに関して言及がなされている。この条項は、親権者たる親よりも、子を保護する施設に監護権が付与される可能性を示唆している。第 2 項は第 1 項の補足となっており、たとえ親権者であっても、その親権者が子に対して危害を加える可能性が見出される場合は、裁判所の命令により、分離が可能となる旨が記される。また、親に代わって施設やその他の人物が子を養育する場合に、そのやり取りを明確に証明する文書の必要性が第 3 項では示されており、これは、バーナードホームの裁判においても、ゴセージケースとタイケースにおいては、院児がすでに施設を去った後の裁判で有り、院児の不在が問題となったことを想起させる。

第4項、第5項は、施設における監護権というよりはむしろ、逆に親の立場に即したものであると言える。監護者の申し出により、養育に預けた子どもの分離を国務大臣の名で分離することが可能となっている。第21条は、親としての監護者および施設等親以外の監護者両者において生じる問題を公平に問題処理がなされるよう、法律の文言が用意されているようである。そして第6項では、子どもへの移住の選択や決定に際して、問題が発生した場合には、国務大臣の名で、現在保護者として子どもを保護しているものに移住の決定権が与えられると定められている。

こうした、子どもの移住(養育委託)に対する、実親らの施設への反論はロディケース、タイケース、ゴセージケースのいずれにも見られた出来事であった。ロディケースは、ロディの養育委託を巡って、タイケースとゴセージケースは、児童の海外移住を巡っての問題が生じていたことは、それぞれ、第 2

章において確認した。第 22 条では、1891 年児童監護法制定以前にバーナードホームが、裁判所の権限不足ゆえに虐待の可能性のある親であっても子の返還要求があればそれに事実上従わなければならなかったという法制度を、裁判所の権限を強化するという形で解消しているとみなすことができる。

# 第22条 裁判所の命令によって他人の保護に委せられたる子どもの養育

- (1) 本章の規定により、子どもの保護を委託された者は、命令された有効期間、当該の子どもに対し、これを養う責任を負う。かつ、その子どもは、親権者もしくはその他の者の請求があったときであっても、いま保護を受けている保護者の保護を受けるべきものであるとする。また、以下の各号の(1)に該当する者は即決判(summary conviction)をもって 20 ポンド以下の罰金または 2 カ月以下の懲役もしくは禁錮刑に処す。
- (a) 故意に保護者のもとより逃亡しようとする子どもに対し、直接または間接にこれを幇助し、もしくは勧誘する者。
- (b) 故意に逃亡の子どもを庇護・隠ぺい・妨害をしてその常該保護者のもとに返還させる者、または故意にこれらの行為を幇助する者。
- (2) 子どもの保護の委託命令を発した裁判所は、子どもの扶養義務者である親またはその他の者に対し、前記の期間、子どもの扶養費を支払うべきであることを命令することを可能とする。 その命令は子どもを本法第4章の規定による認可学校に送致すべき命令と同一の方法でこれを執行する。ただし、本条項により前記の親またはその他の者の金銭支払いの限度額は、第4章の規定する制限によらず、これを一週1ポンドとする。
- (3) <u>前項の命令は子どもの一時保護を委託された者の申請により、子ども保護の委託命令を発したとき、もしくはそれ以後においてこれを発すること。子どもの親またはそのほかの者の支払うべき金銭は裁判所の指名した</u>者にこれを支払い、子どもの扶養費として使用することを要求する。
- (4) 本章の規定により、子どもの保護をその親族またはそのほかの者に委託する命令を発する場合において、その者が犯罪のために公判に付された時は、裁判所はその公判に先立って子どもの扶養義務者である親もしくはその他の者に対し、本条項の命令を発することができる。
- (5) 本条項の規定により、親権者もしくはその他に支払うべき金銭を命じる裁判所は、親権者もしくはその他の者に年金その他の差し押さえるべき所得がある場合においては、これに該当する年金もしくは所得金をもって支払うべきであるということを告知した後に、裁判所において相当であると認めた金額を差し押さえ、これを裁判所の指名した者に支払うべきこと命令する権限を持つ。該追加命令は該年金もしくは所持金支払人に対する支払い命令となり、且つ支払いを受けるべき命令を受けた者の領収は支払

人の責任を解除する。

(6) 本条項の命令は支払いを受けるべき者の住所にかかわらず、本章の規 定によって犯罪の告発を受理した裁判所においてこれを発するものであ る。

第22条は、裁判所命令し、保護を委託された者が、親権者に代わって当該の子どもの保護を行うことに関する規定および養育費の問題への法的対応が示されている。裁判所から子どもの保護を命じられた者として、第22条からは、その第3者として子どもの施設を想定することができる。すなわち、第2章で考察した3つの裁判は施設に子どもの監護権が認められていなかったために生じたものであった。この条項では、裁判所の権限により、実親以外の保護者が子どもを擁護する可能性が担保されている。また、その保護者は親の申し出があり、子どもの返還を求められたとしても、「今」その子どもを保護している保護者が継続して子どもを養育できると定められている。第2項、第3項において言及されている養育費の問題は、ロディケースにおいて、バーナードホームがロディの母親に対して養育費を請求したにもかかわらず拒否された案件を法的に解決する条文となっている。裁判所の権限を強化することにより、現在の保護者が養育費を受け取り、子どもの養育費の問題が軽減されるように配慮がなされている。

# 第23条 子どもの保護引受人の信仰の調査

- (1) 本章の規定によって、子どもの保護を委託すべき者を決定する場合においては、裁判所は子どもの属する教派(プロテスタント・カトリック・ユダヤ教)を調査し、やむを得ない場合を除いて、これと同じ教派に属する者、もしくは子どもの属する教派に従って、この子どもの養育を引き受ける保証をした者を選択すべきである。 さらに該当教派はこのことを命令書に明記することが求められる。
- (2)命令によって同一教派に属さない者、もしくは前項の保証をなさない者と同居するに至った場合において命令を発した裁判所、またはこれと同一の管轄権を有する裁判所は、すべて、子どもの利益のためにする申請人がいて、子どもと同一教派に属し、もしくは前項の保証をなすべき適当な者で、保護を引き受けることを希望することを開示している者がいるときは、これと同一教派に属する者もしくは前項の保証をなすものと同居させるべき旨の令を発することを要請する。
- (3) <u>第1項の保証をもって、養育を引き受けた者がこれを履行しない場合は、子どもは、これを同一教派に属さない者もしくは保証を行う者と同居</u>するに至りたるものとしてみなす。

第 23 条は、やはりバーナードホームが子どもの監護権を主張した時に論争 の、原因の一つとなった信教の問題について言及している。キリスト教が主た る宗教である西欧においても、キリスト教の中、カトリックや正教会以外の諸 宗派がそれぞれに信徒を有していた。イギリスにおいてはヘンリー8世(Henry VIII 1491 - 1547) 以来の英国国教会 (Church of England) が国教として存在 していたが、国教会以外のプロテスタント諸派やカトリックも信仰勢力を英国 国内に有していた。1829年のカトリック教徒解放令以降は、カトリック教徒中 心のアイルランドだけでなく、英国においても、カトリック勢力が復興してい た10)。 ゆえにカトリックの洗礼であるということ、プロテスタントの洗礼で あるということは様ざまな民法上の問題をも引き起こしていた。第23条は、 子どもの養育を第3者が引き受ける場合に、子どもと同一の教派に属するもの が養育に当たるという規定を明確にしている。もし子どもと同じ宗派ではない 保護者であることが明らかになった場合は、子どもの宗派と同じ宗派の保護者 が優先されると第2項では説明している。バーナードホームが子どもの監護権 を巡り、裁判の渦中にあった時に法的に明確にされなかった部分がここでは、 子どもの宗派に合わせるように明確に示されている。

### 第24条 子どもを捜索し並びにこれを安全な場所へ移すべき令状

- (1)裁判所において子どもの利益のためにする者と認められた者の宣誓による報告に基づき、以下の各号の一つに該当する事実の嫌疑を差し挟むべき理由のある時は、裁判所は令状をもって警察官に対し、子どもに関する調査を命じ、並びにその調査の結果該当事実を発見した場合には、警察官に対する令状をもって、子どもを即決裁判所(a court of summary)に出廷させる迄の期間、これを安全な場所に移転すべきことを命じ、または調査の有無にかかわらず即決裁判所に出廷させる迄の期間、これを安全な場所に移転・留置すべきことを命ずることができる。裁判所はその出廷させられた子どもの保護を本章の犯罪のために公判に付せられた子どもの保護者に対する場合と同じく、子どもの親族もしくはその他適当な者に委託することを可能とする。
- (a) 管轄内において、子どもであって、虐待・ネグレクト等の程度を超えた苦痛を受け、健康上健康上危害を及ぼされるような状態におかれた時。
- (b) 子どもに関し本章もしくは本法第 1 号付表に記載された犯罪事実がある時。
- (2) 前項の規定により、令状を発する裁判所は令状により、子どもに関する 犯罪者を逮捕し、即決裁判所に引致し、その他法律上の手続きを行うことす る。

- (3) 本条項の令状により子どもに関する調査、または調査の有無にかかわら <u>ず子どもの移転留置を命ぜられた警察官は令状記載の家屋、建築物あるい</u> <u>はその場所に立ち入り(必要な場合は強制執行をなすことをありうる)、子</u> どもをその場所から移住させることができる。
- (4) 本条項の規定によって発せられた令状は、すべて、警察官宛として当該の警察官がこれを執行する。この場合、報告者の希望がある時には、これを同行させることができる。かつ、令状を発した裁判所の特別の命令がある場合には有資格医師をこれに同行させることができる。
- (5) 本条項における告発書あるいは令状には、全て、子どもの氏名を記載することは必要とはされない。

子どもの保護を決定する権限が裁判所および警察に対して与えられていることを第 24 条は明確にしている。裁判所は子どもの保護のために、親以外の親族やその他のふさわしい人物や機関に委託できるものとされている。子どもを保護する際に、子どもに危害を加えた者に対する立ち入りおよび虐待等の判定、緊急時の治療(第 4 項:医師の同行)についても配慮がなされている。親権を理由に子どもの保護に応じない親への対応として、第 3 項は、子どもの移住についても言及している。こうした安全の確保を主眼とした、危険な状況にある子どもの捜索および安全の確保と、安全な場所への移動が第 24 条では示されるのである。

#### 第25条 施設訪問

- (1) 国務大臣は<u>任意の寄付金によって維持されている貧児収容所で、官邸</u> の職権をもって臨検することを拒むところに対し、時に任命した巡視員 により随時これを巡視臨検することが可能とされる。また国務大臣は、 貧児の収容もしくは保護のため、または子どもの虐待防止のために設立 された協会もしくは団体の同意をもって、国務大臣の定めた条件の下、 その協会もしくは団体の役員をもってこれに任命することができる。
- (2) 前項の任命を受けた者は、その収容所に立ち入る権限を有する。その職務の執行を妨害する者は即決判決をもって 5 ポンド以下の罰金刑に処す。その収容所が立ち入りを拒絶するときには、調査令状に関する規定の適用に関しては、収容の子どもに関して、本章規定の犯罪事実の嫌疑を受けるべき理由があるものとみなす。
- (3) 前記の収容所で特別な教派の宗旨に基づいて経営が行われている場合、 管理者の希望がある時は、国務大臣は、やむを得ない場合を除いて、そ の収容所を巡視・臨検する者の任命に当たって、同一教派に属するもの を選ぶことができる。

- (4) 前記収容所で、少女のみを収容する施設において、管理者の希望がある時は、国務大臣は、やむを得ない場合を除いて、その収容所を巡視・臨 検する者の任命に当たって女性を選ぶことができる。
- (5) 本条項の規定による任命は、国務大臣において随時これを取り消すこと ができる。

第 25 条では、子どもを保護した施設への巡回の権限が示されている。子ど もの虐待に関する英国における国家を巻き込んだ政策の策定には、児童虐待防 止協会(NSPCC)の活動とその巡回活動が大きな役割を果たした。NSPCCは、 ロンドンの中央オフィスに隣接したビルに、被虐待児の一時保護のためのシェ ルターが設置されていた。このシェルターでは、寮母とケアのための職員が配 置された。また地方のシェルターには、インスペクター(inspector)と呼ばれ る巡視員が家族とともに住み込んで一時保護のケアや保護にあたっていた(田 澤 2005: 15-16)。こうした、巡回による子どもの安否確認というシステムは 第 25 条の法規が定められる前提として、虐待防止のための組織として NSPCC が採用していたインスペクター制度のようなものが存在していたことも考慮 されるべきであろう。NSPCC は子どものケアにおいて、インスペクター制度 により基本的にシェルターを設置する以外は家族分離方式を実施しなかった ため、施設における保護が求められた場合、これを請け負ったのはバーナード ホームのような児童救済の施設であった(田澤 2005:16)。どのような新しい 制度や施策が開始されようとも、当時の制度化においては、養育委託制度 (boarding-out) 子どもの施設における養護は未だ必要とされていた方式であ ったし、バーナードホームのような子どものための施設はまだ、ニーズを有し ていた。それゆえ、施設においても、子どもの監護権に関する権限が必要とさ れたし、これまで取り上げた3つの事例のような問題も起こりうることであっ た。そうした経験の蓄積の中から 1908 年児童法の子どもの監護に関する条項 は生まれてきたのだと言える。

1891年児童法と1908年児童法の関連は、1891年法と1908年法第22条と23条の部分において顕著である。すなわち、施設における子どもの監護権を巡る、法的な根拠が1891年法の理念に類似する部分が見られるように思われる。これまで見てきたように、1891年児童監護法は、子どもの親権に関して特に、社会的養護、施設養護の点から問題とされていた事柄を法的に整備したものである。そしてその整備の背景にはバーナードホームで起こった一連の施設における子どもに親権から生じた3つの裁判での敗訴が背景にあったことをこれまでの考察で確認してきた。1908年児童監護法の中には関連法としてすでに1891年児童監護法は組み込まれており、同法の一部のような意味を有しているが、その特徴が反映されていると思われる具体的な部分を以下に指摘してみたい。

# 5. 1891 年児童監護法と 1908 年児童法条文の比較

表 A は 1891 年児童監護法第 1 条(以下本項で「1891 年法」と表記)と 1908 年児童法(以下本項で「1908 年法」と表記)第 21 条 1 項の条文を示したものである。両者を並列して理解できることは、1891 年法においては、「可能性」として一定の権限を認めている点が 1908 年法では「命令」として法制化されているという点である。1891 年児童監護法において施設における子どもの監護権に対して裁判所が一定の命令を下すことを可能にした法規は 1908 年児童法においてはより、厳格な命令として条文化されていることにおいて、施設における監護権に関する法的な進展を伺うことができる。

# A 子どもの保護・分離に関して

#### 1891年児童監護法 第1条

親が子どもを棄てたり、育てる義務を放棄したり、または、そのように顕著に振舞うのであるならば、法廷は子への連れ戻し(production)を求める親の権限を拒絶すべきであり、その自由裁量において、令状や、なされた要求を拒絶する可能性を有する

# 1908年児童法 21条(1)

子どもを監督者の監視、保護、もしくは養育から分離し 16 歳に達するまで、あるいは一定の短期間、親族あるいは裁判所の指名による的確な人物 (親族もしくは、その他の者で、保護することを希望するものに限る) の保護に委ねるべき旨の命令を発する

子どもに虐待等の危険の可能性が生じた場合に、1891 年法は連れ戻しを求める親を拒絶するべきであるという可能性を示すのみであるが、1908 年法では明確に裁判所による保護の命令が示されている。表 B の 1891 年法第 3 条と1908 年法第 22 条第 3 項は、虐待の可能性がある親権者と子どもの利益に関する条文である。子どもの幸せのために、親と子を分離することが結果として子どもの利益につながるという理解を 1891 年法は示している。そして、親元から離れ、保護を受けることとなった子どもは、ふさわしい環境の下で養育を受ける義務があることを 1908 年法は定めている。しかし、親元から離れた養育の妥当性をすべて 1891 年法が肯定しているわけではない。現在保護されている保護者が子どもにとっての有益なものであり、子どもに危害を加えるものでないことが明らかである場合は、それは分離されるべきではないという規定がそこでは明確に示されている。

#### B 現在、親権者に問題がある場合の、養育している親の優位に関して

#### 1891年児童監護法 第3条

仮に親が子どもの利益に適っていない、あるいは親は子どもの親権者としてふさ わしい人物であると主張したとしても、法廷は、子の親に対して、子どもを親の元 に返すことを認める許可を出してはならない。

#### 1908年児童法 22条(1)

本章の規定により子どもの保護を委託された者は、命令された有効期間、当該の子どもに対し、これを養う責任を負う。かつその子どもは親権者もしくはその他の者の請求があったときであっても、いま保護を受けている保護者の保護を受けるべきものであるとする。

施設等に保護された子どもの養育費に関して、バーナードホームは、養育料の支払不履行の問題について法的な措置をとることができず、これはロディケースにおいても問題とされたことであった。表 C は、1891 年法第 2 条においては、親の施設に対する子の養育費用の支払い義務について明文化している。1908 年法においては、裁判所は、親への養育費支払いの命令に対して一定の権限を持ち、支払いをすべき対象を裁判所が命じることが可能となっている。

#### C 施設に保護された子どもの養育費用に関して

#### 1891年児童監護法 第2条

親が子どもを放棄していた場合は、法廷はその自由裁量において、子どもの養育期間において実際にかかった費用のすべてを、その事例のすべての状況を見た上で、法廷は公正そして理にかなった形で、親は、そのような人々や救貧法連合の管理人、あるいは地方の教区の委員に費用の支払わなければならない

# 1908年児童法 22条(2)・(3)

子どもの保護の委託命令を発した裁判所は、子どもの扶養義務者である親または その他の者に対し、前記の期間、子どもの扶養費を支払うべきであることを命令す ることを可能とする(2)。子どもの親またはそのほかの者の支払うべき金銭は裁 判所の指名した者にこれを支払い、子どもの扶養費として使用することを要求する (3)。

また表 D は、バーナードホームが院児の親への返還を巡り、その主たる返還理由とされた宗教における宗派の問題についての両法における関連条文である。1891 年法で、子の宗教について裁判所が判断を下す一定の権限が付与され、これが 1908 年においては、こうした問題を明確にするために、「やむを得ない場合を除いて」、子の属する教派に関連する保護者のいる委託先を定めるものとしている。バーナードホームは、プロテスタントのホームとして、院児を面接の段階において、プロテスタントの洗礼を受けた子どもであると判断

し入所を許可したが、後にカトリックの洗礼を受けているということで問題になり、裁判が複雑になっていく要因の一つとなったのであり、こうした問題に一定の線引きをし、子どもの利益を護ろうとする動きを 1908 年法の条文は示しているものと考えられる。

D 施設で保護・養育した子どもの宗教に関して

#### 1891年児童監護法 第4条

親による、子どもの所有や子どもの親権についての申し出において、法廷が、親は子の親権を持つべきではないという見解(of opinion)を持ち、親が、異なる宗教で育てられたことについて、親がたとえ、子は(自分たちの下で)育つべきであるという法的権限を有していると主張しても、法廷はそのような要請に対して、安全であると思われるという点に即して、親は子が育つべき宗教の法的に要求する権利があるとする主張を、そうすべきではないとする権限を持つ。

#### 1908年児童法 23条

子どもの保護を委託すべき者を決定する場合においては、裁判所は子どもの属する教派(プロテスタント・カトリック・ユダヤ教)を調査し、やむを得ない場合を除いて、これと同じ教派に属する者、もしくは子どもの属する教派に従って、この子どもの養育を引き受ける保証をした者を選択すべきである(1)。子どもと同一教派に属し、もしくは前項の保証をなすべき適当な者で、保護を引き受けることを希望することを開示している者がいるときは、これと同一教派に属する者もしくは前項の保証をなすものと同居させるべき旨の令を発することを要請する(2)。第1項の保証をもって、養育を引き受けた者がこれを履行しない場合は、子どもは、これを同一教派に属さない者もしくは保証を行う者と同居するものとみなす(3)。

以上、1891年法と1908年法に共通する、施設における子どもの親権に関する法規を取り上げ、その内容を吟味すると、以下の4点が法律上の問題として浮かぶと思われる。これは第2章のまとめの項においても示した事項である。

- A 子どもの救済からの保護・分離に関して
- B 現在、親権者に問題がある場合の、養育している親の優位に関して
- C 施設に保護された子どもの養育費用に関して
- D 施設で保護・養育した子どもの宗教に関して

この、1891年法で定められた法律の特徴と 1908年法の条文の類似点は、バーナードホームが 1880年代の後半から 1890年代前半にかけて体験した、子どもの親権を巡る裁判を通じて体験した、施設における児童養護実践あるいは社会的養護の問題点を特に児童虐待と親権の問題を背景としたものである。19

世紀後半から20世紀にかけての英国においては、コモンローの伝統における、強大な親権の問題が存在し、たとえ虐待を受けた子どもが施設等に保護されたとしても、施設側が子どもの監護権を持つことはできなかった。こうした、問題点を、パブリックミーティング等を通じて世論に喚起したバーナードは、支援者である、国会議員らの尽力もあり、1891年児童監護法を成立させる原動力となったのである。

また、バーナードの一連の裁判は、バーナードの児童救済の原則である、No destitute child ever refused admission が大きく影響している。先に述べたように、バーナードは、ロンドン、イーストエンドの貧民街の孤児のすべてを、キリスト教福音主義の観点から救済しようとし、その中には、カトリックの信仰を持った子供達も含まれていた。彼は子どもたちの改宗は意識してはいなかったが、その行動は、改宗のためのものと理解され、カトリックの立場にある救済団体との確執にまで発展した。こうした問題が一連の裁判にも影響し、バーナードは裁判の過程で、カトリック側の弁護士と対峙することになった。1891年児童監護法と1908年児童法の条文の中に、宗教における宗派の違いが親権の問題の際にあらわれたときに、どのように対照するべきかの基準が立てられているのは、こうした背景によるものである。1908年児童法の、親権に関して、特に子どもの施設と親権(監護権)について述べられた条項は、英国におけるコモンローの伝統から生じる親権上の問題の矛盾、そしてそれから生じる問題に直面した実践者たちの周囲で起こった問題点が提起され、法制度の改革、変革がなされていく、というプロセスを背景としているのである。

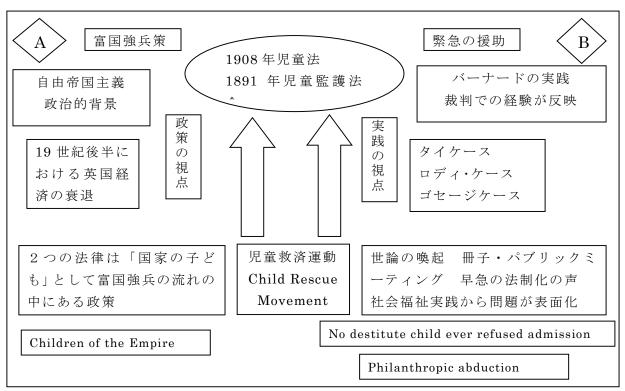
### 6. 第4章まとめ

バーナードホームの、子どもの親権をめぐる裁判闘争において提起された問題は、1891年児童監護法として結実した。そして、児童監護法をはじめとする19世紀後半の子どもの福祉をめぐる種々の法律の制定は、1908年「児童法」として統合され、それは福祉国家への向かう児童政策の萌芽となった。子どもの生活問題に対し慈善家、実践者たちが行動を起こし、それらの行動の中から子どもの生活問題が明らかにされ、問題解決のための法制化が進んでいくという一連のプロセスを、本研究ではバーナードホームにおける児童養護実践との関連から確認した。一つの社会福祉実践が、生活問題解決の端緒となり、問題解決のために法律制定にまで至り、それが万人のための法として制定されていくことの重要性と意義を、私たちはバーナードホームにおける児童養護実践史研究から見出すことができるのである。

図4-1は 1908年児童法の成立を、A 政策面と B 実践面、それぞれの視点から図式化を試みたものである。A は先に述べたように、従来の 1908年児童法の位置づけ、すなわち、児童法法制化の背景には、それまでの児童関連の法律を統合するとともに、自由帝国主義を促進していくための政策として立法化するという背景を示したものである。これに対し、B はバーナードの実践から 1891年児童監護法が成立していく流れを図式したものである。社会福祉にお

ける法制度が確立していく流れとして、先行研究が示す視点は A の立場から法制度の成立を見たものであるように思われる。

図4-1 政策面と実践面からみた 1908 年児童監護法の成立 (筆者作成)



それは、A の立場が国策としての福祉という意味を含んでいるのに対し、B のバーナードホームの対場は、A に従属しつつも、その根本にはすべての子どもの救済が意識され、その実現を当時の社会性、歴史的文脈の中で実現しようとする実践であったと言える。こうした観点から見ていくならば、当然のことながら、19 世紀後半から 20 世紀前半にかけての帝国主義的な背景のもとに法律が制定されるという流れが前面に出ることとなる。しかし、そうではなく、もちろん当時の社会的政治的背景があり、そうした中での限界を認めたうえで、子どもたちの貧困、生活問題を(これも父権的、上からのという現代とは異なる背景があることを踏まえたうえで)、改善しようとした一人の社会福祉(慈善事業)実践家の活動から生じた、問題解決のための、政策や利害を超えた運動としてとらえたものである。B の視点から社会福祉の歴史をとらえ、社会福祉実践史として再考することは重要なことであると考える。

バーナードホームの事例に限らず、現代の社会福祉が成立するために、過去のこうした実践から明らかにされた生活問題が、政策や利害を超えて改善しようとする流れの中で明らかにされ、そして法制化により更に問題点が明らかにされ、新しい法制度として進展していく。このような社会福祉発達史、実践史的な視点の一事例を私たちは、1891年児童監護法、そしてその内容を反映している 1908 年児童法において私たちは概観することができるとともに、そうし

た実践史の、以後の社会福祉法制が発展していく出発点としても、この2つの 法律の関連を位置づけることができるのではないかと考える。

以上、1908年児童法と1891年児童監護法の関連事項を、施設における子ど もの監護権に関する事項を中心として、補足的に考察を進めた。考察の中で、 19世紀後半のバーナードホームによる実践が、英国初の児童法である 1908年 児童法の中で反映されていることが明らかにされた。この 1908 年児童法は、 19 世紀に進められた児童に関する法整備の結果制定された法律群を集成した ものであったが、こうした博愛慈善事業の実践においてみられた、公的な法制 度を必要とする実践から生じた諸問題を法的に整備し、公的な場で子どもの生 活問題を解決してゆくための指針を示したという点においてその意義は大き なものがある。こうした博愛慈善事業と社会福祉が断絶するのではなく、実践 の積み重ねと繰り返しにより発展していく、社会福祉発達史あるいは児童養護 実践史的な視点を私たちは私的な博愛慈善団体の実践と社会福祉の連続面か ら見出すことができるのである。その連続性の一端を担ったバーナードホーム の児童養護実践上の出来事として、タイケース、ロディケース、ゴセージケー スの、院児の監護権をめぐる裁判は位置しており、そうした権利を勝ち取るた めの闘争が、バーナードホームの実践として歴史の中で発展、展開されたと言 えるのである。

序章から第4章まで、ここまでの考察を受けて、次章の終章ではこれまでの本研究の考察を要約し、本研究の結論が述べられる。結論の場では、本研究において明らかにされた、バーナードホームの実践内容、社会福祉の歴史研究の位置づけ、現代の社会福祉において本研究が貢献できる役割等について言及し、研究のまとめを行っていくこととする。

# 第4章 注

- 1) 田邉 (2006: 63) によれば、「1908 年児童法が、児童憲章と呼ばれる最大の理由は、その少年裁判制度の確立にある。罪を犯した児童少年は、大人とは別の手続きを経て、審理が受けられるようになり、審理では、子どものニーズが考慮され、処罰よりも更生が重視されるなど、子どもの利益に配慮された保護制度の第一歩が踏み出されることとなった」。
- 2) ただし、ここで言う子どもを国家の市民と考えるという視点は、子どもの権利 条約等に示された人権、権利擁護という視座にはまだ至らない、その全段階的な状態を指す。しかし、19世紀後半以来の子どもの福祉の法制化の基礎が準備された 時代の諸要素が一つの形として結実し、時代的な思想、背景を含みつつも、発展していった発達史的な進展は再考されるべきであろうと本研究は考える。
- 3) Hall(1909: 188192)においては、1908 年児童法において適用される、その他の法令(Other Statutes)の監護と後見(Custody and Guardianship)に関する法規として、1891 年児童監護違法は位置づけられている。
- 4) 1908 年児童法の歴史的意義に関して、2008 年夏季に英国ケント大学において、ワークショップが開催されている(参照、Bradley2009:303-5)。
- 5)自由帝国主義は19世紀後半の英国において、世界市場における英国の地位低下に対して保護貿易の導入が叫ばれる中、自由貿易政策を堅持しつつ帝国主義を推進しようとする立場である。この推進のため、英国国内では社会改革を行い、その改革を通じて、大英帝国統合推進と対外競争力の強化を図ろうとした。国内の社会改革を推進することは、国内における国民の不満・反感を軽減し革命や内乱を回避するという目的もあった(参照、寺崎1980:270)。
- 6) 文献の印刷の不鮮明さを補うため、英文で条文を読み、更に語句の確認を行うために、1908年児童法条文が掲載された Hall, W.Clarke(1909)と Martin(1910)の、2つの文献を参考にし、印字が不鮮明な場合は相互に文字を確認して、正確な内容の把握に努めた。
- 7) 例えば、第1条の幼児保護に関する条文においては、「報酬を受けて、7歳未満の孤児、あるいは両親から離れた者で1名または2名以上の養育扶養(nursing)を引き受けようとする者は、該当する幼児を引き取った時から48時間以内に、その旨を地区の地域官僚(local authority)へと届け出を提出すること」と決められ、該当する幼児の氏名、男女別、生年月日と出生地、引き受けた人物の氏名、幼児を収容する住宅の住所、預けた人物の住所をそれぞれ明記することが定められ(第3条)子どもの保護責任に関する情報の明確化が意図されている。

- 8) 1908年児童法は子どもの生命保護について大きな関心を寄せている。それは乳幼児委託業者による乳幼児殺害事件への予防対策であった(田邉 2006: 63)。英国において、望まれない妊娠で生まれてきた子どもや私生児の親に対して託児業 (baby farming)を行い、養育費を受け取り、その養育費だけを目当てにして、乳幼児を衰弱させ死に至らしめてしまう乳幼児委託業者の問題はすでに 1870 年代から問題視がされていた。こうした問題の法的な対応として 1872年には乳幼児生命保護法が成立している(参照、小川 2004: 25-31)
- 9) 1891 年児童法は Hall, W.Clarke(1909: 188-192)においては、関連条項として扱われている。
- 10)19世紀には、オックスフォード大学に関わる、英国国教会の聖職者たちによるオックスフォード運動と呼ばれる国教会再建運動が起こった。ケンブリッジにおいては、福音主義が推進された。キリスト教の宗派の多様性は他宗派間での婚姻の教会法上の合法性や洗礼の問題等多岐に及ぶことになり、バーナードホームが直面した宗教上の問題も当時においては高い頻度で問題となる出来事の一つであった(参照、Altick=1998: 225-238)。

# 第4章 参考文献

- Altick, Richard.D (1973) <u>Victorian People and Ideas</u>, W.W.Norton & Company.=(1998,要田・大嶋・田中訳『ヴィクトリア朝の人と思想』音羽書房、鶴見書店).
- Bradley, Kate. (2009) <u>Report Back: The Children Act 1908: Centennial Reflections, Contemporaly Perspectives</u>, University of Kent 30 June-1 July 2008, History Workshop Journal 68(2009), pp303-5.
- Bradly, Kate, Logasn. Anne, and Show, Simon. (2009) Editorial: Youth and crime: Centenial Reflections on The Children Act 1908, Crimes and Misdemeanours 3/2, Pp1-17.
- Bready, J. Wesley (1930) <u>Doctor Barnardo: Physician, Pioneer, Prophet</u>, London: G. Allen and Unwin,
- Hall, W. Clarke.(1909) <u>The Children Act 1908</u>, being the third edition of the law relating to children, London: Stevens and Sons Limited
- ヘイウッド J.S,(1971)『イギリス児童福祉発達史』(内田守訳)ミネルヴァ書房、(=Heywood, Jean S. <u>Children in care, the development of the service for the deprived child</u>, Routledge and Kegan Paul, London, 1959)
- 平田厚(2010)『親権と子どもの福祉』、明石書店
- 法曹會,望月良彦編輯(1998)「英国 1908年幼年者法」『少年保護制度參考書』文生書院、369-477頁
- 川田昇(1997)『イギリス親権法史 救貧法政策の展開を軸にして 』一粒社 桑原洋子(1989)『英国児童福祉制度史研究』、法律文化社
- Martin (1910) The Law of Maintenance and Desertion and Affiliation with the act for the custody and protection of children, London: Steavens & Haynes.
- 三上邦彦(2012)「ドクター・バーナード・ホームの慈善事業による子どものケアに関する研究」『岩手県立大社会福祉学部紀要』第 14 巻、49·54 頁小川富士枝(2004)『イギリスにおける育児の社会化の歴史』、新読書社
- 田邉泰美(2006)『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』、明石書店田澤あけみ(2005)「社会福祉制度草創期における児童保護サービスの特色ー
- 親の「モラル改善」から-」『哲学』第 112 集、慶応義塾大学三田哲学会 寺崎弘昭(1980)「イギリス 1908 年法と H.サミュエル-自由帝国主義と児童政 策」『東京大学教養学部紀要』 20,269-278 頁.
- Wagner, Gillian. (1979) Barnardo, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Williams, A.E. (1953) <u>Barnardo of Stepney</u>, <u>The Father of Nobody's Children</u>, 1st ed. 1943. 2nd ed., with a foreword by Christopher Fry, London: Bradford and Dickens.

# 終章 バーナードホーム児童養護実践の歴史的意義

序章、第1章から第4章を通じて、1880年代後半から1890年代前半にかけ てバーナードホームが直面した院児の監護権を巡る 3 つの裁判事例を、19 世 紀後半のヴィクトリア朝における社会背景、バーナードの人物像とバーナード ホーム設立の背景を確認した上で、当時の史資料を中心としながら、本研究は、 キリスト教博愛慈善事業の観点、法制史の観点も加味しながら、裁判の具体的 な概要を明らかにした。そして、これら3つの裁判がきっかけとなり、博愛慈 善団体の施設養護(宿泊・一時保護機能を含む)における監護権を裁判所が一 定の範囲内で指導できる権限を保障した 1891 年児童監護法についても言及し た。さらには、1891 年児童監護法の理念が、英国初の総合的な児童法である 1908 年児童法の関連法として位置づけられていることにも注目し、その類似 している部分を指摘することで、1891年児童監護法と1908年児童法の関連に ついて言及し、1891年児童監護法、すなわちバーナードの実践の結実が、英国 初の子どもの総合的な福祉関連法に影響を与えている点について言及した。そ して、全体の考察を通じて、本研究では、バーナードが直面した院児の監護権 をめぐる3つの裁判事例を通じて、19世紀後半の、社会福祉が未だ成立してい ない博愛慈善事業の段階において発生した児童養護上の問題が、世論や政治の 場で議論されることにより法制化がなされ、それらが社会福祉の進展の源流の 一つとなったことを確認することができた。

これは、序章で述べたように、バーナードホームの実践を、特に子どもの権利擁護の観点からとらえ、そして児童虐待防止という2つの側面を持つ、1880年代後半からの一連の裁判闘争に注目し、児童養護実践史の観点から再考していくものであった。すなわち、本研究では、社会福祉学の歴史研究として、特に実践史の観点から研究を行い。バーナードホームの実践の中で現れてきた諸問題を、バーナードあるいはバーナードホームが、いかなる生活環境に対して問題意識を持ち、それを変革していくための実践を展開したのか。そしてそれらを当時の政策の中でどのように、協力者や政治家たちとともに協働しながら法制度にまで結び付けていったのかに注目して研究を進めた。

そして歴史の展開過程において生じた社会福祉実践上の問題を、問題に直面 した実践者が試行錯誤を繰り返しながら新たな実践方法を見出すことにより 新たな実践が展開されていくというプロセスを見出すこともできた。

本研究では、上記の研究の関心を持ち、研究を、バーナードの活動した 19世紀後半の英国ヴィクトリア時代の一次史料を中心に置いて考察を行った。そして3つの裁判事例への関心を軸として、これらの裁判が、子どもの権利擁護に根ざしたものであり、バーナードホームが裁判を通じて、子どもの権利を守ろうとしたことを明らかにした。

終章では、これまでの考察の中で得られた知見をまとめ、それらの中で明らかにされた内容が、現代の子ども家庭福祉においていかなる意義を持ち、そして現代の社会福祉においていかなる先駆的役割を果たしたのかについて考察を進めていきたい。そして、現代の子ども家庭福祉においてバーナードの歴史

的な実践から私たちが何を学び、今後へと生かしていくべきなのかについても 問題提起を試みたい。

# 1. バーナードホーム児童養護実践の歴史的展開

# 1. 1 歴史研究と社会福祉

本研究でバーナードホームの実践を研究対象とする際に、バーナードホームの実践にのみ焦点を当てるのではなく、当時の社会的背景やその背景を成立せしめた歴史的背景や状況にも焦点を当てることを重要視した。また、扱った一連の裁判が、新しい法制度の制定と関連するため、法と福祉の関連を論じる研究へ重点を置いた研究ではなく、社会福祉実践史研究として、バーナードおよびバーナードホームにおける裁判事例の研究であることに焦点を当てることを意識した。

そのような観点から 19 世紀後半のロンドンの博愛慈善事業の進展に目を向けると、そこからは、後の社会福祉へと影響を与えていくと思われる、民間の実践が数多く立ち上げられているという点に気付くことができた。バーナードホームの実践はそうした民間による児童救済のための一つであった。そしてバーナードホームのような民間の博愛慈善団体の実践が、後の社会福祉政策や法制度確立への基盤となっていく点を本研究では示し、社会福祉実践成立以前の博愛慈善事業からの、社会的な問題を抱えた人々への援助を再考すること重要性を指摘した。

この潮流の一つを子どもの施設養護の観点から捉えた際に、バーナードホームの実践は、その流れを示し研究を行うための社会福祉実践史の再考すべき事例になると思われる。そこで、特に 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけてバーナードホームが直面した、院児の施設における監護権をめぐる裁判闘争に注目し、これを社会福祉実践史観点から考察を加えたのである。本研究においては、序章において、研究の背景、研究の対象・目的・方法、先行文献等に関しても触れた上で、論文における研究の流れを提示したが、それは本研究における社会福祉学の歴史研究を実践史の観点から本研究の中で明らかにすることを示すためでもあった。

過去の歴史に学び、現代における社会福祉実践にどのように取り組むべきかという問題、特に子ども家庭福祉の諸問題に取り組むための示唆としてどのように、こうした社会福祉の歴史上の実践を扱うかということは重要なことであると本研究は考える。すなわち、社会福祉の歴史研究を行うことの意義とは、本研究の立場に沿うならば、実践史の観点から研究を行い、実践の中で現れてきた諸問題を考察していくということである。そして、この実践事例として、バーナードとバーナードホームあるいはその周辺の人々を中心とする、19世紀後半の英国における、生活史・運動史・政策史の中でどのように実践し、新たな地平を切り拓いていったのかに本研究は注目した。このように、絶えず新たな実践を社会福祉の現場の中で起こる出来事や、それらを通じての経験の中

で積み上げてきたバーナードホームの、特に子どもの権利擁護に根差した裁判事例の研究に着目することで、新たな実践や知見を生み出していく社会福祉実践史の一断面を素描することが可能となる。それゆえ、本研究は、その研究の目的(方法・史料の所在・先行研究)を踏まえた上で 19 世紀後半の英国における博愛慈善事業の進展の背景を吟味した上で、バーナードホームの事業を、プロテスタント・キリスト教諸派が主に展開した児童救済事業の視点から考察し、児童救済運動という観点に注目しながら考察を行った。その救済行為がバーナードホームの実践を支えるものとなっていったのである。

# 1. 2 バーナードホーム児童養護実践から得られた知見

本研究ではバーナードホームの実践を 19 世紀後半の「児童救済運動」の枠組みで捉え、バーナードホームの実践の背景となった、同時代の博愛慈善事業の概要、あるいはバーナードホームに関連する諸事業についても触れた。そして、バーナードホームの実践そのものがいかなる全体像を持つものであったのかを、バーナードホームの年次報告書等を手掛かりとして考察した。まず、バーナードホームにおける子どもの監護権をめぐる裁判闘争に至るまでのバーナードの施設養護実践内容を具体的に扱うため、バーナードがロンドンを訪れた最初期に、運営に関わることとなったラギットスクール(Ragged school ぼろ学校)での実践について本研究では言及した。そしてラギットスクールでの活動から生じたバーナードホームの最初の施設運営とその運営を通じてであった貧孤児との出会いについて言及した。それは、後のバーナードホーム開設のきっかけとなる2人の少年、ジム・ジャービスとジョン・ソマーズとの出会いについてである。こうした貧孤児との日々の貧孤児救済事業における実践が、バーナードに、イーストエンドの貧孤児たちが置かれた状況を知らしめることとなった。

こうした、バーナードホームの実践を本研究では、博愛慈善事業 (Philanthropy) として言及した。当時の文献・資料でも用いられているようにバーナードの実践は、フィランソロピストの活動として理解されていた $^{1)}$ 。この博愛慈善活動家(フィランソロピスト)としての活動を本研究ではバーナードの実践に位置づけ、その児童救済運動(Child rescue movement)の文脈から明らかにしようと試みた。具体的なバーナードの児童救済観については、キリスト教雑誌、「The Quiver」にバーナードが 1890 年代後半に投稿した彼自身の回想を記した記事「My Life Work-The Rescue of the Waif」を用いて考察を行った。この中でバーナードは、児童救済の 3 つの問題点を掲げた。第 1 の問題点は児童救済の方法の確立、第 2 の問題点は、法の立場に基づいて、どのような形で子どもたちを犯罪から救い出すのかという事、第 3 の問題点は、Rescue された後に、教育や職業訓練を受けた子どもたちが、いつまでの施設に留まるわけではなく、やがて、社会へと戻ることになったときの保障をいかに担保するかという問題であった。

本研究では第1章において、児童救済運動(Child rescue movement) 運動

に基づく児童救済事業として、バーナードの実践を位置づけたのち、バーナードホームが当時どのような施設において活動を行っていたのかという点について、裁判闘争中の、バーナードホーム年次報告書(1890 年)に記載されている、バーナードホームの関連事業を参照しながら考察を行った。年次報告書が伝える事業内容から理解されることは、バーナードホームにおける実践が、当時の歴史的社会的背景も考慮に入れつつも、乳幼児から青年に至るまでの、健常児・障がい児等、すべての生活問題を抱えた子どもの「自立」が意識されているという点であった。そして、このバーナードホームに収容した院児に対する無制限収容の立場は「No destitute child ever refused admission」(貧困児童の救済にあたり申し出は決して拒絶されることはない)という言葉で表現されていた。

ここでいう「自立」とは、序章でも言及したように、様々な理由で親との生 活が困難な状況にある児童が、初等教育の教授や職業訓練による技術の習得を 経て、自らの生活費を稼ぎだし、自活していくことのできる状況を意図してい ると捉える事ができる。こうした事業形態がどのような形で展開されたかにつ いて本研究では、バーナードの没年である 1905 年に刊行された第 40 回年次 報告書の記載を参照した。バーナードの没年のバーナードホーム全体の事業報 告が、バーナード自身による実践の終結の時であり、一つの区切れのときであ ると筆者が考えたからである。そして、第40回年次報告書では、1905年当時 のバーナードホームの事業形態を、A施設運営管理に関する機能、B女性の自 立支援に関する機能、C 医療に関する機能、D 児童の自立支援に関する機能、 E 教育に関する機能、F 児童の一時保護に関する機能、G 児童への生活の場提 供に関する機能、H施設の社会への啓蒙に関する機能の8つにそれぞれ分類す ることを本研究では試みた。これはバーナードが何らかの問題を抱えた子ども に対して、その救済を試みようとした実践と同時に、その実践がいかなる機能 を有していたかの意義を明らかにしようと試みるものである。そして、史料か らの考察として:1.全ての子どもに対する救済を意図した実践として一定の 評価を下せる、2.初等教育・職業訓練を通じて、施設児童の自立を目指そう としている、3.児童の公衆衛生に注目し、児童の健康管理が意識されている ことが伺える、の3点を導き出すことができた。

第1章において、バーナードホームにおける実践の全体像を概観していく中で、バーナードホームの事業をどのように位置づけるのかという博愛慈善事業の問題、どのような範囲で子どもを救済の対象としたのか、という問題も現れてきた。そこでバーナードホームにおける事業の全体像を更に明確にするために、バーナードホームの実践と当時の慈善団体の中心的な役割を果たした COS との関連、並びに COS とバーナードホームとの運営方針の相違に背景を持つ仲裁裁判について続けて、第1章では言及した。そして、これらの論争の中でバーナードが一貫して保持し続けた福音主義の信仰にもとづく児童救済観に関しても言及を行った。

COS の救済方法との比較を通じて、福音主義的個人の魂の救済を重視するバーナードの博愛慈善事業の姿が確認でき、その独自性も確認することができた。

それは、バーナードが写真や小冊子を用い、篤志家への訴えを行い、広く世論に救済事業を広報したという点であった。これは、バーナードホームが 1880年代後半からの一連の裁判において不利な立場になり、裁判に敗訴する中で、彼らの実践の意味を世論に問い、法制化に結び付ける手法に連続しているものであると思われる。つまり、自分たちの立場を雑誌・広報等の媒介を通じて世間にアピールするという手法である。子どもの利益のために、救済を必要としている貧孤児の無制限収容を意図し、その実現のためには、世論やマスメディアを通じてのアピールも行うというバーナードホームの児童養護実践は、選別主義ではない、すべての子どもへの支援という性格を持つものではないかということがこうして、更に理解される。そうした態度は、Wagner (1982:16)も指摘したように、バーナードの子どもに対する権利擁護 (His championship of the right) の態度だったと言えるのである。

19世紀後半の英国における博愛慈善事業の文脈で、本研究において「子ども の権利擁護」の問題について言及することの意義は、バーナードの裁判闘争を はじめ、この時代の子どもに関する救済運動や保護の運動から、子どもの個人 の利益を守り尊重していくという、後の子ども家庭福祉や社会福祉の法整備へ とつながる実践が数多く行われていたと考えるからである。第1章1.4項で も若干言及したように、産業革命最盛期の英国において、1833年最初の「工場 法」が制定された。それは、産業革命による子どもの労働問題が社会問題化し 劣悪な環境での子どもの長時間労働が問題視されたからである。田澤編(2007: 6-7) は、堀尾(1981: 286-289)がこどもの権利概念の形成に至るまでの要因 を分析した研究を例として、子どもの福祉における子どもの権利思想の形成の 歴史は、「工場立法や義務教育立法から派生した児童労働の制限・禁止と親権 乱用の規制、公教育の確立」と深く関連すると指摘している(田澤他 2007: 6)。 工場法は児童労働の年齢制限や労働時間を明確に示したが、この時に、子ども は親の所有物ではなく教育を受ける権利があるという、子どもの権利の必要性 が次第に考えられるようになってくる(カニンガム=2013: 182-186)。このよ うな流れは 1870 年初等教育法の成立や 1889 年児童虐待防止法の成立にもつ ながってくると思われる。つまり、市民社会にあって、市民としての国家に貢 献する人材となるために(シチズンシップ)、子どもの受けるべき義務として 教育が必須のものであると考えられ、その教育を侵害する親の養育のあり方は 「虐待」であるとみなされたのである。ゆえに、問題を抱えた子どもがいて、 親の養育が不可能となる場合は、国が親の代わりとしてその養育と関わるとい う「パレンス・パトリエ」(国親)の思想が現れてくることともなる。パレン ス・パトリエ思想は、当時の帝国主義や国家に貢献しうる人材の確保という歴 史的な文脈も考慮に入れなければならないだろうが、19 世紀の英国において は、こうした、子どもの権利擁護につながる実践が模索され、それらは法とし て制定されていったのである。バーナードホームの実践もこうした、子どもの 権利擁護や人権が意識され始めた時の児童救済の実践として、多くの経験や問 題点を学ぶことになったのである。その実践から裁判事例を選び、子どもの権 利擁護の視点に結び付けながら、一連の裁判事例の流れから生まれる実践を歴 史的に児童養護実践史的視点から研究することに本研究の視点があるのである。このような歴史的な背景の下で、ロンドンのような大都市において、貧窮と犯罪的な社会環境の中にあった浮浪児・貧孤児に対して直接的な救済活動を行ったバーナードホームはその事業を拡大してゆく。しかし、児童救済事業は、単なる救済行為やその場の判断だけで遂行できるものではなかった。実践の中で生まれてくる諸問題が、バーナードホームに、新たな取り組みの必要性を生み、その変革を求めていく。その一例として、1880年代後半から1890年代前半にかけてバーナードホームは、虐待の疑いのある親から院児を守るという、子ども権利擁護の観点から、裁判と対峙し、その過程において、法的な形で施設における院児の監護権の必要性を求められるのである。それがタイ院児、ロディ院児、ゴセージ院児に関わる3つの裁判であった。

# 1. 3 施設における監護権の法制化

本研究では、第2章において1880年代後半から1890年代前半かけて起こった、バーナードホーム院児の監護権を巡る、実親との裁判を3事例取り上げ、その概要を、一次史料を用いながら論じた。そこから見えてきたものは、バーナードホームが、虐待を受ける可能性のある院児を救済するという視点で裁判に臨み、子どもの救済のあり方も含めて、子どもを保護し、その安全を守ろうとすることを、子どもの権利擁護として実践していったという点であった。本研究においては、そうした視点は現代的な視点で言えば、まさに子どもの権利擁護の視点へも通じるものであると言えるのであり、バーナードホームの実践にそうした子どもの権利擁護の萌芽を位置づけることができるのではないかと考えた。

しかし、バーナードが対峙した裁判そのものは院児の権利が擁護されるとい うよりもむしろ、19 世紀後半の英国において顕著であった実親の強大な親権 のゆえに、たとえ院児が親から虐待を受けた経験があったとしても、実親が子 の返還を施設に申し出れば、その子どもの多くは親元へ戻る命令を受けること になるという矛盾を浮き彫りにした。裁判となった3人の院児にはいずれも親 元への帰還が正当であるという判決が下され、バーナードは原告側からの人身 保護礼状の提出に従わなかったことと、法廷で繰り返し自身の正当性を主張し たために法廷侮辱罪として敗訴し、罰金を支払い、短期間の禁固刑を受けるこ ととなった。子どもの権利を守るために、裁判に対峙したバーナードが、親権 の強大さという壁にぶつかり、そのことが理由で敗訴したということは、バー ナードホーム関係者及びバーナード自身がその後、裁判の不当性を世論へアピ ールしたことも含めて、施設における子どもの監護権がいまだ法制化されてい ないという問題点を問いかけるきっかけとなった。一連の裁判を受けて、こう した機運が高まり、それは、1891年児童監護法の成立へとつながっていった。 第2章では、こうしたバーナードの実践が、社会の中で起こっている子どもの 福祉に関する問題を提起し、これが立法化されていくプロセスを提示した。

扱った3つの裁判事例、マーサ・タイケース、ジョン・ロディケース、ハリ

ー・ゴセージケースは、それぞれが1事例ずつ順に本研究において、各々の院 児の施設入所までのいきさつ、裁判の経過が検討された。そして、裁判経過を、 ソーシャルワークのエコマップの手法等も用いながら明らかにした。3つの裁 判は主に 1889 年後半から 1892 年前半にかけて争われ、人身保護礼状の発効 により、3人の院児の返還を求められたバーナードは、子どもの施設における 監護権の問題に関して、タイケース、ロディケース、ともに敗訴を経験した。 それは院児の親にたとえ虐待の疑いがあったとしても、親元からの院児の返還 要請があれば、英国のコモンロー(慣習法)あるいは親権の強さという伝統的 な法解釈により、施設は当該の院児を返還すべきであるという理由によるもの であった。1892 年中には 3 人目のハリー・ゴセージケースの敗訴が確定し、 バーナードは 25 ポンドの罰金と禁固刑をもって一連の裁判を終えることとな った。一連の裁判は、イギリスにおけるコモンローの伝統における親権の強大 さに、バーナードが屈し、子どもの成長に危害を加える親であったとしても、 その監護権が正当化される、という矛盾を経験するものとなった。しかし、3 つの裁判を通じて、バーナードホームは、子どもの監護権に、一定の権利を与 える、1891 年児童監護法(Custody of children Act1891)の成立を後に実現させ ることになった。この実現過程はいかなるものであり、どのような動きのもと に法制化が可能となったのかという点への考察が次に求められ、この経過につ いて史料を用いて 1891 年児童監護法についての説明を本研究では第 2 章にお いて進めていった。

1891年児童監護法は、1889年の児童虐待防止法を補完する形で、施設における虐待や社会生活の脅威にあった子どもたちに対する施設の監護権を認めた法律であった。こうした実践の中からあらわれてきた、子どもの権利を法制度の枠組みにおいて守ろうとする先駆的な動きのきっかけを3つの裁判事例はその役割として果たしたと言える。こうして、裁判に関する第2章のまとめの項において、本研究では、①子どもの救済・保護および親からの分離に関する問題、②真の親権者は実親なのか子を保護した施設側にあるのかという問題、③施設に保護された子どもの養育費用支払いの問題、④施設で保護した子どもの宗教と施設の理念に関する問題、の4つを裁判の意義として掲げた。

また、これら3つの裁判の結果から現れてきた英国における親権の問題と親権剥奪制度に関する歴史的な展開についても本研究は言及し、バーナードが子どもの親が虐待の疑いを持ち、当該の子どもが危険にさらされる恐れがある場合には、あらゆる手段を講じて子どもの救済に向かうという、バーナードが裁判中に用いた「博愛的誘拐」(Philanthropic abduction)に注目した。この「博愛的誘拐」という語は、人をだまして連れ去るという意味の「誘拐」ではなく、虐待の恐れのある子どものための救済であるならば、それが子どもの利益として正当化されるという意味を持つものであった。

こうした「博愛的誘拐」のような児童救済に対するバーナードの態度は、当時の児童虐待における親からの分離に親権の問題が関連し、分離を困難なものにしていた同時代のその他の事例から、バーナードだけの特別なものではなかったことを本研究では確認した。それは、バーナードの評伝の執筆やバーナー

ドの事業を擁護した人物としても知られるステッドが関わった児童虐待からの救済事例(アームストロングケース)においても同様に見られるものであった。このように、博愛慈善事業の実践者たちが児童救済の際に、問題点としても現れていた親権が当時の児童養護実践において大きな問題の一つとなっていたことに本研究は光を当てた。

そして、結果的に3つの裁判事例はバーナードの敗訴に終わったが、その敗 訴の背景にある、博愛慈善事業の運営する子どもの施設において、施設側には 子どもの監護権がなく、裁判所も、たとえその親に子への虐待の問題があった としても、親権の強さゆえに子の返還を制限することができないという矛盾が 世論に問題を提起させ、ゴセージケースの敗訴により、1891年児童監護法制定 のきっかけとなったロバート・アンダーソンによる、法制定への喚起を促す投 稿が行われたことを本研究では指摘した。この出来事がきっかけとなり、1891 年児童監護法は議会での成立に向けて歩み始めた。こうした、実践の中で生じ た問題が法制化され、社会の一定のルールの中で議論されていくプロセスを本 研究では確認した。そしてこの一連の法制化の流れが、法の支配が子どもの利 益・福祉を守るための用件として重要な役割を果たしている点を本研究では指 摘した。つまり、何らかの生活問題が生じることにより、その生活問題が社会 の中で公にされ、その問題を改善しようとする動きが生じるとき、法治国家に おいては、国家を存立し、その枠組みの中で国家を統治する法の制定をもって 問題解決を進めていこうとするという姿を、1891 年児童監護法の成立とバー ナードの実践にみられるという点が示されたのである。これらの問題は、個人 の権利、尊厳への権利、社会福祉にかかわる法の支配といったように、現代の 社会福祉の問題として議論が重ねられている分野である(Tamanaha=2011: 145-146)

以上の考察から、バーナードホームが直面した、本研究で扱った一連の裁判 闘争は、欧米において、法の支配下にある人間が、個人・尊厳への権利、社会 福祉等の権利を獲得してゆく段階に当てはまる実践の一つであると考えられ、 もともと法制化されていなかった子どもに関する生活問題が、改善されるべき ものであると認識され、法制化への要求が促されていくプロセスを3つの裁判 事例の中に見出すことが可能である。ゆえに、バーナードの実践は、子どもの 権利(施設における子どもの権利擁護)における隠されていた問題を具体的に 明らかにし、それが法制度の確立にまで発展してゆくというプロセス示したも のであると言える。問題解決のために新しく方が制定されることにより、気づ かれていない、あるいは問題視されてはいないが問題を含んだ事象が明らかに され、そして、子どもの生活問題において具体的にどのような問題解決方法が あるかが問われることとなる。バーナードの、施設における子どもの監護権を めぐる裁判闘争の実践およびその結果、誕生することとなった、1891年児童監 護法は、子どものための福祉実践が抱えている問題を明確にし、個人の権利、 尊厳への権利(正義)、子どもの福祉を目指していくための土台となる一つの 流れを、①施設における子どもの監護権(子ども個人の権利)、②子どもの尊 厳への権利(虐待の危害からの保護)、③社会福祉が存在しない時代に子ども

のための博愛慈善事業施設が、子どもの権利擁護を保障するための法的な根拠、 という形で示す可能性を有していると言えるのである。

# 1. 4 児童養護実践と法

1891 年児童監護法が成立する中で、バーナードホームにおける院児の監護 権を巡る3つの裁判の経過と、成立した児童監護法の条文が、具体的にどのよ うな点において反映されているのかについての考察が続く第 3 章では行われ た。そして、各々の条文を吟味することにより、バーナードホームの実践が新 しい法律の制定に寄与した点、そして実践が実際の条文に反映された部分等に ついての吟味がなされた。また、バーナードの実践が法制化へと進んでいった 歴史的経緯と、20世紀以降の「社会福祉」の成立との関連ついて、バーナード の実践と権利擁護の視点がどのような面で連続していると言えるのかが、英国 1908 年児童法と 1891 年児童監護法との関連という視点から考察された。1908 年児童法において、1891年児童監護法は関連法として記載されているが、それ だけではなく、本研究では、補足として 1908 年児童法本文の中の、施設にお ける子どもの監護権に関する条文についても言及し、第2章で明らかにされた バーナードホームの裁判での内容と対比しながら、その共通点を見出す作業を 行った。そして。それにより、英国における初の包括的な児童法である 1908 年 児童法とバーナードホームの実践、そして 1891 年児童監護法成立との関連を 明らかにし、バーナードホームの実践に 1908 年児童法との連続性を見出し、 バーナードホームの実践と公的な児童法制との連続性に光を当てた。そしてこ れを、バーナードホームの子どもの監護権をめぐる裁判闘争での実践が、こど もの権利擁護へと結びついているという仮説として提示するための事例とし て本研究では位置づけた。

また、1891 年児童監護法の法制化の過程において、その審議過程を時系列に概観していくに当たり、最初に、バーナードホームと一連の裁判において対立したカトリック勢力との関係を本研究では確認した。これは 1891 年児童監護法が、その法制化の過程において、宗教的な対立という背景が大きく影響しているためである。その中で得られた知見は、バーナードホームが子どもの虐待の危険からの安全の確保と施設の運営方針を優先していたのに対し、カトリック側が子どもの信仰面を重視し、その見解において対立が生じていたために対立が生じていたという点であった。

バーナードに院児の返還を求めるカトリック側の主張に対し、バーナードホームは、特にゴセージケースやタイケースにおいては、当該の院児は既に養子縁組を行った人物の元に引き渡されたのであり、バーナード自身の監護者としての権限は既になく、現在の親権は委託した人物のもとにあり、バーナードは人身保護礼状を受け取る対象には当たらないと主張した。この、院児をあらかじめ別の養子縁組あるいは移民希望者へと引き渡し、実親へと子どもを引き渡しができないような状況を設定した背景には、バーナードホーム側の児童救済方針があり、虐待の疑いがある親から子を引き離し、子どもの利益を優先させ

るために、当時の法制度では院児を実親に戻さなければならないという問題を、養子縁組という形で対応しようとした考えがあったのではないかと想定される。しかし、このような形で子どもの虐待からの安全を保障するという方法には限界があり、通常の場合であれば、バーナードは絶対的な親権の強さゆえに院児を実親に引き渡さなければならなくなってしまうことになる。しかし、にもかかわらずバーナードは、一貫して自らの立場に関して、その正当性を主張し、子どもを実親に引き渡すことを拒否し続けたのである。このバーナードの態度は、欧米における法と権利の主張という考え方に根差していると思われ、本研究では、イェーリングにおける法と権利の概念を参照し、こうしたバーナードの姿勢について言及した。このように、バーナードにより、子どもの親からの虐待の危険を施設が守り、子どもの権利を擁護するための法律制定への動きが開始されていったという展開が本研究での考察においては見出すことができるのであり、その流れが 1891 年児童監護法制定の審議過程を生み出していったと本研究は考えるのである。

1891 年児童監護法の審議過程においては、その法案(BILL)が一度、廃案となっている。廃案となった法案が再び審議されることとなったのは、ゴセージケースにおいて一審でバーナードが 1890 年に敗訴した後(その後上告)、バーナードの支援者で、バーナードと同じプリマス・ブレズレンの信仰を持った、Robert Anderson の「Morality by Act of Parliament」(Anderson: 1890)と題された記事での問題提起によるものであった。「Act of Parliament」、すなわち、議会制定法のあり方についての言及が、この記事ではなされており、アンダーソンは、裁判所における法的権限の強化の必要性について述べ、その権限を議会制定法において成立させることの重要性を示そうとした(Anderson1890: 77)。

こうした動きに加えてバーナードは、敗訴に至る前、裁判の期間中から、院児の親権がバーナードホームに認められることは現行の法律では、困難であり、親権を理由に親に、院児を戻して再び虐待が繰り返される可能性があることをアピールし続けていた。これは、バーナードが、施設の理事である、ウィリアム・ベーカーのアドヴァイスを受け、裁判の問題点を世論に示すことの重要性を認識していたからである。これが「Before My Judge」のタイトルとして冊子で印刷、頒布されたものである(ND14,1890: 1-56)。さらにバーナードは、ロンドンのエクスターホールにおいて、裁判の公聴会が裁判所の立会いの下行われた際に、彼の立場を世論に喚起する場を持った(Night&Day1889: 145-169 A Mighty Meeting)。

こうした、自身の裁判における正当性を世論に訴え続けたバーナードは議会においても、法制定の重要性を理解させることに成功し、1891年児童監護法が成立するのである。1891年児童監護法は、博愛慈善事業等の篤志家・慈善家による子どもの施設における監護権に対して裁判所が一定の権限を持つことを保証する法規として成立した。その内容はバーナードが1880年代から1890年代前半にかけて経験した、本研究で扱った3つの裁判事例でバーナード側が不利な立場にあった点を踏襲し、これを法的に認める内容となっていた。その概

要は以下の通りであった:

第1条:子の親が、子の引渡しを求めて、人身保護礼状を高等法院に求めた場合、裁判所は親による人身保護礼状の請求を拒否しうることが基本原則である。 子の利益擁護の観点から、親の権利行使を制約する意図がそこにはある。

第2条:子どもの人身保護礼状が仮に提出された場合に、法廷は自由裁量において、里親や養育委託を行うことが可能である。その際に親は、その費用を速やかに、養育する側にその子どもの養育にふさわしい額を支払うことを求める権限を法廷は有する。

第3条:親がa自分の子どもを捨てたり、b自分の子どもを他人に、長い間その人の負担で育てさせていたり、救貧法連合の管理者に払わせている場合、そして法廷で子を育てる親としての思慮に欠けた様子に満ちた場合に、法廷は、親が親権を主張したとしても子どもを親に引き渡さなくてもよい。

第4条:親権の申し出があったときに、法廷が、その子どもの親権者として親がふさわしくないと判断、他の宗教の下で育てるべきだとみなした時に、親が親権を行使してこれに意義を唱えても、法廷はその宗教が子どもをよりよく育てるのに適切なものである場合は、それが妥当であるとみなす力が法廷には有る。また、法廷は出された申し出に対して、子どもを束縛することなく、自由な選択を行わせるのであり、何も干渉は行わない。

第 5 条: この法律における「親」person は子どもに対して法的責任を持つことのできるあらゆる人のことを意味する。そしてその「人」person にはあらゆる学校 school、施設 institution も含まれる(第 6 条は法律の名称について)。

このようなバーナードの貧孤児救済における実践史という視点から、子どもの福祉とそれに対する法整備の必要性に関して、1891 年児童監護法が成立していく過程を本研究では提示した。この過程において、新しい児童養護実践を生み出していく原動力とはどのようなものであるかということについて本研究は問題提起をし、この問題提起への回答として、バーナードホームが配布した小冊子(トラクト)の内容に注目することで議論を進めていった。それはバーナードが児童救済を「神の急務」として捉え、あらゆる手段で子どもを「不道徳な環境」から救い出そうとする姿から見出されるものであった。こうした実践へと向かうバーナードの原動力を本研究では、児童養護実践を遂行する実践者としての「情熱」(Passion)として位置づけた。この実践への「情熱」一バーナードにおいてはすべての問題を抱えた子どもを救済するという「急務」一が実践者を突き動かし、社会福祉実践を発展させていくのではないかという考察を行うことができた。

1885 年刊行の、「王たる神の本務は急を要する」(The King's Business

Requireth Haste: A Year's work in Dr.Barnardo's Homes)と題された小冊子 は、このバーナードの児童救済への態度を表すものと言える。このタイトルは 旧約聖書のサムエル記8章の聖句を用いて、児童の救済が「王の急務」である ことを述べ、児童救済の場に身をおくバーナード自身が、この「王の急務」を 代行する者として描くものである。この小冊子の概要から、「神の急務」を代 弁し、緊急の救済を行うバーナードの態度をここでは確認することができた。 それはすなわち、バーナードの事業がキリスト教の福音主義に根差した実践で あることをしている。しかしこうした児童救済観が、真に実現するためには、 法制度の確立及び法の要請という支えが必然的に必要になる。公的な承認がな ければ、それば単にバーナードホームの内部だけの児童救済事業に終わってし まうからである。バーナードは同様に冊子を作成し、人々に自身の活動と理念 を訴えたが、それだけでは子どもの安全や権利を保障するための条件は不十分 だったと言える。そうした中で、1891年児童監護法を成立せしめた、一連の裁 判を通じてのバーナードホームの実践は、それまでのプロテスタント・キリス ト教の理念に基づいた宗教的な児童救済の実践から得られた経験に加えて、バ ーナードホームの実践には公的な場での承認を受けた児童養護実践が必要な のであり、実践上生じた問題点を、議会制定法により公的に議論を可能なもの とすることの必要性を認知させることともなったのである。

# 1.5 慈善事業の過渡期における実践

キリスト教的な福音主義に根差した児童の救済を、バーナードホームが体験 した裁判事例を通じて明らかにし、しかし、その限界に直面したバーナードホ ームが、裁判闘争を通じての経験から 1891 年児童監護法を成立させるまでの 実践史を素描し、その概要を明らかにした後、1891年児童監護法が現代の子ど も家庭福祉へとどのような形で連続しているのかについて、本研究は英国初の 総合的な児童法である 1908 年児童法との関連から考察を第 4 章で行った。そ して、バーナードホームの実践が、新しい法制度の確立につながり、それは19 世紀後半の博愛慈善事業における実践による影響によるものであった、という 考察にのみ終わるものではなく、20 世紀以降の社会福祉へと連続する一つの 出来事として理解が可能であるという点を本研究では補足的に言及した。1891 年児童監護法自体は 1908 年児童法の本文の後に、関連法として位置づけられ ているが、第4章においては、1908年児童法本文の、子どもの監護権あるい は親権に関する条文を取り上げ、その内容に 1891 年児童監護法の条文につな がる内容を選び、それらの内容について考察し、その 19 世紀に制定された児 童監護法と 20 世紀初頭に制定された 1908 年児童法との連続性について考察 を行った。

1908年児童法の第 19条から第 25条までを第 4章では扱い、その類似点を、A 子どもの救済からの保護・分離に関して(1891年児童監護法第 1条と 1908年児童法第 21条第 1項)、B 現在、親権者に問題がある場合の、養育している親の優位に関して(1891年児童監護法第 3条と 1908年児童法第 22条第 1

項)、C 施設に保護された子どもの養育費用に関して(1891年児童監護法第2条と1908年児童法第22条第2項・第3項)、D 施設で保護・養育した子どもの宗教に関して(1891年児童監護法第4条と1908年児童法第23条)、の4つに整理した。

バーナードホームの事例は 1908 年児童法の成立に子どもの親権における施設養護のあり方という面から、1891 年児童監護法の成立において影響を与えているといえる。これは、現代の社会福祉が成立するために、過去実践が課題を生み出し、その課題を法制化によって問題解決のための共通基盤を作り上げられていくプロセスであるとみなすことができるのではないかと本研究は考える。規範としてから明らかにされた生活問題が、政策や利害を超えて改善しようとする流れの中で明らかにされ、そして法制化により更に問題点が明らかにされ、新しい法制度として進展していくのである。このような社会実践史的な視点の一事例を本研究は、1891 年児童監護法、そしてその内容を反映している1908 年児童法において概観することができると考えるとともに、そうした実践史が、以後の子どもの社会福祉法制、特に社会的養護における施設養護の分野が展開していくにあたっての重要な転換となる出来事の一つと言えるのではないかと考えるのである。

# 2. バーナードホームの実践と施設における子どもの監護権

これまでのバーナードホームにおける子どもの監護権を巡る3つの裁判事例の研究から得られた知見を本項では、全体の要約から考察し、児童養護実践史の文脈において明らかにされた事項から導き出される帰結を提示していきたい。それらを通じて①バーナードの裁判闘争の歴史的意義、②バーナードの実践の意義、③社会福祉の源流としてのバーナードホームの位置付け、の3点についてまとめの考察を述べていく。これらの問題を考察することを通じて、本研究では、バーナードの一連の裁判闘争が現代の社会福祉実践に与える示唆について言及し、更に一連のバーナードホームの裁判が、子どもの権利擁護に立脚するものであり、社会の中で何らかの問題に直面している子どもを救済した、19世紀後半の英国における、一博愛慈善事業団体としての先駆的実践の一つであることを示す。そして最後に、バーナードホームの実践を通じて、バーナードの実践が現代の社会福祉実践者に対し、実践の源となっている子どもたちを救おうとする「情熱」に根差しているという側面について言及する。そして、福祉専門職が自身のあり方を再考しようとするときに過去の実践者に学び新しい実践を創り上げていくことの重要性について考えてみたい。

# 2. 1 バーナードによる裁判闘争の歴史的意義

バーナードの裁判は単に自身の施設運営上の問題点をあらわにし、法整備を 進めるきっかけを生み出したというだけではなく、対立したカトリック側の児 童救済の問題点を明らかにし、裁判闘争開始時の英国カトリック教会側の代表 的立場にあったマニング枢機卿の後を継いだヴォーガン枢機卿に、新しい視点を与え、バーナードホームとカトリックはその後和解することとなった。ヴォーガン枢機卿はカトリックによる救済団体である救世十字軍を組織し、英国におけるカトリックの児童救済のシステムの見直しをその後行っている。これは、バーナードの実践が、カトリック側との宗教上の洗礼をめぐる問題から発展した裁判闘争が、最終的にはカトリック側における子どもの救済事業への不備を再考させたものであるとも理解することができるのではないかと考える。

バーナードの裁判闘争は、社会問題、あるいはそれらを通じて生じる法的事柄の問題点を明らかにしていたと言える。また、Davies(1973: 89-91)では、バーナードの子どもの親権にかかわる裁判が、親権と養子の関連における、子どもの福祉(welfare of children)を歴史的に考えてゆく上での出発点の一つとなる判例であると指摘している $^2$ )。本研究で扱った3つの裁判はいずれも母親が実施の親権と宗教的な立場を理由に子の返還を求めて、カトリック側の支援のもと起こした裁判であったが、そこには子どもの養育者は、子どもを危険な状態から救済したと考える施設側にあるのか、それとも子どもを生み育てた母親にあるのか、という点が横たわっていて、それは同時の家族とは誰なのかという問題にも通じているように思われる。

第2章、第3章を通じて、英国のコモンローにおける親権の強大さ、強力な 父権に関して言及したが、それは、父権の強大さに、母権の余地を認めようと する法の取り組み、コモンロー(慣習法)とエクイティ(平衡法)の法制史上 の理論をめぐるせめぎあい、という背景があり、19世紀後半の英国においては、 法制度の問題を指摘する声も多数上がり、新しい法律制定の蓄積のうちに少し ずつではあるが、親権の問題に対する法的な整備が進められてきた。親権その ものの行使力の強さは、現代においてもほぼ変わらないが、東(2013: 716-717) が示すように、英国における家族法(親子法)において、家族関係における子 どもの利益保護を重視し、子の利益が父権に優先する法的効力が伴うように変 化が生じてきた。そしてそのような法的効力が伴うようになる転機のひとつが 19世紀の後半のバーナードの裁判が争われた時代の周辺であったといえる<sup>3)</sup>。

1981 年児童監護法の成果と子の利益の優先という課題が争われた裁判として、1892 年マックグレイス(Mcgrath)訴訟判決が挙げられる(東 2013: 717-733)。洋服の仕立屋として生計を立てていた父親が他界し、その後子どもたちの後見人となった妻も、5人の子どもを残して亡くなった(男子 2 人、女児3人)。その後、残された 5 人の子どもの後見人(第 1 子は後見の対象年齢をすでに超えていた)には、母の生前から支援を行っていたプロテスタントの女性が選任された。しかし、母親の叔母に当たる女性が、父親が生前にカトリックの信仰を有しており叔母自身もカトリックの洗礼を受けていたことから、後見人の女性を解任し、カトリックの女性あるいは自身を後見人に任命するようにと求めたのである。この裁判は 1886 年未成年者後見法および 1891 年児童監護法に基づいて訴訟が起こされた裁判事例である。裁判所は叔母に当たる原告の提訴が子の利益に真に該当するかを中心に審理を行い、子の父親が、カトリック信仰にあまり熱心ではなかったという事実、現在の生活をやめ、カトリ

ックの後見人の下で新しい生活を行うことが、残された子どもの利益に適っていることなのか疑問であるということを根拠に、一審、控訴審ともに原告の訴えを棄却し、元通りの後見人による同じ環境での養育を命じた。この判決は、親権による子どもの監護権の決定ではなく、子どもの利益(welfare)に基づいたものであった。こうした後の判例に 1891 年児童監護法が審議の根拠として用いられている点は、同法制定の意義とその法的な重要性を示すものと言えるのではないかと考える。

このマクグレイス訴訟では、誰が子どもの監護者であるかという問題を第三者(含施設)の立場から議論して行くために 1891 年児童監護法が法的根拠として機能し、それが子の利益という観点から議論されている。第 3 章で見たように、1891 年児童監護法第 1 条は、子の親が、子の引渡しを求めて、人身保護礼状を高等法院に求めた場合、親が子を遺棄するか、それに類する行為を子に行った場合、裁判所は親による人身保護礼状の請求を拒否し得ることを明文化したが、これは子の利益を守る(擁護する)という観点から、親の権利行使を制約するものであった(東 2013: 736)。子の利益という観点が 1891 年児童監護法において明らかにされ、それが子どもの権利擁護のための一つの公的文書として現れているのである。この親権から子の利益へという橋渡しの一つとなった法律として 1891 年児童監護法は位置づけられ、その精神は 1908 年児童法の関連法としても継続している。そこにバーナードの裁判での歴史的意義があるように思われる。そして福祉に関わる法制度が立法化される過程において、福祉実践者たるバーナードの実践がその成立に大きな影響を与えていたことに私たちは注目していかなければならいと言えるのではないだろうか。

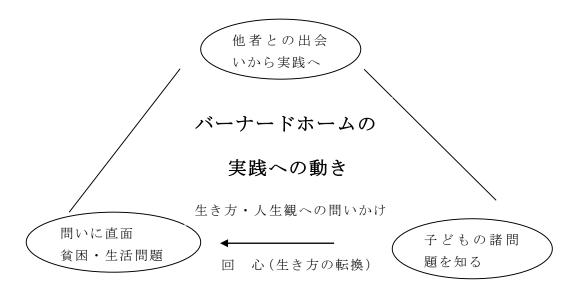
### 2. 2 バーナードの実践と社会福祉実践との関連

19 世紀後半の英国において、バーナードが児童救済事業を開始したきっか けは、第1章で確認したように、彼が中国での内陸医療伝道実現のために、医 師の資格を得るためにロンドンを訪れたことに端を発する。 イーストエンドの ロンドン病院での医学研鑽期に並行して関わったラギットスクール運営参加 の経験から貧困児童の教育に関わったバーナードであったが、やがて、二人の 少年との出会いを通じて、貧孤児救済事業の道を自ら選び取ってゆく。このバ ーナードの、貧孤児救済へと至る活動の姿に、現代の社会福祉が回帰してゆく べき源流があるように思われる。それは、中村(2014:27)の表現を用いるの であるならば、「一人の人間が実際に生きた経験・軌跡に基づいた実践の姿」 である。バーナードが、ジム・ジャービス少年の案内で初めてスラムの貧孤児 の生活を目の当たりにした時、あるいは、定員が超過していたためジョン・ソ マーズ少年の申し出を断り、彼を施設に宿泊させなかったが故に死に至らしめ てしまったこと、あるいは、虐待の疑いがあるにも関わらず、親権の強大さの ために実質上子どもを守ることができずに、その上、裁判に敗訴してしまった 経験など、これらは、バーナードが自身の生きた経験・軌跡の中で体験した出 来事である。こうした実践から生まれる経験や軌跡から、何かを感じ、自分が どう動くべきか、生きていくべきかを自己の内面において問われるときに社会福祉実践は生まれると言えるのではないだろうか。子どもの救済事業という実践の中で、バーナードは自らの施設実践のあり方を自らの実践を通じ見出していったのだと言える。その実践の中から得た経験知や内省において、矛盾や無力感を体験しつつ、こうした状況に直面した実践者自身は、自分の周囲で起こっている矛盾や不平等から違和感を得、それを改善していくために何かの行動に出ることになる。それは、他者とのかかわりの中で自分とは違う生き方や考え方と出会うという他者性、あるいは、何らかの体験等に突き動かされて、実践へと突き動かされる実践性から現れてくるものであると本研究では考えている。その他者性における出会いと、出会いを生み出す実践性により、新しい独自の実践、実践者の立場が現れ、今まで当たり前だと思っていたことが実は当たり前のことではなかったのだ、ということに気づきが生じ、自分が知ったこと・直面したことから目を背けずに受け止めようという実践が新たに現れてくるのである。それがまさに実践の持つ特徴と言えるのではないだろうか。

図終-1は、こうした、バーナードの実践が生まれる流れをこれまでの本研究での考察をもとにして表したものである。バーナードは、もともとはキリスト教を信仰しない不可知論者であった。しかし 1862 年当時アイルランドのダブリンに住んでいたバーナードは、兄たちの勧めで参加したキリスト教の集会での講話に心打たれたことをきっかけとして、回心 $^4$ )し、以後はキリスト教の伝道活動に従事することとなる( $Wymer=1982:\ 12-16$ )。この時の回心によりバーナードはダブリンの貧困層の人々とかかわりを持った。このダブリンでの回心とその後の伝道活動での、生活問題を抱えた多くの人々との出会いがロンドンでのラギットスクール運営、施設運営へとつながっていった。

プロテスタント・キリスト教の信仰を持ち、その信仰により中国への伝道を志したバーナードは、中国伝道のための医学習得が当初のロンドン滞在の目的だったのであり、ロンドンに来た当初は、その後彼自身が英国ほぼ全土にまで広がっていく子どものための施設を運営することは考えていなかったはずである。しかし、ロンドンでの新たな出会い、そしてダブリン時代からの経験も加わる形で、医学研修先のロンドンでバーナードが経験したのはイーストロンドン地区における子どもの貧困であった。大都市ロンドンのスラム街における貧孤児の現状を知り、自身もその生き方を新たなものとしていたバーナードは、ロンドンにおいて貧民街における貧孤児の現状を知りつつも、当初の目的である海外伝道の道を選ぶのか、それとも、実際にロンドンで生活をしている貧孤児たちが直面している生活問題への救済事業に関わるのかという選択を自身の内面から問われた。そして彼は最終的に貧孤児救済に関わる選択をする。何かの出来事に直面し、自身の内面を問われ、その問いを自ら選択し意志決定し、その出来事へと向かっていく。こうした実践が生まれる構造をバーナードは自らの行動の中に有していると本研究は考える。

図終-1 バーナードホームの実践が生まれる構造 (筆者作成)



実践活動 · 児童救済運動

生活問題を抱えた子どもに対し、その問題を解決するために博愛慈善事業を実践するというバーナードの活動は、19世紀後半のものであったが、それは、政策や事業において、生活問題を抱えている子どもを支援していくという現代の社会福祉の場面においても現れており、両者の実践には共通の基盤があるように思われる。社会福祉の時代と博愛慈善事業の時代では、その実践及び方法論において大きな違いがあることは明らかである。そのように考えるのであるならば、20世紀以降に成立する社会福祉とバーナードの児童救済観に基づく博愛慈善事業は関連性を持たない性質の異なるものということになる5)。しかし、そうではなく、バーナードの実践に現代の社会福祉の実践に通じる何かを見出しうるとするならば、それは、こうした他者との出会いから何らかの実践へと向かい、そこで直面した現実に対して、実践者として行動を起こしていく姿にあると言えるのではないだろうか。そして、そういう姿に現代の社会福祉実践たちは注目することで新たな知見を開かれると思われる。それが児童養護実践史を研究する意義にもつながると考える。

ただし、問題点としては繰り返し述べているように、19世紀後半の英国は、20世紀に至り英国において社会福祉が形成される時代の前段階の時代として多くの博愛慈善団体が活動を展開しバーナードホームもその役割の一端を担っていたという背景があり、20世紀以降の英国における、生活問題を抱えた国民に対し、国家がその生活支援を行っていくという意味での社会福祉とのつながりはない。その意味でバーナードの実践は現代における社会福祉の範疇ではなく英国における博愛慈善事業の文脈で捉えられるべきものである。つまり、19世紀における博愛慈善事業は、20世紀以降の社会福祉の成立とは異なり、その性格を社会福祉と同等の問題として位置づけることはできない。そうであるとするならば、19世紀の実践に当たるバーナードの児童養護実践は、20世

紀以降の子ども家庭福祉の実践とは関連性を持たない無関係な実践の一つとなってしまう。しかし、バーナードの実践が、同時代の児童救済運動の枠組みにおける実践としてのものだけではないということを説明するために第4章では、補足的にではあるが、英国における子ども家庭福祉における最初の総合的な児童法である 1908 年児童法との関連について言及したのである。それは、1908 年児童法が、19 世紀後半以来の子どもに関する、博愛慈善団体が議会制定法として成立に尽力した多くの法律がその中に取り込まれたものであり、その意味で、19 世紀後半以来の博愛慈善団体を中心とした実践が 20 世紀以降の社会福祉の発展と決して無縁のものではないと言えるのではないかと本研究では考える。

19世紀後半の英国は、子どもに関連する団体だけではなく、福祉全体という 枠組みで考えると、博愛慈善事業の組織化、救済活動を目的としつつも分離・ 救済ではなく地域における訪問活動を通じての改良運動など、新しい慈善の潮 流が現れ始めた時代であった。例えば田澤(2003:53-55)は、英国児童虐待防 止協会 (NSPCC) の実践を論じる際に、NSPCC の実践の新規性をその訪問活 動・親と子の分離を行わない点にあると説明する。そしてそのソーシャルワー クの技法を当時の英国において非常に卓越したものであったと評価している。 こうした、博愛慈善団体と後の社会福祉との関連性を、ソーシャルワークの技 法の手法を用いた科学的慈善や、私的な救済から公的な救済へという福祉の在 り方の変化という側面のみで捉えるのであるならば、バーナードホームの実践 は、そこに具体的にソーシャルワークや科学的慈善という方法論が表れてはい ないという理由で、宗教的な理念に基づく 19 世紀以来の博愛慈善諸団体の中 の一団体の同時代のみの実践、という位置づけがなされてしまう可能性も出て くる。しかし、そうではなく、本研究で考察してきたように、1891年児童監護 法は、博愛慈善団体における施設養護の監護権を法的に認める法律として、バ ーナードホームの実践が端緒となり制定されただけではなく、「子の利益」と いう現代の社会福祉の理念にも通じる、子どもの権利擁護に寄与する実践を成 し遂げたものであった。現代におけるこどもの養育、保護、教育への権利は法 によって認められ、守られている。しかし、バーナードの裁判を通じての実践 がそうであったように、こうした、現代において子どもが当然受けるべきであ る権利が、当然のものとしては受けられない時代が長く続いていた。バーナー ドの実践は本研究でも言及した「博愛的慈善」(Philanthropic abduction)と いう語が示すように、子どもの救済に対して手段を択ばないという、一見、主 観的なもののように感じられることはあるが、それは、バーナードが自らの実 践の中で体得してきた、どのような問題を抱えた子どもであっても、自分が救 済するのだという、彼の情熱の現れであった。そのような、社会のあり方を変 えていこうとするバーナードのような実践家たちによる実践が、変革を生み出 す一歩になったとするならば、バーナードの実践は現代の社会福祉に関連する 実践として、社会福祉の共通基盤を形成する原理として軽視してはならないも のと言えるのではなかろうかと本研究は考えるのである。

# 2.3 パーナードホームにおける実践の社会性

飛田(2014)ではバーナードホームの年次報告書をバーナードが存命してい る間を3期に分けて、その財政的な基盤と変遷について研究を行っている。そ れによれば、バーナードホームは、その英国全土へと拡大した大規模な組織を 維持するために、寄付のみならず様々な施設独自の資金調達を行っている。一 人の院児が 1 年間生活をしていくために必要な経費を 1871 年の年次報告書は 15 ポンドの寄付であるとし、それにより院児一人に対して衣服の提供と教育 が担保され、同時に職業訓練も施せると説明し、一般の市民に募金を求めてい る<sup>6)</sup>。また、一般の人々に一定の時間内であれば施設を自由に見学できるよう にし、それにより寄付を請い、施設の運営を理解してもらうようにもしていた (飛田 2014: 46-47)。この他、子どもたちによる音楽楽団の収入、特に障がい を持つ貧困下にある子どもたちのために、健常の子どもたちが募金活動を行い 支援(病院の 1 年間のベッドの維持費は 30 ポンド)するヤングヘルパーズリ ーグの実施による支援は広く知られていた(飛田2014:50-58)。これらは、バ ーナードホームと地域の関係、ボランタリーな後援組織の設立など、現代のボ ランティア活動においても実践されている要素を既に 19 世紀後半に実践して いるという点で興味深い。こうした、バーナードホームの実践は、現代の社会 福祉実践やボランタリズムにも連続するような実践内容を有していたと本研 究は考える。

バーナードホームの実践は、キリスト教の福音主義に基づいた伝統的な児童 救済活動を採ってはいたが、その施設運営管理や対外的な交渉等においては、 募金を広く外部にも求めるなど、開かれたものであった<sup>7)</sup>。つまり、バーナー ドの実践は、広く市民に子どもに関するその活動を知らしめ、そうした活動へ の参加、地域も巻き込んだ子どもの資金援助を求めるための活動を展開してい る実践であったとも言える。こうした世論を巻き込む形での児童養護実践の姿 は、本研究で扱っている、3つの裁判事例の経過においても同様に見られたも のである。そのように考えるのであるならば、バーナードホームの実践は、現 代の社会福祉実践と決して乖離したものではなく、むしろ現代における社会福 祉あるいは子ども家庭福祉の種々の実践の中で想起し、過去の歴史的実践に学 ぶべきものとなっていると理解されるべきであろう。

この点は、現代においてもバーナードホームの後継団体 Barnardo's が存在とその活動内容からも指摘できるのではないだろうか。バーナードホームの後継団体である Barnardo's は後述するように、英国において、代表的なボランタリーセクターの一つとして、英国から権限を与えられ、いわゆる The Third Sector としてキャンペーン活動を展開している(Fletcher 2005: 1-12)。

19 世紀の英国において、後の社会福祉の源流となる多くの博愛慈善団体が現れ、特に19世紀の後半に活動を展開したバーナードホームは、その実践において、本研究における裁判事例においては、子どもの権利擁護へと通じる実践を、裁判闘争を通じて展開した。加えて福祉に関する法整備が博愛慈善諸団体の活動を通じて展開された19世紀後半の英国において、この裁判闘争を通

じてのバーナードホームの実践からは、1891 年児童監護法という目に見える形で、子どもの施設における監護権を一定の範囲内で保障する具体的な議会制定法が立法化されることとなった。1891 年児童監護法は、わずか 6 条からなる小さな法律ではあるが、バーナードホームにおける裁判闘争を通じて、施設における子どもの監護権に関して、裁判所が親に対し親権者としての親権の行使に一定の条件付きで制限を加えることを明文化したという意味で、その成立の意義は大きなものがある。そして同法の成立は第 2 章から第 4 章を通じて述べてきたように、世論への呼びかけや周囲の支援による要因が大きかったのであり、その実践が内向きのものではなく広く社会とのつながりを持った実践だったことも法制定の大きな要因の一つとなったといえるであろう。

# 3. 子どもの権利擁護とバーナードホームの実践

# 3. 1 子どもの権利擁護と法整備

本研究では、バーナードホームの実践を、19世紀後半英国の児童救済運動の文脈に位置付けながら考察を行いつつ、その実践が生みだす、その後の社会福祉との関連という意味から「児童養護実践史」の語を用いてきた。「社会福祉」の概念は、ある国家において生活問題、あるいは社会生活を行う上で何らかの困難を抱えた人々の援助を基本的人権に立脚して行われる施策であると考えるのであるならば、その原理を、我が国が社会福祉制度を導入するに当たり、その多くを参考としてきた英国の社会福祉実践の歴史、そして、その歴史上の実践からバーナードホームの実践を研究課題として選び取り上げることは人が人を助けようとする営みの時代を超えた連続性の一断面を明らかにすることにもつながるのではないかと本研究では考える®。そしてその研究対象として本研究は、バーナードの実践の中から 1891 年児童監護法の成立につながる3つの裁判事例を取り上げた。

この3つの裁判事例の経過および、裁判の帰結としての1891年児童監護法の成立は、虐待の可能性のある親あるいは劣悪な家庭環境から子どもたちを守ろうとしたバーナードの実践が実を結んだ出来事そのものであった。そうした、現代的な言葉を用いるならば、子どもの権利擁護の萌芽的な行為の一つとして、院児を親へと返還することを頑なに拒否し、自身は刑罰まで受けたバーナードの実践は、現代の子ども家庭福祉の問題にも通じる児童養護実践史上の出来事の一つとして、子どもの権利擁護のための法整備の重要性を再認識させるものとして機能していると言えるのではないだろうか。そうした児童養護実践史上の一事例を、本研究では、このバーナードによる裁判闘争から見出すのであり、そこに児童養護実践史研究の意義があると言えるのではないかと考えるのである。バーナードホームの実践を、数多くある子どもを対象とした同時代の博愛慈善諸団体の実践の一つとしてのみ捉えれば、その実践は、キリスト教博愛慈善事業団体の自らの主義主張に基づく実践でしかないということになってしまうのかもしれない。子どものための施設を運営する博愛慈善団体が、所属

する子どもの権利を保障するために虐待等の疑いのある親の返還要求を拒もうとした時に親権の強さゆえに親への返還を余儀なくされた場合、1891 年児童監護法が成立していなかったか否かというのは非常に大きな出来事として理解することができる。本研究で取り上げたバーナードの裁判闘争は、子どもの福祉の理念の根本にある原理に、子どもが当然享受すべき権利が行使されていないという問題を明らかにした。そして、子どもに危害が及び可能性があるときに、その権利を守り擁護するという要素があるのだという事を世論へと再確認させるに至ったといえる。こうしたバーナードホームの実践の意義を、一連の裁判の経過と 1891 年児童監護法の成立並びに、初の総合的な児童法である 1908 年児童法との関連により明らかにすることにより、本研究では明らかにしていきたいと考えるのである。

本研究で取り上げてきた、福祉の実践から法制度確立の土台が出来、バーナードホームのような、いわゆる民間福祉団体が担っているという点を私たちは評価し、民間の福祉活動と、その実践から生じた諸問題を法制度の整備あるいは法制化の動きという形で変革して行こうとする動きの中に、私たちは社会福祉の歴史を学ぶことの意義見出すことが出来るのではないだろうか<sup>9)</sup>。バーナードは、その歴史的な文脈において、その事業は「児童救済運動」の枠組みの中に位置づけられはするものの、その活動は、まさにバーナード自身の「実践」そのものであり、子どもを何らかの問題を抱えた環境から、救い出すことにより養育する、子どもの安全を保証する、言いかえれば、その権利を護るという意味において「児童養護実践」史なのであると考える。そしてこうしたバーナードの実践は現代にまで受け継がれており、その受け継がれた精神は現在も子どもの救済、子どもの存在を信じるという形で継続している。次項でその実践を確認した上で結論をまとめていきたい。

### 3. 2 Dr. Barnardo's Homesから Barnardo's へ

これまでの考察を受けて、バーナードホームが 19 世紀後半に行った児童救済活動の文脈の中で、これを現代的な文脈で捉えなおすならば、子どもの安全を保証すること、すなわち、子どもの権利擁護を実践として行ってきたバーナードホームの態度が示されるのではないかという本研究での仮説が提示された。そうした、子どもの権利を保障するという姿勢は、19 世紀後半からのバーナードホームの実践から現代にいたるまで受け継がれている。

バーナードホームの後継団体である英国のチャリティ団体 Barnardo's もその精神を現代に受け継いでいると言える。2013 年に行われた英国 Barnardo's スタッフによる日本での講演会に参加する機会を得たが、それは、いまだに現代にも生きている Dr.Barnardo の精神を伝える内容のものであった。3.2項では、この講演の中で言及された、「子どもたちの声なき声に耳を傾け、自分たちの方から子どもたちに向かっていく」という態度に注目し、現代のBarnardo's のアウトリーチ型の子ども支援と、バーナードホームの実践、バーナードが裁判において、行った実践との共通項について考える。その共通項に

おいて本研究では子どもの権利擁護の視点を研究のまとめへのキーワードとして提示する。

これまで見てきたように、バーナードホームの実践を、1891年児童監護法の制定、そして、1908年児童法の制定という過程から捉えた場合、子どもの権利擁護の礎となる要素が確認され、19世紀後半における英国の児童福祉法制の立法化において、特に社会的養護の問題、社会的問題を抱えた子どもを何らかの理由で家族が養育できない場合、あるいは子どもが危険な状態にある場合について、法的整備がなされ、それが自由帝国主義的 19世紀後半から 20世紀半ばに至るまでの英国の歴史的社会的な背景を含みつつも、その後の福祉国家たる英国の発展のための、子どもの分野における一つの進展として大きな役割を果たしてきたことを確認した。

それでは、こうしたバーナードホームの子どもの社会的養護に対する現代へ の寄与、そして意義はいかなる点にあり、そしてそれらは 21 世紀を迎えてい る現代社会においていかに機能しているのであろうか。2013年8月に宮崎県 高鍋町で行われた、バーナードホームの後継団体として英国で最大規模を誇る チャリティ団体 Barnardo's の職員による講演は、こうした問いへの応答の一 つとなるであろうと考える<sup>10)</sup>。講演者の中で、現代における Brnardo's の活 動とバーナードホーム時代からの連訴性について講演した、アリソン・ワース リー氏は、現代の Barnardo's は、英国において、最も弱い (vulnerable) な立 場にある子どもたちの生活を変革し支援していくことを目指している点を説 明し、英国のその後の政策により、かつてのバーナードホームのような児童養 護施設の運営は行っていないが、自主財源で青少年およびその家族を支える多 くのプログラムを展開していると説明した。バーナードホームが、新たに表面 化する社会問題へと適応してきたように、現代の Barnardo's も同様に、進ん で新しいことに取り組もうとする気持ち、そして問題の所在を明らかにするこ と、最も弱い立場に立つ子どもたちを捜しだすための決断力などを組織内で浸 透させてきたとアリソン氏は語り、Barnardo's が今日の英国社会においても、 子どもの福祉においてかかわりつづけ、意義のある役割を果たしているという 状況を説明した。

この、大勢の世論に反してでも、最も弱い立場の子どもたちに手を差し伸べようとするバーナードズの取り組みが広がり、今日の私たちの取り組みの中でみても、存在し続けています。今日の社会において、新しく、より複雑な挑戦に直面していますが、そのうちの多くはまだ表面化しないものも含まれています…いまだに驚くべき認識の欠如といったものに遭遇することがあります。ちょうどドクター・バーナードが、スラム街に忘れさられた子どもたちを捜しに行ったように、Barnardo's は、夜、ホステル、宿泊施設、そしてバス停などに出かけて、社会の影に潜んでいるような、子どもの性的搾取の犠牲者たちを見つけるべく探し求めています。そして、ちょうど、ドクター・バーナードがヴィクトリア朝時代の英国において、政府に対し最悪の貧困の状況に対して手段を講じるようにとキャンペーン活動をおこなった

ように、いまでもバーナードズは、政府に対し、子どもの性的搾取に関する政策を優先するようにキャンペーン活動を展開しているのです(石井十次研究会 2013: 63、講演時通訳訳文も参照)。

最も重要なことは、私たちが、このプロセスの中で、子どもたちがきちんと言わなければならないこと、これを聞く時間と技術を持っているかどうかを確認するということにあるとアリソン氏は講演し、それは子どもの権利を擁護し、子どもの声を代弁することに通じる。講演の最後にアリソン氏は約150年前のバーナードホームの実践が現代に通じるものとして、①常に子どものニーズに見合うような形で、革新性、柔軟性を大切にしながら支援を行うよう努めているという子どものニーズを中心とする活動、②弱い立場にある子どもたちが、しばしば目に見えないところに存在していて、その子どもたちに対して、こちら側から出向く(アウトリーチ)すること、③国家ではない非営利団体の活動として社会の中で特別な役割を果たし、常に新しい事業や挑戦を続けている点、を挙げている(石井十次研究会 2013: 70-71)

バーナードズは、これまで存在していた巨人たちの肩の上(standing upon the shoulders of giants)、つまり先人の偉業の上に成り立っています。これが、ドクター・バーナードが決してあきらめることなく闘った、最も弱い立場にある人々を守ろうとする精神であり、これを回復しようとする力となっています。過去 150 年に渡って、ますます私たちに力を与えていただいているのは、バーナードの特別な精神です。同じような精神は、私たちが常にドアを開放し、この社会において忘れ去られ無視されているほとんどの立場の弱い子どもたちに、その門戸が開かれているということを保証し、われわれを常に挑戦に駆り立てているのです(石井十次研究会 2013: 71。

上記に示された3つの実践は、バーナードホームにおける①小舎制や里親制度等の新たな養育形態への挑戦、②バーナードの児童救済活動および子どもの諸権利を守るための裁判や種々の実践、③当時の政策の網の目をすり抜けてしまう子どもたちに対しても、その子どもがなんらかの生活問題を抱えた場合には、そのような子どもを全て救済しようという視点、等にあてはめることができるのではないかと本研究は考える。時代、思想、制度上の違いは19世紀後半の英国と21世紀現代社会においては当然のごとく生じはするが、こうした子どもの権利擁護へと向かおうとする原則・根本姿勢においては、バーナードホームとBarnardo'sについては連続性が見出され、19世紀後半の実践が、21世紀における子ども家庭福祉の再考や再検証の実践として評価に値する出来事として捉える事ができるのではないだろうか。

# 4 結論

終章は、本研究のまとめと結論として、①第1章から第4章までの、一次史料を中心とした社会福祉実践史研究の方法から得られた知見を要約した部分と、②上記の要約から考察されるバーナードホーム実践の意義、の2つの部分に分けて考察を行った。以下に、終章で明らかにされた内容をもとにして本研究における結論を以下に提示したい。

まず、本研究は、19世紀後半の英国における社会福祉の歴史研究を、バーナードホームと 1891 年児童監護法との関連に焦点を当て、児童養護実践史研究として行った。本研究においてはバーナードホームの児童養護実践、すなわち社会福祉における実践に注目し、バーナードが一連の裁判を通じて体験した出来事や、その出来事を通じて生じた事象を明らかにし、その歴史的な意義を考察することを試みた。

本研究での考察を終えて、バーバードホームにおける3つの裁判事例を取り上げた中で、子どもを、虐待の疑いのある不道徳な環境に生活する母親に決して渡そうとしなかったバーナードの姿を明らかにすることができた。それはバーナードの児童養護実践観の現れであり、実際にこうした裁判事例を、史料を用いて考察することなしには、彼の人物像および取り組みは見えてこなかったのではないと考える。「No destitute children Ever refused admission」「博愛的誘拐」などの言説も、史料から読み取れるバーナードおよびバーナードホームの諸活動への注目により、初めてそれらの意味が具体的に明らかになるのである。バーナードが直面した一連の裁判事例を選び歴史研究を行うことにより、裁判事例の敗訴が、単なる敗訴には終わらずに、社会が抱えていた児童養護実践上の問題提起を促し、議会制定法にまで収斂していったという実りも本研究では明らかにすることが出来た。そして、進歩史観的歴史研究に偏ることなく、失敗も含めたあらゆる実践が、新しい視点や新たな制度を生み出すさっかけを作ってきたという点をバーナードの裁判事例を考察することにより、明らかにすることが出来たとも考えている。

先行研究の多くは、19世紀ヴィクトリア朝後期のフィランソロピストとしてのバーナード、英国全土にまで拡大した大規模な子どものための博愛慈善団体の創設者としてバーナードを理解しているが、本研究ではそうした先行研究が示すバーナードの人物像を踏襲しつつも、福祉の問題に直面し、その直面をどのように乗り越えていくのかを、自らの活動を通じて切り拓いていった一人の博愛慈善事業家としての側面を示すことを意識した。そして、こうしたバーナードの人物像およびバーナードホームの施設としてのあり方を、多少たりとも示すことが出来たのではないかと考えている。バーナードは、社会の中心ではなく、周辺に生きざるを得なかった子どもたちと接し、その出会いを通じて、生き方に変化が生じ、彼らとのかかわりの中で、子どもの権利擁護の側面を有する諸活動を展開しようとした。それらは、現代の子どもの権利擁護の理念にも通じるものであったと言えよう。こうした序章、第1章から第4章までの考察を通じて、以下に本研究の結論を述べる。

19 世紀後半のロンドンにおいては、後にその規模を英国全土へと拡大して ゆくバーナードホームの児童養護実践(児童救済事業)が展開されていた。バ ーナードホームの実践は、キリスト教のプロテスタント、福音主義の精神に基 づく立場を採り、生活問題を抱えた貧孤児救済のための施設であった。このバ ーナードホームは 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけて、院児の返還を 求める3人の親からの人身保護礼状を施設創設者バーナードが提出され、これ がきっかけとなり裁判を経験することとなった。3つの裁判事例(マーサ・タ イケース/ジョン・ロディケース/ハリー・ゴセージケース)はいずれも、児 童虐待の疑いがある母親から、子の返還を求めるものであった。再び母親から の虐待を被る恐れがある3人の院児の権利を守るためにバーナードは子の返還 を拒否した。しかし、英国のコモンロー(慣習法)の伝統において、親権の強 さが際立っていた当時の法制度の下では、バーナードは、裁判により、院児を 虐待の疑いにある親に返還しなければならないという不利な立場に立たされ ることとなった。この裁判開始直前に、院児3人のうち、2名は、養子を希望 した養親の下に、引き渡されており、また、1 名は養育委託のためロンドンか ら離れた場所に移住したため、一連の裁判においては、子どもは不在のまま行 われ、バーナードに対する人身保護礼状の命令に対する拒否を巡って裁判が争 われた。この裁判の特徴として、虐待の疑いのある母親の背後に、子どものキ リスト教における宗派対立が存在していたことが挙げられる。3人の子どもの 家庭においては、母親がカトリックの信仰を持っており、返還の条件としてカ トリックの施設へと転院させるということが条件に含まれていた。そして、こ のような宗教における信仰の問題が、裁判を複雑なものとさせる一因にもなっ ていた。しかし、バーナードは親たちとの手紙によるやり取りや院児が過ごし た家庭環境の劣悪さから、母親たちの元に院児が戻ったとしても、安全な生活 が子どもたちに保障される可能性は少ないと考え、信仰する宗教の宗派の違い から院児を返還することが院児にとっては最善の選択ではないと判断し、子の 返還に応じない構えを見せた。しかし、結果として裁判は3事例とも、子ども の監護権は親権者である母親(3 者とも父親は死亡または離婚)にあり、裁判 所においては子どもの監護権に関して、実親に対して返還を拒否する命令を下 すことはできないという理由で、バーナードの敗訴という結果に終わった。裁 判は最終的に 1893 年のゴセージケースの裁判をもって終結し、バーナードは 裁判所の命令に従い院児の捜索を行ったということで、その名誉を回復した。 各裁判の一審や控訴審を通じて、バーナードは、機関紙 Night & Day の中 で、自身の裁判における正当性やカトリック側とのやり取りについて明らかに し、親の親権を理由に、子どもを虐待の疑いのある親元に返還することの不当 さを世論に訴えた。また、カトリック側との書簡によるやり取りの中で、バー ナードが実践していた、いかなる貧孤児も施設入所を拒む理由はない(No destitute child ever refused admission の原則) とする考えゆえに、他宗派の 貧孤児も受け入れていたという弁明をバーナードは行った。そして、バーナー ドホームの方針とは異なり、カトリック側の児童救済は、イーストエンドのス ラム街のカトリックの洗礼を受けた児童全員を救済しておらず、カトリックの

洗礼を受けた貧孤児に対し救済活動を行うものではないのではないかとの問題提起をおこなった。カトリック側の貧孤児救済の現状をバーナードは、自身のイーストエンド地区での実践から知っていた。ゆえにバーナードは、カトリック側に対して、仮にカトリックの洗礼を受けた貧孤児に対する救済が徹底されるのであるならば、自分はいつでも院児を返還するが、その保障がない場合には容易に返還に応じられない、という態度を貫いた。後にカトリック側はバーナードの指摘を受け入れ、新たな児童救済のための団体を組織していくことになるが、バーナードが示したすべての子どもを救済するという理念は、当時の子どものための博愛慈善事業団体の実践の中でも特色あるものであった。

バーナードが3つの裁判に敗訴してゆく中で、バーナードおよび彼の福音主義キリスト教の同士や支援者たち、施設の理事、特に関係者の中で政界に関わる人々は、裁判の中でも問題となった子どもの施設における監護権が認められていない点、親権を拒否できる権限を命令できる法的根拠が裁判所にはないという点を憂慮し、法制化の動きに乗り出した。これが児童監護法案(custody of children bill)である。しかし、児童監護法案は、子どもの親権における親の権力の強大さという観点から時期尚早と見なされ、いったん廃案となってしまった。しかし、一連の裁判の中で最大の関心を引いたハリー・ゴセージケースの敗訴、そして判決前からバーナードらが進めてきた裁判の不当性を訴える情宣活動等により、事態は変化を見せることとなった。

バーナードホーム理事で、貴族院大法官のロバート・アンダーソンが「議会制定法による道徳性」(「Morality by Act of Parliament」)と題する論説を公にした。この中でアンダーソンは議会制定法が、法律の矛盾や問題点を刷新してゆくことの重要性を述べた。そしてゴセージケースをはじめとする矛盾を抱えた法の問題を解消していくために、新たな議会制定法を議会で立法化していくことの重要性をアンダーソンは述べた。こうした支援者や世論の反応もあり、いったん廃案となった児童監護法案は再度審議を開始することとなった。そして、2回目の審議を経て、施設における子どもの監護権に関し裁判所が一定の命令を下す権限を認めた、1891年児童監護法が制定されることとなった。同法はわずか6条からなる小さな法律ではあったが、それまで声を上げることができなかった博愛慈善事業施設における子どもの監護権を保証する道が同法の制定により開かれたのである。これはバーナードホームにおける裁判の経験と実践が導いた成果であり、社会福祉実践の中で問題が確認され、その問題解決のために議論が交わされ、実際に変革のための行動が起こり、変化が生まれていくという一連の流れを確認することができた。

バーナードホームの実践は、このような法制度の変革を生み出し、その実践からは子どもの権利保障という側面を読み取ることができるのではないかと本研究では考える。このバーナードによる児童救済は、プロテスタント・キリスト教の福音主義に基づくものであり、不道徳な親や劣悪な生活環境から問題を抱えた子どもを分離するという理念に基づくものだった。そうしたバーナードホームの博愛慈善事業としての実践と、20世紀以降の社会福祉の成立との関連についても本研究では考察がなされた。本研究では 1891 年児童法が英国

初の総合的な児童法である、1908 年児童法の関連法として位置づけられている点に着目し、子どもの親権や保護に関する 1908 年児童法の関連条文を 1891 年児童監護法と比較しながら補足的に考察した。それらの考察から、1891 年児童監護法と 1908 年児童法に通じる、親権に優先して「子の利益」を尊重しようとする理解がみられることが確認された。バーナードの裁判事例を通じての1891 年児童監護法が成立し、その法規は、その成立で終わってしまうのではなく、英国における社会福祉制度が展開していく最初期の総合的な児童法である1908 年児童法においても取り込まれていくという点を確認することができた。こうした 19 世紀の実践と 20 世紀の実践が断絶することなく、連続していく中でバーナードホームの実践は行われ、21 世紀においても、その活動はチャリティ団体 Barnardo's として存続している。

バーナードホームにおける、1908年児童法にまで関連していく、子どもの親権を巡る裁判闘争は、現代の社会福祉の用語を用いるのであるならば、それは子どもの権利擁護のための闘いだったと言える。子どもの福祉とは子どもの権利を擁護することでもある。そのために、社会、個人、国家は様々な形で実践活動を行う。そうした源流の1つを、私たちはバーナードホームの実践を通じて「人がその権利を侵害されているときにその権利を護ろうとする人間対人間の関わり」として見いだすことができるのである。

また、このような、バーナードホームが試行錯誤の中で行ってきた実践は「児童養護実践史」の具現化の一事例であると本研究は考える。その実践を本研究では、史料や文献を通じて明らかにしていくことができた。本研究で取り上げたバーナードホーム院児の監護権をめぐる3つの裁判事例は、19世紀前半以来の英国の子どもに関する福祉の法的な整備の中で、子どもの権利を保障するために制定されてきた議会制定法の一つとして、特に博愛慈善団体運営の子どもの施設における院児の監護権を裁判所が要求できることを保障することとなった。具体的な内容としては:

第1条においては、虐待の疑いのある親から子を守るために、「子の利益」という権利擁護の観点から人身保護令状を拒否しうる原則を保障した点、第2条においては、親の施設に対する養育費の支払いの義務、および裁判所の命令において子どもの養育委託先などを親の権限に先立って行使できる点、第3条においては、子どもの親への引き渡しを親が博愛慈善団体運営施設に求めた場合、当該の親に不適切な養育がみられる場合は、親権が主張されたとしても、裁判所は親権の代行者としての博愛慈善団体運営施設の権限を重視し、子どもを親に引き渡さなくてもよいという命令を下すことができるという点、第4条においてはキリスト教国である英国に存在するキリスト教の諸宗派の違いにより、その運営する施設の理念の違いにより問題が生じる場合は、裁判所が当該の子どもにとってふさわしい場であるとみなした場合は、自由に当該の子どもに選択させた上でその所属を決定することができるという点、そして第5条では、「親」という概念に、それが法的にその子どもに対して責任を持つことのできるあらゆる「人」であるという定義を加え、「人」にはあらゆる学校、施設等も含まれるとして、生活問題を抱えた子どもの親権者の可能性として、

博愛慈善団体運営施設もこれに該当しうることを明言した点、がそれぞれ法的 に子どもの権利を擁護し保証するものとして 1891 年児童監護法の中で定めら れることとなった。

このように、バーナードホームが直面した 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけての施設における院児の監護権をめぐる裁判闘争をきっかけとして法制化された 1891 年児童監護法は、子ども家庭福祉の理念の根底に流れる、「子どもの権利擁護」という視点を有している。それは、子どもの最善の利益が実現するための実践として、裁判闘争を通じて、施設における子どもの監護権を法的に確立して行ったバーナードホームの実践の中に現れているのである。子どもの分野における社会福祉の歴史研究を児童養護実践史として、本研究では捉え、研究を進めて行くは、現代における社会福祉、子ども家庭福祉の諸問題に示唆を与える可能性を有しているということを、バーナードホームが経験した一連の裁判事例は、史料を通じて、私たちに伝えているのである。

本研究の方法論として提示してきた「児童養護実践」を「権利擁護」という 視点から捉えなおすと、バーナードホームが、子どもの安全や幸せといった子 どもとして受けるべき当然の権利を、当時の時代的な背景の下、念頭に置きな がら施設運営を考えていた側面が伺える。試行錯誤があり、多くの失敗や気づ きも重ねていく中で、バーナードホームが示してきた実践は、時代を超えて、 現代の社会的養護を担う施設においても、再考すべき、注目すべき実践である ように思われる。本研究で取り上げたバーナードホーム院児の監護権をめぐる 3つの裁判事例はこうした、子どもが当然受けるべき権利を何らかの形で受け られない状態にあるときに、その権利が守られていない状態に異を唱え、その 子どもの受けるべき権利を擁護しようとする実践者の姿を再考させ、子ども家 庭福祉の理念の根底に流れる、「子どもの権利擁護」という視点を歴史上の出 来事の中から、明らかにしてくれる実践であると理解できる。

## 5 本研究における限界と今後の課題

本研究において、バーナードホームの児童養護実践史をテーマとしてその裁判事例に関する一次史料を中心とした研究を進めてきた。博士論文としての結論を提示し、研究で得られた知見をまとめたが、本研究における歴史研究は、その史料や研究の対象範囲から、その全てを網羅できない部分もあり、研究の限界が生じることはあらかじめ認めなければならないことであると考えている。そこで本研究を終えるに当たり、本項では、本研究における、研究の限界と今後の課題を示しておきたいと思う。限られた条件の中で、できる限り史料を収集し先行研究の理解にも努めたが、内容を吟味することが出来ず、不明瞭なまま、別の事項へと進まざるを得なかった点もある。こうした反省点を明らかにし、今後の継続研究の中で新規に、史実を把握し史料から新たな知見が得られた場合は、検証をし直し、仮に非があった場合はこれを訂正し、正しい内容を明確に提示していきたいと考えている。

# 5. 1 本研究における研究上の限界

本研究は 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけてバーナードホームが経 験した、施設における子どもの監護権を巡る裁判事例と、それがきっかけとな り成立することとなった 1891 年児童監護法の成立に焦点を当てたが、当該の テーマに関する研究を進めていくにあたって、単に史料から読み取れる実践を 時系列に記述していくだけでは、社会福祉の歴史研究としてテーマを描き切る ことが困難であるという状況に直面した。一つのテーマに関して歴史研究を行 う際に、本研究のテーマとの関連でいうならば、19世紀後半の英国における法 制史、社会経済史、教育史に関する情報、あるいは社会学の基礎的な知識や法 学の専門用語に精通していなければならないということが、おのずから求めら れることとなった。それらの多くにできる限り対応しようと本研究は努めたが、 全体的にそうした知識は範囲が広大過ぎるがゆえに、不完全なものとなってし まった。法制史の分野では特に親権法史の分野の専門知識が求められていたに も関わらず不完全な形で研究が進むこととなってしまった。このように、本研 究では、歴史研究に要求される専門分野の知識が多岐に渡っており、その多様 な分野への対応の脆弱さをおのずからあらわにしてしまったのではないかと 考えている。

また、本研究は 19 世紀後半の英国における子どもの博愛慈善事業団体であ るバーナードホームの実践に焦点を当てたものである。しかし、現代の社会福 祉実践に知見を与える福祉的実践を見出そうとする研究意識を本研究は同時 に有していた。19世紀後半の英国における実践を、そのまま現代の我が国の児 童養護実践史に直接当てはめることはしなかったにせよ、研究の目的・方法の 一部が現代の社会福祉実践を意識したものにまで及んでいるため、純粋に 19 世紀の英国におけるバーナードホームに関する歴史研究として検証を進める ことが出来なかったのではないかと考えている。この点は、社会福祉の歴史研 究という立場と西洋史学の一分野としてのヴィクトリア朝期の英国の歴史研 究など、一貫した研究方法―児童養護実践史という立場を本研究は採ったもの の一を提示できなかったと言わざるを得ない。そこに本研究の方法論としての 弱さが研究の限界の一つとして横たわっている。今後、こうした研究上の限界 を、社会福祉の歴史研究の枠組みの中で改善していくためには、本研究は巨視 的にバーナードの実践を捉えたが、今後は、その方法論を踏襲しつつも、一つ のテーマに焦点を当て、その問題を考察し、そうした一つ一つのテーマを積み 重ねていく形で歴史を記述していけばよいのではないかと考えている。以上の ような研究の限界の上に本研究は成り立っていることを終章において、明らか にしておくこととする。

# 5. 2 本研究における今後の課題

児童養護実践史研究を本研究は行った。研究のための史料収集は、英国のBarnardo Archives を初めてとして 19 世紀後半の英国に由来するバーナード

ホームの一次史料を利用した。バーナードホームの研究を、一次史料を用いて行うことにより問題となったのは、バーナード側の立場として出来事が評価されており、筆者が求めている情報にまで収取した史料が言及されておらず、それを補うための史料収取に苦慮したという点であった。実際、バーナードホーム側の史料は3人の院児の行方に関して明確な情報を伝えていない。1893年のゴセージケースの最後の裁判に関するバーナードホーム側の史料は散逸して、発見することが叶わず、新聞史料に頼るのみとなった。こうした史料を収集する過程で問題となっていった点を補うために、今後の継続研究の中で、収集した史料を読み直し、補足できるように配慮することが求められる。

また、バーナードホームの裁判について知るためには、裁判に関する専門用語とその知識が求められ、英米法史に関する知識を補いつつの研究となった。裁判記録に目を通す際に、19世紀後半における英米法の理論を理解することが求められることとなり多岐に渡る裁判史料を一貫した視点で読解していくことが困難であった。こうした点は本研究で、英米法の理論について詳細まで踏み込めなかったという課題を残すことになったと考えている。ゆえに、特に19世紀後半の英国における裁判史料の読解とそれらの史料を構成する法制度の理解と諸制度の歴史的な展開に関する知識を蓄積していくことが重要な課題の一つとなる。

上述したように、本研究ではバーナードホーム側の史料の問題により、機関紙等の史料に当たった際に、情報を得たいと考えている出来事に関する記事が記載されておらず、当時の新聞記事等でその概略を知る程度でしか裁判の進展が把握できなかった箇所があったという問題が生じた。例えば、バーナードホーム側の記述の仕方では、本研究で扱ったタイ院児、ロディ院児、ゴセージ院児は、最終的には、その所在が不明のものとなっていて、収集した史料の範囲内では大まかな足取りしかわからないようになっている。そして、裁判自体が子ども不在のまま、主に弁護士とバーナードの証言、あるいは代理人の出廷という形でのみで行われており、裁判の記録は存在するものの、その内容が裁判の口述筆記や一定の判決を示すのみのものとなっている。そのため、裁判後の具体的な経過を明確に知ることが出来なかった。今後は、こうした史料の不在で歴史的経過を知ることができなかった部分をどこまで明らかにすることができて、そのための史資料として、どのような史料を調査・収集する必要があるのかを明確にしていかなければならない。

本研究において行われた児童養護実践史の方法論を意識しながら、今後、継続して研究を進めていくに当たり上記の課題が挙げられるかと思うが、それらを明らかにしていく中で、より重要となってくると思われるものとして、博士論文の中で用いた史料のさらなる精読に基づく研究の深化が挙げられる。例えば、本研究ではバーナードホームとカトリック勢力との対立について、機関紙Night & Day やカトリック側の月刊誌 The Tablet に言及したものの、論文全体の法制化に向けての経過を重視したため、若干しか触れることが出来なかった。プロテスタントのチルドレンズホームを名乗るバーナードホームの実践はキリスト教の影響を強く受けている。バーナードが信仰したプリマス・ブレズ

レンの信仰についても研究が不十分であるし、カトリック側の動向や立場についてもさらに理解を深めていけばバーナードホームの実践を更に深く理解することが可能になるだろう。そのために、一度触れた史料に再度目を通して、新しい視点を得るための知見を深めていきたいと考えている。

この機関紙 Night & Day に所収されている本研究に関連する記事の再確認作業と再読は継続して行うべき作業である。バーナード自身が執筆した文章が機関紙 Night & Day では数多く掲載されている。本研究で用いた裁判関連の史料を読み説いていくことはバーナード自身の実践上の考えや児童救済観を知るための方法にも直結している。こうしたバーナード自身が執筆した文章を通じて、裁判史料と照らし合わせながら、本研究の位置付けを明確にしていくことは重要である。

そして研究に当たって、研究と関連する先行研究は検証を進めたが、バーナードの生涯と実践においてまだ、触れていない部分もまだ残っている。一次史料を用いた養育委託の全体像や医療福祉分野に関するバーナードホームの取り組み、バーナードホームに関わった人物とバーナードの関係等がそれに当たる。バーナードホームの実践を理解するために、バーナードとシャフツベリー伯の関係のような、英国の他の博愛慈善事業家とバーナードの関連についても関心を持ちたい。こうした本研究を終えるに当たっての、研究の限界と今後の課題が、今後の継続研究において生かされていくよう、問題意識と責任をもって研究を行っていきたい。

#### 6 まとめ

本研究では特にバーナードホームにおける裁判事例に焦点を当て、社会福祉実践史あるいは児童養護実践史の観点から考察を行ったが、一つの裁判事例を吟味するために、先例となる判例や、法制史の面での考察に不十分さが残ったように感じている。それはバーナードホームが示す裁判に関する機関紙等の史料が、主に 1892 年までのもので、裁判の終結である 1893 年の記事は散逸し史料の収集が叶わなかったからである。それを補う形で当時の新聞記事の中で紹介される裁判の経過報告(Law Report)等を通じて補足を行ったが、史料の新たな発掘と評価は今後の大きな課題の一つになるだろうと思われる。また、19 世紀後半の英国における多様な博愛慈善団体とバーナードホームの関連あるいは交流についての言及も希薄だったように思う。このような関連団体との横のつながりについての研究も今後必要となる課題と言えるだろう。

研究を通じて、19世紀の英国という時代の豊かさと現代に通じる実践への 共通基盤を感じている。過去の歴史に学ぶことは、同時に新しい実践やその実 践内容を確認し再考を促すためのきっかけともなる。そうした歴史研究の重要 性と当時の資料に立脚した研究、そしてそれらの資料を周辺の歴史や関連事項 を踏査した上で客観的に考察して行ける研究姿勢を今後、作り上げていきたい。 本研究を通じて、関連する史料を収集し、今から 120 年以上前の英国におい て、問題を抱え、バーナードホームに処遇された子どもたちの存在と関わり始 めた時、その存在は、異国の 120 年前の子どもの事例に触れたということではなく、過去も現在も繰り返し存在している子どもの虐待問題や生活問題という身近な問題に触れているという感覚だった。歴史的なケース記録や裁判記録が現代の問題と同様に映るということは、社会福祉が関わろうとする子どもの問題が過去も現在も変わることなく同じ問題を抱えていることを示しているのだろう。そうであるとするならば、過去の実践や記録から現代の子ども家庭福祉に通じる均質なものを抽出し、示唆としていくための研究はますます重要なものとなっていくであろうと思われる。

英国の慈善事業の歴史は我が国の社会福祉の進展に大きな影響を与えた。しかし、その進展は、自国の文化・習俗を意識しないまま導入されてきたようにも思える。過去の実践に私たちが学ぶときに、その実践を形だけ模倣するのであるならば必ず何かの弊害が生まれるであろう。そうではなく、学ぼうとする実践の根幹となっていることは何か、そしてその根幹において、すべての人間において共有できる普遍的な原理や考え方は何かを追及してゆくことがますます重要になってくるのではないだろうか。社会福祉の歴史研究はそういったことの大切さを気づかせてくれる。

1891年児童監護法は1989年児童法の成立において廃止され、その約100年に渡る役割に幕を閉じた。この背景には英国における施設養護から里親・養子縁組制度への転換があると思われる。英国が社会的養護においてそのような選択をしたのは、過去の社会福祉実践における実践の見直しと検証があったからだと言えるだろう。歴史に学び歴史から未来を創り上げていくための示唆を受ける姿がそこには存在している。こうした、社会福祉実践史の転換を知るためには、その転換を決定づけた過去の事例に学ばなければならない。

過去の事例を批判するのではなく、なぜそのような事態が発生し、そのような選択がなされたのかという視点を大切にし、当時の社会的背景、価値観の中で子どもの自立の実現のために事業展開をしたバーナードホームおよびバーナードの実践に今後も注目し、子ども家庭福祉の諸問題に問題意識を持ち、その観点から研究を継続していきたい。

# 終章 注

- 1)フィランソロピはギリシア語に起源をもち、世俗的な博愛行為を指した。キリスト教の救済組織が自らの事業を「フィランソロピ」と名乗ることもあった。また、こうした救済事業に対して、キリスト教起源のものを「チャリティ」(charity)と称する場合もある。チャリティはキリスト教と関連するラテン語のカリタス(神の愛・神への愛)に由来する。ヨーロッパにおいては、中世以来、キリスト教会の行う慈善活動がチャリティであった。それが、教会の世俗化、宗教改革等を経て、キリスト教の枠のみにはとらわれないものへと行為として変化していった。この意味でチャリティとフィランソロピはほぼ同義に用いられているといえる(参照、岡村、高田、金澤周作編 2012: 5)。
- 2) Davies は 1960 年代後半から 70 年代にかけてのカナダ・オンタリオ州の裁判事例において、養子縁組をいったん認めた実親が、後になって気持ちを変え、養子縁組を取りやめる裁判を起こした事例を挙げ、それらがいずれも、実親に子どもを変換する判決が下されたという点について歴史的な経緯を説明しようとする。その際に、Re Agar-Ellis, R. v Barnardo, Re Carroll の 3 つの裁判を挙げている。このうちバーナードのものは 1891 年のロディケースを示している([1891] I Q.B. 194, aff'd [1891] A.C. 388)。Agar-Ellis 裁判(1878 年)は、1864 年に結婚した夫婦において、夫がプロテスタント、妻がカトリックであった。婚姻のときに生まれてくるすべての子はカトリックの信仰で育てることを約束していたが、最初の子はプロテスタントとして育てることになった。しかし妻は、その後 3 人の子どもを夫に知らせずにカトリックとして育てた。その結果、彼らは父とプロテスタントの教会に行くことを拒否するようになった。裁判所は父が親権を行使し、重大な道徳的な背徳を犯さない限りは、父が子の教育および養育に干渉しないことが明言された(村井 1998: 291)。
- 3) ただし、家族関係における子の利益優先という考えは、それ以前の英国の法解釈の伝統にも見出されることから、18世紀あるいはそれ以前にまで遡ってその起点を確認することが重要であると東(2013:716) は指摘する。
- 4)回心とは、キリスト教的には、人が自分の罪を認め、それを詫びて、心を神に向ける行為を指す。更に、回心とは神を信ぜず、神から離れて生きる自己中心的な生活の執着を捨てて、方向を転換し、再び信仰と愛をもって神へと方向を変えることも意味する。イエスはこの回心への呼びかけをしたばかりでなく、回心する人々に罪のゆるしを宣言されたと新約聖書は伝える(マタ 9:1-8; ルカ 15:11-32)28。参照、浜口 1996: 1015-1017 頁。
- 5) 例えば、池本(2014: 168-170)は我が国の福祉史における連続・非連続の問題を取り上げ、我が国において第2次世界大戦後社会福祉が形成されるという理解が戦後民主主義体制の出発と結びつけて論じられ、戦前・戦時の国家体制との違い

が認識されていることを紹介している(池本 2012: 168)。

- 6) 1 ポンドは 20 シリングに相当し、1 シリングは 12 ペンスに相当する。1 ポンドは、時代ごとの貨幣価値の違いはあるものの、当時の貨幣価値で 1 ポンドは現在の日本円で 30,000 円程度であり、貧困層には大きな金額であったと思われる(参照、飛田 2014: 6-7)。
- 7)世論を喚起し、生活問題の解決を、社会の中で呼びかけを行いながら実現していくといおう観点は、現代の社会福祉に即して言えば、ソーシャルアクション的な動きを想起することができる。英国はチャリティ活動が盛んな国であり、古くから市民による貧困層への援助は広く行われていた。三省堂「大辞林」によれば、ソーシャルアクションとは、世論を喚起するなどして立法・行政機関に働きかけ、政策・制度の改善をめざす組織行動を意味する。また、ソーシャルアクションはソーシャルワークにおける間接援助技術の一つであり市民や当事者により、社会的弱者に対する権利擁護の側面を有している。
- 8) 例えば、金子(2005: 1-8)では、英国の社会福祉の歴史を資本主義諸国における社会福祉史の典型として位置付け、英国社会福祉史研究の意義について強調している。また、松村(2010: 9)では社会福祉(social welfare)は「生存権」「幸福追求権」「快適生活権」などの基本的人権を保障するために行われる社会施策であり、社会保障のように給付の条件としての拠出が必ずしも問われていないところに特色がある、と指摘する。バーナードの実践は時代的な制約から社会福祉概念と重ね合わせて考えることはできないが、子どもの生命の危険、あるいは自活を実現していくために救い出す、という基本的人権を保障しようとする要素を持つものとして捉えることにより、その現代的な児童養護実践史上の意義が明確なものとなるのかもしれない。
- 9) ただし、バーナードの時代における子どもの権利を擁護するという立場には、父権的な側面を考慮に入れなければならない。子どもの権利を考えていくうえで、バーナードの実践をはじめ 19 世紀の福祉実践は現代以上にパターナリティックなものであったと考えるべきであり、この点を踏まえた上で考察を進めるべきである。しかし、18 世紀のアメリカ、およびフランスの人権宣言以来、人間の権利意識の萌芽は自由権に始まり、徐々に国家権力による侵害、干渉を排除して個人の自由な生活領域を確保する権利を求める声へと変わっていった変化に対しては注視すべきであり、子どもの権利擁護の必要性をバーナードの裁判闘争から考察することは非常に重要なことなのではないかと本研究は考える(参照、阿部 1998-13:58)。
- 10)講演は、バーナードの実践を我が国において参考とし、小舎制の導入、里預制度等を実践した、岡山孤児院の石井十次没後 100 年事業として行われた第 16 回石井十次セミナーで行われ、Barnardo's の Children's Service 本部長のサラ・ク

ラーク氏、戦略部門副本部長、アリソン・ワースリー氏をそれぞれ招いて、宮崎県高鍋町、高鍋町公民館において 2013 年 8 月 25 日に行われた。サラ氏は「英国バーナードズの歴史とアフターケア・要保護児童の知る権利」、アリソン氏は「英国バーナードズの変革と今」の演題でそれぞれ講演を行った。なお、講演内容は石井十次研究会(2013)を参照。

### 終章 参考文献

- 阿部照哉(2007)「自由権」『世界大百科事典 第13巻』(改訂新版)、 平凡社、58頁
- 阿部照哉 (2007) 「社会権」『世界大百科事典 第 12 巻』 (改訂新版)、 平凡社、628 頁
- Cunningham, Hugh. (2005) <u>Children and Childhood-In western society since</u> 1500, 2<sup>nd</sup> Ed, Person Education Limited. = (2013,北本正章訳『概説 子ども観の社会史 ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社).
- Davies, Christine (1973) <u>Custody and Adoption: Some Interrelated Problems</u>, The University of Toronto Law Journal, Vol. 23, No. 1, pp. 88-110.
- Fletcher, Winston (2005) <u>Keeping the Vision Alive: The Story of Barnardo's</u> 1905-2005, London: Barnardo's.
- 浜口吉隆(1996)「回心」『新カトリック大事典』第一巻、研究社、 1015-1017頁
- 東和敏 (2013) 「一八九二年マックグレイス(Mcgrath)訴訟判決の理論構造と 子の利益原則」『政経研究』 49(3)、715-741 頁
- 堀尾輝久(1981)「子どもの発達と学習の権利」『子ども』、東京大学出版会、 286-289 頁
- 池本美和子(2012)「福祉史における戦前・戦時・戦後―現代の枠組みとその 課題―」『対論 社会福祉学1 社会福祉原理・歴史』、中央法規、 169-195頁
- 石井十次研究会(2013)『石井十次没後 100 年・児嶋虓一郎生誕 100 年記念事業 第 16 回石井十次セミナー 石井十次に影響を与えたバーナードホームと現在のバーナードズ』(細井勇・菊池義昭・三上邦彦・高松誠・飛田圭吾編)、石井十次研究会(発行)、セーコー印刷
- 松村祥子(2010)「現代日本の社会福祉の背景と課題」『社会福祉研究』、 放送大学教材、9-25 頁
- 村井衡平(1998)「子の共同監護をめぐる諸問題-カナダ・オンタリオ州に向けて-」『神戸学院法学』28(2)、285-302 頁
- 岡村東洋光 高田実 金澤周作編(2012)『英国ボランタリズムの起源--資本・コミュニティ・国家-』ミネルヴァ書房:序章(編者)「近代イギリスにおける福祉ボランタリズム」(1-20頁)
- 大曽根寛 (2008) 「社会福祉と基本的人権」『社会福祉における権利擁護』、 放送大学教材、11-28 頁
- 田澤あけみ(2003)「児童「処遇」科学化のプロセス ~イギリスの「救貧法」解体期のチャリティ・博愛活動と「全国児童虐待防止協会(NSPCC)」に見る~」『コミュニティ振興学部紀要』第3号、常磐大学コミュニティ振興学部
- 田澤あけみ編(2007)『新児童福祉論[改訂版]-保護型から自立・参加型児童福祉へ』、法律文化社

- 飛田圭吾(2014)「ドクター・バーナード・ホームにおける財政史研究」(2013 年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科修士論文)
- Wymer, Norman. (1962) <u>Dr.Barnardo</u>, London: Longman Group Limited. = (1982,半田訳『評伝バーナード博士—昼も夜も—』キリスト新聞社).

# 参考文献一覧

- 秋元美世(2004) 『児童青少年保護をめぐる法と政策』、中央法規 秋山智久(2000) 『社会福祉実践論〔方法原理・専門職・価値観〕』 ミネルヴァ書房
- Anderson, R. (1891) <u>Morality by Act of Parliament</u>: The Contemporary Review vol59 January-June, pp77-88. London: Isbister and Company limited.
- Altick, Richard.D (1973) <u>Victorian People and Ideas</u>, W.W.Norton&Company. = (1998,要田・大嶋・田中訳『ヴィクトリア朝の人と思想』音羽書房、鶴見書店).
- Barnardo's (1982) <u>Records of Dr.Barnardos</u>, volume2, Records of the organization, the first century, classA2-D1.
- Barnardo, T.J. (1875) <u>Recue The Perishing</u>, in 5th Annual Report being the Report for the ninth year of the East-End-Juvenile-Mission, London: East-End-Juvenile-Mission.
- Barnardo, T.J. (1890) <u>Something Attempted Something done</u>, London: John F.Shaw & Co.
- Barnardo, T.J. (1885) <u>The King's Business Requireth Haste: A Year's work in Dr. Barnardo's Homes</u>, London: J.F.Shaw and Co.
- Barnardo, T.J. (1897) My Life Work-THE RESCUE OF THE WAIF in The Quiver An Illustrated magazine for social, intellectual, and religious progress, London: Petter and Gilpin, 1-10.
- Barnardo'=永岡正巳訳(1998)「イギリスにおける児童ケアの発展 1739-1970年」『梅花女子大学文学部紀要,人間福祉編』32、117-142頁
- Beveridge, William. (2000) Voluntary action: a report on methods of social advance, London: Routledge (=Reprint. Originally published: London: G. Allen & Unwin, 1948, Origins of the welfare state / selected and with a new introduction by Nicholas Deakin; v. 7).
- Booth, W.(1890) <u>In Darkest England and the Way Out, Funk & Wagnalls, London</u>=W.ブース『最暗黒の英国とその出路』(山室武甫訳/岡田藤太郎監修)、相川書房、1987年
- Bready, J. Wesley (1930) <u>Doctor Barnardo: Physician, Pioneer, Prophet,</u> London: G. Allen and Unwin.
- Bremner, Robert, H. (1996) <u>GIVING: Charity and Philanthropy History</u>:
  Rutger University, New Brunwick, New Jersey = (2003, 西尾祐吾・栗
  栖照雄・得津愼子・牧田満知子共訳『社会福祉の歴史-文学を通して見た
  他者援助』、相川書房)
- Cook, Richard. (1998) Tom, Jim & Harry...and the law, in Triple Helix-Christian dimensions in healthcare: summer, London: Christian Medical Fellowship, pp 6-7.

- Coots,R.J.(1966) <u>The making of the Welfare State</u>, London: Longmans (Modern Times).=(1977,星野政明訳『イギリス社会福祉発達史: 福祉国家の形成』)、風媒社
- Custody of Children's Law (1891) An act to amend the Law relating to the Custody of Children 26<sup>th</sup> March 1891
- Cunningham, Hugh. (2005) <u>Children and Childhood-In western society since</u> 1500, 2<sup>nd</sup> Ed, Person Education Limited. =(2013,北本正章訳『概説 子ども観の社会史 ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社).
- Dr.Barnardo's Homes(1885) <u>The King's Business Requireth Haste:</u>
  A Year's work in Dr.Barnardo's Homes. London: J.F.Shaw and Co.
- Dr.Barnardo's Homes(1889) <u>In the High Court Justice, Queen's Division,</u>

  <u>Crown Side, 6<sup>th</sup> December,1889,Examiniation</u>

  of Dr.T.J.Barnardo=D239/B2/6(11)
- Dr.Barnardo's Homes (1890) = D239/B2/6(2)=Re: Tye In the High Court Justice, Queen's Division, Queen v Barnardo
- Dr.Barnardo's Homes(1890) <u>In the High Court Justice</u>, <u>Queen's Division</u>, <u>Crown Side, 26<sup>th</sup> February, 1890, Report</u> = D239/B2/6(8), D239/B2/7(4) = <u>Case on behalf of the Respondent</u>.
- Dr.Barnardo's Homes(1891) <u>25th Annual Report of the Institutions</u>, London: Dr Barnardo's Homes for Orphan & Destitute Children.
- Dr.Barnardo's Homes(1892) <u>26th Annual Report of the Institutions</u>, London: Dr Barnardo's Homes for Orphan & Destitute Children.
- Dr.Barnardo's Homes(1906) <u>40th Annual Report</u>
  <u>"These Forty Years"</u>, London: National Incorporated Association.
- Dr.Barnardo's Homes (1908) <u>A Chart of Child-Recue</u> 42nd Annual Report <u>of Dr.Barnardo's Homes</u>, London: National Incorporated Association.
- Dr.Barnardo's Homes (1910) <u>Seventy Thousand Rescue 44nd Annual Report</u> <u>of Dr.Barnardo's Homes</u>, London: National Incorporated Association.
- Mrs.Barnardo and Marchant, James.(2007) <u>Memoirs of the late</u>
  <u>Dr.Barnardo</u>, London: Kessinger Publishing.(Reprinted, London Hodder and Stoughton, 1907)
- East End Juvenile Mission (1868) <u>The First Occasional Record of the Lords</u>

  <u>Dealings in connection</u> with the East End Juvenile Mission.
- East End Juvenile Mission(1875) Rescue the Perishing: being the report for the ninth years of the East-End Juvenile Mission, and for the fifth year of the, Homes for reclaiming Destitute Children of both sexes, with Ten WOOD ENGRAVINGS AND TWO PHOTOGRAPHS FROM LIFE, and A Statement of Accounts 1874-5.
- Fishman, J. William (1988) <u>East End 1888-A year in a London borough</u> among the laboring poor, London: Duckworth.
- Fletcher, Winston (2005) Keeping the Vision Alive: The Story of Barnardo's

- 1905-2005, London: Barnardo's.
- Freeman's Journal Saturday 07 December 1889.
- 藤井透(2011)「民間社会福祉の生成」清水教惠・朴光駿編(2011)『よくわかる社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、122-123頁
- 古川孝順(1982)『子どもの権利-イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から-』、有斐閣選書
- Gloucester Citizen Friday 18 July 1890
- Grass, Tim. (2006) Gathering to His Name, Milton Keynes, Paternoster.
- 自治体国際化協会(1993)『イングランドとウェールズの水道』(Clair Report Number77) http://www.clair.or.jp/j/forum/c\_report/pdf/077-1.pdf (2014年1月確認)
- Griffin, Ben. (2012) <u>The Politics of Gender in Victorian Britain:</u>
  <u>Masculinity, Political Culture and the Struggle for Women's Rights</u>
  (<u>Kindle Version</u>), Cambridge: Cambridge University Press.
- 浜口吉隆 (1996) 「回心」『新カトリック大事典』第一巻、研究社、 1015-1017 頁
- 半田香代(1984)「バーナードホームズ上」『月刊福祉』67(12)180-182 頁
- 半田香代(1985a)「バーナードホームズ中」『月刊福祉』68(1)82-86 頁
- 半田香代(1985b)「バーナードホームズ下」『月刊福祉』68(2)78-85 頁
- Hall, W.Clarke.(1909) <u>The Children Act 1908</u>, being the third edition of the <u>law relating to children</u>, London: Stevens and Sons Limited
- 原伸子 (2010)「書評」 (Jane Humphries (2010) <u>Childhood and Child Labour in the British Industrial Revolution</u>, Cambridge: Cambridge University Press) 『大原社会問題研究所雑誌』651 号、2013 年 1 月号(12 月 25 日発行)、65-71 頁
- 林博昭(2002)「ベヴァリッジ『ボランタリー・アクション』再考—新たな福祉社会の創造のために—」『研究所年報』32 (明治学院大学社会福祉学部付属研究所) 105-118 頁
- 幡新大実(2009)『イギリスの司法制度』東信堂
- Heasman.Kathleen,(1962) <u>Evangelicals in Action-An Appraisal of their</u>
  <u>Social Work in the Victorian Era-, London: Geoffrey Bles.</u>
- Henderson, Geoffrey, Francis. (2006) <u>All Love: A Biography of Ridley</u> Herschell, HTS Media (Kindle version).
- 平凡社(2007)『世界大百科事典 第12・13巻』(改訂新版)、平凡社
- ヘイウッド J.S,(1971)『イギリス児童福祉発達史』(内田守訳)ミネルヴァ書房、(=Heywood, Jean S. <u>Children in care, the development of the service for the deprived child</u>, Routledge and Kegan Paul, London, 1959)
- 東和敏(2013)「一八九二年マックグレイス(Mcgrath)訴訟判決の理論構造と 子の利益原則」『政経研究』49(3)、715-741 頁
- 晝間文子(2011)「19世紀の貧民教育に関する考察--ワークハウス内学校

- (Workhouse School)の意義」『大阪人間科学大学紀要』10、75-84 頁 Himmelfarb, G. (1994) <u>The De-Moralization of Society-from Victorian</u> Virtues to Modern Values, New York: Vintage Books.
- 平田敦(2010)『親権と子どもの福祉·児童虐待時代に親の権利はどうあるべきか-』明石書店
- 菱沼幹男(2006)「ウィリアム・ベヴァレッジー『ボランタリー・アクション』 と彼が目指した社会」『地域福祉研究』No34、120-128 頁
- 堀正嗣・栄留里美(2009) 『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』、明石書房
- 堀尾輝久(1981)「子どもの発達と学習の権利」『子ども』、東京大学出版会、 286-289 頁
- 細井勇(2005)「石井十次と岡山孤児院の養護実践の基礎的研究・研究の経緯、研究の視点と目的・」『石井十次と岡山孤児院の養護実践の基礎的研究』(平成13~16年度科学研究費補助金〔基盤研究(B)—(1)〕)
- 細井勇(2013) 「児童ケアの目的と方法:アイデンティティの観点から-バーナードズと岡山孤児院の比較検討を通じて」『キリスト教社会福祉学研究』第45号、16-30頁
- Humphries, J. (2010) <u>Childhood and Child Labour in the British Industrial</u> Revolution, Cambridge: Cambridge University Press.
- 一番ヶ瀬康子(1967)『アメリカ社会福祉発達史』(第4刷)、光生館
- 一番ヶ瀬康子(1992)「"子どもの権利条約"の画期的意義」『別冊発達 12』、 ミネルヴァ書房、18-23 頁
- 一番ヶ瀬康子(2005)「社会福祉学(研究・教育)における歴史研究の役割と課題」 『社会事業史研究』第 32 号、1-4 頁
- 稲井智義(2011)『近代日本における「児童救済・保護」の教育社会史的考察-石井十次と富田象吉の大阪事業に着目して-』(2010 年度東京大学大学院 教育学研究科修士論文)
- 池本美和子(2012)「福祉史における戦前・戦時・戦後―現代の枠組みとその 課題―」『対論 社会福祉学1 社会福祉原理・歴史』、 中央法規、169-195頁
- 井村圭荘・相澤譲治編(2013) 『児童家庭福祉の成立と課題』、頸草書房石井十次(1906)「孤児教養の理想」『人道』第二十号,9-11
- 石井十次研究会(2013)『石井十次没後 100 年・児嶋虓一郎生誕 100 年記念事業 第 16 回石井十次セミナー 石井十次に影響を与えたバーナードホームと現在のバーナードズ』(細井勇・菊池義昭・三上邦彦・高松誠・飛田圭吾編)、石井十次研究会(発行)、セーコー印刷
- 岩舘豊 (2010) 「路地の生活を描きだすこと: ヘンリー・メイヒューの 「方法」に学ぶ」『社会学批評』 2 (関西学院大学)、38-39 頁
- 伊藤文人(2012)「宮田和明教授の研究を振り返って:第 1 期と第 2 期を中心に」『日本福祉大学社会福祉論集』追悼号、59-83 頁
- 伊藤嘉余子(2007)「施設養護におけるレジデンシャルワークの再考・児童養護

- 施設実践に焦点をあてて-」『埼玉大学紀要 教育学部』56(1)、83-94 頁 岩田正美・田端光美・古川孝順編(2013)『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討・生 活権保障の Jhering,Rudolf, von.(1872) Der Kampf ums Recht, Haufe Mediengruppe; Inkl. Reprint der Ausg. Wien=(2013,村上淳一訳『権利 のための闘争』岩波書店,岩波文庫,白 13-1)
- 金澤周作(2003)「近代英国におけるフィランソロピと諸言説」 『川村学園女子大学研究紀要』14-1、65-83 頁
- 金澤周作(2008)『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会
- 金子光一(2005)『社会福祉のあゆみ-社会福祉思想の軌跡-』有斐閣
- 川田昇(1981)「イギリスにおける親権法の発展 一八八六年未成年者後見法 の成立過程」『家族 政策と法 4 欧米資本主義国』(福島正夫編)、 117-159頁
- 川田昇(1997)『イギリス親権法史-救貧法政策の展開を軸にして-』一粒社 川村匡由・米山岳廣編(2005)『児童福祉論』(シリーズ・21世紀の社会福祉
  - ⑤)、ミネルヴァ書房
- 川島武宜(1967)『日本人の法意識』、岩波新書(A43)
- Kershaw, Roger. and Sacks, Janet. (2008) New Lives for Old: The Story of Britain's Child Migrants, London: National Archives of England.
- 木原活信(1998) 『J.アダムズの社会福祉実践思想の研究』、川島書店
- 木原活信(2005)「福祉原理の根源としての『コンパッション』の思想と哲学 『社会福祉学』46(2)、3-16 頁
- 小林恭子(2011)『英国メディア史』、中央公論新社(中公選書004)
- 許斐有(1996)『子どもの権利と児童福祉法-社会的子育てシステムを考える-』、 信山社
- 小宮山 主計 (1957) 「バルナルドに関する一考察: バルナルドホーム設立への社会的背景」『社會事業の諸問題』日本社會事業短期大學研究紀要 5,24-33 頁
- 小宮山 主計 (1961a) 「ドクター・バルナルドの児童移民計画:養護施設の一課題」『社會事業の諸問題』日本社會事業短期大學研究紀 8, 1-8 頁
- 小宮山 主計 (1961b) 「バルナルドホームとその創設者の思想」『社會事業の 諸問題』日本社會事業短期大學研究紀 9,114-128 頁
- 厚生省児童家庭局(1993)「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさ に満ちた地域社会をめざす 21 プラン研究会報告書」(平成 5 年 7 月 2 9 日)
- 小関隆編(2000)『世紀転換期イギリスの人々 アソシエイションとシチズンシップ』、人文書院
- 小山路男(1978)『西洋社会事業史論』光生館
- 桑原洋子(1989)『英国児童福祉制度研究』法律文化社
- Lee, P. and Pithers, D(1980) <u>Radical residential child care: Trojan horse or non-runner?</u> in Brake, M. and Bailey. R (Eds), Radical Social Work and Practice (London: Arnold).

- Levy, Martin. (2013) <u>Doctor Barnardo-Champion of Victorian Children-,</u> Gloucestershire: Amberly Publishing.
- London Daily News Friday 27 June 1890
- London Standard Friday 06 June 1890
- 増田正勝(1994)「労働者問題とドイツ・カトリシズム: レオ 13 世『レールム・ノヴァルム』100 周年に寄せて」『山口經濟學雜誌』 42(3/4)、267-299 頁
- 松尾太郎 (1976) 「一九世紀中葉におけるアイルランド差益業の植災地的発展 形態-19 世紀未農地改革の前提条件の形成」『経済志林』44-2 号、 29-96 頁
- 松田徳一郎監修(2000)『リーダーズ英和中辞典』、研究社
- 松村昌家(1996)「セルフ・ヘルプの系譜」『英国文化の世紀4 民衆の文化史』、 研究社、3-26 頁
- 松村祥子編著(2010)『社会福祉研究』、放送大学教材
- Mayhew, John/ Canning, Henry(1986) <u>The Illustrated Mayhew's London:</u>
  The Classic Account of London Street Life and Characters in the Time of Charles Dickens and Queen Victoria, Weidenfeld & Nicolson.= (2011, 植松靖夫訳『ヴィクトリア時代 ロンドン路地裏の生活誌〈上〉〈下〉』、原書房)
- ミード G.H,(2003) 『プラグマティズムの展開』 (加藤一己、宝月誠編訳) ミネルヴァ書房 原著は Mead,George.Herbert,(1929) The nature of the past in Essays in Honor of John Dewey, edited by John Coss, 235-242. New York: Henry Holt and Co (加藤訳、邦訳第8章「過去の性質、145-158頁」).
- 三上邦彦(2010)「ドクター・バーナード・ホームに関する先行文献」(2010年、 第5回石井十次研究会研究報告「ドクター・バーナードの事業活動と先行 文献について」配布資料)
- 三上邦彦 (2012a) 「ドクター・バーナード・ホームの慈善事業による子ども のケアに関する研究」『岩手県立大社会福祉学部紀要』第 14 巻、49-54 頁
- 三上邦彦(2012b)「ドクター・バーナード・ホームに関する先行文献」『石井 十次資料館研究紀要』別冊 1、2-37 頁
- 望月良彦編輯(1998)「英国 1908 年幼年者法」『少年保護制度參考書』、 法曹舎
- Morning Post Tuesday 03 February 1891
- 村井衡平(1998)「子の共同監護をめぐる諸問題-カナダ・オンタリオ州に向けて-」『神戸学院法学』28(2),567-603 頁
- Murdoch, Lydia (2006) <u>Imagined Orphans- Poor Families, Child Welfare,</u> and <u>Contested Citizenship in London</u>, New Brunswick, New Jersey, and London: Rutgers University Press.
- Nevill.Geary.MA. (1892) <u>The Law of Marriage and Family Relations</u>, London and Edinburgh, Adam and Charles Black.
- Neuman, A.R (1914) Dr. Barnardo as I know him, London:

Constable and Company Ltd.

Night and Day(1878), vol1, 1878, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1885), vol9, 1886, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1889), vol13, 1889, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1890), vol14, 1890, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1891), vol15, 1891, Dr.Barnardo's Homes.

Night and Day(1892), vol16, 1889, Dr.Barnardo's Homes.

二宮豊志(2004)「形式知と暗黙知についての一考察」

『東海大学政治経済学部紀要』36,215-228 頁

- 西尾祐吾・清水隆則編(2000)『社会福祉実践とアドボカシー-利用者の権利 擁護のために』、中央法規出版、2-7頁
- 野田恵子(2004)「十九世紀イギリスにおけるセクシュアリティの政治学-「社会純潔運動」と刑法改正法の成立をめぐって」『現代社会理論研究』14, 218-229頁
- 野田良之(1979)「権利という言葉について」『学習院大学法学部研究年報』 第14号、1-30頁
- 尾形勇編(2003)『歴史学辞典【第10巻 身分と共同体】』、弘文堂
- 小川富士枝(2004)『イギリスにおける育児の社会化の歴史』、新読書社
- 岡本民夫・古川孝順他編(2007)『エンサイクロペディア社会福祉学』、中央 法規出版
- 岡村東洋光 高田実 金澤周作編(2012)『英国ボランタリズムの起源--資本・コミュニティ・国家-』ミネルヴァ書房
- 大崎正瑠(2009)「暗黙知を理解する」『東京経済大学人文自然科学論集』127、 21-39 頁
- 大曽根寛編著(2008)『社会福祉における権利擁護』、放送大学教材
- The Oxford English Dictionary, Second Edition(1989) Volume I,

Oxford: Clarendon Press, Oxford, New York: Oxford University Press.

- Parker, R. (1990) The Age of Separation, in <u>Away from Home: pp.15-35</u>, Barkingside: Barnardo's
- 朴光駿(2004) 『社会福祉の思想と歴史-魔女裁判から福祉国家の選択まで』 ミネルヴァ書房(MINERVA 福祉ライブラリー67)
- Paterson, Michael (2006) <u>Voices from Dickens' London</u>: DAVID & CHARLES = (2010, 森川慎也・中川映里・廣幡晴菜訳/山本史郎監訳『図説 ディケンズのロンドン案内』 原書房)
- Pinchbeck, Ivy.and Hewitt, Margaret. (1973) <u>Children in English society</u> volume II -from the <u>Eighteen Century to the Children Act</u> 1948-,Routage&Kegan Paul and University of Toronto Press.
- Portsmouth Evening News (1891) Thursday 30 July 1891,pp3
- Rambo, R.Lewis (1993)  $\underline{\text{Understanding Religious Conversion}}$ :

Yale University Press = (2014, 渡辺学・高橋原・堀雅彦訳『宗教的回心の研究』 ビイング・ネット・プレス)

- Ridge, Tess. (2002) <u>Childhood Poverty and social exclusion</u>, Bristol: The Policy Press, University of Bristol. = (2010, 中村・松田・渡辺訳『子どもの貧困と社会的排除』、桜井書店)
- Ridge, Tom. S. (1993) <u>Dr Barnardo and the Copperfield Road Ragged Schools</u>, London: Ragged School Museum Trust.
- Romanyshyn, John. (1971) <u>Social Welfare: Charity to Justice</u>, Random House.
- Rose, June (1987) For the sake of the children: inside Dr.Barnardo's 120 years of caring for children, London: Hodder & Stoughton.
- 捧剛(1987)「19世紀イギリスにおける司法制度の改革-1873年裁判所法の成立過程を中心として-」『一橋研究』12(1),99-111頁
- 三時眞貴子(2011) 「19世紀末イングランドにおける救貧児童の教育 一公営 基礎学校への進学をめぐって一」『愛知教育大学研究報告 教育科学編』 (60)、125-133 頁
- 佐藤隆三(2007)「シティズンシップとしての福祉」『保健福祉学研究』5、17-14頁
- Sheffield Evening Telegraph Saturday 20 May 1893,pg2
- THE SENTINEL (1886 Jan) <u>Philanthropic Abduction: Is it Justifiable?</u> 7,1; British Periodicals,pp14-16.
- Smiles, Samuel. (1876) <u>Self-Help: With Illustrations of Character, Conduct, and Perseverance</u>, London: John Murray Albemarle Street. =(2002,竹内訳『自助論』三笠書房)
- Smith, Lindsey. (1998) <u>Politics of Focus: Women, Children and Nineteenth</u>
  <u>Century Photography</u>, Manchester, New York: Manchester University
  Press.
- Smith, Mark. (2009) <u>Residential Child care-Positive perspective</u>, Bristol: The Policy Press, University of Bristol.
- 楚輪松人(1992)「現代のバビロンに捧げられる処女の貢物:ヴィクトリア朝大論争(その 1):性の二重基準(ダブル・スタンダード)をめぐって」『金城学院大学論集.英米文学編』33,29-49.
- Stead, W. T. (1896) <u>Dr. Barnardo: The Father of 'Nobody's children</u> in <u>Review of Review</u> 14 July-December: 188. (=2010,滝澤民夫訳「バーナード博士: 孤児の父」)『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』(18330123) 2006~2009 年度科学研究費補助金基盤研究 B 研究成果報告書,196-227.)
- 菅野芳彦(1978)『イギリス国民教育制度史研究』、明治図書出版
- Pinchbeck. I & Hewitt, (1973) <u>Children in English Society: From the Nineteenth Century to the Children Act, 1948</u> v. 2 (Study in Social History), London: Routledge & Kegan Paul PLC.
- Sugar, B, Gerald. (2012) <u>SIR ROBERT ANDERSON The Thinking Man's</u> <u>Guide to the Bible</u>, First Digital Edition, Amazon Services

- International, Inc.
- Swain, Shure. and Hillel, Margot. (2010) <u>Child, nation, race and empire-Child rescue discourse</u>, <u>England</u>, <u>Canada and Australia</u>, <u>1850-1915</u>, Manchester: Manchester University Press.
- THE TABLET(1890) A Weekly News Paper and Review, June 28. Saturday. 高野史郎(1985)『イギリス近代社会事業の形成過程―ロンドン慈善組織協会の活動を中心として―』勁草書房
- 田中英夫(1980)『英米法総論(上)』東京大学出版会
- 田中英夫(1980)『英米法総論(下)』東京大学出版会
- 田中英夫編(1991)『英米法辞典』東京大学出版会
- Taulon.J.S. (1883) <u>The History and Teaching of the Plymouth Brethren</u>, London: Society for Promoting Christian Knowledge New York: E. & J. Young
- 田島裕(2001)『イギリス法入門〔著作集別巻3〕』、信山社
- 高松誠(2010)『岡山孤児院とバーナードホームの児童養護実践史・国際社会福祉比較研究の視点から・』(平成21年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科修士論文)
- 高松誠(2011a)「バーナードホームにおける児童の海外移住 カナダへの移民とその実践」『東北の社会福祉研究』記念特別号、91-104頁
- 高松誠(2011b)「ドクター・バーナードホームにおける児童救済運動-歴史的背景と実践内容-」『石井十次資料館研究紀要』 12 、100·121 頁
- 高松誠(2012)「ドクター・バーナードホームの児童救済事業-年次報告書を通 してみた事業内容」『社会事業史』第 41 号 41-53 頁
- 高松誠(2013) 「ドクター・バーナードホームにおける子どもの親権をめぐる 裁判事例の研究-ジョン・ロディ・ケースを手がかりとして」『東北の社 会福祉研究』第9号、19-32頁
- 高島進(1973)『現代の社会福祉理論 国家独占資本主義と社会福祉』、 ミネルヴァ書房
- 高島進(1979)『イギリス社会福祉発達史論』、ミネルヴァ書房
- 竹下賢・角田猛之・市原靖久・桜井徹編(2010)『はじめて学ぶ 法哲学・法思想―古典で読み解く21のトピック』、ミネルヴァ書房
- 田邉泰美(2006)『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』、明石書店田澤あけみ(2003)「児童「処遇」科学化のプロセス ~イギリスの「救貧法」解体期のチャリティ・博愛活動と「全国児童虐待防止協会(NSPCC)」に見る~」『コミュニティ振興学部紀要』第3号、常磐大学コミュニティ振興学部
- 田澤あけみ(2004)「社会福祉制度形成過程に見る民間活動・機関の役割-「児童救済」から「児童保護」におけるイギリス全国児童虐待防止協会の特色-」『コミュニティ振興学部紀要』第4号、常磐大学コミュニティ振興学部
- 田澤あけみ(2005)「社会福祉制度草創期における児童保護サービスの特色ー

- 親の「モラル改善」から-」『哲学』第 112 集、慶応義塾大学三田哲学会 田澤あけみ (2006) 『20 世紀児童福祉の展開-イギリス児童虐待防止の動向 から探る』ドメス出版
- 田澤あけみ編(2007) 『新児童福祉論[改訂版] 保護型から自立・参加型児童 福祉へ』、法律文化社
- 田澤あけみ編(2011)『子どもの生活と児童福祉』、放送大学教材
- 寺崎弘昭(1980)「イギリス 1908 年法と H. サミュエル-自由帝国主義と児童政策」『東京大学教養学部紀要』20,269-278 頁.
- サッチャー・マーガレット(1995)『サッチャー 私の半生(下)』(石塚雅彦訳)、日本経済新聞社(=Thatcher, Margaret.(1995) <u>The Path to Power</u>, London: CFCF & Association Ltd.)
- 飛田圭吾(2014)「ドクター・バーナード・ホームにおける財政史研究」(2013年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科修士論文)
- 津崎哲雄 (1980) 「ドクター・T. J. バナード略伝」 『ソーシャルワーク研究』 6(1)、28-39 頁
- 宇田進(1984)『福音主義キリスト教とは何か』いのちのことば社
- Wagner, Gillian. (1979) Barnardo, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Wagner, Gillian. (1982) <u>Charity and Self-help in Victorian London,</u> Barnardo's
- Walvin, J. (1982) A Child's World, A social history of English childhood 1800-1914, London: Pelican.
- White, Jerry.(2007) London in the 19th Century: 'A Human Awful Wonder of God', London: VINTAGE BOOKS.
- Williams, A.E. (1953) <u>Barnardo of Stepney</u>, <u>The Father of Nobody's Children</u>, 1<sup>st</sup> ed., 1943. 2<sup>nd</sup> ed., with a foreword by Christopher Fry, London: Bradford and Dickens.
- Wocester Journal Sat25 May 1889, pg5
- Wymer, Norman.(1962) <u>Dr.Barnardo</u>, London: Longman Group Limited. = (1982,半田訳『評伝バーナード博士—昼も夜も—』キリスト新聞社).
- 山口信治(2004)「英国における大学セツルメント運動の立役者チャノン・バーネット(その2)」『社会学部論集』第39号、佛教大学社会学部、133-149頁
- 吉中信人(2006)「パレンス・パトリエ思想の深淵」『広島法学』、30-1、 29-51 頁

以上

### 補遺

## 参考資料① 1891年 児童監護法

54 Vict Custody of Children Act, 1891 ch. 3.

1891年3月26日 子どもの親権に関連する法

女王陛下の最も優れた権威によって、聖職上院議員とその他の上院議員、そして現在、議会に集っている下院議員、そして同様に権威によって、以下のように法を制定する:

#### 第1条

高等法院あるいは民事訴訟院へ、親が子どもを呼び出してほしいということに関する令状や手続きの申し出がある場合に、親が子どもを棄てたり、育てる義務を放棄したり、または、そのように顕著に振舞うのであるならば、法廷は子への連れ戻し(production)を求める親の権限を拒絶すべきであり、その自由裁量において、令状や、なされた要求を拒絶する可能性を有するという見解(of opinion)を持つ。

(子どもの連れ戻しについての法廷の権限の強化)

#### 第2条

もし、子どもの連れ戻しについての令状や要請の申し出があったときに、親以外の人物に育てられた子ども、あるいは、救貧法連合の管理人によって養育委託された子ども、スコットランドの教区に養育委託された子どもについて法廷は、親が子どもを放棄していた場合は、法廷はその自由裁量において、子どもの養育期間において実際にかかった費用のすべてを、その事例のすべての状況を見た上で、法廷は公正そして理にかなった形で、親は、そのような人々や救貧法連合の管理人、あるいは地方の教区の委員に費用の支払わなければならないということを速やかに要請する。

(子どもの養育の支払いについての法廷の権限の強化)

#### 第3条

親が: (a) 自身の子を棄てたり、育てる義務を放棄する場合、あるいは (b) 長期間にわたり、親が子の養育義務を自分の子が他人の金銭により、他人に育てられていたり、救貧法連合の管理人によって育てられていたということが認められた場合、あるいは、法廷に出廷を求められる用件を満たすような、子どもへの養育の思慮分別さが欠けていた場合が認められた場合に、仮に親が子どもの利益 (welfare) に適っていない、あるいは親は子どもの親権者としてふさわしい人物であると主張したとしても、法廷は、子の親に対して、子どもを親の元に返すことを認める許可を出してはならない。

(法廷での親への指導 (conduct) についての要請)

### 第 4 条

親による、子どもの所有や子どもの親権についての申し出において、法廷が、親は 子の親権を持つべきではないという見解(of opinion)を持ち、親が、異なる宗教で育て られたことについて、親がたとえ、子は(自分たちの下で)育つべきであるという法 的権限を有していると主張しても、法廷はそのような要請に対して、安全であると思 われるという点に即して、親は子が育つべき宗教の法的に要求する権利があるとする 主張を、そうすべきではないとする権限を持つ。この法の中には、干渉したり、子に 法廷の力で、こうせよという形で意見を求めるようなことをするということは一切含 まれていないし、子が自身の選択の経験をもって、いまや所有している権利を傷つけ ることもしない。

(子の宗教的教育についての法廷の権限の強化)

#### 第5条

この法律の論点として、子の「親」(parent)という表現は、そのような子や親権を与えられた子を養育する法的責任を有する、あらゆる人を含んでいるということを挙げる。そして「人」とはあらゆる学校や施設をも含むものである。

(「親」parent と「人」person の定義)

#### 第6条

この法律は the Custody of Children Act と略称される

(略称 short title)

# 英文条文全文

#### Custody of Children Act 1891

1891 CHAPTER 3 54 and 55 Vict [26th March 1891]

1

Where the parent of a child applies to the High Court or the Court of Session for a writ or order for the production of the child, and the Court is of opinion that the parent has abandoned or deserted the child, or that he has otherwise so conducted himself that the Court should refuse to enforce his right to the custody of the child, the Court may in its discretion decline to issue the writ or make the order.

(Power of Court as to production of child.)

2

If at the time of the application for a writ or order for the production of the child the child is being brought up by another person, or is boarded out by the guardians of a poor law union, or by a parochial board in Scotland, the Court may, in its discretion, if it orders the child to be given up to the parent, further order that the parent shall pay to such person, or to the guardians of such poor law union, or to such parochial board, the whole of the costs properly incurred in bringing up the child, or such portion thereof as shall seem to the Court to be just and reasonable, having regard to all the circumstances of the case.

(Power to Court to order repayment of costs of bringing up child.)

3

Where a parent has—

(a) abandoned or deserted his child; or .

(b) allowed his child to be brought up by another person at that person's expense, or by the guardians of a poor law union, for such a length of time and under such circumstances as to satisfy the Court that the parent was unmindful of his parental duties; .

the Court shall not make an order for the delivery of the child to the parent, unless the parent has satisfied the Court that, having regard to the welfare of the child, he is a fit person to have the custody of the child.

(Court in making order to have regard to conduct of parent.)

4

Upon any application by the parent for the production or custody of a child, if the Court is of opinion that the parent ought not to have the custody of the child, and that the child is being brought up in a different religion to that in which the parent has a legal right to require that the child should be brought up, the Court shall have power to make such order as it may think fit to secure that the child be brought up in the religion in which the parent has a legal right to require that the child should be brought up. Nothing in this Act contained shall interfere with or affect the power of the Court to consult the

wishes of the child in considering what order ought to be made, or diminish the right which any child now possess to the exercise of its own free choice.

(Power to Court as to child's religious education.)

5

For the purposes of this Act the expression "parent" of a child includes any person at law liable to maintain such child or entitled to his custody, and "person" includes any school or institution.

(Definitions of "parent" and "person")

6

This Act may be cited as the Custody of Children Act, 1891.

(Short title.)

# 参考資料②

王たる神の本務は急を要する The King's Business Requireth Haste: A Year's work in Dr. Barnardo's Homes. London: J. F. Shaw and Co., 1885.

By T.J.Barnardo, F.R.C.S.E 18&20, Stepney Causeway, London, E

挿絵の下 ああ、かわいそうに。ほとんど人で埋め尽くされた都市の中で家も持たず にいたなんて。

ドクターバーナードズホームズの評議員

ここに含むいくつかの、あるいは全ての名前は施設の目的のために付与される

Aberdeen, The Right Hon. The Earl of

Barnardo, T.J 18 Stepney Causeway E

Dru Drury Capt E. Blackheath

Gordon, John E ESQ., 7, Vicarage Gate.W

Kinnaird The Hon A.F, 50, south Audley Street, W

Mathieson, JJames E Esq., Mildmay Park

Morgan R.C Esq.,12Paternoster Buildings

Nisbet, H.C Esq.,35 Lincoln's Inn Fields

Polwarth, The right Hon, The Lord

President 理事長 The Right Honourable The Earl Cairns
Vice-President 副理事長 The Right Honourable The Lord Kinnaird
Treasurer 会計 William Fowler Esq.,M.P.,35 Cornhill,E.C.
managing director 最高業務責任者 T.J.Barnardo Esq

committee 委員会

Chairman-S.Gurney Sheppard Esq

Anderson Robert

Baker C.C.M

Billings, Rev. R. CBrown Rev

Gordon, John E.

Kinnaird The Hon A.F,

Maclagan, General R

Macleod, Rev. Donald

Paterson, Rev. H. Sinclair

Rosedale, Rev W.L.

Smith, Heywood Tyler, Rev. W.

Consulting Auditors 顧問会計監査 Messrs. Turquand, Young & CO. Accountants and Auditor 会計士・会計監査 Messors. Carter & Clay

Bankers 銀行 London & south-western Bank

事務所 コンタクトおよび現金募金 小切手は William Fowler Esq.または Barnardo まで 小切手 London & south-western Bank

今日よりもそんな風である日はこれからも決してあってはならない。だから緊急の促しは、一刻を争うことが忠臣によって失われたり、救い主の定めを理解したりしている人によって努力が惜しまれることにより失われるなどのことがないということが、彼の本務なのだ。

「彼」が戦争を行おうというときに、私たちは戦わねばならない。そこには、交渉 もためらいも、遅れもないに違いない。なぜなら「王たる神の本務は急を要する」か らである。

「彼」が癒そうというときに、我々の手はすばやく無償の救いの手を差し伸べねばならない。そこには、あちらこちらの傷ついた人々に、大切な軟膏を携えて向かう姿がある。なぜなら「王たる神の本務は急を要する」からである。

「彼」が助け出し、立て直そうというときに、我々の耳は、かすかな涙をすばやく 察知しなければならない。そして、我々の足はすばやく、劣悪な身動きの取れない崩壊し衰退をたどる場所へと向かう。なぜなら、それが緊急!緊急を要することだから である。- 「王たる神の本務は急を要する」。

もし、以下の3つの逸話を熟読していただくことの申し出に対して、許可が必要であるとされるならば、私は以下のことを言い続けるだけです・それは王たる本務である。 「王たる神の本務は急を要する」のである。

(A) ラトクリフ街道 Ratcliffe Highway 周辺、悪名高い地域の中に、ひっそりと本当 に目立たない、小さな質素な建物がたたずんでいた。その家の色はどことなく時代を 感じさせ、窓は時代遅れのものであり、外から確認できるカーテンの飾りは人を魅了 するようなものではない。こうした質素な家に一般的に見られる狭いドアは、路上か ら1歩でたどり着くことができた。日曜日のラトクリフ街道は比較的静かである。前 日の土曜日は、そこで、いい気分となり最高潮の気分で飲酒し騒いでいる人々は静か にして、黙っていなくてはならない。それは厳密には「安息日の静粛」を反映したも のではない。しかし、全ての酒に酔った人々が、多くの議論の余地のない証拠によっ て簡単に明らかにできるようなことではない。小さな家の近くにいる監視者は、先日 の日曜の午後に、その女性に言わざるを得なかった。その女性はふらふらで通りに出 てきて、おそらく確実に酩酊状態であることがわかった。これは彼女にとって日常の 姿のようであり、そのような彼女の姿を一瞥してみると、彼女はその状態の満足して いるように見えた。彼女の顔はむくんでおり、目はかすみ、充血していた。服装は完 全に貧困なものであるとは言えなかったが、一般的な生活を送っていない下層の女性 が身につける、下品な派手さを持った服を着ているように見えた。その服を着た女性 が日曜日に飲酒していたであろうことは明白であった。彼女はこの地に住んでいるよ うに見えた。そしてもし、監視者によって彼女の素行についての調査が行われたなら ば、彼は、酒を飲んでいる人物が慢性の飲酒状態にある、ミセス・オニールであると いう事が分かるであろう。そして路地に済む近隣の人々は誰ひとりとして彼女のこと

を気遣うという事はなく、主の日に彼女に対して関わることもなかった。彼らは彼女が安息日の習慣に腹を立てたり、反抗したりしているのではないかと考えていた。そうではなく、彼らは酒が手に入るとその日のうちに飲んでしまうのだ。それは日曜日でも土曜日でもラトクリフ街道のあたりではよくあることなのだ。彼らには弁解のしようもない。というのは、貧困層の人々には近年以下のような忠告の言葉が投げかけられていたからである:無駄なことだ、こう書いてある。飲酒するな。飲酒は破滅に導くという事を私たちみんな知っている。しかし私たちは助けてあげることができない。飲まないとおかしくなってしまうから。というのはそのことを私たちが覚えられないのだ。

女性は片方の手に子どもを抱いていた。6歳くらいの少女で、その肌は、ぼろぼろ の服で覆われていて、母親のふらついた足元に引きずられて歩いていた。女性はよろ めきながらとても歩いているとは言えない状態で、既に述べた、小さな玄関のドアの ところまで来た。そこで、無駄に神を冒涜する言葉を彼女は言った。そしてその後に 大声でドアをノックした。ノックと返事の間にほんの少しだけ時間があいた。どうぞ 中にお入りなさい。招きの声に従って女性と娘は、狭い通路に入っていき、その後再 びドアは閉められた。そのメイドは訪問者を驚かせることも警告することもなかった。 彼女は明らかにこうした変わった来客の対応に慣れていた。というのは、この家は一 人で子どもを育てている母親を監視するための神によって建てられた家なのである。 そこは多くの疲れた反抗者たちと戦う境界線上にある保護施設であり、無償の愛が与 えられ、変わることのない恵みが続く、平和に中にある場所だったのである。Miss.H ーミッションレディーとその娘に優しい表情であいさつした。それは、前者(母親) に話をする勇気をあたえ、彼女が望んだように、言葉に詰まりながらも酒に酔った状 態で多くの事柄を話したのだった。少なくともミッションレディーたちは・彼女たちは 経験が浅い人達ではない-彼女が望まれない状況で子どもを産んだという話に十分に 耳を傾けることの重要さについて分かっていた。Miss.H と彼女に従う数名の助手た ちはこのラトクリフの家に住み、不慮の状態にある女性と子どもを最も恐ろしい運命 ―私たちを飲みこもうとする要素から人々を守る盾となること-から助ける rescuing 天国的な役目を担う生活をしていた。「彼らは王の仕事のために、王と共に住んでい たのである」。1 Chronicles 4:23 歴代誌上

ブリジット・オニールのストーリーは Miss H によく知られている。彼女は結婚したが数年後に夫が家を出て行った。その後彼女は一人となり不道徳な生活をするようになった。母親のそばで震えている 6 歳の娘は結婚している状態の時に生まれ、彼女独自の名前を与えられない生活を送っている。この哀れな母親との生活を送っている。すべての彼女の悪さと堕落の只中で彼女の中には挫折感があり、いまや、自分の子どもの福利 welfare のためにその悪の状態から抜け出そうという気持ちが表れていた。「もし」とミッションレディが彼女に語りかけた。彼女は喜んで、「全部なげすててもいいんだから」というだろう。そうすると彼女は自分がこのホームで少しでも認められているのだということが分かるだろう。

もちろん、ミッションレディは彼女の感情の現れをコントロールしていたが、喜ばれた。しかし、彼女は、ミセス・オニールの感情が数時間後に別のものに変わったり、

衝撃的な別の状況も生まれる可能性を知っていたので、彼女の神聖なミッションの実践である、この少女をすぐに引き取ることを決めたのである。「王たる神の本務は急を要する」からである。

少女は、ミッションレディを信用し、希望のない様子でしがみついていた。その少女のほほを軽くぽんぽんと叩いて彼女は言った。お嬢ちゃん、私のところから離れてもらっていいかしら。母親の態度は飲酒で興奮気味で、饒舌であった。彼女はアルコールの影響でやさしくなったり涙もろくなったりした。そして娘を抱き寄せ、キスをすると、「みっともない振る舞いはするんじゃないよ」と酔って、教え説いた。この後、彼女は出ていき、戻ってくることはなかった。彼女が望もうと望まないと。今後は、貧困から抜け出して、キリスト教のもとに救いだされた希望ある子ども rescued child として、悪の状態から離れてクリスチャンホームの一員となるのだ。

しかし、Miss H は彼女を長期間にわたってレスキューし続けることはできないの だ。彼女の家は急場しのぎの作り wee で、きちんとした建造物 barrack ではないの だ。彼女はそこで子どもたちをレスキューし、観察しレポートすることは可能だが、 留めたり訓練したりすることはできないのだ。そして彼女は子どもを連れて別の地区 へと連れていく。しかし、彼女は少女を2日間、十分に身なりをきれいにするためと、 彼女のことを知るために、この場にとどめる。Miss H は少女の詳細について、Miss H と契約を結んでいる、この文の筆者のいるステップニーコーズウェイホームに報告 する。その報告を受けて、こうした救済を必要とされ Miss H に助け出された、行き 場のない子どもたちがすぐに受け容れられるのである。認可することに遅れがあって はならない。遅れたことで何か良い結果があったということはないのだ。この少女の ような子どもはもし助けられたならば、すべてを助けなければならない。こうしたこ とから、必要性と同意の両方が認められる-「王たる神の本務は急を要する」からで ある。そこで、遅れが出ることなく、この子どもは私の養護下に置かれるのだ。そし て、迅速に、イルフォード、エセックス、バーキングサイドの、孤児、ネグレクト、 貧困の女児たちのための施設、ヴィレッジホームでのふさわしい居場所が探されるの である。そこでは、無償の人間関係の、幸せそうな子どもたち、生活の喜び、といっ た彼女が漠然と夢見ていたが実際には経験しえなかった種々の事柄を学ぶのである。

(B) ある貧しい少年がリバプールからロンドンまで遠路はるばる徒歩旅行をした。彼は 16歳、孤児で、友人もいなかった。しばしば、盗みの誘惑にかられ、あるいはパンほしさに他の方法で罪を犯したい誘惑にも駆られていた。しかし、飢餓の頂点にあってもそのことをこらえていた。首都で 6 カ月にわたり放浪生活をしたにもかかわらず彼は誠実さを貫いたのだ。服はぼろぼろになり短くなっていた。簡易宿を与えられ窃盗団に入った彼は、窃盗団から、率直で正直そうな顔をしている彼に対して、もし言われた命令に従うのであれば、今後の幸運を保証しようといわれた。彼が簡易宿で就寝した 2 日目の夜、路上で迷っている子どもを探しに王の先進の護衛兵である、正真正銘の警備員が簡易宿を訪れた。彼からいきさつが話され、彼の状況があきらかになり、彼らから、私たちのホームレスの少年たちへの夕食券が渡された。彼が一刻も早く救出されねばならなかったということは彼のケースから明白である。票を投じたり、代わりに影響を調べたりする時間などないのである。別の日に、ここを訪れてい

たら、もう既に彼は盗賊と化していたであろう。今だったのに、おそらく、ということはあり得ないのである。だから彼はすぐにステップニーコーズウェイホームへと送られたのである。なぜなら、「王たる神の本務は急を要する」からである。

(C) ここに病院を建てるなどという熱意などない! 彼らの中央に、そのような建 物が建設されるという試みが持ちあがると、ほぼ全ての教区や都市周辺の住民はこの ように恐怖感をつのらせる。しかし、多くの道徳的な熱狂の巣窟があるにもかかわら ず、その熱意を帯びた魂はその後、完全に取り除かれてしまうのである。これらのう ちの一つに、ウェストカントリータウンある美しい街の、11歳6カ月のルイーザが善 良な聖書伝道士の女性に助けられた。彼女は勇気をもって、 悪い環境に身を置く女性 たちの家に、正しい生活を諭す言葉を持って入り込んでいった唯一の女性であった。 ルイーザはいつもこの場所で、悪の雰囲気を吸いこんで生活していた。彼女の誕生か ら今日まで良いことや正しいことなどなかったし、道徳なことや純真なことも何一つ なかった。しかし、この王たる神の下僕に見つけ出された時、彼女は11歳6カ月で、 そういうこれまでの人生であったにも関わらず、礼儀正しく素直であった。そして、 そのとおり、悪さをしない少女であった。おお神よ、あなたは何と慈悲深く、このよ うな傷つきやすい者を守ってくださってきたのか! その不道徳な女性は、大きな病 気にかかり、彼女を預けていた。そこで説得して、ルイーザをこの場所から引き離す こととした。最初、彼女は拒絶したが、ついに同意した。時間は刻々と過ぎて行くな かで、こうした家を直接見つけ出さなくてはならない。そこで、電報が送られた。と いうのは、一瞬一瞬の時間が貴重であり、時間の遅れをゆるすことなどできないから である。 返信はすぐに電信される : はい、彼女をこちらに保護してください Yes, send her up、駅で会いましょう、Will be met at station と。そして、その子どもが到着す るとすぐに、彼女はすぐにイルフォードのガールズヴィレッジへと行く事が出来るよ うになるのである。というのは、ここでも、「王たる神の本務は急を要する」からで ある。

神が差し出した仕事! ・私はこの仕事に疲れない。いや、むしろ私は喜んでそして深く、「神の本務」を活動し続けることを望む。神の名において、神の恵みによって、強さを奪い、だめにする人々を役立たずにする。しかし、そのような栄光の結末を成し遂げるために、あなたの愛する、心から信頼を寄せる協働者が必要である。そして、そうした人物なしにはこれらの行為は遅滞してしまう。実際、私がここで行っているようなこと、すなわち、緊急の悲しい出来事、子どもたちの無力、神の栄光等のことを述べて行く事よりも、状況を効果的に明らかにしていく事の方が価値あることであることを私は知っている。

1,300 人以上の子どもが今や私の養育下にある。新しいケースは毎日私のところに来て、そして私にはそれに対応できるだけの十分の部屋がまだある。カナダもまた、私たちの人口過密都市のスラムの現在に危険と永続的な悪という劣悪な状態からの脱出を少年少女たちの多くへと呼びかけている。彼らを私たちの所に送ってくれと自治領の農家やその他の人々が言っている。

そして、あなたは彼ら未来の保護を小額で賄う事ができ、彼らは差し迫る悪から救

出されるのである。一方で私たちは緊急に求められている家事手伝いの需要に対応でき、それらに喜んで支払い、手厚く世話するのである。広い全世界において他に何も希望を持っていない人々を拒絶することは恐ろしいことである。この理由で、最初に、我々の財政が今や枯渇しており、私たちの財布は空であり、我々の銀行口座も借り越している状態であるということを告げておく。

寛大な読者の皆さま、神からのこのメッセージをどのように受けますか? 「あなたはあまりにも大きなことを試みようとしている」。あるいは、たとえ、「神の業のということでそれほどまでにして荷重をかける必要はないことは我々にははっきりしていることだ」という、しばしば声ただかに耳にする声にあなたが参加し、あなたが反論したとしても、それでも私は、あなたに私の唯一の答えを乞うていくすなわち、子どもたちは文字通り、我々のすぐ近くで苦しんでいる。そして私は、動かずに立ち上がることなどできないのだ、と。従って我々は今や、働かなければならない。我々は悪に染められていく小さな子どもたちを救出 rescue しなければならない。今こそ好機 now or never なのではないか。そしてもちろん、「王たる神の本務は急を要する」のだ。

であるので、もしあなたが可能なら、私を助けていただきたい。すなわち、王の命を行うことを。というのは、その作業は、私たちのもの同様あなたのものでもあるのだから。いずれにせよ、我々のストリートの子どもたちのために、そして、彼らの間で働いている方々のためにお祈りください。

罪と闇との闘いは、我々が夢で見るよりも近いうちに終わりを告げるかもしれない。 というのは、神ご自身が到来するからだ。ああ、私たちは忠実でゆるぎない支持者の 方々を見出すかもしれないのだ!

## 参考資料③ 1908 年児童法 第 19—25 条条文 (英文)

Arrest of officer and Provision for safety of Children

- 19.-Power to take offenders into custody.-
- (1) Any constable may take into custody, without arrest warrant any person(a) who within view of the constable commit an offence under this Part of this Act, or any of the offences mentioned in the First Schedule to this Act, where the name and residence of such person are unknown to the constable and cannot

be ascertained by the constable, or

- (b) who has committed, or who the constable has reason to behave has committed, an offence of cruelty or any of the offences mentioned in the First Schedule to this Act, if he has reasonable ground for believing that such person will abscond, or if the name and address of such person are unknown to and cannot be ascertained by the constable.
- (2) Where a constable arrest any person without a warrant in pursuance of this section, the superintendent or inspector of police or an officer of police of equal or superior rank, or the office in charge of the police station to which such person is brought, shall, unless in his belief the release of such person on bail would tend to defeat the ends of justice, or to cause injury or danger to the child or young person against whom the offence is alleged to have been committed, release the person arrested on his entering into such a recognizance, with or without sureties, or may in the judgment of the officer of police be required to secure the attendance of such person upon the hearing of the charge.
- 20. Detention of child or young person in place of safety
- (1)A constable, or any person authorized by a Justice, may take to a place of safety any child or young person in respect of whom an offence under this Part of this Act, or any of the offences mentioned in the First Schedule to this Act, has been, or there is reason to believe has been to committed.
- (2)A child or young person so taken to a place of safety, and also any child or young person who seeks refuge in a place of safety, may there be detained until he can be brought before a court of summary jurisdiction, and that court may make such order as is mentioned in the next following sub-section. Or may cause the child or young person to be dealt with as circumstances may admit and require, until the change made against any person in respect of any offence as aforesaid with regard to the child or young person has been determined by the conviction or discharge of

such person.

- (3)Where it appears to a court of summary jurisdiction or any justice that an offence under this Part of this Act, or any of the offences mentioned in the First Schedule to this Act, has been committed in respect of any child or young person who is brought before the court or justice, and that it is expedient in the interests of the child or young person that an order should be made under this sub-section, the court or justice may, without prejudice to any other power under this Act, make such order as circumstances require for the care and detention of the child or young person until a reasonable time has elapsed for a charge to be made against some person for having committed the offence, and if a charge is made against any person within that time, until the charge has been determined by the conviction or discharge of that person, and in case of conviction for such further time not exceeding twenty-one days as the court which convicted may direct, and any such order may be carried out notwithstanding that any person claims the custody of the child or young person.
- 21. Disposal of child or young person by order of court.
- (1) Where a person having the custody, charge, or care of a child or young person has been-
- (a) convicted of committing in respect of such child or young person an offence under this Part of this Act on any of the offences mentioned in the First Schedule to this Act; or
- (b) committed for trial for any such offence; or
- (c) bound over to keep the peace towards such child or young person, by any court, that court, either at the time when the person is so convicted, committed for trial, or bound over, and without requiring any new proceedings to be instituted for the purpose, or at any other time, and also any petty sessional court before which any person may bring the case, may, if satisfied on inquiry that it is expedient so to deal with the child or young person, order that the child or young person be taken out of the custody, charge, or care of the person so convicted, committed for trial, or bound over, and be committed to the care of a relative of the child or young person or some other fit person, named by the court(such relative or other person being willing to undertake such care), until he attains the age of sixteen youth, or for any shorter period, and that court or any court of like jurisdiction may of its own motion, or on the application of any person, from time to time by order renew, vary, and revoke any such order.
- (2) If the child or young person has a parents or legal guardian no order shall be made under this section unless the parent or legal guardian has been convicted of

or committed for trial for the offence, or is under committal for trial for having been, or has been proved to the satisfaction of the court making the order to have been, party or privy to the offence, or has been bound even to keep the peace toward the child or young person, or cannot be found.

- (3) Every order under this section shall be in writing, and any such order may be made by the court in the absence of the child or young person; and the consent of any person to undertake the care of a child or young person in puissance of any such order shall be proved in such manner as the court may think sufficient to bind him.
- (4) Where an order is made under this section in respect of a person who has committed for trial, then, it that person is acquitted of the charge, or if the charge is dismissed for want of prosecution, the order shall forthwith be void, except with regard to anything that may have been lawfully done under it.
- (5) The Secretary of State may at any time in his discretion discharge a child or young person from the care of any person to whose care he is committed in pursuance of this section, either absolutely or on such conditions as the Secretary of State approves, and may, if he thinks fit, make rules in relation to children or young person so committed to the care of any person, and to the duties of such persons with respect to such children on young persons.
- (6) The Secretary of the State, in any case where it appears to him to be for the benefit of a child or young person who has been committed to the care of any person in pursuance of this section, may empower such person to procure the emigration of the child or young person, but except with such authority, no person to whose care a child or young person is so committed shall procure his emigration.
- (7) Nothing in this section shall be construed as preventing the court, instead of making an older as respects a child under this section, from ordering the child to be sent to an industrial school in any case in which the court is authorized to do so under Part IV. of this Act.
- 22. Maintenance of child or young person when committed to care of any person under order of court.-
- (1) Any person to whose care a child or young person is committed under this Part of this Act shall, whilst the order is in force, have the like control over the child or young person as if he were his parent, and shall be responsible for his maintenance, and the child or young person shall continue in the care of such

person, notwithstanding that he is claimed by his parent or any other person, and if any person-

- (a) knowingly assists or induces, directly or indirectly, a child or young person to escape from the person to whose care he is so committed; or
- (b) knowingly harbours, conceals, or prevents returning to such person a child or young person who has so doing; he shall on summary conviction be liable to a fine not exceeding twenty pounds or to be imprisoned, with or without hard labour, for any term not exceeding two months.
- (2) Any court having power so to commit a child or young person shall have power to make the like orders on the parent of or other person liable to maintain the child or young person to contribute to his maintenance during such period as aforesaid, and such orders shall be enforceable in like manner, as if the child or young person were ordered to be sent to a certified school under Part IV. of this Act, but the limit on the amount of the weekly sum which the parent or such other person may be required under this section to contribute shall be one pound a week instead of the limit fixed under Part IV.
- (3) Any such order may be made on the complaint or application of the person to whose care the child or young person is for the time being committed, and either at the time when the order for the committal of the child or young person to his care is made, or subsequently, and the sums contributed by the parent or such other person shall be paid to such person as the court may name, and be applied for the maintenance of the child or young person.
- (4) Where an order under this Part of this Act to commit a child or young person to the care of some relative or other person is made in respect of a person who has been committed for trial for an offence, the court shall not have power to make an order under this section on the parent or other person liable to maintain the child or young person to the trial of the person so committed.
- (5) Any court making an order under this section for contribution by a parent or such other person may in any case where there is any pension or income payable to such parent or other person and capable of being attached, after giving the person by whom the pension or income is payable an opportunity of being heard, further order that such part, as the court may see fit, of the pension or income be attached and be paid to be the person named by the court. Such further order shall be an authority to the person by whom such person or other income is payable, to make the payment so ordered, and the receipt of the person to whom the payment is ordered to be made shall be a good discharge to such first-mentioned person.

- (6) An order under this section may be made by any Court before which a person is changed with an offence under this Part of this Act, and without regard to the place in which the person to whom the payment is ordered to be made may reside.
- 23. Religious persuasion of person to whom child or young person is committed.
- (1) In determining on the person to whose care the child or young person shall be committed under this Part of this Act, the court shall endeavor to ascertain the religious persuasion to which the child or young person belongs, and shall, if possible, select a person of the same religious persuasion, or a person who gives such undertaking as seems to the court sufficient that the child or young person shall be brought up in accordance with its own religious persuasion, and such religious persuasion shall be specified in the order.
- (2) In any case where the child or young person has been placed pursuant to any such order with a person who is not of the same religious persuasion as that to which the child or young person belongs, or who has not given such undertaking as aforesaid, the court shall, on the application of any person in that behalf, and on its appearing that a fit person, who is of the same religious persuasion, or who will give such undertaking as aforesaid, is willing to undertake the care of the child or young person, make an order to secure his being placed with a person who either is of the same religious persuasion or gives such undertaking as aforesaid.
- (3) Where a child or young person has been placed with a person who gives such undertaking as aforesaid, and the undertaking is not observed, the child or young person shall be deemed to have been placed with a person not of the same religious persuasion as that to which the child belongs, as if no such undertaking had been given.
- 24. Warrant to search for or remove a child or young person.
- (1) It is appears to a justice on information on oath laid by any person who, in the opinion of the justice, is acting in the interests of a child or young person, that there is reasonable cause to suspect-
  - (a) that the child or young person has been or is being assaulted, ill-treated, or neglected in any place within the jurisdiction of the justice, in a manner likely to cause the child or young person unnecessary suffering, or to be injurious to his health; or
  - (b) that an offence under this Part of this Act, or any offence mentioned in the First Schedule to this Act, has been or is being committed in respect of the child or young person,

the justice may issue a warrant authorizing any constable named therein to search for such child or young person, and, if it is found that he has been or is being assaulted, ill-treated, or neglected in manner aforesaid, or that any such offence as aforesaid has been or is being committed in respect of the child or young person, to take him to and detain him in a place of safety, until he can be brought before a court of summary jurisdiction, or authorizing any constable to remove the child or young person with or without search to a place of safety and detain him there until he can be brought before a court of summary jurisdiction, and the court before whom the child or young person is brought any commit him to the care of a relative or other fit person in like manner as if the person in whose care he was had been committed for trial for an offence under this Part of this Act.

- (2) A Justice issuing a warrant under this section may by the same warrant cause any person accused of any offence in respect of a child or young person to be apprehended and brought before a court of summary jurisdiction, and proceedings to be taken against such person according to law.
- (3) Any constable authorized by warrant under this section to search for any child or young person, or to remove any child or young person with or without search, may enter (if need be by force) any house, building, or other place specified in the warrant, and may remove the child or young person therefrom.
- (4) Every warrant issued under this section shall be addressed to and executed by a constable, who shall be accompanied by the person laying the information, if such is issued otherwise direct, and may also, if the justice by whom the warrant is issued so directs, be accompanied by a duty qualified medical practitioner.
- (5) It shall not be necessary in any information or warrant under this section to name the child or young person.

#### 25.-Visitation of Homes-.

(1) The Secretary of State may cause any institution for the reception of poor children or young persons supported wholly or partly by voluntary contributions, and not liable to be inspected by or under the authority of any Government department, to be visited and inspected from time to time by persons appointed by him for the purpose, and the Secretary of State with the consent of any society or body corporate established for the reception or protection of poor children or the prevention of cruelty to children, may, subject to such conditions as the Secretary of State may prescribe, appoint officers of the society or body corporate for the purpose.

- (2) Any person so appointed shall have power to enter the institution, and any person who obstructs him in the execution of his duties shall be liable on summary conviction to a fine not exceeding five pounds, and a refusal to allow any person so appointed to enter the institution shall, for the purpose of the provisions of this Part of this Act relating to search warrants, be deemed to be a reasonable cause to suspect that an offence under this Part of this Act is being committed in respect of a child or young person in the institution.
- (3) Where any such institution is carried on in accordance with the principle of any particular religion denomination, the Secretary of State shall, if so desired by the managers of the institution, appoint, where practicable, a person of that denomination to visit and inspect the institution.
- (4) Where any such institution is for the reception of girls only, the secretary of State shall, if so desired by the managers of the institution, appoint, where practicable, a woman to visit and inspect the institution.
- (5) Any appointment made under this section may at any time be invoked by Secretary of State.

## T. J. バーナード年譜

参考資料: Mrs. Barnardo and James Marchant (1907) , Memories of the late Dr.Barnardo , Hodder and Stoughton London.

※Eはイーストエンド地区の施設であることを指す

	<u>※Eはイーストエント地区の施設であることを指す</u>
年号 (元号)	出来事
1845年(弘化2)0歳	7/4 父ジョン・ミカエリス・バーナード 母アビゲイル・マチルダ・オブライエン
	アイルランド、ダブリンに生まれる 弟ヘンリー 兄ジョージ、フレデリック
	両親の結婚は 1837年 6/23 ロンドンのドイツ系教会で ミカエリス 37歳
1847年(弘化4)2歳	ジフテリアに感染生死をさまよう 児童少年犯罪者法:4歳未満の児童を略式で裁
	判する権限が治安判事に
	10時間労働法(工場法)
1854年(安政1)9歳	矯正学校(少年犯罪者)法 感化院法
1857年(安政4)12歳	授産学校および矯正学校法
1861年(文久1) 16歳	父の斡旋でワイン商の見習いとなる。商才を発揮するも、興味を失っていく
1862年(文久2)17歳	5月 ダブリンの宗教集会で回心のきっかけ 8/26 回心
	10/19 ダブリン Abbey Street バプテスト教会で洗礼 それまで不可知論者
1866年(慶応2)21歳	2/19 ダブリンでハドソン・テイラーの中国伝道の話を聞く Dr. Grattan Guinness の
	家で。その後医学の勉強と宣教の準備のため 4 月ロンドンへ 7 月コレラ渦発生。バ
	ーナード、ステップニー地区巡回
	10/1 ロンドン病院医学生として登録 エルンストストリート貧民学校監督となるも
	数ヶ月で辞任
	ステップニーのオープンプリマスブレズレンに入会 聖書説教と路傍伝道→酒場で
	の聖書説教を、危害を加えられても熱心に続けたというエピソード。芝居小屋でたむ
	ろする貧困家庭の少年少女たちに信仰と聖書の教えを演説し聞き入れられる。
	アーネストストリートの貧民学校で教鞭→ステップニーの「ホーププレイス」
	11月、ジム・ジャービスとの出会いにより孤児たちの生活の実態を知る
	日中はロンドン病院で医学研鑽
1867年(慶応3)22歳	3月 ホーププレイスに貧民学校 Ragged School
	パリの世界万博にて聖書説教台において説教の補佐を務める
	7/25 雑誌リバイバルに現状を投稿→募金の成果は少なかったが、ホーププレイスミ
	ッションセンターをイーストエンドに設立
	9/21 ダーハム大学予備医学試験合格
	10月 イズリントンの農業会館での宣教師会議に出席 スラム街での経験の紹介の
	機会を得る→シャフツベリー伯アントニー・アシュレイ・クーパーの援助を約束され
	る 卿とスラム視察
	11/5 2347人の老若男女生活困窮者へのティーミーティングをバーモントスクエア
	角、キングズアームの集会室のキングアームズで開始、彼等に宣教活動。
	12月 バーナード、体調不良のため活動は約2ヶ月間停止

1868年(明治1)23歳	3月、イーストエンド青少年宣教会 East End Juvenile Mission の名のもとにホー
	ププレイス(ステップニー)の学校を増設 イーストエンドの事業多忙で中国伝道の
	決断に迫られていた。結果としてバーナードは中国行きを断念 議員サムエル・スミ
	スからロンドンでの救済事業を続けるなら 1000 ポンド寄付しようとの提案 靴磨
	きと木工作業が新たに活動に加わる。
	ジム・ジャービス、アニー・マクファーソンの移民隊とともにカナダへ
	ホーププレイスに:Shoeblack Brigades と Wood hopping Brigades
1869年(明治2)24歳	ロンドン病院の試験を受け王室外科学会会員資格を得る スラム街の問題に専念
	ホーププレイスミッションセンターを拡大〜当時としては珍しい給食制度開始
	次第に昼夜ともに児童の面倒を見ることの重要性を認識
	まずは男子から初めて(自分は独身だから)児童に家庭(ホーム)を与えることを意
	識。昼間、ミッションセンターで児童たちを救済し、夜は簡易宿や路上で寝ている児
	童のことを思い、教育や宗教的な説教だけでは足りないことを痛感.
1870年(明治3)25歳	13歳以下の児童は法律で義務教育が定められた(義務教育法) 浮浪児ジムとの出
	会い Boy's Home を Stepney Causeway E に施設 13 名収容の共同寝室×5 浴
	室・トイレ、各責任者の私室 18-20歳の少年が対象
	Salmon's Lane 貧民学校 E
	9月 商売のため回報や公報をロンドンで配る「市内飛脚隊」結成 靴およびブラ
	シの販売店を開店
	アニー・マクファーソンの移民隊へ少数の男子が参加しカナダへ移住
	ホームには信仰心の厚い善良な夫婦
	教育法:13歳以下のロンドンの児童に常に学校に出席することを強制
	1870年里子規則:救貧法委員会 →City messenger's Brigades E
1871年(明治4) 26歳	施設が定員超過で入所を断ったキャロットと呼ばれる少年の路上死を体験、以後、施
	設には「生活能力のない児童は常に拒まれることはない」 (無制限収容の宣言)
	自身も簡易宿に宿泊し劣悪さを体験
	簡易宿での妨害も減り放浪児童の認知も受ける 貧困の原因を知るため児童の家族
	背景、調査を行い、飲酒の問題点に気づき始める 後の妻、サイリー・エルムズリー
	との出会い (リッチモンドでの貧困少年のための茶会) Tract and Pure Literature
	Depot (ノースストリート Limehouse E)
	印刷物の頒布 路上生活している児童を探し出し保護 ビスケットで誘い、名刺
	も片手に。
1872年(明治5)27歳	8月 禁酒運動を計画 (ヨシュア・プール、マリア夫妻の協力)
	運動の成果によりエディンバラキャッスルを廃業に追いこむ
	→エディンバラキャッスルを買い取ったバーナード 資金は祈りと訴えで 4200 ポ
	ンドを得る
	エディンバラキャッスルチャーチ創設
	乳幼児生命保護法:職業的託児業者の不正へ対応
	バイオリン弾きのヨシュア ステップニーホームに近い酒場「世界のはて」外での野
	外祈祷会 イーストエンド最大の酒場「エディンバラキャッスル」近くでの運動展開

1873年(明治6)28歳	規模拡大 新しい標語も追加「終夜開放」
	2/14 ウィリアム・カフ牧師の提案により「庶民の教会」として開放 コーヒーパレ
	スも開始 コーヒーパレスは社交場、家庭の回復の場としても機能
	サイリー・エルムズリーとの再会 (5月 サイリーは3歳年上)6月17日挙式
	10月イルフォード、バーキングサイド、モスフォードロッジに女子のホーム~Home
	for Destitute Girls コーヒーパレスには女子専用室、喫煙室なども設置 夕べの会
	母の会等の実施 ジョン・サンドの寄付
1874年(明治7)29歳	第一子ウィリアム・ステュワート誕生 ステップニーホーム内に写真部設立
	Open-All-Night Shelter(ステップニー)貧困児童を受け入れる終夜の窓口として
	Receiving House(Bow Load チャーチハウス)貧困児女子受け入れ施設
	バプテスト派牧師ジョージ・レイノルズを中心としたバーナードへの批判開始
	『子どものたからもの』children's treasure 主幹に
	12/7 最初の施設の運営会議を仮本部にて実施
	The Dublin Castle public house 購入。この前後、婦人視学官、ナッソー・シーニア
	の小舎制度導入の動きが始まる
	レイノルズ『バーナードホームズの驚くべき内幕』COSも支援
1875年(明治8)30歳	Dublin Castle Coffee Palace and Mission Hall(マイルエンドロードに2つめのコ
	ーヒーパレス) Free Day and Sunday School(貧児のための学校をカッパーフィ
	ールドに) Burdett Hall(バーデッドロード)宣教活動の拠点として
	「ユニオンジャック」Shoeblack Brigades(ミトレコート Limehouse E)→貧児の
	雇用促進のためアイルランドとスコットランドでの児童養護実践視察
1876年(明治9)31歳	2/5 Dublin Castle コーヒーパレスがオープン
	COS、バーナードホームを「要注意」施設と認定 次男ハーバート生まれる
	3/31 エディンバラ王立外科学会免状取得
	7/9 少女村 Girls village home をエセックス、バーキングサイドに創設
	~あらゆる世代の女子をひとつの家で 20 人単位で、各ホームに保母を置く
	エディンバラキャッスル Cabmen's Shelter 創設(Burdett and Bow Roads 角)
	→馬車御者たちの休憩所 (食事・読書などの休暇の場)
	Factory Girl's Club and Institute(セントトマス street)女工たちのための夕べの
	集い 女子ホームでは Home for Destitute Girls 運営の経験からメイドとして洗濯、
	料理、乳絞りの訓練。最初は軍隊式を導入するも男子との育て方の違いを痛感 ゼー
	ネアス・ドウソンの寄付願いをきっかけに資金が集まり始める
1877年 (明治 10) 32歳	1月『夜も昼も』 Night and day 創刊
	6月 レイノルズの批判に対する仲介の裁判→10/15 フールスキャップ紙に調査報
	告が掲載されバーナードホームの汚名が晴れる バーナードホームの名が国家的な
	ものとなっていく ディアコネスハウス (オリバーテラス Bow Load) 貧児訪問のデ
	ィアコネスの育成 ステップニーに貧児のための診療所設立
	病後保養所 Convalescent Home (ウェールズ、タンブリッジ近郊クローボロー) →
	児童の病後の回復のため バーナードホーム、経営委員会設立、初代委員長に E.ケ
	アンズ 1877年里子規則

1878年(明治11)33歳	5月 パリ万博の期間にパリ訪問
	7/10 少女村に新規 11 の家庭舎
	メディカルミッション (ラトクリフハイウェイ E) すべての年齢の貧困者を対象
	→科学的な医療と精神的な癒しを結び付けようとした無料の診療所
	11/7 バーナードホーム協力者、ジョン・サンド死去
1879年(明治 12)34歳	4/16 エディンバラ王立外科学会特別会員
	6/18Teck 伯爵の寄進により少女村、家庭舎増設 記念碑設置
	Home for Little Boys(Mr.M'neill の寄付 ジャージー島ゴレイ近郊 Teighmore)
	→10歳以下の病弱児のためのホーム
1880年(明治13)35歳	グラウセスターパレス ミゥションホール Salmon's Lane E~福音伝道等
	7月 猩紅熱流行、少女村での死者は発生せず。衛生管理のすばらしさが評価される
1881年(明治14)36歳	労働ハウス(コマーシャルロード)→17-20歳までの青少年を 6-8 か月預かり移民
	のための訓練を行う
	青年労働者宿泊施設 Young Workmen's Hotel バーデッドロード E
1882年(明治15)37歳	出版の収入の版権代理人が失踪し収入源を断たれる
	8/20 第1回カナダ集団移民 ステップニーより 51名
	ステップニーホームの助手をカナダに派遣トロントにホームの移民本部設立
1883年(明治16)38歳	1月 レオポルドハウス (バーデッドロード E) ~13歳以下の孤児 (少年) のため
	バーナード、理事会の承認を得て施設の有給使用人となる
	7/4 エミリー・モアクロフト女史の援助の下、最初の少女たちの移民がカナダへ
	11月 Distributing Home for Girls 宿泊所兼女子分散センター(オンタリオ州ピータ
	ーボロ Hazelbrae) →カナダ中央大陸鉄道会社社長ジョージ・コックスによる無料貸
	し出し
	セント・アン・ゴスペルホール~エディンバラキャッスル Limehouse E 礼拝後の集
	会、日曜学校
	ストゥージ・ハウス~Training Home and Free Registry for servants 児童の使用
	人への職業訓練および登録 Mr. George Sturge の寄贈
	バッケンヒルファームホーム (ウスターのブロミヤード)
	~カナダ移民の前に少年たちの農業訓練を行う
1884年(明治17)39歳	1/28 エディンバラキャッスルミッションホール、改築後、開設さる
	3月 ベビーズキャッスル (ケント、ホークハースト) 乳児および 6 歳以下の児童
	の受け入れ
	6/17 バーナード、第 1 回カナダ視察 Parisian から
	Sturge House (バウロード E) ~年長の女性たちのための施設
1885年(明治18)40歳	4/2 バーナードホームズ経営委員長ケアンズ卿死去
	5月、バーナード、心労で倒れる、フランス、リヴィエラで療養
	幼児ハウス Tinies' House(マイルエンドロード E)~乳幼児のため
	8月、次男、ハーバード、ジフテリアで死去
	10月、シャフツベリー伯死去
	刑法修正法

1886年(明治19)41歳	新聞配達隊 (青年たちの職業提供のため)
	コンバレセントホーム Convalescent Home(チェルシーヴィラス・フェリックスト
	ゥ) ~回復期の少年少女のためのホーム
	レスキューホーム (道徳的危機的状況にある少女たち救護のための施設)
	10月 里親制度の開始
1887年 (明治 20) 42歳	バーナード、第2回カナダ視察
ヴィクトリア女王即位	カナダ移民部設立 Canadian Immigration department カナダの移民に関する本部
50 年	であり、男子移民のためのホーム(トロント、ファーレイ通)
	インダストリアムファーム(カナダ、マニトバ近郊ラッセル)
	~労働ハウスで訓練を受けた児童の農業による自活
	ドルカスハウス (カールストリート E) ~奉仕活動のためのホール及び保母たちのミ
	ーティング
	シェパードホーム(The Children Fold) グローブロード E~障害児施設から後に少
	年の施設に
	船舶局 Shipping Agency カナダ・ヤーモス、ウェールズ・カーディフ、パートリッ
	ジロード
	エディンバラキャッスル冊子販売 Tract Depot ローデスロード E
	~廉価での教育啓蒙、宗教的冊子の販売
1888年(明治21)43歳	フリーロッジングハウス (フラワーアンドディーンストリート、スピタルフィールド
	E) ~ホームレス少年少女に宿泊場所を提供
	ドックストリートにも同様の施設
	女王陛下の病院 Her Majesty's Hospital(Stepney Causeway E)病気の児童のための
	病院
	アルフレッドストリートシェルター (バウロード E) 〜貧困家庭少女の一時避難所
	バーデットドミトリー (バーデッドロード E) ~収容院児の増加緩和策として建設
	The children's Fold(グローブロード E)~身体障害児のための施設
	ステップニー、Boys' Home に鍛冶・車輪製造の店開店
	切り裂きジャックによる連続殺人事件→ホワイトチャペル区域
	巡回時に知った女性が4日後に殺害 →保護の重要性を認親
1889年(明治 22)44歳	The Beehive 蜂の巣メアストリート、ハックニー~年長少女達のための救護および
	訓練施設
	パリ万博で少女村の業績が認められ、紹介される
	ローマカトリック教会との信徒児童の保護をめぐる訴訟 児童ハリー・ゴセージの
	処遇をめぐって
	1889年里子命令:里子委員会設置 委員の3人のうち1名は女性
	児童虐待防止法 改正救貧法→親の権利を監督委員会が引き受ける権限
1890年(明治23)45歳	チェンジハウスフォーボーイズ (バウアーストリート E) ~救援の家
	1/12 息子ケンウォードをジフテリアで失う
	7/3 バーナード 3 度目のカナダ訪問
	→ブリティッシュコロンビア、カリフォルニア訪問

1891年(明治 24)46歳	ケアンズミッションホール Salmon's Lane Limehouse E
	~ケアンズ卿を記念して・伝道活動のため
	少年協力者連盟の構想を、夢をヒントに得はじめる(児童同士の助け合いの基金)
	→12月に設立 The young helper's League
	バーナード法 (児童監護法) ~見捨てられた子供たちを施設の保護にゆだねるための
	より大きな権限を与えた。
	児童保護法
1892年(明治25)47歳	1月 The young helper's League Magazine 創刊
	7番目の子供ジョリー・エレーヌ誕生
	永久に開かれた扉 Ever Open Door(エディンバラキャッスルテラス、リバプール・
	イシュリントン、リーズ、キルクゲート、プリマス・バックランドテラス、バス、ニ
	ューキングストリート、カーディフ、ペンブロークテラス、ニューキャッスル・シェ
	フィールドグリーン)~地域の貧困児童受け入れ施設
1893年(明治 26) 48歳	バーナードホーム理事会、バーナードの財政能力に関して不信任 設備の縮小を決
	定
	7/19 教区内の信徒リーダーとしてサントーバン司教から資格を得る
	8月 シカゴ万国博覧会に招聘される
	バーナード、4度目のカナダ訪問 アメリカも同時に訪問
1894年(明治 27)49歳	少女村に「子供たちの教会」建設
	ヨネスメモリアルホーム Jones Memorial Home(ランカシャー・バークデール、ト
	ランスファーロード) ~不治の病の児童のためのホーム
	女子孤児院 Home for Girl waifs(エクセター、クリフトンヒル)~デボン州生まれ
	の女子のため
	モスフォードロッジの 26 区画の自由保有権およびホームの自由保有権を得る
	8/4-12 克己週間 Self-Denial week がこの年より実視される
	8/11 ホームのための慈善街頭募金活動がはじまる
	8/21 永久に開かれた扉 Ever Open Doo ブリストル、パークロード〜地域の貧困児童
	受け入れ施設
	ホーム向けの Bubbles Magazine 創刊
1895年(明治28)50歳	永久に開かれた扉 Ever Open Door~バーミンガム、ディベツ~地域の貧困児童受け
	入れ施設
	ホームのカナダでの事業を伝える Ups and Downs Magazine 創刊
1896年(明治29)51歳	7/24 アルバートホールでの定例ミーティングに皇太子・皇太子妃が出席
	8/4 永久に開かれた扉 Ever Open Door~ノッティングヒル、セントジョンズプレイ
	ス〜貧困児童受け入れ施設、母子の無料宿泊施設
	ミッテンドルフハウス(エプソン、ハイロード)~少年のための施設
	Home for younger boys(ウィニペグ、パシフィックアヴェニュー)
	マニトバの青年のためのホームが開設 (カナダ)
1897年(明治30)52歳	Home for girls (ケンブリッジ、ロックアンドヒルトンロード) ~年長少女達の職業
	訓練ホーム

1898年(明治31)53歳	Home for Incurables (ブラッドフォード、パークフィールドロード) ~不治の病の
	児童達のホーム
	永久に開かれた扉 Ever Open Door (ポーツマス、コマーシャルロード) 地域の貧困
	児童受け入れ施設
	7/9 最初の組織的な創設者の祝いの企画が実施
1899年(明治32)54歳	永久に開かれた扉 Ever Open Door (ベルファスト、グレートビクトリアストリート)
	~貧困児童受け入れ施設
	Home for girls (ストックトン・オン・ティーズ、スキンナーストリート)
	~年長少女達の職業訓練ホーム
	マリー・ヒルトン託児所 (Stepney Causeway E)
	~乳幼児の保育・日中の乳幼児預かり
	永久に開かれた扉 Ever Open Door (ブライトン、デヴォンシャープレイス) と同所
	に Girls Training Home~貧困児童の受け入れと女子の職業訓練
	法令により"Dr. Barnardo's Home"の下に「貧困浮浪児の更正のための全国家的組
	織」が付加
	女子のためのインダストリアルホーム(ケンブリッジ、ヒルトンロード)、拡張
	National Incorporated Association for the Reclamation of Destitute Waif
	Children
1900年(明治33)55歳	聾唖者ホーム(ハックニー、メアストリート)~聾唖者の少年少女たちの訓練施設
	バーナード、カナダ訪問
1901年(明治34)56歳	E.H.ワッツからノーフォークカントリースクールが寄付、後のワッツ海軍訓練学校
	4月 狭心症の発作に襲われる 5月 療養のためドイツの Bad-Nauheim へ
1902年(明治 35) 57歳	8/11 永久に開かれた扉 Ever Open Door(サウサンプトン、above bar)貧困児童受
	け入れ施設、ワッツ海軍訓練学校(ノーフォーク、ノースエルンハム)~少年達の海
	軍学校入学および商取引の訓練、Castilian Orphanage(ノーサンプトンキャステリ
	アンハウス)~少女たちの施設、永久に開かれた扉 Ever Open Door(ハル、ビバリ
	ーロード)地域の貧困児童受け入れ施設、Home for girls(サウサンプトン、シャー
	レイ)~地域の20代前半女性のための施設、クラファムホーム(クラファム、ハイ
	ストリート) 〜少年たちのホーム、少年ホーム Home for Little Boys (サウスノーウ
	ッド、ポートランドロード) ~貧困男子児童の訓練、チェンジハウス (Salmon's Lane
	E)~伝染病の隔離施設、少年ホーム Home for Little Boys(サウスノーウッド、ポ
	ートランドロード)~貧困男子児童の訓練、少年ホーム Home for Little Boys(スウ
	オンジー、シャフツベリーハウス)~貧困男子児童の訓練、Girls Orphanage(ランドゥドゥ
	ノ、トリニティスクゥエア)~虚弱女児のための施設
1905年(明治38)60歳	Girls Home (ウェーマス、ヴィクトリアテラス) ~虚弱女児のための施設
	9/19 バーナード永眠 夕方 6 時頃 St. Leonard's Lodge
	10/4 少女村、ケアンズハウスの前に埋葬
1906年 (明治 39)	Walrond institute and George L Monnro Training School(ヤーマス、サウスゲー
	ト)~ワッツ海軍訓練学校生の巡航時の収容施設

バーナードの実践	
ホームでの生活内容	ホームの応募者が増えてくると、純粋に生活能力のない児童を無料で入寮させる。
	一人ひとりに面接。仮入寮後もさらに面接。
	「教区役人」と呼ばれた人々による追跡調査。
	入所が決まると制服を与える
	規則の中で生活 朝晩の祈祷会と週1回の聖書講義、日曜礼拝 起床六時消灯十時
	午前学校 午後職業訓練 Half Time System
	完全服従を要求し違反者には軽い鞭打ち、一定期間内の独房監禁(指導的意味・軽い
	程度で・かかわるのは古参職員)
	キリスト者として、普通の程度をもった市民として世に送り出そうとした
職業訓練	男子に一人当たり5ポンドで職業訓練を受けさせる
	女子には一人 26 シリングで家政のコースを受講させその後上中流家庭のメイドに
資金調達方法	「祈りと訴え」 投稿や講演
	小冊子に児童のエピソードを紹介
女子ホームの設立	11歳のマーサとの逸話 ステップニーに女子も入れるのかとたずねてきた。泊めは
	したものの男子のみの施設だったので職を斡旋するにとどまった。バーナードは女
	子の施設設立を課題として抱く。バーナードの結婚以来、この実現に動き出す
	各家屋に名前「ケンブリッジ」「クラプハム」「すいかずら」「ばら」「つりがね草」
	「ゆり」「桜草」 子どもの寝室4つ 遊戯室 台所
	保母の私室 敷地内に学校、保健室 洗濯場 チェンバーズジャーナルでも紹介
機関紙	『夜も昼も』:月刊 夜は家のない少年を探しだし、
	昼は彼等に教育、説教、職業訓練を行うというホームの活動を世間に広める
	『子供たちの宝石箱』:週刊 宗教教育を受けていると子供たちが気付かないうちに
	キリスト教の教えを分かりやすく、かつ楽しく学ぶ
	『ヤングヘルパーズリーグ』 子どもたちによる施設の支援団体を組織
	『アップスアンドダウンズ』 施設の移民に関する情報およびお機関紙
デイアコネス	給料を貰わない代わりに生活費は受けとり、同じ屋根の下で子どもたちと寝泊りし
	て奉仕する女性。宗教的背景を持った教育を受けた女性を採用。
	スラム街をいくつかの地区に分け、定期的に一軒一軒訪問。女子の裁縫教室や男子の
	聖書教室を受け持った。
	メディカルミッションで重要な役割を果たした
移民のいきさつ	英国の労働市場に対する人口過剰。一般の青少年の就職の困難。施設にかかわりのあ
	る児童に対して偏見を持つ求人先。こうした英国国内の問題を植民地での新しい生
	活は改善するであろうと考えた
移民先での対応	少年を雇いたい求人先の調査と同意書の作成:求人先は自分の家庭の内情、家族構
	成、自分の関心事、宗教をもれなく用紙に記入。
	照会先も掲げ、その中には所属教会の牧師を入れることとした。
	バーナードもしくは代理人は法定後見人として予告なし、私的に児童を訪問できる。
	不満がある場合は告知なしに連れ戻すことができる。
	移住後の記録は詳しく記述されコピーはステップニーでも保管された。

里親制度	5 歳から 9 歳の少年少女を工場、鉄道から離れた場所にある信頼のおける家庭に預
	ける 1村につき最高 20人、1家庭には 3人を限度
	里子に出された児童の様子を監督するために有力な男女からなる委員会を設置
	村々の牧師の協力を求める→委員会の協力で里親を選ぶ
	里親には子ども一人につき週 5 シリング
	▽ベビーズキャッスル、レオポルトハウス、里親制度の導入によりバーナードは生活
	能力のない児童はすべて面倒をみることができるきちんと統合されたシステムを持
	つに至る。①乳幼児はベビーズキャッスル or 少女村へ ②9 歳以下の男子はジャー
	ジー島の Home for Little Boys か里子 ③10 歳以上 13 歳未満の男子はレオポルド
	ハウス(学科授業)④13歳以上 16歳未満の男子はステップニーホーム ⑤16歳以
	上の男子は労働ハウス ⑥女子は全年齢とも里子に出されるか少女村 ⑦将来性の
	ある児童は男女を問わず移民(海外移住)の道
フリーロッジングハウ	1 ペニーで宿泊可能 一食1ペニー半 簡易宿泊所法のもとに許可を受けた子供専
スの概要について	用。ディアコネスたちの間から選ばれた「婦人副官」の管理のもとに営業 朝 7 時
	から夜 10 時まで
軍隊的階級制度	軍隊の階級制度に倣い、監督生制度を導入。少年達は上等兵、伍長、軍曹、上級曹
	長と功績次第で地位が上がっていく。各寮は一人の軍曹が管理し、ほぼ 25 人ごと
	に伍長がいて、その部屋を管理する
ステップニーホームの	5:25 起床 着替え 朝の祈り 窓あけ
1 目	5:45 ベッドの整頓 床磨き 窓ふきと金具磨き
	6:00 洗濯
	6:30 運動場での体操
	6:50 食堂集合
	7:00 朝食 祈祷・聖書朗読・賛美歌による家庭礼拝
	7:40 食事の後片付け 自室の掃除
	8:00 楽隊練習
	8:30 点呼、登校
	10:00 10分間の休憩
	11:30 休息
	12:00 昼食
	12:30 食堂掃除 洗面・身つくろい、自由
	13:30 点呼・整列体操
	13:40 庭掃除、授業、もしくは実習
	16:45 授業終了 授業組の洗面
	17:45 実習終了
	18:00 夕食・家庭夕拝
	18:40 自由、入浴
	19:00 年長児の夜間授業
	20:30 全員自室へ
	21:00 消灯、静粛

#### 謝辞

本研究が完成に至るまでに多くの方々のご支援と協力をいただきました。 この場を通じて心から感謝の気持ちを皆様にお伝えしたいと思います。

博士論文主査を担当された岩手県立大学三上邦彦先生、副査の狩野徹先生、高橋聡先生にはアドヴァイスを多くいただき感謝申し上げます。特に修士論文の時以来、継続的に辛抱強く支援くださった主査の岩手県立大学、三上邦彦先生には何度も励ましのお言葉と論文に関するご指摘をいただきました。論文だけではなく教育現場にいた私に、子ども家庭福祉の現場を数多く体験させてくださったことにも深く御礼申し上げます。

加えて、修士論文執筆以来、三上先生を通じて紹介していただき、資料調査の方法・研究への姿勢等基本的な作法を教えていただいた、石井十次研究会、東洋大学の菊池義昭先生、福岡県立大学の細井勇先生のお二人に感謝申し上げます。また、ドクター・バーナードの実践を導入した石井十次の生まれ故郷、宮崎県木城町の石井記念友愛社、児島草次郎理事長先生、後援会である十次の会の皆様、石井記念友愛社職員の皆様からは宮崎への史料調査訪問時に暖かいお言葉をいただいておりました。

本研究は英国に関する児童養護実践史の研究論文でもありますので、バーナードホームに関する歴史的史料を直接収集する必要がありました。こうした未訪問の海外の地へ資料を求めていく際に史料収集のための照会の苦労が出てきます。三上先生を通じて紹介していただいた、元日本ソーシャルワーカー協会会長、元岩手県立大学教授の岩崎浩三先生の紹介状なしにはBarnardo's Archives での収集は不可能だったと思います。先生のご足労に心から感謝しております。そして岩崎先生を通じて、国際ソーシャルワーカー協会元代表のDavid Jones 先生を介し、Barnardo's へとアクセスすることができました。David 先生、ありがとうございました。

Barnardo's ではメイキングコネクション部門の Archivist である Martine King さん、Sonya Maddieson さんに大変お世話になりました。更に、この Barnardo's との史料を通じた交流は、石井十次研究会の諸先生方との交流にも拡大し、Barnardo'職員、Sara Klark さん、Alison Warthley さんの来日につながりました。Sara さん、Alison さんは、ドクター・バーナードと石井十次の関係を深く理解し、英国の子ども家庭福祉の現在を日本でご講演なさり、語ってくださいました。

また、国内で資料を収集する際に岩手県立大学で、他大学図書館の所蔵図書貸借を何度も利用させていただきました、その際に快く対応して下さった図書館レファレンスの皆様に感謝申し上げます。また、海外の新聞を調査する際に東北学院大学中央図書館のレファレンス職員の皆様にも大変お世話になりました。大学院で学び得たものが今後どのような形で実を結ぶのかまだわかりませんし、自分の力もまだまだ未熟ですので、これからも一つ一つ積み上げていくしかありません。どうか今後も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。皆様、ありがとうございました。

# Summary of the Doctoral Thesis

Dr.Barnardo's Home's Child Care and Legislation of the Custody of Children Act1891 -Some Case Studies of Late 1880's Trial to Dr.Barnardo-

In this Doctoral thesis, I try to understand Dr.Barnardo's trial about custody of his orphan children from the late 1880s to early 1990s. In an introductory chapter, at first, Doctoral thesis shows how to research of this thesis and purpose and object of study. In the thesis I used historical resources from Barnardo's Archive in London, for example, Annual report and "bulletin Night and Day" and so on.

In 19<sup>th</sup> century Dr.Barnardo's Home expended its organization to all around the United Kingdom. Dr.Barnardo Home's child rescue idea was based on the Christianity especially Protestantism. Institution's founder Dr. Thomas John Barnardo (1845-1905) was confronted by trial from the mother of his home's child. Their mother had suspicious of cruelty to her son so Barnardo rejected their children to send their home. Such three mothers are appeared during late 1880s to the Dr.Barnardo's Homes.

As the mothers had danger of ill-treatment, Dr.Barnardo rejected his institution's each three child to their mother. So each mother require to the court of justice to order writ of habeas corpus to Dr.Barnardo. Then Dr.Barnardo rejects the order, so this trial about custody of children in the philanthropic institution started. In the thesis at first, to know Dr.Barnardo's work well, it started about the situation of child rescue in 19 century England. Especially, thesis paid attention to Barnardo' rescue practice relationship with children in the first chapter.

From late 1880s to early 1890s Dr. Barnardo experienced three trials about custody of children living in his institution. Three cases were named 1. Matha Tye case, 2. John Roddy case, 3. Harry Gossage case. In the second chapter, thesis tries to understand the details of three cases. In the 19 century England, parental authority was stronger than any other person's so biological parents had strong custody of their children. As a result, for the strong authority of their biological mother, Dr. Barnardo lost his case. In his rescue policy, Dr. Barnardo made a deal with their institution's children to send child immigrant to Canada or Boarding-out to country side of UK. During his trial, Barnardo's action like that was viewed as a problem because his action ignored children's mothers will. And this trial had one more problem. It was about denomination of Christianity. Originally children Tye, Roddy, Gossage baptized protestant faith but after that they

were converted their faith Catholic by their mothers. Barnardo's Homes based on Protestant faith in its principal, so the catholic authorities worried about proselytize of the Dr.Barnardo's Home. Inspire of its tolerance of Christianity, as Dr.Barnardo do his practice based on Protestant Christianity by force, he suffered misunderstanding to his practice from catholic authorities and children's mothers.

During the case of Barnardo's Trial, Barnardo lost Tye case that his first case. Dr.Barnardo's side appealed their morality but didn't understand because of effect of parental power of custody. But after Gossage case's lost, things have changed. There were new legislate about custody of children in the philanthropic institute. In those days Prevention of Cruelty to children Act already lay down but had no legal systems for custody of children in the philanthropic institution. So some members of diet try to establish new low about it. Robert Anderson who wrote "Morality by Act of Parliament" appealed invalidity of Gossage case and then public opinion increased. Finally this public opinion and Anderson's effort bear fruit for legislation of custody of children Act 1891. In this process Barnardo's practice contributed English new law about custody of children in philanthropic institution.

In the third chapter thesis tried to understand relationship between 1891 custody of children Act and Barnardo's case of three children. At first thesis investigate the custody of children act and from each text tried to understand the similarity with Barnardo's trial cases. From the view of the point of comparative with Barnardo's case thesis understood the relationship of the law and Barnardo's trials. Then in the fourth chapter, to understand the relationship with child welfare continuity, thesis compared with 1891 custody of children act and children act 1908. Children act 1908 is the first comprehensive children's law in the UK. Compare with the similarity of the two laws about children make us understood about the continuity of Barnardo's practices with social welfare in the  $20^{\rm th}$  century, not only philanthropic rescue but a pre-social welfare practice in the present days.

In the final chapter as conclusion of this thesis, this experience of trial in Barnardo's Homes is rooted on the advocacy of children in his institution and his passion to protect children's life. And such his practice appears as children's welfare in his residential child care in those days. In the relationship between 1891 custody of children act and children act 1908, Barnardo's trial case is deeply related with its legislation. And the legislation of the custody of children's act 1891 is rerated with Dr.Barnardo's Philanthropic mind and his practice. So we have to remember his philanthropic mind to rethinking our welfare system for children in our days.